

第四章 安全保障と軍備縮少

第一 安全保障の必要

マックス・ヒューバーに従へば平和主義は既に國際主義の部分現象なり。(註一) 而て既に述べたるが如く、軍縮運動は平和運動の部分現象にして、軍縮問題は平和問題の部分問題(Tailor's)なりとせば、問題の全般に適當なる解決を與ふることなくして、其の一部分に限り妥當なる解決を與ふることの困難なるべきは想像するに難からず。加ふるに吾人が軍備縮小の根本的障礙の條下に述べたるが如く軍備存在の理由も戦争の原因も生命の内に内在するが故に、生命に圓滿なる自存(Self-preservation)の方途を確保し、人生に對する軍備の役務を全部免除せしむるに足る軍備の代用物を提示することなくして、之より自衛手段たる軍備を奪ふこと能はず。吾人は軍縮運動の過程を一貫して到處に此の理法の發現し、國際聯盟をして如何に多くの考案を立てしめたるかを見たり。

翻て技術上の見地より論ぜむに吾人は既に前編に於て海軍々備制限協定成立の比較的容易なることを述べ、ヴェルサイユ條約、華盛頓條約、倫敦條約等を以て之が例證となせるが、將來に於ける一般的、双務的軍縮協定の基礎たるべき華盛頓條約及倫敦條約は其の結構も内容も幾分改善補充の餘地ありて、其の完成は之を將來に於ける第二回華盛頓會議、聯盟軍縮會議等に俟たざるを得ず。陸軍制限問題に在りては暫く必任意務兵制度の撤廢を望むべからず。國際聯盟軍縮會議準備委員會の成績に徴するに、陸軍制限協定案は海軍制限協定に比し遂に粗漫にして、協定の尊重を確保するの手

段を缺き而も軍縮の程度は獨逸の夫と異なり、略各國が其の財力等の關係上隨意に軍備を調節する程度に止まらむとする傾向あり。空軍の制限は不可能にあらざるも、其の成立し得べき協定は陸軍制限協定と略同一程度の不満足のものたるべきは華盛頓會議、軍縮會議準備委員會等の成績にも之を徴すべし。毒瓦斯問題に關し之が戦争使用を禁止する國際條約の屋上更に屋を架しつつあるは毒瓦斯の研究が隆にして右禁止を勵行するの手段なきことに對する煩悶の表白に外ならず。破壊力強大なる武器彈藥及軍用材料の發見又は發明を抑止するの手段なきことも云ふ迄もなし。最後に軍備制限協定を以て大國特に大工業國の軍事潛勢力を測定し制限し得ざるは勿論智能、經驗實行力、組織的能力、政治的才能、犠牲的精神、愛國心等の精神的要素に觸るゝことを得ず。(ナポレオンは精神の力は勝敗を支配すと云ひ、吳子は兵に四機あり一に曰く氣機と云へり) 該協定に依り軍備の一切の人的及物的要素を制限する事は既に始より不可能なり。之を成功せる諸軍縮會議の例に徴するに、各國代表は孰れも自國の國防上に於ける自由行動を留保すると同時に、他國の夫を拘束するに努め、樽俎の折衝に於て自國の關係的兵力を有利ならしめつゝ彼我の軍備を決定することは、其の意義トラファルガーや、ヴァテルロオに乾坤一擲の勝敗を賭すると撰ぶ所なし。遇々技術上の見地に於て比較的完全なる成案を得ることあるも主權論等に立脚する各國の反對に會すべく、之に反し粗漫なる提案は各國軍事専門家の冷評に依りて直に一蹴せらる。若し幸にして一種の妥協的解決に達し得たりとするも其の内容にして適確ならず、其の約定尊重を確保するの手段無く、軍備縮少の程度にして云ふに足らざらむか、社會的有機體たる國家が其の軍備の程度を隨意に調節するに比し、幾何の効果あるべきや、之れ軍備縮少協定が本來完璧を期し難く、絶對的價値を有せざる所以なり。

凡そ國際軍備縮少協定は各締約國に偏頗なく、其の安全を害せずして、各締約國の軍備を現在より小規模ならしむる

ことを要諦とす。所謂比例論者は一律に各國の軍備を同一割合減少するも、其の關係的勢力及相對的安全は同一なりと云ひ、國際聯盟諸會議に於てスカンヂナヴィア諸國及南米諸國は安全は軍備縮小中に内在すと主張するも、戰術上の見地よりすれば、一艦を以て二艦に當ると、數隻の艦を以て其の倍數の艦に當るとの間には、兵力運用上の巧拙に依り勝敗の機會に多大の差異あり、彼の華盛頓會議に於て五、五、三、一・七五の比率には異議なかりし伊太利全權が一隻よりも寧ろ二隻の航空母艦を要求し、華盛頓會議及倫敦會議に於て日本全權が同一比率の下に絶體噸數に於て多くの潜水艦の保有を要求したるは寧ろ當然なり。

斯の如く軍備縮小に固有の技術的障礙あるのみならず、現有勢力に據り各國の比率を決定する場合に於ても、軍備の安定又は縮小は平和運動の一方面としてサン・ピエールの主張する如く *status quo* を固定し、*rebus sic stantibus* の原則の活用を阻止し、現行條約を神聖のものとなし、平和を鞏固ならしむると同時に、當時の大國の優越權を確保するに資し、後進國及弱小國をして、將來發展するの希望を失はしめ、永久に大國の專擅に委せしめんとす。若し軍備縮小より百尺竿頭一步を進めて軍備撤廢に至らむか、本來の小國は一層本來の大國の專擅に委せられ、經濟力特に工業力の大なる國は容易且迅速に再度武装を完成するを得て、然らざる國を徹底的に壓倒し去るに至るべし。是一般に先進國及強大國並後進國及弱小國をして等しく道德的軍備撤廢を以て欣然軍備撤廢の道程に上らしむる階梯として超越的正義を地上に君臨せしむるの組織を必要とする所以なり。

人類は刀槍を以て戦ひ、超弩級戦艦を以て戦ふ。戦争は腕力を以て戦ふ多數個人間の生存競争の組織化せられたるものにして、集合的生存競争將又 *group selection* と看做すを妨げず。されば戦争心理学の著者マッカーチーが武器にして廢棄せられむか人類は棒と石とを以て戦ふべしと云ひ、立法又は協約に依り戦争に變化を齎し得ざるは恰も強力又は

約束に依り個人をして正氣を保たしめ得ざるに等しと云ひ、第五回聯盟總會第三委員會の平和議定書に關する報告委員たりしベネシュ氏が軍備を縮小するも戦争は可能なることを指摘したるは宜なり。ヴェルサイユ條約に依り獨逸の軍備が極度に縮小せられたるに拘らず、佛國の安全問題はデモクリタスの劍の如く諸軍縮會議の頭上に繋り、疑似安全保障條約たる聯盟規約は始より其の效力を疑はれて、次第に無効力を曝露し、巴里平和會議に於て英佛、米佛、保障條約を産み、米國に於て右條約及聯盟規約の批准を拒否するや、後華盛頓會議に於ける陸軍制限問題失敗の導火線となり、國際聯盟第三總會の決議第十四を経て、相互援助條約案及平和議定書の起草を促し、之等考案の失敗に歸したる後、ロカルノ諸條約に於て漸く其の一部の解決を見るに至れるも、一層有效なる保障の欠缺は、遂に倫敦會議に於て佛國の絶對的所要量を低下せしむる能はず、該會議の成果の全からざりしことは吾人の記憶に新たなる所なり。Valter Simon 曰く、*Hermann Jahreis* 曰く、軍縮問題は過去二十五年間國際的討議の焦點となれるが、近時に及ぶに従ひ、吾人は軍縮に關する討論が結局超國家の存在不在の問題に歸着すとの印象を益々深ふせざる能はず。(註二)

觀じ來れば軍縮協定は平和確保の寧ろ枝葉の手段に過ぎずして、獨自にて絶對的に有效なる能はず、其の成立の前提條件として將又軍備縮小より軍備撤廢に漸進するの條件として、他の國際協定に依りて補足せられざるべからず。此の事實を知るが故に實際論者は平和を欲せば戦争に對して用意せよとの主張を罷めずして、軍備は戦争の結果なりと云ひ、文明を其の滅亡より救はむと欲せば戦争に對して用意せよと云ひ、レオン・ブルジョアは *「Le désarmement ne sera pas une préparation mais une consequence.」* と云ひ、*「Garantissons la sécurité afin de pouvoir desarmer.」* と云ひ、*Ch. Meurer* は *「Eine selbständige, von der internationalen Friedenssicherung unabhängige Lösung der Abrüstungsfrage gibt es nicht.」* と云ひ、(註三)キッド教授は國際法典完成以前に軍備縮小を論ずるは車を馬前に置くものなりと云ひ、マダ

リアガ氏は純粹且簡單の軍備撤廢は不可能なり、何となれば純粹且簡單の軍備撤廢は自家撞着を含めばなりと云ひ、適當に組織せられたる世界的團體の存在せざるに於ては一般的軍備撤廢は不可能なり、斯の如き團體の成立こそ懸案を解決し、強大國の軍備を撤せる小弱國に對する不當の壓迫を抑止し、若し紛争が戦争を展開するに於ては、必要の際武力の形式に變るべき世界の合成經濟力を被害國の使用に供せしむるを得べしと云ひ、斯るが故に吾人は軍備撤廢の前途に横はれる眞實の障礙は問題の本質に附着せるものなるを知る、換言すれば軍備撤廢問題の解決は本問題自身の内部に之を求め得ずして之を外部即ち“world permanent war”の解決の内に求むるを要す、事實上軍備撤廢問題は軍備撤廢問題にあらずして、實は世界的社會組織の問題なりと喝破し、(註四)アーノルド・フォルスターは軍縮問題を單なる技術問題と觀ぜむとする英國學者中の例外として軍縮問題が仲裁裁判、安全、平和裡の現狀變更、戦争原因の除去等の廣汎複雜の問題と不可分の關係に在りて、軍縮運動は國際的無政府狀態に換ふるに平和的世界的秩序を以てせむとする絶大な努力の一端に過ぎざることを是認し、ポリチス氏は露國委員提出の軍備即時全廢案に關し軍縮會議準備委員會第四回會議に於て次の聲明を爲せり。

余の友人ポール・ボンクール氏は、唯今吾人の過去八年間の經驗が、如何に軍備の縮少と安全との間に不可分の關係あるかを明證するに足るかを指摘せり。此の見解は既に規約第八條具體化せられて、歴史を一貫せる人類社會の大法則を解明しつつあり。人類の團體にして何等かの實力を其の支配下に有せざるものなし。各種の人類社會間に存在する相違は、其の或るものは組織せられて、爲に實力集中せられつゝあるに反し、或るものは組織せられずして、爲に其の實力が各員の掌中に存在せり。天使の如き人民のみに依り組織せられ、爲に其の支配下に毫も實力を必要とせざるが如き國家は存在せず。最も進歩せる國と雖も常に公序維持の爲に實力を必要とし、國

際聯盟も亦此の例外たるを得ず。各國が協定して其の現在把持しつつある武力を縮少せむが爲には、秩序を維持し依て以て各員が自ら秩序維持の責に任ずるを避けむが爲、充分の實力を具備せる國際組織を必要とす。人類社會の開闢以來歴史が吾人に垂教し、規約第八條の明文として採用せられたるは實に此の法則なり。而て該明文は實に八年間の刻苦精勵の後吾人が再應國際協定中に挿入せむと試みつつある所のものなり。

國際聯盟事務局は小冊子 *Conférence du Désarmement; Travaux Préparatoires* に於て過去十餘年間對立せる兩主張間の葛藤の跡を忍び、極度の戒心を示しつつ一般軍縮會議に於ける可能性を揣摩して次の如く云へり。

“Le sentiment de la sécurité, par exemple, de quelque point de vue qu'on le considère, constitue avant tout une question de confiance politique. De nombreux traités et accords, qui ont tant fait pour rendre la guerre plus difficile en développant les méthodes permettant un réglant pacifique des conflits, ont tous pour objet d'accroître la confiance, et c'est sur cette base que reposent principalement, à l'heure actuelle, les possibilités de désarmement. Les premiers résultats dépendront, dans une grande mesure, tant du degré de confiance en ces instruments que de la situation politique générale. La réduction des armements constitue-t-elle en soi une contribution nécessaire à la confiance internationale ou n'est elle qu'un symptôme du degré de confiance déjà atteint? Cette question fait encore l'objet de discussions qui se reflètent dans le degré variable d'importance que l'on attache à la nécessité de renforcer le sentiment de sécurité par des méthodes comme celle des garanties mutuelles d'assistance. Des engagements de ce genre ont été pris dans des accords déterminés, tels que ceux de Locarno, ou encore de façon plus générale, dans le Pacte de la Société des Nations. Mais les avis diffèrent quant à leur valeur, et la difficulté est d'arriver à un accord sur la manière dont

leurs effets se traduiront par une réduction effective des armements. Le problème tout entier touche à la racine même des relations internationales."

以上の陳述の前半は余輩が第六章に述べむとする相対的安全保障に随伴する軍縮問題の有限的實際的解決に正に應ずるものなり。其の後半は安全保全必要論と其の反對論とに公平ならむとして、徒に疑問態の文を綴るに忙はしく自説を提示せざるも、最後の直接法の一句「問題の全部は實に國際關係の根幹に觸る」と云へるものは軍縮問題の本質を曝露して、安全は軍縮に内在すとの比例論者の提説を粉碎し、軍縮は原因にあらずして結果なりとの説に千鈞の重味を賦與するものなり。

尙ダーウインの生存競争適者生存に關する學説は個體又は種が其の環境に順應する爲協力するを肯定するものなるが故にノヴィコフがダーウインニズムは夫自身全人類が一の聯合國家として結合するを妨ぐるものにあらずと云へるは理論としては正當なり。而て多數の生物學者、社會心理學者が生存競争は絶滅せざるも其の態様は不斷に變化すと云ひ、ハント等が“cosmic process”に替ふるに“ethical process”を以てすべしと云ひ、フリードが物理的戦争に替ふるに精神的戦争を以てすべしと云ひ、ノヴィコフ、ニコライ等が動物的争闘に替ふるに智能的方法又は智的競争を以てすべしと云ひ、ウイリアム・ジェームス、マツカーヂー、ヒューガン等が戦争原因除去の爲、戦争に對する安全瓣又は戦争の精神的代用物を創造すべしと主張し、カーヴァー教授が、争闘様式は、destructive form (war, sabotage, duelling) 及び deception (swindling, counterfeiting, adulterating) 及び human form (flirting, campaigning, courting, selling) に進化すと云ひ、タルドが争闘は政治的戦争、經濟的競争の如き破壊的のものより建設的なる社會的討論に推移すと云ひ、ボガルダスが争闘形式は腕力の争闘より意見の精神的交換に變化すと云ひ、適者の意義は最下等の腕力の權化より、中

等の精神力及能率の權化を意味するに至り、遂には博愛の社會的原則に支配せられたる道理の權化を意味するに至ると云へるは、等しく個人間及集團間の腕力に依る戦争に替ふるに、合法的競争を以てし、「我的世界」(ego, self-world) に他の世界(alter, others-world)を取入るべしと主張するものなるが、今日之等諸學者の一致の要望に具體的法律的形式を賦與せむと欲せば、自然状態より民族的國家組織を創造したる手續を履みて、經驗の教ゆる儘に國際間の自然状態に替ふるに法的秩序の支配を以てするの外他により適確且實際的なる方法の指示せられたるものなく、結局前記諸學者の要望は世界的法的秩序てふ安全の保障を要望するものに外ならざるなり。(註五)

されば之を部分的軍縮を招徠したる過去の歴史に徴するに、第一回海牙會議は仲裁裁判と軍備制限問題とを主要議題として掲げ、瑞典、諾威間中立地帯設定に關する條約は仲裁條約と同時に締結せられ、智利、亞爾然丁間海軍制限に關する條約は國境問題を英國皇帝の仲裁に委する條約と、前後して締結せられ、第二回海牙會議前後より世界大戰直前ハウス大佐が英獨海軍協定の成立に斡旋したる當時迄、獨逸は大陸戦争の場合に於ける中立嚴守を條件として十六又は十五對十の割合を以て英國の希望たる海軍制限協定に應ずべしと主張し、之に反し英國は英佛協商に鑑み、獨逸が小亞細亞又は阿弗利加に於ける第三國の領土を獲得するを妨害せざる旨を約して該協定の實現を庶幾せむとし、華盛頓海軍制限條約は四國協約、九國條約——余輩の所謂實質的不平等條約——其の他の懸案解決に關する政治條約と同時に締結せられ、サンチャゴに於て開催の汎米會議は軍備制限問題と同時に國際審査委員會設置問題を討究したり。他面思想界に於ても平和運動は軍備縮少運動と交錯し、國際的平和組織又は國際的法的秩序を實現し、間接に各國の軍備縮少を促進せむとしたる學者の考案は枚擧に遑あらず。例ば Hans Wehberg 氏は軍備縮少の間接的方法として、(一)Umfriid, Schlicking, Naumann, Novicov 諸氏の歐羅巴合衆國組織論、(茲に吾人はクイデンホッフ・カレルヂー、ブリアン等の歐羅巴聯邦

案及一九三〇年六月發表の Union Juridique Internationale の歐洲聯合案等を合理的に追加し得べし。(註六)(一) Duplex 氏等の國際聯盟組織説(註七)(二) C. Richey, A. Moch, Dumas 諸氏等の平和協會に於てなしたる義務的仲裁々判所構成説(註八)(四) A. H. Fried の同盟形成説(註九)(五) Glaziel, Pandolfi, Daehne van Varick, 諸氏の經濟的原因に基く國際關係緊張除去に關する説(六) Lujo Brentano の英國海軍の二國標準拋棄及獨逸海軍根據地及貯炭場設置容認に關する主張(註一〇)(七) Albert Gobat, M. Butler の政治的原因に基く國際關係の緊張除去に關する説(八) E. Durant 氏の産業上に軍隊を利用すべしとの説(註一一)(九)軍需工業の官營(一〇) J. Dumas 氏等の海上捕獲權否認の主張(註一二)(一一) Colonel Michelson の談判破裂と戰爭開始との間に猶豫期間を設くべしとの説を列擧したり。(註一三)

第二 比例論者の安全保障無用論と事實上の安全を有する國家の民族主義

ホルチェンドルフは軍備が防禦と攻撃の兩作用を有し、此の後者の作用を有するが故に軍備が外交交渉の目的となり、徐々に軍縮秩序の成立を促すに至ると述べ、ハンス・ウエーベルグ及ワルター・シュツキング兩氏はホルチェンドルフを以て軍縮問題の獨立的解決 (selbständigen Lösung der Abrüstungsfrage) の可能を信じたる第一人者なりとなし、(註一四)自ら此の説に左袒す。然れども古來軍備の縮少制限を主張したる學者にして安全保障問題に言及せざる學者はベトナム、レツシング、ロバート・ビール、コブデン等其の數頗る多く沈黙の理由を以て之等の論策家を直に安全保障不必要論者なりとなすは早計に失するの嫌あり。夫は兎に角、少數の學者は比例論者^{Proportionalisten}の見地に立ち、國際間の強弱を決定するは其の關係的勢力にして、軍備の絶對量にあらず、故に自由意思の合致に依り兩國間の兵力を同時に同一割合減少するも、(vertragsmässige freiwillige relativgleichwertige Rüstungsbeschränkung) 其の關係的勢力には何等の影響なしと斷じ

軍縮問題の獨立的解決を可能なりとす。特に獨逸學者ワルター・シモン博士の如きは、軍備制限は超國家の建設を必要とせず、"völkerrechtliche Regelung" を以て之を解決し得べしとなし "freie Rüstungsbeschränkung unter Peibehaltung der Normarüstungsproportion wäre ein Defekt nur für eroberungsbedachte grössere Staaten." と説き明瞭に比例主義の適用による軍備制限の可能なることを容認したり。(註一五) 尙キンシー・ライト教授の如きも、紛争の平和的處理及國際強制は軍備縮少に裨益すべきも、互に別個の問題なりと云へるより見れば、或は安全保障無用論者に屬するやも知れず、(註一六)之等の論者は何れも比例主義 (La proportionnalité) を適用すれば以て軍備制限問題を解決するに充分なりとなすに於て一致せり。

此の論は一定時に於ける特定の想定敵國特に必然的想定敵國を世界の他の部分より切放して觀察し、之に速戰速決主義を適用する場合に於て一應一般人をして首肯せしめ得べきが如しと雖も、六割の軍備は其の自乘三割六分の戰鬪力を發揮し得るに過ぎず、且事實上列國が不斷に生存競争を戦ひつつあり、時の経過に従ひ生命に流轉あり、國際關係に榮枯盛衰あり、戰爭の永續する場合に於ては軍備縮少を受諾したる小國が資源の大なる國に比し不利益の地位に置かるべきこと等を回想するに於ては容易に一般的に承認せらるべき議論にあらず。故に比例論者の主張を一部裏書する國際的軍縮協定にして現在效力を有しつつあるものは永續的、一般的、徹底的、最終的解決を齎さざるの不便あり。加之世界大戰前に於ける獨逸の比例論者が、或は海洋の自由並原料供給地及市場として植民地の門戸開放を要求し、或は輸出入易と云ふが如き自國に有利なる比率の基礎を發見するに努め、巴里平和會議以後に於ける獨逸の比例論者が規約第十九條の效力を擴充し、之を活用せむことを主張しつつあるに徴すれば、實際は彼等も亦現狀固定に倒行逆施する國際的政治經濟關係の整調を要望するものにして、亦一種の安全保障を要求しつつあるものと謂ふべく、(註一七) 比例論者の

説は到底部分よりも全部を先にする純正國際主義に立脚する安全保障論を覆すに足らざるなり。

然れども世界は天國にあらず、人類は「天上より落下したる天使」にあらず。社會は複雑にして博愛と憎惡、協力と衝突、求心力と遠心力との交錯する舞臺なり。或る方向に向つて吹く風を逆風なりとして呪咀する者ある反面に於て此の風を帆に孕み順風なりとして之を歓迎する者あり。吾人の安全保障必要論は之が實現に依りて得る所あるも失ふ所なく、之が確立の内に自存の途を發見せむとする國に依りて歓迎せらるべきも、得る所失ふ所を償はざる國又は失ふ所ありて得る所なき國に依りて拒否せらるべく、比例論者の安全保障無用論は當に右の場合と順逆を顛倒し、事實上の安全を享有し他に求むる所なき國家の内に其の支持者を發見すべきや理の看易き所なり。

聯盟規約第八條中に用ひられたる國の安全(securité nationale)なる文字は聯盟の軍縮に關する諸會議に於て反覆使用せられたれども、安全は結局捕捉すべからざる國民心理上の現象にして、其の存在を確認し、其の成立要件を知悉することは困難なりと雖も、安全てふ觀念に客觀的基礎を供する領土的、人種的、民族的、經濟的、政治的要件に關しては之を闡明すること決して困難にあらず。

(イ)安全の領土的要件

一國の領土は充分の面積を有し、且島國なるか、然らざれば、其の國境が隣接國と自然的國境即ち分水嶺、大河、多數の戰略地點に依りて限界せられ、國境が民族主義の指示する國境と完全に一致する場合に於ては其の安全は最も大なり。之に反し一國の領土は強隣の間隙を窺ふて領土の一部を割取せむとし、該部分が嘗て右強隣に屬したるが如き歴史ある場合に於ては頗る不安定にして、斯の如き領土を有する國は安全感自ら小なり。之を歴史に徴するに、戰爭後の平和條約は勝敗の程度を基礎として、國境の一部に改訂を加へ、領土の現状を確定するも、此の現状が前記の領土的安全

の要件に合せざるときは講和條約の領土に關して與ふる解決は不合理にして、其の不合理の程度大なれば大なる程領土の現状は不安定にして、之が維持に大なる兵力を必要とし、而も終局迄之が維持に成功すること多からず。ヴェルサイユ條約以下の平和條約は波蘭の玄關先を始とし、一般當事國間に所謂イレデンチズムの問題を惹起し、波蘭は獨露兩國を恐れ、佛國は獨、露、伊を恐れ、チェッコ・スロワキイは獨逸、洪牙利を恐れ、羅馬尼は露國及洪牙利を恐れ、勃牙利はセルブ・クロアト・スロヴェニアを恐れ、白耳義は獨逸を恐れ、奧地利は一切の隣接國を恐れ、バルト海諸國は波蘭及露國を恐れ、土耳其と希臘とは互に窺視し、アルメニアは土耳其及露西亞に依りて窺視せられ、波蘭は獨、露に依りて窺視せられ、アルバニアはセルブ・クロアト・スロヴェニア國、伊太利及希臘に依りて窺視せられ、フィユーメは伊太利に依りて窺視せられ、佛蘭西は嘗てルール地方を窺ひ、サール河流域に對する野心を棄てず、洪牙利は奧地利を犯さむとし、リチエニアはメメルを犯さむとし、波蘭は既にヴィルナを犯し、又奧地利を犯さむとし、露西亞、波蘭は互に相犯さむとし、他の大陸に於ても亦滿洲、タクナ・アフリカ等に部分的に低氣壓の低迷せる地方あり。然るに世界大戰後平和條約が設定したる現状の維持は國際聯盟に依り將又同盟條約に比すべき所謂地方的協定に依りて完全に保障せらるるに至らず。是特に歐洲大陸諸國が一般に不安に襲はれ、其の兵備が結びて解けざる所以なりとす。

以上の事實に反し、米國、加奈陀、濠洲の如き、南米諸國の如き、スカンデナヴィア三國の如き、一般歐洲大陸諸國の如く複雑なる關係を有せず、從て之等諸國に關しては領土的安全は事實上既に存在し、之等諸國の軍備が自ら薄き所以なり。

(ロ)安全の人種的民族的要件

人種なる文字は既に述べたるが如く自然科學上に於ける人類の分類にして、人類は之を白、黃、黒の三種に分類し、白色人種を更に三種に分類するの常なるが、吾人は此の際之を社會科學上及政治學上に於ける民族なる觀念に基調を供

するものとし、安全の人種及民族的要件を一括して觀察せむと欲す。(註一八)

佛國革命後自由主義の擴布と共に加速度を以て進展したる民族主義に従ひ、一民族が一國を形成する場合に在りては該國は必然的に統一鞏固等政治的安定の要件を充足し、其の安全は事實上既に存在す。之に反し多くの異民族異人種を合せ、而も其の數大なる場合に於ては斯の如き所謂少數民族 (racial minority) を有する國は自ら不安に悶えざるを得ず。現在歐洲に五千萬人の少數民族あり。更に全世界に於て異民族の桎梏下に泣ける少數民族は印度人を始として驚くべき數に達すべし。之を世界大戰後の事實に徴するに該大戰はアルサス人、チェッコ人、波蘭人、ラ、ヴィア人、芬蘭人、エストニア人を解放したりと雖も、反對にアルメニア人、チョーチア人を露國の治下に置き、洪牙利人の一部を羅馬尼亞、セルブ・クロアト・スロヴェニア及チェッコ・スロワキアの治下に置き、フィユーム住民、チロル住民を伊太利の治下に置き、リチエニア人、ウクライナ人、獨逸人、白露天の一部を波蘭の治下に置き、他の獨逸人の一部を白耳義及チエッコ・スロワキアの治下に置き、サル河流域住民を獨逸の手より佛國の掌中に移し、委任統治地域の住民は獨逸の支配より英、佛、日の委任統治に移され、クロアト人、ダルマチア人、ボスニア人、ヘルチエゴヴィナ人、モンテネグロ人は塊地利洪牙利の治下よりセルブ・クロアト・スロヴェニアの治下に移されたり。東ガリシア人は自治を得ずして波蘭に合併せられ、波蘭の白露天は蜂起し、獨逸人は立退を命ぜられ、チロル住民及クロアト人の一部は伊太利に對して不満を抱き、トランスシルバニアに於ける洪牙利人は羅馬尼亞の農地法に苦しみ、アイルランド人は芬蘭に反抗し、上部シレシア分割の結果は波蘭人を獨逸に、獨逸人を波蘭に歸屬せしめ、マセドニア人は塞耳比亞に反抗し、リチエニア人は波蘭に反抗し、ベッサラヴィアのウクライナ人は羅馬尼亞に對し反旗を翻せり。見るべし、一八六七年佛國平和自由國際協會に依り標榜せられ、諸私的國際會議に於て採擇せられ、ウイールソンの十四點の一項となれる民族自決主義

が云ふべくして行はれざることを。尤も世界大戰後多數の異民族を合せたる新興國は少數民族條約に依り一定の義務を負ひたりと雖も、該條約は新興國の主權論に妨げられて其の効果を發揮すること充分ならず。僅に之等諸國が少數民族に對して彈壓を恣にするを阻止するのみにして、問題の根本的解決に寄與する能はず。是新興國及領土を擴大したる國並嘗て帝國主義的征服に成功したる國の不安大なる所以なり。此の不安は少數民族と同一の民族より成れる接壤獨立國の嚴存する場合に在りては其の極點に達すべし。今や三千萬を算する獨逸系在外少數民族が其の母國との文化的紐帯を維持せむと腐心し、爲に獨逸外務省文化事務局ケルンに新なる而て機微に亘る任務を課しつつあることは獨逸及其の隣國の双方の民族的安全が如實に害せられつつあるを語るものなり。之に反し印度人と比すべくもあらざるアメリカン・インディアンを警察力を以て容易に制御し得、時に私刑すら之に加へ得る米國は此の見地よりするも既に事實上の安全を把持し南米諸國、英國自治領、スカンヂナヴィア等之に次ぐ。第六回聯盟總會申リチエニア代表は一切の聯盟國に少數民族保護條約の主義を受諾せしむる趣旨の條約案起草方を提案し、大國の反對に依り之を撤回したり。大國が人種民族に關し自由なる對内政策を發展せしめむとする慾求は彼等を馳りて此の態度に出でしめたり。一切の植民地に委任統治の主義を適用せしめむとする提案顯はれむか其の運命知るべきのみ。一般にアングロ・サクソンの國が有色人種を排斥するは人種的安全レシヤ・セキユリテイを低下せざらむとする自衛手段に出づるものと觀察するを得べし。

(ハ)安全の經濟的要件

人口多く、土地廣く、天然資源亦多種豊富にして自給自足し得る國は、既に事實上經濟的安全エコノミク・セキユリテイの要件を充足するものなり。國際聯盟の軍縮會議準備委員會は安全保障及軍備縮少の見地より「地方」なるものが如何なる要素より成るべきかの問題を考究し、右地方は大體自給自足の要件を充足するを要し、一大陸を以てするも尙足らざる場合あるも、北亞

米利加の如きは最も良く該要件を充すものなりと云へり。從て經濟的安全の見地よりすれば或は原料、或は加工品、或は販路獲得の爲外國に依頼する一般歐洲諸國は勿論南米諸國英國自治領の如きも亦相當不満足の状態に在り。特に英國の如く本國の貯藏食料が僅々三週間を支ふるに過ぎざるが如き場合に在りては經濟的不安は頗る大なるものありて英國の大海軍は主として茲に存在の理由を有し、マクドナルド首相が海軍即ち英國なりと喝破せる所以亦實に茲に存す。尙外國の資本を輸入し外債を負へる國は然らざる國に比し不安を感ずること大なるべく、戰敗國の賠償債務が該國の歳出豫算の三分の一を占むるが如き場合に在りては該國をして自暴自棄に陥らしめ、戰爭を勃發せしむるの危險あり、舊同盟國の對米債務の如きすら稍もすれば債權國及債務國の關係を緊張せしむるの虞なきにあらず。尙一國經濟組織の見地より見るに、自由主義に立脚せる資本主義進展の爲には、各人の經濟的自覺に伴ひ、經濟的利益開拓の可能性大なるを必要とす。而て米國に於ては資源豊富にして、各人其の職に安んじ、努力に依り其の地位を向上せしめ得るが故に、共產主義思想の蔓延を見ず。然るに資源小にして、人々就職向上の機會を得ず、貧富の懸隔大にして、弱者に自由選擇の機會なしとせば、唯物史觀、餘剩價值説、資本集積説、階級闘争原理の理論的缺陷如何に拘はらず、共產主義的思想は瀰漫し、資本主義的經濟組織を脅威し、國力を減退せしむべし。要するに經濟的安全の見地に立ちて論ずるも最も安全の要件を充足するものは北米合衆國なりとし、ラテン・アメリカ諸國之に次げり。之等諸國の經濟的安全感が其の軍備を守勢的ならしめ、軍縮會議に寧ろ積極的態度に出でしむるは理の見易き所なり。

(二)安全の政治的要件

若し君主專制又は寡頭政治行はれ、軍國主義の不健全なる發達を遂げたる國ありて、帝國主義的政策を採用するものありとせば、斯く如き國は民主的統制行はれ社會黨の優勢となれる國に比し、結局自己存立の爲なりとは云へ、戰爭の

冒險を敢てし易かるべく、從て斯の如き國の接壤國は大なる不安を感ずべし。法律問題に關する國際紛争は容易に平和的解決を發見し得べしと雖も、政治問題に關する國際紛争は戰爭を誘致すること往々にして、此の種紛争問題を有する國は然らざる國に比し、不安を感ずること大なり。列國は其の主權の完全に保持せられむことを要求し、特に其の對内主權に對する干渉を排除せむと欲す。彼の土耳其の内政に干渉すること極端なりしセーブル條約が土耳其の奮起に依りて死産に終り、ローザンヌ條約に依りて代られたるは顯著なる事例に屬す。ヴェルサイユ條約其の他の平和條約が戰敗國に大なる苦痛を與へつつある所以は即ち戰勝國の軍備の巨大なる所以にして、ロカルノ條約其の他の同盟條約の締結せられたるは這般の不安を除去せむと欲するに出づ、然れども之等の政治條約は一面締約國の責任を重からしめ、軍備縮少に貢獻するを必すること能はず、支那は阿片戰爭以來羸弱を曝露し、外政を誤りて、國權を失ひたるが、爾來支那に對して統一戰線を維持したる先進國の協調は世界大戰後、獨、澳、露の落伍に依りて敗れ、日、英、米孰れかの對支政策を基調とする“new alignments”の成立は殆んど不可能となり、聯盟規約、不戰條約、九國條約等國際主義進展の勢に乗じ既に支那は國內の統一鞏固となるを待たずして着々國權恢復の道程に上り、所謂不平等條約の存続は脅威せられ、支那に特殊權益を有する列國特に日本は門戶開放主義と孫逸仙の支那民族主義との中間に立ちて進退兩難の地位に在りと云ふを得べく、茲に一の政治的不安の醸成せられつつあるを否定すべからず。想ふに政治的安全の見地より論ずるも、兩米大陸をモンロー主義及汎米主義の羽翼を以て蔽ひ、“manifest destiny”の進展する儘に、西班牙及英國の勢力を驅逐して墨西哥及中央亞米利加に其の覇權を確立し、世界大戰後南米等に於て弗外交の威力を發揮するに餘念なく、從て中立國商船の不可侵を確保せんが爲に海洋の自由を叫び、東洋の市場を確保せんが爲に門戶開放主義を維持せむとする外、別に大なる關心を有せざる米國はフーバー大統領も認めたるが如く既に事實上安全の要件を充足し、而て土地廣く、人

煙霧に歴史の簡單なる南米諸國、英國自治領は之に次ぎ、獨、露に憚る所あるも、チャールズ第十二世以降境を守るに餘念なきスカンヂナヴィア諸國も亦略同一の立場に在り。(註一九) 翻て想を吾人の祖國の上に馳せむか、尾崎行雄氏著軍備制限は「無敵の日本」と題し述べて曰く「現在の日本は對内的にも又對外的にも、殆んど軍備の必要を見ざる僥倖の地位に立つてゐる。他の列國と違ひ、絶對安全の地位を占めてゐる。帝國たるもの、宜しく千歳一遇の此の好機會を把握し、深く慮り、以て大に平和的發展の大策を講すべきである」と。吾人竊に想ふに氏の説は一種の“valour of ignorance.”にして現實を忘れ、樂觀に過ぎたり。吾人は國有の日本が政治的安全、地理的安全及民族的安全を具備すること英國に似たるものあるも、經濟的安全は寧ろ之を有せざるのみならず、經濟的安全の程度は過去五十年間の拮据經營に拘はらず、年々減少しつつあり。眼を轉じ不完全に實現せられたる帝國主義下の大日本を見むか、固有の日本が享有したる人種的、地理的、政治的の安全も亦多分に失はれるを閑却する能はず。今日の日本は高き犠牲を以て贖はれたる樺太南半、朝鮮、臺灣、及南滿洲に於ける權益を維持し、帝國の生存權を主張せむが爲に、相當軍備を維持するの止むを得ざる立場に在りて、之を縮せむが爲には英米兩國と立場を異にし、世界平和主義 *Weltkulturgemeinschaft* の進展に乗じ、事實上の安全を有せざる歐洲大陸諸國と共に安全保障を要求し、國際平和組織の結構及機能をして自國の需要に適合せしむるに努むること巴里平和會議國際聯盟委員會に於けるが如くならざるべからず。(勿論所謂人種平等案は更に重大意義を有する世界平和組織問題の部分問題たるを忘るべからず) 而て國際平和組織案の容れられざるに當りては一轉して我が滿蒙に於ける特殊權益の維持及充實に關する完全なる了解を取附け、九國條約の締結及石井ランシング協定の破棄に依りて助長せられたる門戶開放主義と特殊權益との間に於ける無政府狀態を匡救すべし、斯の如きは眞に極東平和問題の核心に觸れたる建設的功業にして、不戰條約や軍縮條約は與らず。

夫は兎に角以上述べたるが如く列國中には本來間然する所なき事實上の安全を享有せる國あり、不完全なる事實上の安全を享有するに過ぎざるも其の富強は以て此の缺陷を補ふに足る國あり、安全保障を享有するの利益よりも國際的制裁に協力するの危険を虞る國あり。之等の諸國が軍縮の前提として安全の保障を要求せず、「安全の保障は軍備縮少の内に内在す」と主張するは當然にして、之等諸國が決して人道主義平和主義の名に於て軍縮を主張するに特に勇敢なる次第にあらず。加之安全の前提要件を充足せる米國の如きは必要とする海軍力に於て世界に冠絶し、利益が鼓舞する儘にラビダン協定に依り強化せられたる英國との間の協調を保つに於ては一點不安の暗影を有せず、英帝國亦同一の立場に在り。之等兩國の如く世界の他の部分より何等の援助保障を受くるを要せず、又之を受くるの可能性を有せざる國に取りては聯盟國として相互援助の義務を負擔するは自繩自縛に陥り却て危険を分擔し、不安を増加する所以なり、英米の安全保障無用論及孤立政策は共に依て來る所あり。之等諸國が軍備縮少又は制限を主張するは純粹に人道主義より出でたるにあらずして、帝國主義を最も安價に維持せむとする自利心の發露なり。トアネは一九一二年の著述に於て既に英、米兩國が軍縮に最も熱心なることを指摘し、米國は軍備制限に依りて歐洲諸國の兩米大陸に對する干渉可能性を薄弱となし、南米諸國の軍備の發達を抑制することに依りて自己のラテン・アメリカに對する干渉權を大ならしめむと欲し、英國は一般的義務兵役制度の採用を餘儀なくせらるるを欲せず、且獨逸等に依りて二國標準維持に異常の高價を支拂はしめらるるを欲せずして此の態度に出でたりとなし、軍縮を主張する國は之に依りて自國の優勢を維持するか、假想敵國の弱點を増し、其の將來に於ける發達を阻碍するか何れかの點に於て利益せむとするものなりと説けり。(註二〇) 飽和國にして徵兵制度を敷く能はざる英國及米國の軍縮運動は國際主義的軍國主義に傾きて萬國に妥當する純正國際主義を拒否せざれば止まず、米國が聯盟規約を拒否し、英國が相互援助條約案及壽府議定書を拒否したる理由亦茲に存す。

第三 間接軍備制限と直接軍備制限、絶對的及準絶對的安全保障と相對的安全保障及軍縮問題の理想的解決と其の實際的解決

(一) 間接軍備制限と直接軍備制限

ポリチス氏の述べたるが如く、一國內に於て秩序の維持せられ、原則上物理的闘争の代りに倫理的闘争のみ行はるるは、各人を超越せる權力ありて絶對的強制力を有し、禁令と制裁とを設け、之を實際に適用するが故なり。(自然の無政府状態を以て秩序と觀する無政府主義者ブルードン等の見解に對しては第三章に於て既に充分回答せられたりと思惟す。) 國際社會に於ても決して之が例外を爲すものにあらずして、國際無政府状態に代ふるに國際的法的秩序を以てせむとせば、類似の安全保障を樹立するの必要あること疑を容れずと雖も、前述の如く飽和國等の民族主義(註二一)に立脚せる安全保障無用論、比例論者理想的平和論者の主張、社會黨勞動黨インターナショナル(L.S.D.)の主張等の之に對峙するありて、茲に軍備制限の直接的方法と間接的方法との區別を生ず。ハンス・ウエーベルグ及マダリアガ兩氏は direct method, indirect method, の區別を認め、前者の如きは、吾人が既に述べたるが如き、安全感の確保又は増進に資すべき十一種の提説を軍備制限の間接的方法として舉示し、後者の如きは所謂不戰條約を間接的方法の一傑作なりと云へり。即ち知る兩氏は間接的方法と直接的方法との區別を認むと雖も、當該安全保障の意義效用を何等究むることなく、其の苟且にも安全感、從て軍備の兵額に心理的影響を與ふるものと期待せらるる時は、右保障が現實に軍備制限規定と不可分の關係に於て、結合せらるると否とを問はずして、茲に間接軍備制限ありと思惟せるに似たることを。然れども如何なる安全保障條約の締結せらるるにせよ、其の締約國が軍備の増減に關し完全なる自由を保留し、軍備の規模に關し

何等の拘束を受けざる限り軍備縮少又は制限の事實的存在を容認すること能はず、且右安全保障條約の内容が義務的仲裁裁判の受諾、調停委員會の設置、四國協約、不戰條約、ロカルノ條約等吾人の所謂相對的安全保障を供與するに過ぎざる場合に在りては、安全保障の幻想的たること、相俟つて、之等安全保障は軍縮條約の成否と運命を共にせざるを常とせり。斯るが故に吾人はハンス・ウエーベルグ氏及マダリアガ氏と異なり、間接軍備制限は、一方に國際的法的秩序將又國際的平和組織換言すれば吾人の所謂絶對的又は準絶對的安全保障の設定あり、他方に軍備の縮少又は軍備の自由の拋棄等軍縮の完全義務あり、(「國の安全と兩立する最少限度の軍備」、「國內の安全に必要な軍備」、「適當なる軍備」と云ふが如き主義上の制限は軍備の數字的制限を含まざるが故に不完全義務なり) 而て兩者が因果關係に依り不可分に結付けられたる場合に限り、其の存在を容認せむと欲す。從て直接軍備制限とは彼の華盛頓會議、ジュネーブ會議、倫敦會議及び壽府議定書拋棄後に於ける軍縮會議準備委員會等の採用したる方法にして、直接に技術的條項を以て軍備の諸要素を制限せむとするものなり。然らば彼の四國協約、不戰條約、ロカルノ條約等は安全保障として全然意義なきにあらざるも、漫然直接的軍備制限條約と共存するのみにして之と何等因果關係に依りて結ばるることなく、仍て軍備制限の間接的方法を以て目すべからざるものなり。觀じ來れば華盛頓海軍軍備制限條約、倫敦海軍條約、ヴェルサイユ條約軍事條項等は軍備制限の直接的方法を體現したるものにして、聯盟規約、相互援助條約又は壽府議定書は一體として間接的方法を體現せむとしたるものなりとす。

軍縮會議の討論に當り、軍事費豫算又は其の一部の金額の制限に依り、全軍備又は軍用材料の量的制限を企圖することありて、之を間接的方法と稱すること屢々なり。此の場合に於ては直接的方法とはヴェルサイユ條約軍事條項の如く兵員數又は材料の數量を制限するを云ふ。想ふに此の後者の意義に於ける直接間接の區別は前者の意義に於ける直接間

接の區別よりも一層適確なりと云ふべく、從て前者の意義に於ける直接間接の區別は寧ろ絶對的又は準絶對的安全保障を前提とする軍備縮少又は之を前提とせざる軍備縮少と云ふの勝れるに若かずと雖も、簡單を期せむが爲に吾人も亦軍備制限の直接的方法及間接的方法の用語を使用することあるべし。(註二二)

(二)絶對的及準絶對的安全保障と相對的安全保障

先づ注意を要するは廣義の安全保障と狹義の安全保障との別なり。聯盟規約第八條は「國の安全」なる文字を用ひ、第三回總會の決議第十四は「Guarantee of the Safety」なる文字を用ひ、有名なる平和議定書を結實せしめたる第五回總會の決議は「Guarantee of a Safety」の文字を用ひ、相互援助條約案に於ける「相互援助」なる文字は、國際聯盟を超越國家に近からしめむとせし平和議定書に於ては、「制裁」なる文字を以て置き換へられたるが、之等兩條約案の起草者は、仲裁裁判、安全保障及軍縮を以て平和神殿の三大支柱となすべしと云へる言に徴して明なるが如く、相互援助(又は制裁)を以て安全保障と同一視し、之を仲裁裁判又は紛争の平和的處理條約と併立せしめたり。仲裁裁判及安全保障なる名稱は實に此の聯盟の用語例を踏襲したるものにして、國際聯盟の諸會議は規約第十六條の經濟的及軍事的制裁並相互援助、又は相互援助條約案又は平和議定書の制裁及互助に關する規定のみを以て安全保障協定となすの慣例を有す。然れどもシュッキング氏が聯盟規約及相互援助條約案を保障條約と呼び、J. M. Spaight 氏が仲裁裁判及不戰條約等をも一括して之を疑似安全保障と呼べる事例に徴するときは、(註二三)國際聯盟諸會議の用語例が適切ならざるを了解し得べく、吾人は國際聯盟諸會議の所謂相互援助又は制裁即ち安全保障を狹義の安全保障と云ひ、仲裁裁判、制裁又は互助及軍縮等を構成要素とする吾人の所謂絶對的安全保障又は其の斷片たるべき安全保障に關する諸既成條約、條約案及決議案を一括して廣義の安全保障と呼び、本編に於て漫然安全保障と云ふときは即ち廣義に於て之を使用するものと解す。蓋し相互援助條約案の相互援助なる文字は、特殊的協定なる文字の示す如く、防守同盟の觀念を逸脱せず。該條約案は規約との關係を顧念する法律家委員會に依りて忽ちに拒否せられ、壽府議定書に依りて置き換へられたるの事實が證明する如く制裁又は國際警察力なる觀念は國際主權、國際統治權、其の支分權たる立法權、行政權、司法權と之を執行すべき國際内閣以下一連の諸機關を必要とし、狹義の安全保障なる文字は結局軍備國防を外交國防に依り補ふの意味に墮し、然らざる限り所謂安全保障の追求する所は結局國際平和組織を以て國際無政府狀態を匡救せむとするにあればなり。(ヴェルサイユ條約に於けるラインランドの無防備に關する規定及華盛頓海軍制限條約に於ける太平洋諸島防備の現状維持に關する規定の如きは時に之を安全保障協定として考察し得る方面なきにあらざるも、之等は他面に於て明に軍備制限の内容を爲すものなるが故に茲に所謂廣義に於ける安全の保障を構成せず。尙倫敦海軍條約第二十一條の如く非締約國の軍備増加に伴ひ軍備を増加し得るの自由を保留する規定を目して一種の保障となす者あり、然れども此の規定も亦非締約國との關係に鑑み、軍備の量を増加せしめむとするものなるが故に軍備制限の内容を構成するものにして、安全の保障にあらずとなす。今廣義に於ける安全保障に關する諸既成條約、條約案、及決議等にして吾人が前篇に於て言及したるものを擧ぐれば次の如し。

(甲)國際聯盟關係のもの

(一)、聯盟規約特に第十條乃至第十七條及第十九條

(二)、相互援助條約案

(三)、壽府議定書

(四)、仲裁裁判及安全委員會の起草報告に拘る諸條約典型(イ)、(ロ)、(ハ)等は原報告の(A)、(B)、(C)等に當る)

- (イ)、一切の國際紛争の平和的解決に關する一般的條約典型
- (ロ)、司法的處理、仲裁裁判及調停に關する條約典型
- (ハ)、調停に關する一般的條約典型
- (ニ)、多邊的相互援助條約典型
- (ホ)、多邊的不侵略條約典型
- (ヘ)、二國間の不侵略條約典型
- (五)、前記委員會の起草に係る戰爭の豫防手段を有效ならしむる條約案
- (六)、財政委員會の起草に係る被侵略國に對する財政的援助に關する條約案
- (七)、聯盟規約の運用を適確有效ならしめ且理事會の活動を敏速ならしめむとする諸措置に關する決議
- (乙)、國際聯盟に直接關係せざるもの
 - (一)、ロカルノ諸條約
 - (二)、戰爭拋棄に關する條約(所謂不戰條約)
 - (三)、英佛、米佛保障條約其の他諸同盟條約
 - (四)、各種の國際紛争平和的處理條約
 - (五)、國際審査委員會設置に關する條約(國際司法裁判所規程を含む)
 - (六)、華盛頓會議採擇の四國協約其の他所謂協議條項
 - (七)、永久中立保障條約

以上廣義の安全保障に關する諸協定等は或は片務的、双務的、或は多邊的のもの、二國間のもの等に分類することを得べく、或は其の内容に従ひ(イ)専ら紛争の平和的處理を目的とするもの、(ロ)専ら相互援助を目的とし、陸、海、空軍の使用に關し規定を設くるもの、(ハ)紛争の原因を除去するものを目的とせるもの、(ニ)前三者を兼ねるものの四種に分類することを得べし。國際司法裁判所規程、同撰擇條項に對する加盟、第三聯盟總會採擇の調停手續に關する條約典型、仲裁裁判及安全委員會の紛争平和的處理に關する條約典型等は(イ)に屬し、英佛、米佛、保障條約、佛國と白耳義、波蘭、チェッコスロワキヤ、セルブ・クロアト・スロヴェニア、及羅馬尼との間の同盟條約、相互援助條約案等は(ロ)に屬し、聯盟規約第十九條、少數民族保護條約、民族自決主義の適用に關する人民投票に關する條項の如きは(ハ)に屬し、聯盟規約、壽府議定書、ロカルノ保障條約の如きは(ニ)に屬せり。

以上は安全保障協定の形式内容に關する分類なるが、更に必要なるは軍縮協定の前提としての價值如何の見地よりする該協定の分類なり。オッペンハイムは保障條約又は眞正保障條約 (Treaties of guarantee or real guarantee treaties) とは其の締約國の一つが他の締約國の爲に一定の目的を確保する爲其の全力を盡すべきことを約定したる條約を云ふと定義し、該目的としては(イ)債務の辨濟、領土の割讓等特殊の行爲の一締約國に依る實行、(ロ)一國に屬する或種の權利(ハ)領土の全部又は一部の平穩なる領有、(ニ)特殊の憲法、(ホ)永久中立、政治的獨立又は不可侵の如き状態、(ヘ)特殊の王朝の相續權、(ト)第三國に依りて締結せられたる約定の實行を擧げ、(註二四)之に反し疑似保障條約 (pseudo-guarantee treaties) とは領土の現状の確保に關し何等の法律上の義務を締約國に負はしめず、唯締約國の或種の政策に關する決意を表明せしむるに過ぎざるものを云ふと定義し、從て前者が保障國に課する義務は法律上の義務なるも、其の遵守は大體條約締結時の状態が繼續する期間に限られ、而も種々の條件に繋るが故に其の運命は必然的に不確定たるを

免かれず、之に反し後者は法律上重要意義を有せざるも、時として其の政治上の意義は頗る重要なりと云へり。(註一五) 見るべし政治條約たる保障條約の其の締約國の政策の具となりて效力の往々極めて不確定なることを、J. M. Spaight は絶対的安全保障 (absolute security) と疑似安全保障 (pseudo-security) とを區別し、制裁を執行する超國家を前提し、安全の合同化又は信託化 ("pooling of security or justification of security") を實現することに依りて間然する所なき安全を招徠するを絶対的安全保障と云ひ、之に反し、國際聯盟の試案たる相互援助條約案壽府議定書は勿論既に效力を發生せるロカルノ保障條約其他成立の可能性ある一切の保障條約を疑似安全保障と呼べり。シュツキング氏は安全及軍縮問題の理想的解決と有限的可能性 (ideale Lösung, beschränkte Möglichkeiten) とを區別し、規約第十條及民族自決主義に依り強化せられたる規約第十九條、國際警察力等を以て文明世界の道徳力の組織化 (Organisierung der stillen Kriterien) を實現することに依り一切の國家に法的保護を賦與し、以て軍縮と國際平和組織とに到達するを理想的解決と云ひ、之に反し世界の現状に於て實際可能なる安全及軍縮問題の解決を有限的可能性と云へり。(註二六) 吾人は今スベイト、シュツキング兩氏の分類を參酌し、軍備縮小問題研究上の見地より將又國際聯盟に於ける安全保障問題検討の經過に鑑み、スベイト氏の所謂疑似安全保障を準絶対的安全保障と相對的安全保障とに分類し、シュツキング氏の理想的解決と有限的可能性との中間に右準絶対的安全保障を介在せしめ、以て絶対的安全保障、準絶対的安全保障及相對的安全保障の分類を採用せむと欲す。然るときは絶対的安全保障は結局國家聯合乃至聯合國家の組織を意味し、準絶対的安全保障は相互援助條約案、壽府議定書及解釋上強化せられ最大限の效力を發揮したる國際聯盟規約を意味し、相對的安全保障はロカルノ諸條約、同盟條約の如き地方的協定、不戰條約の如き消極的協定、仲裁條約の如き斷片的協定を意味す。茲に一言注意を要するは聯盟の地位なり、聯盟規約の供する保障は概して幻想的にして解釋上薄弱化せられた

る規約の保障は特に然りとし、之と不可分に結付けられたる規約第八條の軍縮の義務は不完全義務なり、從て此の意味に於て規約は相對的安全保障の内に包含せらるべく、間接軍備制限を以て目すべからざるものなり。然れども規約の或る重要な條項が任意法規なりや、強制法規なりやは疑義に亘り、彼の壽府議定書の如きも規約の解釋を定めたる迄のものにして、其の義務を加重したるものにあらずと辯明せられたる次第にて、規約を或は其の原案起草者或は壽府議定書を以て運用するときは既に國際聯盟を超國家に近似せしめ、蓋然的安全を絶対的安全に變更せむとす。加之國際聯盟は國際平和組織たらむことを欲して其の雄大なる志望に相應しき一切の機構の胚種を藏せり。斯るが故に吾人は強化せられたる聯盟規約を準絶対的安全保障とし、薄弱化せられたる聯盟規約を相對的安全保障とし、素朴的聯盟規約を以て其の連鎖と看做すべし。

吾人は既に間接軍備制限と直接軍備制限との區別に就き述べたるが、準絶対的及絶対的安全保障は間接軍備制限に應じ相對的安全保障は直接軍備制限に應ずるものなり。而て相對的安全保障と直接軍備制限とは偶然併存するも、大體兩者間に因果關係なきを其の特色とす。

(三) 軍縮問題の理想的解決と實際的解決

シュツキング氏が安全及軍縮問題の理想的解決と有限的可能性とを區別せることは前述の如し。吾人は準絶対的及相對的安全保障を前提とする軍縮を其の理想的解決と云ひ、概して相對的安全保障を前提とする軍縮を其の實際的解決と呼びむと欲す。蓋し前者の場合に在りては軍縮は容易に徹底的に行はれ、國內の安全と兩立する程度又は之に接近する程度の如く寧ろ強度の軍備縮少を庶幾し得べく、實現せらるべき國際平和組織の態様に應じ、或は軍備の國際化又は國際警察力の組織を伴ひ、軍備問題のみならず之を内容の一部とする平和問題と併せ、一括して最終的に之を解決すべく

之に反し後者の場合に在りては軍備縮少は困難にして、往々姑息的解決に終り、僥倖なる場合に於ても國家の安全と兩立する程度又は夫以下の寧ろ輕微なる縮少を庶幾し得るに過ぎずして、軍備の國際化を伴はず、軍縮問題と平和問題とを一括して最終的徹底的に解消せしむること能はざるなり。

以上(一)、(二)、(三)に亘り述べたる所を綜合すれば軍縮問題の理想的解決は絶対的及準絶対的安全保障並間接軍備制限に應じ、其の實際的解決は相對的安全保障並直接軍備制限に應ず。而て人間の本性を基礎として論ずれば右理想的解決は理論上可能なるも現實には不可能なる軍縮を意味し、實際的解決は理論上も實際上も可能なる軍縮を意味し、其の結果より見れば前者は法的保護を意味し、後者は優越權を意味し、其の指導的精神より見れば前者は余輩の所謂純正國際主義：四海同胞主義的民族主義(Cosmopolitan nationalism)を完成する其の國際的發展にして地球上の一切の民族に等しく妥當する如き主義に従つて行動すべしとの主義に依りて鼓舞せられ、「超越的價値の世界」に屬し、後者は余輩の所謂國際主義的民族主義—優越國の民族主義の國際的反映將又國際主義の法衣を纏へる民族主義に依りて鼓舞せられ「Seinsverbundenheit」を有する「意味の世界」に屬せり。

軍備の有意義なる縮少及國際化と不可分の一體を成して國際平和組織を築き上ぐべき安全保障問題を系統的且組織的に検討したるは聯盟規約を出發點となせる國際聯盟諸機關の研究を以て嚆矢となす。而て該機關の研究が國際平和主義の正に進むべき軌道を辿りて、規約を補足すべき相互援助條約案となり、一轉して絶対的安全保障に最も接近せる壽府議定書となりて蹉跎し、再轉して地方的協定其他の相對的安全保障試案に墮したるに鑑み、吾人は先づ第五章前半に於て一面準絶対的安全保障たる聯盟規約、其の國際主義の方向に於ける發展たる相互援助條約案及壽府議定書の結構及價値を吟味し、其の民族的利己主義の作用に依り、如何にして或は效力を減殺せられ、或は廢紙に歸せしめられたるか

を叙説し、同章後半に於て吾人の悟性及經驗に鑑み、系統的組織的一體にして、法的保護を供すべき絶対的安全保障の必要にして充分なる要件の如何なるものなるかを究め、其の實現に依り軍縮問題の根本的障礙を除去し軍縮問題の徹底的理想的解決を期待し得べき所以を論じ、尋で該保障の實現を不可能ならしむる理由を闡明し、第六章に於て一面絶対的安全保障の斷片たる相對的安全保障を検討し、安全保障問題に就き民族的確信を有する國の主張の國際的優越的反映がロカルノ諸條約、不戰條約等となりて陳腐なる國際紛争平和的處理案、中立條約、同盟條約等に變種を添加するに至り國際帝國主義及國際主義的軍國主義等の究極要素と相俟つて、軍備縮少問題の實際的有限的解決に多少の好影響を與へたる所以を闡明せむと欲す。

註一、ヤヨーザ・ツィ・クラントは國際主義(Internationalism)を定義して次の如く云へり。

“The movement which has for its remote ideal a world in which each of many diverse races shall function in its own specific manner and develop according to the secondary purposes that the character of the people prescribe, and yet exist wholly by and for the general life of the whole.”

註二、Niemeier: Handbuch, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 16.

註三、Niemeier: Handbuch, Systematischer Teil, Erstes Stück, p. 23.

註四、Madariaga: Disarmament, pp. 11. 36. 48.

註五、J. B. Hunt: War, Religion And Science. Nowicow: La Critique du Darwinisme Social, p. 78.

Nicolai: Biology of War, p. 62.

Hughan: International Government, Chap. XVI. Mac Curdy: Psychology of the War. William James: A Moral Equivalent for War. Prof. Carver: Essay in Social Justice, Chap. IV. Tardé: L'Opposition universelle, Bogardus:

Social psychology, pp. 43-45.

註六、P. O. Unfried: Europa den Europäern

一九三〇年五月十七日附歐洲聯合組織に關するアリアン覺書は歐洲會議、常設政治委員會、及事務局を設け、歐洲政治問題特に平和議定書ロカルノ條約の擴充に依る安全保障問題の解決及之を前提とする經濟的連帶組織の設立を企圖せるが、此の覺書に對する回答に於て英國政府は寧ろ聯盟總會及理事會内に歐洲委員會を設くるに止めむこと主張し、獨逸政府は歐洲一般狀態に缺陷あるを痛感するもの獨逸に過ぐるものなく、從て同國政府は本問題に協力するの用意あるも、協力の目的とする所は不自然なる現狀に斷乎たる改善を加へ、正義平等の思想の上に全歐洲の満足する事態を創設することならざるべからずと説き、政治的協力を急務と思惟する佛國政府の見解には全然同感なるが、今日の歐洲政治狀態の改善は完全なる平等、及對等の保障並各國の自然的生存要件の原則を適用することに依りてのみ之を實現し得べしと説き、伊國政府は安全は軍備縮少より來ると説き歐洲政治條項に關しては獨逸の要求を支持して戰勝國と戰敗國との差別撤廢を主張し、一般諸國は歐洲聯合が聯盟に對立するものにあらざること、國家主權を侵害すべからざることを高調し、和蘭は獨り主權の自發的制限を認むるにあらざれば如何なる國際協調も不可能なりと力説し、少數の國は歐洲以外に植民地を有する國の地位を考慮するの必要あること又は經濟問題より先きにするの必要あることを説けり。

註七、Duplessis は一九〇八年倫敦萬國平和協會に於て一般的軍備撤廢は國際的平和組織を國際團體に及ぼし、列國をして政治立法行政及經濟を任意處理せしむると同時に、列國の代表者より成れる超國家的組織を設置して、之に國際的權力を賦與し、立法、行政及司法の各機關を組織し、立法機關の採擇する法規は各國の受諾に依り效力を生ぜしめ、行政機關をして超國家的組織を代表せしめ、立法機關の日程を定めたる上之を招集せしめ且國際的警察力を指揮せしめむことを主張したり。(Protocole, p. 410.)

註八、第一回海牙會議は既に仲裁裁判と軍備縮少とを議題として掲げ、萬國平和協會は一九〇七年、一九〇八年、一九一〇年及一九一二年の會議中第三平和會議に於て、義務的仲裁裁判制度の採用及軍備制限の問題を審議せむことを希望する決議を可決したり。尙 C. Rictet 教授は一九一〇年ストックホルム萬國平和協會に於て、吾人にして義務的仲裁裁判條約を有するに至らむか、軍備撤廢は熟せる果實の落つるが如くなるべしと述べたり。(Protocole, p. 177.)

註九、A. H. Fried は同盟が之に参加せる諸國の軍備を比較的僅少ならしむる効果あることを指摘せり。(Friedenswarte, 1902, p. 145)

註一〇、Lujo Brentano は一九一一年ノイエ・フライエ・ブレンツェに寄書して、英國の絕對的制海權は之を維持せざるべからずとの前提の下に立案せられたる英國側の海軍協定案は、獨逸に於て之を受諾すること能はず。蓋し獨逸は英國海軍に獨逸通商破壞の自由を容認し得ざればなりと云ひ、英獨海軍競争を避けむとせば、英國に於て絕對的制海權の迷妄を脱却し、獨逸と同盟を結び、之に海外發展及海上の自由を容認し、多數の軍港及貯炭場を維持することを承認するに在りと論じたり。

註一一、Captain Ferdinand Durand は一八四一年其の著 Des Tendances Pacifiques de la Société Européenne et du rôle des Armées dans l'avenir に於て工兵及砲兵を鐵道建設架橋工事等に利用し、歩兵を一般の勞役に使用し騎兵を農耕に使用せむことを提唱したり。

註一二、Jacques Dumas は第七回佛國平和協會に於て、軍艦の任務は沿岸防禦にあらずして、通商保護に在りとなし、私有財産の海上捕獲を禁止することが海軍縮少に至る捷徑なることを指摘したり。一九〇六年の萬國議院會議及一九〇八年の萬國平和協會は此の趣旨の決議を採擇したり。

註一三、The Limitation of Armament, pp. 43-54. M. de Lavallaz: Essai sur le Désarmement et le pacte de la Société des Nations, pp. XXV-XXVI.

- 註一四、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 11-12. Walter Schicking: Garantiepakt, pp. 1-2.
- 註一五、Niemeyer: Handbuch, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 26.
- 註一六、Quincy Wright: Limitation of Armament, p. 9.
- 註一七、Walter Schicking: Garantiepakt und Rüstungsbeschränkung, pp. 18-21. Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 49, 65.
- 註一八、Dr. Mirosławs Gonsiorowski: Société des Nations et Problème de la paix, Tome II, p. 12.
- 註一九、Keller: Security against War, Vol. II, pp. 642-654.
- 註二〇、Tointet: La Limitation Conventiennelle des Armaments, pp. 180-184.
- 註二一、ヒューガン氏は民族主義の構成要素として共通の国土、人種的意識、特殊文化、共通の歴史、経済的利益の連帯關係、以上の五要素と合作する政治的獨立國家の六要素を挙げたり。
- 註二二、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 43-58. Madariaga: Disarmament, pp. 84-136.
- 註二三、J. M. Spaight: Pseudo-Security, Chap.
- 註二四、Oppenheim: International Law. Peace. pp. 738-739.
- 註二五、オツメンハイムは疑似安全保障條約の例として一九〇七年五月十六日附佛蘭西・西班牙間及英國・西班牙間に交換せられたる宣言文竝一九〇八年四月二十三日英國・獨逸、丁抹、佛國、和蘭、瑞典間に協定せられたる宣言及同日附獨逸、丁抹、露國及瑞典間に協定せられたる宣言を舉示せり。此の前者は地中海に於ける領土の現状維持及之を危殆ならしめむとする事態の發生に際し、通牒會商し、共同の措置に付審議すべきことを約定し、後者は夫々北海又はバルチック海に於ける領土の現状を維持し、之を危殆ならしむる事態の發生に當りては通牒會商し、共同の措置に付

審議すべきことを約定せり。

註二六、Schicking: Garantiepakt und Rüstungsbeschränkung.

第五章 絶對的安全保障(理想的解決)

學說の發表又は私的國際會議の場合は暫く措き、諸政府間の國際會議に於て正式に軍備縮少の前提として安全保障の必要なることを認め、其の要件を究めたるは聯盟規約第八條を出発點として一般的見地より軍縮問題を研究したる國際聯盟の機關を以て嚆矢となす。故に吾人は前章に於て述べたるが如く、準絶對安全保障より説き起し、彈力に富める聯盟規約の安全保障としての價値を論じ、其の缺陷を匡救せむが爲に生じたる相互援助條約案及平和議定書が何故に失敗に歸したるかを述べ、所謂絶對安全保障の本質内容と其の實現不可能性に付叙述し、以て軍縮問題の理想的徹底的解決案たる所謂間接軍備制限の不可能なる軍縮として「人間が人間として國家が國家として」存續する限り地上に君臨し能はざる所以を闡明せむと欲す。

第一 準絶對的安全保障

(甲) 聯盟規約

聯盟規約は過去數世紀に亘れる平和運動全體の結晶にして、國際平和組織に關する諸考案の或る程度に於ける集大成なり。故に軍備縮少を豫見せるウイルソン大統領の十四點中には安全保障の受授及國際聯盟の組織に關する條項を包含し、成立したる聯盟規約夫自身が一の安全保障條約たるや云ふ迄もなし。而て規約の條項中安全保障の中核をなせる第十條乃至第十六條の規定は孰れも安全保障に關する考案の再版にあらざるは無し。即ち規約第十條は嘗て神聖

同盟の柱石たりし條項にしてメツテルニヒは皇帝フランスに寄せたる有名の書翰中に於て現代政治の基礎は休養に外ならず、然るに休養の基本的觀念は領有地域の安全に外ならずと喝破し、該同盟は實に現状の固定、國際條約の不退轉を主眼となせり。規約第十一條乃至第十五條は從來存在したる紛争の平和的處理方法特に仲裁裁判、調停手續、國際審査委員會制度等の結合にして、總會、理事會、及國際司法裁判所の組織、權能の如きも既に相當研究せられたる問題に屬し、決して新發明を以て目すべきものにあらず。軍事的及經濟的制裁及相互援助に關する規約第十六條の規定は國際警察又は國際的制裁の問題として研究せられたる所に屬し、神聖同盟は國際協力を擴張して内政干渉迄も是認し一七七七年北米合衆國憲法は諸聯邦が宗教、政治、通商其の他口實の如何を問はず、聯邦の一又は多數に對し加へられたる一切の攻撃に對し、相互に援助を供與すべきことを約定せり。

聯盟規約の成立及規約第八條及第九條の意義に關しては吾人が既に前編に於て述べたる所の如く、成立せる聯盟規約が大體英、米案と佛國案との妥協の結果にしてウイルソン、ブルヂョア、グレイ卿等の幻想に描かれたるものと相距ること遠く、國際軍、國際參謀本部等の設置を以て國際聯盟を超國家、將又戰勝國の鞏固なる同盟と爲し、以て、ヴェルサイユ條約の歐洲政治條項を出発點とする歐洲の平和を確固不動の基礎の上に置かむと欲したる佛國の國際的軍國主義と極印せられたる要求を無視せるものなることは吾人の牢記すべき點なりとす。唯夫妥協の結果たり、故に頗る曖昧なり。凡そ國際條約にして解釋適用の如何に依り、或は最大限を意味し、或は最小限を意味し「然り」と答ふるも「否」と答ふるも一樣に條約違反とならざること聯盟規約の如きは蓋し稀なり。グレイ卿は嘗て英國上院に於て聯盟規約に依りて聯盟國が負へる義務如何、右義務は多量なりや少量なりや、將又絶無なりやと質問し、バルフォア卿は之に答へて、規約の條項に適確の意義を附せむとするは法學上の堪能を有利に誇示する所以にあらず、加之是を敢

てするは對外政策上一大過誤を犯すものなりと云へり。斯の如きは聯盟國の自由行動を保留するに於て頗る妙を得たるも安全保障の見地よりすれば最も悲しまざるを得ず。

聯盟規約が自衛權は云ふに及ばず、六個の合法なる戰爭を認めたるの事實は其の賦與する保障を極めて不充分のものたらしむる第一の原因なり。(註一)規約第十條が或は一般的主義の宣言(declaratory of a general principle)として、其の適用は規約第十六條等の内に發見せらるると解せられ(此の場合に在りては第十條の侵略なる文字は規約に違反して戰爭に訴ふることを意味すと解せらる)或は實質的獨立的保障(substantive independent guarantee)を包含し、規約の他の條項を補充するものなりと解せられ、後者の解釋を採用する者の内に在りても、該保障の範圍に付種々の異説あるは勿論、軍事行動は議會の協賛を待つて着手せらるべきものなりとの原則の存在は、規約第十條の安全保障をして空粗ならしむる第二の原因なり。規約第十六條第一項の經濟的制裁は平戰時に於ける強制手段の一種と見るべく、自給自足し得べき大國に對して之を屈服せしむるの決定的武器にあらざるは云ふ迄も無く、反て該制裁に参加する國を苦境に立たしめ、其の實行を躊躇せしむべく、且同條に定むる規約違反國の認定は如何なる機關が如何なる手續に依り之を爲すものなりや規定せず。同條第二項に關し一九一九年二月十四日の規約原案に依れば聯盟國は軍事的制裁に参加の義務ありて理事會は各聯盟國の分擔すべき兵力を指示(assign, anzuweisen)すべきものとせられたるが、確定條文に従へば理事會は各聯盟國に陸海空軍の分擔程度を提案する(propose, vorschlagen)の義務を有するものとし、此の理事會の提案は單純なる勸告と解すべきこと一點の疑を存せずして、之を採用すると否とは、規約第十條の場合と等しく、全然聯盟國の自主的決定に待つべきことは規約の各聯盟國に賦與せむとする法的保護(Rechtsschutz)を幻覺に終らしむる第三の原因なり。第十條の侵略國及第十六條の規約違反國の認定は既に吾人の縷述したるが如く決し

て容易の業にあらず、米國國際法の權威バセット・モールは相互援助條約案に論及して侵略は自衛の發現に過ぎず、然るに最近の出來事は、戰爭の勃發に際し、先づ之を開始したる交戰國が一目瞭然たるが如き印象を與ふるものなり。然れども斯の如き想像は戰爭の原因に關する洞觀力及智識の缺乏を表白するものなりと云へり。保障及制裁の發動の出發點が斯の如く不明確にして認定の區々たり得べきは、規約の安全保障を雲散霧消せしむる第四の原因なり。理事會及總會の決定が全會一致を必要とし、全會一致の表決に繫争國を參加せしめざらむとするの原則は確立せず。第二回聯盟總會採擇の規約第十六條修正案中規約違反國の認定に關する理事會の表決に繫争國代表を參加せしめざらむとする規定は效力を發生するの望なし。斯て利害關係國を參加せしめたる理事會の全會一致は到底望むべくして行はるべからず、一旦緩急の際一國の消極的勢力即ち拒否權を極大ならしめ、聯盟の行動を根柢より麻痺せしむるや必せり、是現行聯盟規約の保障を薄弱ならしむる第五の原因なり。

慢性及急性の戰爭は生存競争の一態様にして既存秩序の動的破壊力との衝突たること往々なり。故に平和を維持せむと欲せば現狀維持及國際條約の不變性(conservation de statu quo et l'immobilité des conventions internationales)を確保するの必要あり。故にアベ・サンピエールは國家聯合の基礎として現狀の維持不變を前提し、神聖同盟は現狀維持の爲に生じ、規約第十條及之と相呼應する規約第八條第九條及第十一條乃至第十七條の規定は口授せられたる條約を永續せしめむが爲に設けられたり。然れども他面に於て平和を維持せむと欲せば、生命及生活力の直接の發現たる動的破壊力を合法化し、生命の躍進に安全瓣を附するか、或は之を適當なる溝渠に導き國際關係に於ける客觀的正義(現狀及現行條約)の不正義(injustice of justice)を除去し、國際狀態又は國際關係を人類良心の要求又は絶對的正義の要求に應ぜしめざるべからず。故にホイエル氏は

“On ne pouvait cependant fermer les yeux à cette vérité révélée clairement par l'histoire de tous les siècles, que la division politique des peuples et la détermination de leurs frontières sur la surface du globe se développent dans un mouvement pour ainsi dire ininterrompu de transformations soit paisibles, soit violentes, qui font désavouer aujourd'hui comme une injustice ce qui hier était proclamé et respecté comme un droit. Puisque on interdisait comme agent de modification l'agression extérieure, ne devait-on pas envisager d'autres moyens pour permettre l'adaptation éventuelle à des nécessités nouvelles?” (Olof-Hoijer: Le Pacte de la Société des Nations, p. 173.) と云ひ、ケラー氏は “It is simply a question how rapidly nations can gain strength in order to right their particular grievance and this ambition must be satisfied by war so long as no pacific way is found to (1) assure security to states in the possession of what they have, (2) to provide means of the rectification of racial, economic and geographical injustices and (3) to provide peaceable means by which the boundaries of the future may be changed by the will of the people.” (Keller: Security against War, Vol. II, p. 645.) と云ひ、

マダリアガ氏は歐洲に於ける軍備撤廢が實現する以前に於てヴェルサイユ條約を緩和し、獨逸及洪牙利に軍備制限條約上の均等待遇を與へ、合意を基礎として領土の分合を行ひ、波蘭の玄關先の如きは之を撤去せむことを懲罰し、(註二) 等しく平和の保障には仲裁裁判、制裁又は相互援助(狹義の安全保障)及軍備縮少の外政治的及經濟的國際關係の整調を必要とすることを識認せり。以上と全く同一の觀念に鼓舞せられたるウイルソンも現存國境の保障のみに満足せずして、規約第十條の保障は外部の侵略(gegen äussere Angriffe)に對してのみ之を與ふることとし、其の規約原案に於て人種的、社會的、政治的關係の現状に基ける民族自決權の發動の結果として、將又聯盟總會の四分の三の

多數決に依り、國境の変更が必要と認められたるときは、該変更を容認するの主義を採用し、此の主義は一層一般の文句を採用すること、四分の三の代りに全会一致を必要とすること等の點に於て緩和せられたる上にて結局成立したり。規約第十九條に、規約第十一條第二項の特例として「聯盟總會は適用不能となりたる條約の再審議又は繼續の結果世界の平和を危殆ならしむべき國際狀態の審議を隨時聯盟國に懲罰することを得。」と規定し、以て臆病に所謂 *rebus sic stantibus* (les choses demeurant ainsi) の原則を容認したるもの即ち之なり。ホイエル氏は「適用不能となりたる條約」と「適用せられざる條約」とを區別し、前者は當事者の意思より獨立せる事實に依り適用不能となることを要すと主張し、(註三) 第二回聯盟總會の設置したる法律家委員會は、適用不能 (*inapplicable, unanwendbar*) の文字を定義して、條約締結當時存在したる狀態が其の後物質的將又精神的に根本的變化を受け、最早條約の適用が合理的可能性の範圍内にあらざる場合を意味すと云ひ、シュッキング氏及ウェーベル氏は、(イ) 前條約を後條約が廢止したる場合、(ロ) 締約國が獨立國としての存在を失ひたる場合 (ハ) 最早協定をして其の目的を達し得ざらしむる程度の事情の變化ありたる場合の三場合に限り本條の適用ありと主張す。(註四) 然らば(イ)、(ロ) の場合は當然の條理にして規定を要せず、(ハ) の場合は必ずしも當事國の認定を除外する次第にあらず。果然本條の適用が主として平和條約を押し付け得しめたる戰勝國の武力的優勢が戰敗國の陣營に移りたる場合に於て起るべきは云ふ迄もなく。從てホイエル氏も本條の必要にして且危険なるを指摘し、人類社會には推移あるが故に恆久の條約あることなしと云ひ、結局權利を決定するものは力なりと告白し、一九一九年六月十六日附同盟及聯合側の獨逸政府宛公文は本條を以てヴェルサイユ條約を新事情に適合せしむる様時々改訂するの具となすべきことを言明せり。(註五) 「繼續の結果世界の平和を危殆ならしむべき國際狀態」とは廣く事實上の經濟的及政治的國際狀態を意味すと解すべく、而て本條中此の文

句の適用に依り既存秩序及經濟的政治的現狀に變更を齎すべきこと前述の條約の場合と何等異なる所なし。勿論規約第十九條の規定は效力薄弱にして、支那、獨逸等不平等條約の桎梏の下に苦しめる諸國の屢々援用せむとする所なるに拘はらず、其の適用は全會一致の原則等に妨げられて極めて稀なるべきも、萬一聯盟總會が甲國に條約の改訂を從應したる場合に於て、甲國之に應ぜざる時は、一般聯盟國は、事實上甲國に規約第十條等の約束せる保障を與ふるを拒否するに至るべく、規約第十九條が規約前文第六項及規約第十條の規定に逆行逆施するに至るべきことは到底之を認めざるを得ず。支那は果して其の所謂不平等條約を全部適用不能に歸せしむることに成功すべきや、獨逸は、果して英國の European school (孤立論者^{アイソレーションニスト}に對す)の要望するが如く、外科手術を用ひずして、有機的に其の東部國境を變更することに成功し得べきやと云ふに、之等は結局孰れも實力の問題にして、正反對に作用する既存秩序の惰性と革命的破壊力とは到底調和し得るものにあらず。嘗てエヂンバラ大學教授たりしロリマーは如何に不安定不満足なりとするも、現狀を其の儘容認せざる限り戰爭あるのみと云ひ、次の言をなせり。

A modification of the statu quo, or a re-establishment of the balance of power can not be attained by peaceful negotiation. To impair existing conditions in this regard, nothing less than war would be required, or the gradual action of those causes of progress or decadence which are beyond any immediate human control. If, therefore, our purpose is to diminish the chances of war, we must accept the equilibrium now established, however unsteady or unsatisfactory it may seem to us. (Carnegie Endowment for International Peace, Documents relating to the Program of the first Hague Peace Conference. p. 9.)

斯の如く聯盟規約が頗る既存秩序の維持に偏しながら、尙其の破壊力たる "dynamic set of forces" を認め、現狀を

化石と爲さざりしは現行聯盟規約の保障を薄弱ならしむる第六の原因なり。此の重大缺陷あり規約第八條が不完全義務を規定する終始せる所以識者を持つて後知るべきにあらず。

近世國家は大體に於て人種、言語、宗教、傳統を等しくする民族の聚團なるが故に、其の政府の活動は民族の需要に即するを要し、其の行動の動因は收支償ふや否やの打算に繋り、其の道德は功利主義を逸脱することなし。メックリン曰く、(Mecklin: Introduction to Social Ethics) 一社會の行動は概して各個人又は各私的團體の追求する雑多にして時に互に衝突する目的の綜合的結果なり。故に社會意思は決して個人意思の如く效果的なること能はずと。マハン提督曰く、法人には精神なきが故に法人の機關は法人の利益を増進することのみ專念すべきものなりと。個人に珍しからざる徳行を國家に期待すること極めて困難なる所以なり。余は嘗て拙著「支那の外交及財政」に於て米國の對支政策が爾餘の諸國の對支政策に比し慈善的愛他的なる所以を高調したるが、其の米國の最善と思惟せられたる利益に一致せる結果なることは吾人の忘るべからざる點なりとす。Council on foreign Relations: American foreign Relations の第十九頁に曰く、門戸開放政策は支那の利益を保障すること勿論なるが、米國として決して愛他主義より此の方針に出でたるにあらずと。

カンニングは嘗て英國の神聖同盟に加入するを欲せずして、"every nation for itself" と云へり。然れども孤立したる英國のみが自國の利益に忠實なりしにあらず。維納會議に臨める露帝アレキサンダーと雖も、亦斯の如き同盟を結ぶを以て、自國の安全を確保し、國威を宣揚し、王朝の存續を全うする所以なりと觀察したるや疑を容れず。されば世界全般の安全を考慮するに當りても、國の基礎鞏固ならずして、強隣を恐るる不安定の國家は自力に加ふるに他力の保障を冀ひ、既に事實上の安全を享有せる國又は他國より援助を期待し得べき地位にあらざる國は該保障を約する

ことに依り他國の不安全に均霑するを欲せず。前者は國際連帯を高調し、規約の安全保障を最大限のものとなし以て私利を擁護せむと欲し、後者は孤立を高調し、規約の安全保障を最小限のものとなし、以て規約を無害のものたためむと欲し、前者が規約第十條及第十六條を以てヴェルサイユ條約に基ける歐洲政治條項の防波堤となさむとするに對し、アングロ・サクソンの國は、前記二箇條の規定を以て「規約中の危険なる條項」と爲し、其の效力を薄弱ならしめむと欲す。孰れも其の自存の計を全うせんとし、利己主義の動因に従つて動く點に至りては即ち一なり。(註六)

米國上院はウイルソン大統領の聲明に拘はらず、規約第十條を以て出兵の義務を課するものと解し、モノロー主義に關する留保條項に拘はらず、消極積極兩意義に於ける該主義の效力を完全に維持せむと欲し、聯盟規約の批准を拒否したるが、英國政府の自國の利益が之を指示する場合に限り規約第十條等の出兵の義務あるものと解し、聯盟規約を受諾し、聯盟の内に在りて規約を薄弱ならしめむと努め、中立政策を標榜することに依り想定敵國の存在を否認し、是を以て自國安全の要諦と爲せるスカンデナヴィア諸國其他安全の比較的に確立せる諸國は、之に追隨す。米國人 David Jane Hill は現在の國際聯盟が一種の聯合にして強國に其の願望たる優越を保持せしめ、小國が二次的意義を有するものとして取扱はれ、合成的發言權をすら有せず、恒久的に日蔭者として貶せらるることを慨嘆せるも、吾人の見解に従へば常任理事國の組織に於て相對的平等の原則を採用せるを除く外聯盟は既に國家平等權を基礎とする絶對平等の原則(優越權の原則に對す)に捉へられて、大國の事實上の優越を否認し、マックス・シェーラーの所謂價值の顛落(デフレーション)を來せり。されば米國が聯盟規約を拒否したるは此の顛落を回避せむが爲にして、英國が聯盟を弱めむとするは此の顛落より再越せむと焦慮する結果とも解し得べし。今安全保障として既に六つの弱點を有せる聯盟規約が孤立に進まむとする諸國に依り如何に其の效力を減殺せられ、聯盟が League より association に退轉し、遂に調停機關に墮

せむとせるかを見むと欲す。

ウイルソンは巴里平和會議に於ける國際聯盟委員會に其の規約原案を提案するに臨み、"Armed force is in the background of this programme. If the moral force of the world will not suffice, the physical force of the world shall." と述べランシング以下の顧問が、規約第十條を以て、自國の關する限り侵略を敢てせざる旨の約定、即ち消極的保障(negative guarantee)となし、積極的保障(affirmative guarantee)と爲す勿らむことを要望したるに拘はらず、自説を固持貫徹したり。然るに歸國後規約第十條の義務に關し、上院議員の質問に會するや、彼は遽に態度を一變して同條は道德的責任を締約國に負はしむるに過ぎずと答辯し、以て同條の效力を減殺したり。されば國際聯盟の袖手傍觀せる間に、聯盟國たるニカラガは其の政治的獨立と領土の不可侵權とを失ひアルバニアは伊太利との條約に依りて政治的獨立を毀損しアビシニアは英伊條約に依り不當の影響を蒙れり。是聯盟規約の著者、國際聯盟及聯盟國が規約の效力を薄弱ならしめたる打撃の第一なり。聯盟國たるの故を以て其の欲せざるに非聯盟國たる米國と敵對關係に立たむことを虞れたる加奈陀代表は第二回總會に於て規約第十條の削除を提議し、多數聯盟國の反對に會するや、同代表は第三回總會に於て同條の各聯盟國に負擔せしむる義務を明確にし、果して理事會は其の獨自の決定に依り各聯盟國の軍隊を戦線に拉致するの權能を有するや否を明示せむことを要求し、第四回總會に於て、侵略又は其の危険若は脅威の結果として、軍事的措置の實施を勧告するに當りては、理事會は各聯盟國の地理的地位及特殊の狀況を考慮中に入るべきこと、各聯盟國が、兵力を使用して、此の義務の履行を如何なる程度に於て確保すべきかを決定するは、各聯盟國の憲法的機關の權能に屬すること、理事會の勧告は各聯盟國共之を重要視し、其の約定を誠實に履行するの意嚮を以て考慮せらるべきこと等の解釋的決議案上程せられ、該案は波斯一國の反對に依り否決せられたるも、英國其の自

治領、印度、佛蘭西、伊太利、日本其の他二十九箇國の之に賛成するあり、波蘭、チェッコ・スロワキヤ等十三國の棄權するありて、結局此の決議案は有力なる大多數の國に依り有權的解釋として確認せられたり。此の事實は規約の效力を減殺したる打撃の第二なり。規約第十六條第一項の經濟的制裁に關し第二回聯盟總會は解釋的決議を採用し、規約違反行爲ありたるや、否やを決定するは各聯盟國の義務なりとなし、第二回聯盟總會の第十六條改正決議は「規約の違反ありたりや否やに關し意見を述べらるは聯盟理事會とす」「理事會は本條に依る經濟的壓迫の措置の實行に付其の勸告する期日を一切の聯盟國に通告すべし」と規定し、以て規約第十六條第一項の實行が多數の前提條件及多數の留保に繋り、同條第二項の軍事的制裁参加が當初より勸告の性質を有するに過ぎざるの事實と相俟つて、協同的領土權保障の實行(Durchführung der kollektiven Besitzgarantie)を全く空室に歸せしめたり、是規約の効力を一層薄弱ならしめたる打撃の第三なり。(註七)

茲に於て第五回聯盟總會中チェッコ・スロワキヤ代表ベネス氏は規約の或る條項の効力は近年或は明示或は默示の間に薄弱ならしめられつゝありと慨し、芬蘭代表エンケル氏は第四回總會に上程せられたる規約第十條の解釋的決議案が同條の眞意義と著しく相違せることを指摘し、マルセル・シルベール氏は該解釋を以て「無効力の赤裸々の告白」なりと爲し、英國の立場より安全問題を取扱へるスベイト氏は今や規約第十條と第十六條とが従前に比し危險性を減少するに至り、解釋的決議の結果として、之等條項の供與する保障又は企圖する制裁が一層疑似安全保障又は疑似制となりたることを歓迎し、且之等の條項は、猶其の害惡を逞するの餘地を留む、從て該條項を規約中より削除するか、然らざれば之を全然無効に歸せしめざる限り、世界は民主主義の爲に安全とならざるべしと極言せり。(註八)斯の如き事情の下にマダリアガ氏が英國が聯盟豫算の縮減を主張して其の發展を阻碍し、聯盟を世界的大問題に觸れ

しめず、霸權及權力平衡の政策を弄しつゝあるを難じ、Balfour が今日に於ける國際聯盟は雄偉なる志望の影淡き幽靈に過ぎすと云ひ、(註九) Hughes が聯盟の戰爭防止上の功業は概して仲裁裁判及調停に關する協定の成立及國際司法裁判所の設置に竭き、而も之等は新創造と云はむより寧ろ既存制度を多少完全ならしめたるものに過ぎずと云へるは偶然にあらず。茲に於て吾人は素朴的聯盟規約及三點に於て效力薄弱となれる聯盟規約を相對的安全保障と看做すの至當なるを信ず。(註一〇) 既に事實上の安全を享有し、或は全般の危險を分擔するを欲せず、或は國際聯盟より何等の援助を期待し得ざる地位にある諸國が如上の傾向を助長し、聯盟の保障を幻覺に終らしめむと試むるに際し、或は事業上の安全を有せず、或は聯盟を以て鞏固なる戰勝國の同盟と爲し、之を以て現狀擁護の楯と爲さむと欲する諸國が蹶起して反對の行爲に出づるは必然なり。加ふるに聯盟規約は過度の彈力性を有すること既に述べたるが如く、從て聯盟國の内傳統的に不安全の地位に在るを自覺して、國際連帶關係を高調し、規約の供與する保障を鞏固ならしめむと欲する佛蘭西其の他の歐洲大陸諸國は其の利益の指示するが儘に、一旦緩急の場合規約第十條及第十六條第二項に籍口して理事會に於て共同出兵を力説し得べく、理事會の勸告あれば之を容れて直に兵力援助の措置に出づることを得べく、又經濟封鎖にも卒先参加するを得べく、斯の如き精神を以てする規約上の最大限の義務履行は頗る規約の保障を確實ならしめ、之を準絶體的安全保障たらしむるに足れり。茲に於て佛蘭西其の他の歐洲大陸諸國が規約第八條に所謂國の安全なる文字を演繹し、軍備縮少前提條件として規約の與ふる保障を斯の如き有意義のものに結晶せしめ、一般的安全保障を克ち得むと欲したるは當然にして、第三總會決議第十四、相互援助條約案及壽府議定書は之が爲に生れたり。

(乙)相互援助條約案

聯盟國は平和維持の爲には其の軍備の安全、及國際義務を協同動作を以てする強制に支障なき最低限度迄縮少するの必要あることを承認す。聯盟理事會は各國政府の審議及決定に資する爲各國の地理的地位及諸般の事情を參酌して軍備縮少に關する案を作成すべし。(規約第八條第一項及第二項) 此の規定は實に領土保全及獨立尊重を保障する聯盟規約第十條、紛争を仲裁裁判又は理事會の審査に付託するの義務に付規定する同第十二條乃至第十五條並經濟封鎖及兵力援助の義務等規約違反國に對する制裁に付規定する同第十六條の規定と一體を爲す。然るに聯盟規約は前述の理由に依り疑似安全保障として其の價値に疑あり、而も其の効力は漸次に減殺せられて益々明確に相對的安全保障に墮したるが故に、規約第八條を受諾せる諸聯盟國は、毫も其の軍備を縮少するの意嚮を有せざりき。此の時に當り聯盟理事會は規約第八條に定むる軍備縮少立案の爲混成委員會の提議に基き國の安全、地理的地位其の他諸般の事情に關する考量の陳述を各國に求めたるが、其の回答は大體に於て各國の現在軍備が其の安全と兩立する最少限度なること及前記の考量は畢竟軍備縮少の餘地を絶無ならしむるものなることを明證し、茲に混成委員會はセシル卿提出の原案に基き四箇條の原則を採用し、(註一一) 安全の保障なければ軍備を縮少すること能はず、軍備を縮少するに非ざれば安全の保障を供することを得ずとの主義を設定し、軍備縮少の先決問題として安全保障問題の解決に没頭し、相互援助條約案(Projet de Traité d'Assistance Mutuelle)を起草し、侵略的戰爭を國際的罪惡と聲明し、(第一條) 理事會が四日間に侵略國を決定することを前提として、(第四條) 規約第十六條の適用を確保し、被侵略國に大陸別主義に依る一般的援助を與ふる爲必要な規定を設け、特に右第十六條第二項に定むる兵力援助の義務に關する任意的法規を強制的法規と爲し、(第五條) 佛國及小アンタント側の主張に基き、右一般的援助に配するに「即時且有效」の援助を約する數國間の防禦的特殊協定を以てし、(第六條及第七條) 以上の安全の保障を前提として軍備縮少に進

むべきことを約束したり。(第十一條)(註一二)

佛國と其の與國等とが本條約案に依り實現せむと庶幾したる目的は、(一)國際的強制手段を有效ならしむるの目的を以て規約第十六條の軍事的援助の可能を充分に利用すること、(二)聯盟規約の缺欠に因り合法と認められる私的戰爭の權利(rights to private war)を實行する上に於て軍事上最大の能率を確保することの二點にあり。而て右第一の目的達成の爲には(イ)規約第十六條に稍不明確に規定せられたる義務を嚴格なる義務に改むること、(ロ)侵略國懲罰の爲にする財政的、經濟的及軍事的共助手段の豫定計畫を立つること、(ハ)該豫定計畫の成功を確保する爲必要な各般の措置を採ることの三方法に依り、右第二の目的達成の爲には、(イ)歐洲の現状維持に政治的利害關係を有する諸國間に特殊協定を締結し Sonderlichkeit を實現すること、(ロ)必要の際該特殊協定締約國を支持すべき世界的否寧ろ大陸的協力を確保する爲該協定の聯盟規約と兩立すべき旨を容認せしむること、(ハ)必要の際規約の束縛を蒙らずして有效なる軍事行動に出でむが爲特殊協定の即時實施を容認せしむることの三方法に依らむとするものなり。(註一三) 然るに相互援助條約案に對しては侵略國の認定困難なること、特殊協定の同盟條約に類すること、理事會の權限が廣汎に失すること、軍備縮少の問題に關し適確の解決案を提示せざることを等理由として反對を聲明する國多く、遂に採擇せらるゝに至らざりしことは吾人が既に史論に於て詳述したる所の如し。而て吾人が本條約案を以て準絕對的安全保障となす所以は其の第十四條に依り本條約案が規約の效力に影響を及ぼさざる旨を規定し、規約の瑕玼を其の儘踏襲し侵略國認定問題に關し理事會の全會一致を得ざるに於ては條約は既に實行力を失ふべく、軍事的援助の義務に關しても、多數聯盟國は實際上規約第十六條以上の容諾を與ふるを欲せず、該義務の發生即ち一般保障の適用は同一大陸内の事件に關係する場合に限られ、而も佛國等は此の一般保障に信頼する能はずして、特殊協定を認めしめ、

茲に二重に所謂 "zoning system." を採用し、本條約案が平和問題を全體として取扱はざるの缺點あるに據れり。

(丙) 壽府議定書(平和議定書)

相互援助條約案が労働黨の英國政府の發議に依り拒否せられたる後、第五回聯盟總會は英佛兩首相の提議に基き、國際紛争の平和的處理、狹義の安全の保障即ち經濟上及軍事上の相互援助、並軍備縮少の三大原則を經緯として相互援助條約案の代案を作成するに決し、(註一四) 同總會第一委員會及第三委員會は相互援助條約案が聯盟規約との關係を等閑に附せるに反し、深く聯盟規約との關係を考慮し、所謂平和議定書又は壽府議定書を立案したり。右議定書は規約が合法の戰爭を認めたるを改めて一切の戰爭を違法化し、(註一五) 紛争を廣義の仲裁々判の決定に委する爲之を諸國際機關に付託せず、若くは仲裁判決に服せざる國を以て侵略國と推定し、(平和議定書第二條乃至第十條) 之に規約第十六條第二項の制裁を適用す。即ち締約國は侵略國に對する軍事上及經濟上の強制手段に「誠實且有効に協力するの義務ありて、各國は依然 "judges of what they will do" たるべきも、最早 "judges of what they should do" にあらず。(第十條末項及第十一條) 而て聯盟理事會は經濟封鎖及財政經濟上の相互援助の豫定計畫を立案し、各締約國の一旦緩急の日參戰せしむべき兵力を豫定したる約束を受理す。(第十二條、第十三條第一項) 尙軍事上の協同動作を内容とする特殊協定を認むること相互援助條約案に等し。(第十三條第二項及第三項) 最後以上上の安全の保障を内容とする本議定書が一定數の批准を得たるときは軍備縮少會議を招集し、該會議が軍備縮少案を可決することを以て本議定書の效力發生の條件となす。(第十七條、第二十一條) 斯の如くして廣義の義務的仲裁々判、相互援助及軍備縮少は完全に融合し、同時に其の解決を見ることとなれり。(註一六) 平和議定書は斯の如くして所謂 "pooled security" 又は "collective defence" を實現し、確固不動の平和を確立せむとする點に於て頗る成功

し、其の誠實に履行せらるゝに於ては各國の私的軍備は最早之を維持するの必要なく、本議定書の豫見する軍備縮少會議に於て軍備の用法決定せられ、軍備の或る程度の國際化(Uniforming)行はれ、軍備縮少又は撤廢は期して俟つべかりしなり。而て事志と違ひたる理由如何。

相互援助條約案と壽府議定書とは理事會に依る侵略國の認定に替ふるに紛争平和的處理手續援用に依る侵略國の推定を以てしたるのみにして、兩者の機構に根本的差異あることなく、從て壽府議定書も亦聯盟規約の缺陷を踏襲し、絶對的安全保障たり得ざるの憾あり。即ち本議定書の組織する國際紛争平和的處理手續は、(イ)理事會全會一致の決定あり、而て當事國の一方が該決定を受諾したる事項に關する紛争、(ロ)締約國が理事會又は總會の同意を得て實行したる軍事措置に關する紛争、(ハ)現存條約の改訂を目的とし、又は領土の不可侵權を危殆ならしむる處ある紛争、(規約第十九條) (ニ)國際司法裁判所が一國の國內問題に屬すと決定したる問題に關する紛争に適用せられず。(註一七)聯盟國の内公然軍事上の制裁に参加せざることを聲明する國ありて、之に迎合せむが爲にベネス氏は壽府議定書が聯盟國に聯盟規約以上の義務を負擔せしむることなしと云ひ、ブリアン氏は該議定書が規約に含まれたる思想の發展に過ぎざることを指摘し、ペーカー氏は議定書が規約上の義務を明確ならしめたるに過ぎざることを力説し、聯盟國の爲に規約の賦與する責任回避の口實を保留せり。從て該議定書に依るも聯盟國を其の意思に反して一般的保障(議定書は相互援助條約案と異り大陸別主義を採らず)に参加せしむるの確信なく、爲に一般安全保障は未だ佛國等の信賴を繋ぐに足らずして、特殊協定の維持せらるゝを見たり。加ふるに壽府議定書の各國に負はしめむとする義務を嚴正なる法律上の義務と解するも、之が不履行に對し制裁を科するの根據も手段も存在することなし。之れ吾人が壽府議定書を以て尙一種の準絶對的安全保障と看做す所以なり。相互援助條約案と壽府議定書との間に根本的差異なしとせ

ば、英國の労働黨内閣が前者を否定し、保守黨内閣が後者を否定したる事實の内に一貫せる英國の對聯盟政策を窺ひ得べし。吾人は既に安全保障の必要なる所以を説き、個人をして其の武裝を解除せしめむが爲には國家社會の共同自衛手段が各個人の安全を保障するに充分ならざるべからざるが如く、國際社會も國際無政府狀態除去の爲 collective security を組織するの必要あることを説けり。而て壽府議定書は正に此の需要に應ぜむとするものなるが、英國人は之を以て「銃劍及封鎖に依る世界平和」又は「制裁を科する絶對的安全保障」又は「國際的軍國主義」を組織するものとなし、壽府議定書が規約の弾力性を失はしめ、聯盟國の規約上の義務を最大限のものとなさむとするを難じカーゾン卿等の口を通じて壽府議定書の危険を高調しチャムバレン氏の口を通して之が受諾を拒否したり。斯の如きは論理に秀で、先見の明に富み、而て比較的實力に乏しき佛國が議定書の内自身の法的保護を見出さむと欲したるに反し、實利的にして、吾人が前章に述べたる事實上の安全の要件の多くを具備し、自力の内安全保障を發見せる英國が議定書を以て行動の自由に對する桎梏と做し、規約上の義務を最小限に止まらしめむと欲し英國輿論が英國人の生命財産を他國の爲に犠牲に供することを約するに絶對反對したるに依れり。(一九二九年十二月二十八日テレグラフ) マダリアガ氏曰く「畢竟するに、用語の平和協力なりしに拘はらず、指導精神は勿論本能は實力と爭覇心となりき、蓋し佛國が制裁の必要を力説し、英國が仲裁裁判を回避したる所以は、佛國に取りて制裁は必要の際其の備役に服すべき多數の軍隊を意味し、英國に取りて義務的仲裁裁判は國策の具として其の海軍力を使用するの自由の減少を意味すればなり」と。以上は英國が率先して議定書を拒否したる理由の第一なり。(註一八) 米國との世界政策に於ける協調は英國政府の最高關心事なり。聯盟規約を回避せる米國が壽府議定書に對する態度如何は賢者を以て始て知るべきにあらず。從て議定書の效力發生は米國の聯盟加入を永久に空望に終らしむるものなり。而て米國と第三國との衝

突の結果規約第十七條の適用となり、其の結果米國にして規約違反國たるに至るときは英國は米國と敵對關係に立ち、率先米國海軍の攻撃の矢面に立たざるを得ず。斯の如きは英國政府の甘受する所にあらず、之れ壽府議定書が先づ英國に依りて拒否せられたる理由の第二なり。

想ふに平和は其の名美なるも法律的地見地より見れば *Statis Quo* の維持に外ならずして、世界大戰前の平和は普佛戰爭後の勢力關係に基きフランクフルト條約が設定したる秩序の維持を意味し、一九一九年以降の平和は世界大戰後に於けるヴェルサイユ條約其他の平和條約の尊重を意味す。戰爭終局後の平和條約は概して復仇的戰爭の素地を準備するの傾向あり。而て現行國際條約は客觀的正義を表現するものなるべきも、常に人類良心の要求及絶對的正義に合致せず、人類の生存を全うせむとする本能的動作を規律する能はず、宣なり、不平等平和條約の平均壽命が二年に過ぎずして、獨逸學派が必要は法を知らずと説き、聯盟第五回總會に於て平和議定書可決の日、伊太利代表シャローヤ氏が人類の歴史的大運動を如何せむやと叫び、タルヂューが倫敦會議に於て生命躍進は一切の數學的公式を打破すと喝破せることや。(註一九) 果然平和の維持は一面概して現状維持を要求し、他面時に現状の變更を要求す。此の事實に鑑み、既に聯盟規約は合法の戰爭を認め、同第十九條は聯盟總會が適用不能となりたる條約の再審議及平和を危殆ならしむべき國際狀態の審議を聯盟國に懲慝すべきことを規定せること既に述べたるが如しと雖も、此の規定は極めて臆病に現状打破の必要を認めたるに過ぎずして、規約は總ての平和運動が然る如く、其の第十條乃至第十六條の規定に依り現状維持に墮し、平和議定書は百尺竿頭更に一步を進め、條約の改訂又は國境の變更を要求する訴を受理せざることとし、以て規約第十九條適用の機會なからしめむとす。之れ紛争の平和的處理、兵力援助又は狹義の安全の保障及軍備縮少を内容とせる平和議定書が社會的有機體として生活力を有する國家に容れられざる根本的原因なり。各

現状の神聖化 (Heiligung des status quo) と國家の將來に於ける發達の自由 (Nichtbeeinträchtigung der künftigen Entwicklung der Staaten) とを同時に調和的に存在せしめて、間然する處なき國際平和組織案を作成し、以て有意義なる軍縮の前提とするは、近世國家に於ける法治主義と革命的勢力とを調和すると等しく全然不可能なり。觀よ、最小限度に於て現状變更の要を認めたる聯盟規約は、既に合法の戰爭を容認し、平和議定書の立案を至難ならしめ、眞に軍備縮少の前提たるべき安全保障を供するに足らざりしにあらずや。果然吾人の抱懐する國際政治及經濟關係の整調、紛争の平和的處理狹義の安全の保障及軍備縮少の四原則を經緯とする理想的平和組織は哲人の夢想する超國家が實現せず、現在の國家が國家として存続する限り成立の望なく、確固不動の平和を招來するに庶幾きも、現状維持に墮する平和議定書は活力ある國家に依りて否認せらるべき運命を有す。之れダンチツヒ、上部シレンシア、サール河流域等の現状に對し寧ろ投石せむと欲する英國の傳統的大陸政策が卒先して壽府議定書を拒否したる理由の第三なり。爾來英國政府の對案として考慮せらるるに至れる地方的協定及國際聯盟の安全委員會に於て考慮せられたる相對的安全保障案等に關しては次章に於て論及すべし。

第二 絶對的安全保障(理想的解決)

吾人の見解に従へば所謂安全保障の求むる所は同盟や相互援助にあらずして、廣義に於ける安全保障即ち國際平和組織の問題の解決なり。スベイト氏は絶對安全保障を實現不可能なりと斷定し、一切の可能なる安全保障を疑似安全保障となしたるが故に絶對的安全保障の内容を検討することなし。然るにマダリアガ氏は軍縮の前提として世界的社會(World-Community)の存在を必要なりとなし、絶對的安全保障の文字を用ひざるも眞に徹底的軍縮の前提となり

て、之を促進し得べき國際組織の要件として次の事項を擧げたり。

- (一) 世界的社會は一切の國際紛争の平和的解決の爲に必要な絶對的に完全なる制度を有すべきこと(大體壽府議定書の定むる紛争の平和的處理制度)
 - (イ) 一切の裁判に適する問題に付強制管轄權を有する司法裁判所を有すること
 - (ロ) 中間性の問題を處理すべき仲裁裁判制度を併用すること
 - (ハ) 最も困難にして且機微に互る問題を處理すべき調停制度を併用すること
- (二) 世界的社會は次の權能を有する政治組織を有すべきこと(國際聯盟の總會及理事會の如き組織)
 - (イ) 一切の手段に依り裁判に適せざる紛争の解決を圖ること(前項(ロ)及(ハ)又は(ハ)の職能を充すこと)
 - (ロ) 戰爭の脅威又は戰爭を處理すること
 - (ハ) 若し必要あれば盟約違反國に對抗する爲必要な精神的、強力的其他各般の行動に關し世界を指揮すること(規約第十六條に定むる "pooling of the duty of self-defence" に依る戰爭の治療)
- (三) 戰爭誘致の處ある原因を豫め研究し、國際協力に依り一般の利益に合する様、右原因を除去する爲、世界的社會は専門的機關を組織し、全世界に影響する諸問題の研究及解決を漸次に世界的に統制の下に置くこと(財政經濟委員會等)

以上マ氏の考案は大體壽府議定書の大綱に則るものなるものが、吾人は尙他の要件を必要なりと思惟す。世界帝國(Bundesstaat)を爲せる世界共和國等の形式に於ける世界國家(Weltstaat)又は國家聯合を前提として、外寇及内亂に對する保障を與ふること其の一なり。所謂國內問題と雖も平和的處理手續に附すべきこと其の二なり。現存條約に

國政府代表者の集合より成れる國際會議が、國際的平和組織を以て保障せむとしたる平和は、概して法律的見地客觀的正義の見地に於ける現状維持てふ卑近なる平和に外ならずして、或る國家が要望せる真正の平和及哲人思想家の抱懐する理想的平和と一致せず。之れ吾人が既に述べたるが如く、軍備縮少の間接的方法として學者が經濟的及原因に基く國際緊張關係の除去を必要と説く所以にして、真正且永遠の平和に懸々たるものは經濟的門戶開放主義を世界的に維持し、移民問題、原料品配給問題を解決し、經濟的競争を寛和するのみならず、彼のイレデンチズム諸問題を解決し、且之が發生を阻止するの經綸なかるべからず。アルシャンボー氏は華盛頓會議が人種平等問題に當面することを避けたるを嘲笑し、(註二〇)ビュエル氏は若し英國及米國にして門戶閉鎖(closed door)を主張せば、日本が亞細亞に於て門戶閉鎖を主張するは當然にして、其の結果は戰爭あるのみと云ひ、(註二一)バラード氏は極東に於ける日本の政治的、軍事的及經濟的利益は列國に於て之を承認せざるべからずと云ひ、(註二二)シュツキング氏は、安全保障條約を合理的且有效ならしめむが爲には、規約の現状維持に關する條項特に規約第十條を充分有效ならしむると同時に規約第十九條の缺陷を補ひ之を強化し民族自決主義の適用に依り合法的に不正當なる國境の變改を行はざるべからずと説き、(註二三)「Mit anderen Worten: diesem Artikel fehlt sein natürliches Korrelat, nämlich ein zweiter Absatz, der ein rechtlich geordnetes Verfahren vorsieht, in dem die Zukunft in Anwendung des Selbstbestimmungsrechtes unter der Kontrolle des V. B. bestehende Grenzen verändert werden können. Es ist hochinteressant, gerade für uns Deutsche, dass in dem ursprünglichen Entwurf von Wilson dieses Korrelat vorhanden gewesen ist, und dass man es dann in Paris hat unter den Tisch fallen lassen. So lange dem Art. 10 noch das Korrelat fehlt zur rechtlichen Berichtigung von all den ungerechten Grenzen ist es kein Mangel, dass es Leute noch mehr oder weniger der Sanktionen entbehrt.」と述ぶ。(註二四)「ソ

ター・シモンズ博士は國際機關が最早維持不可能となれる國際關係を化石せしめずして、寧ろ其の「Überlegung」を阻止するに努むるの必要あることを説き、「強要せられたる條約」は一切の手段を盡して漸次に之を自由意思の合致に依る條約に改正せざるべからずと述べたり。(註二四)

要するに之等論者の所説は皆國家の生存權を認め、紛争の平和的處理よりも、寧ろ紛争の豫防即ち其の禍因を剪除するの必要を説くものにあらずはなし。國民經濟及世界經濟の發達が經濟問題を併せて、國の死活問題たらしめ、生物學上及史的唯物論の見地よりすれば、戰爭が一面窃取又は強制分配干渉に外ならざるの事實に鑑み、第五回聯盟總會に於て、佛國労働代表ヂューオー氏が國際政治問題を處理すべき聯盟理事會と對立し、國際經濟問題を審査すべき經濟理事會の設置を提唱し、神川教授が最高經濟理事會の必要を承認したる、又此の精神に出づ。真正の平和は正義の世界に君臨する平和たらざるべからず、斯の如き平和を地上に齎らさむには姑息の現状維持に満足せず、積極的に正義を樹立し、人類全般の福祉を増進し、國際紛争の政治的及經濟的原因を除去せむが爲、現状打破をも辭せざるの覺悟なかるべからず。而て如上の高遠なる理想的平和を國際組織に依り維持せむが爲には現状を固定することに依り平和を確立せむとしたる平和議定書に含まれたる紛争の平和的處理、狹義の安全の保障及軍備縮少の三原則に、配するに國際政治及經濟關係の整調即ち擴充強化せられたる規約第十九條の精神を以てせざるべからず。蓋し軍備を稱して國防と云ふも、陽に外寇に備ふる兵備は陰に如實に外交の後援となり、帝國主義的野望達成の手段となり、國際關係に於ける現状打破の手段となるが故に、國家の消極的安全又は現状維持のみを保障することに依りて、列國に其の生きむとする力の標徴とも云ふべき軍備の縮少又は撤廢を強要し能はざるは論理上當然なればなり。然るに現状維持を目的とする法的平和組織と、現状變更を追求する平和運動とは、互に倒行逆施せむとするものにして、

現状の神聖化 (Heiligung des status quo) と國家の將來に於ける發達の自由 (Nichtbeeinträchtigung der künftigen Entwicklung der Staaten) とを同時に調和的に存在せしめて、間然する處なき國際平和組織案を作成し、以て有意義なる軍縮の前提とするは、近世國家に於ける法治主義と革命的勢力とを調和すると等しく全然不可能なり。觀よ、最小限度に於て現状變更の要を認めたる聯盟規約は、既に合法の戰爭を容認し、平和議定書の立案を至難ならしめ、眞に軍備縮少の前提たるべき安全保障を供するに足らざりしにあらずや。果然吾人の抱懐する國際政治及經濟關係の整調、紛争の平和的處理狹義の安全の保障及軍備縮少の四原則を經緯とする理想的平和組織は哲人の夢想する超國家が實現せず、現在の國家が國家として存続する限り成立の望なく、確固不動の平和を招來するに庶幾きも、現状維持に墮する平和議定書は活力ある國家に依りて否認せらるべき運命を有す。之れダンチツヒ、上部シレシア、サール河流域等の現状に對し寧ろ投石せむと欲する英國の傳統的大陸政策が卒先して壽府議定書を拒否したる理由の第三なり。爾來英國政府の對案として考慮せらるるに至れる地方的協定及國際聯盟の安全委員會に於て考慮せられたる相對的安全保障案等に關しては次章に於て論及すべし。

第二 絶對的安全保障(理想的解決)

吾人の見解に従へば所謂安全保障の求むる所は同盟や相互援助にあらずして、廣義に於ける安全保障即ち國際平和組織の問題の解決なり。スペイト氏は絶對安全保障を實現不可能なりと断定し、一切の可能なる安全保障を疑似安全保障となしたるが故に絶對的安全保障の内容を検討することなし。然るにマダリアガ氏は軍縮の前提として世界的社會(World-Community)の存在を必要なりとなし、絶對的安全保障の文字を用ひざるも眞に徹底的軍縮の前提となり

て、之を促進し得べき國際組織の要件として次の事項を擧げたり。

- (一) 世界的社會は一切の國際紛争の平和的解決の爲に必要な絶對的に完全なる制度を有すべきこと(大體壽府議定書の定むる紛争の平和的處理制度)
 - (イ) 一切の裁判に適する問題に付強制管轄權を有する司法裁判所を有すること
 - (ロ) 中間性の問題を處理すべき仲裁裁判制度を併用すること
 - (ハ) 最も困難にして且機微に互る問題を處理すべき調停制度を併用すること
- (二) 世界的社會は次の權能を有する政治組織を有すべきこと(國際聯盟の總會及理事會の如き組織)
 - (イ) 一切の手段に依り裁判に適せざる紛争の解決を圖ること(前項(ロ)及(ハ)又は(ハ)の職能を充すこと)
 - (ロ) 戰爭の脅威又は戰爭を處理すること
 - (ハ) 若し必要あれば盟約違反國に對抗する爲必要な精神的、強力的其他各般の行動に關し世界を指揮すること(規約第十六條に定むる“pooling of the duty of self-defence.”に依る戰爭の治療)
- (三) 戰爭誘致の虞ある原因を豫め研究し、國際協力に依り一般の利益に合する様、右原因を除去する爲、世界的社會は専門的機關を組織し、全世界に影響する諸問題の研究及解決を漸次に世界的に統制の下に置くこと(財政經濟委員會等)

以上マ氏の考案は大體壽府議定書の大綱に則るものなるものが、吾人は尙他の要件を必要なりと思惟す。世界帝國(Bundesstaat)を爲せる世界共和國等の形式に於ける世界國家(Weltstaat)又は國家聯合を前提として、外寇及内亂に對する保障を與ふること其の一なり。所謂國內問題と雖も平和的處理手續に附すべきこと其の二なり。現存條約に

規定せられたる事項又は現存國際狀態と雖も平和的處理手續に附すべきこと其の三なり。理事會及總會の決議は多數決に依るべきこと其の四なり。理事會及總會の超國家の機關たる性質を保障する爲其の組織に必要な變更を加へ、例へば國際司法裁判所の判事選任に關する規定を理事會員の選舉に適用することは其の五なり。規約第一條末項に定むる脱退の規定を削除することは其の六なり。國際的制裁(相互援助にあらす)に協力する爲出兵するの義務は之を嚴格なる法律上の義務となし、議會協賛等の條件に繋ることなからしむることは其の七なり。經濟封鎖の實行に關し同一の主義を採用することは其の八なり。國際軍及國際參謀本部を組織することは其の九なり。制裁不参加等義務の不履行に對し制裁を科することは其の十なり。

以上の要件を具備する國際的法的組織は必ずや中央集權的單一國家たる世界國家又は國家聯合として發現すべく、其の活動を保障する機關として、立法、行政、(國際警察は其の一部のみ)司法の各機關完備するに至るときは、今日に於ける領土の變更は行政區劃の變更となり、現行一般條約の改廢問題は立法問題となり、國際紛争は行政訴訟となり、物理的戰爭は精神的戰爭となり、移民問題は國內的移住問題に等しきものとなり、原料配給市場確保の問題は國內産業合理化問題に等しきものとなり。自治團體に近似するに至れる諸國家に取り、孤立政策も、同盟政策もモンロー主義も、汎米主義も、汎獨主義も、民族主義も、帝國主義も擧げて其の必要なきに至り、從て國策の具としての軍備は毫も其の必要なきに至り、現時の有限的實際的國際軍備制限協定は世界法たる軍備制限令に依りて置き換へられ爾來各國は軍備を維持するの自由を權利と看做さずして、兵役の義務を以て目するに至り、軍備の國際化(Untersung)に依り、軍備の徹底的縮少、又は撤廢は一片の廢刀令の如きものを以て容易に其の實現を期し得べし。之れ吾人が軍備問題の理想的解決は絕對的安全保障を確保する國際的法的組織の完成に之を發見せざるべからずと爲す所以なり。

トアネは事情の全然異なる國際關係の領域に、國內の制度を適用せむとするの誤謬なるを指摘し、其の結果彼自身仲裁裁判制度の發達に望を繋ぐ外何等提案すべきものを有せず。然るに之に及し、既にアンリ第四世の大計畫以來汗牛充棟も嘗ならざる國際平和組織案は概して部分的又は全部的超國家的權力の樹立に傾かざるものなし。之等諸案を悉く検討するは本論の目的にあらざるが故に之を措き、今最も進歩的にして其の基礎的觀念に於て吾人の絕對的安全保障案と趣旨を等しくする提案二三を紹介し、吾人の考案の妥當性を立證すべし。第一二英國現代の大思想家 G. Wells は其の著「平和に至るの途」に於て所謂平和論者の國際協定の基礎の上に立てる姑息的彌縫策を笑ひ、平和と國家の獨立とは兩立せず、民族主義的國家の政府は戰ふ外何事をも爲し得ずと斷じ、眞の平和を確立せむが爲に地上の一切の政府の性質及該政府の依て立つ基礎的觀念に深甚なる革命の洗禮を施し、單一の世界的社會を建設し、「pooling sovereignty」を招徠するの必要あり、而て單一なる帝國主義的國家の征服に依る世界の統一(絕對的帝國主義)は一層多數の戰爭の原因となるが故に、聯合國家の形式を探み、全人類の共通利益、移出入民、安寧、秩序、保健、全世界の貿易、全世界の交通、全世界の生産及原料品分配の上に超國家的統制を樹立するの途あるのみと云ひ、其の實現方法として英、米兩國は既に充分なる軍需材料を統制し居り、之が供給を拒むことに依り如何なる軍國主義をも麻痺せしめ得べきが故に、兩國の決意は既に前述の世界的革命を實現するに足り、獨、佛、露を加ふるに於ては成功疑なしと云へり。(註二五)

第二に Zita は、其の著「國際法の復興」に於て、國際公法と國際私法との別を否認し、戰時國際法を否認し、絕對主權は全人類に屬し、各民族の國家は該絕對主權より派生せる相對的主權のみを享有すること恰も獨立國家内の自治團體が相對的の自治權を行使するに過ぎざるが如くなるべしと説き、(註二六)第三に Schuber は其の著「國際

聯盟と國家主權」に於て、國際聯盟は自身に政治的主權を把持し、各聯盟國は文化主權(Kultursouveränität)のみを把持し、國際聯盟は其の本來の政治的主義に基きて、世界的に社會政策を行ひ、世界に於ける人口問題、食糧問題、資源問題等を解決するの任に當るべきものなり、然るに之等喫緊の問題が各國の主權に依り統制せらるる限り之等の問題を國際主義に則したる世界的統制に服せしむることは不可能なりと設けり。(註二七)

想ふに世界的統一國家の形式としては、世界的帝國、世界的聯合國家又は國家聯合に次ぐ第三の形式として各個人(Atom)を一躍直に全人類に歸せしむる、世界同胞主義(Kosmopolitismus)を基調とせる、世界的共和國を想定することを得べく、全人類はエチソン、ゲーテを必要とするもモンロー主義、汎獨主義等を必要とせずと主張し得る餘地ある點に鑑みれば、此の形式は寧ろ一の長所を有するものと認め得べく、聯盟立法機關の表決權に或は人口數を考慮し、或は上院(Staatenkongress)に對する下院(Weltparlament)に直に全人類を代表せしめ、或は其の際白人及日本人一人に有色人三人程の價値を賦與すべしと主張する者あるは或る程度迄世界同胞主義を受諾せる結果なるべしと雖も、國家及國際關係開展の進路が複數に於ける單一(Einheit in der Vielheit)即ち國際聯合(Staatenverband)世界的聯邦(Weltstaatenbund)又は聯合國家(Bundesstaat)に向へることは諸學者一致の見解なり。然らば現實の國際政治は果して斯の如き觀念上の國際的可能關係の實現を庶幾せしむるものありや。

神川教授は國際聯盟を以て戰爭の防止と文化の促進とを目的とする法的組織を有する世界的聯邦となし、一方此の聯邦が世界平和主義及世界連帶主義の權化として、政治價値、經濟價値(國民經濟を統制すべき世界經濟の聯盟に依る管理、經濟理事會の統轄する國際聯盟銀行及國際財政委員會に依る賠償問題、國際貨幣爲替相場等の管理、原料分配及投資の聯盟に依る管理、關稅障壁の撤廢及聯盟に依る國際貿易の監督、平戰時を問はず聯盟に依る空中及海洋の

管理)勞働價値、文化價値に對する世界共同管理の任に當るの正に其の所たる所以を高調し、他方國際聯盟が斯の如き高邁なる使命を賦與せられ居らざるのみならず、現實の國際政局が聯盟を國際聯合に退轉せしむるの傾向あるを認め、尙聯盟の聯邦國に向つて進展せむことを希望し、其の實現性を人類歴史上の一の謎となせり。(註二八) 想ふに國際聯盟其の常置的機關の組織完備せる點に於て之を一七七七年の北米合衆國及一八一五年より獨逸帝國統一迄のDeutsche Bund等に比較し得べきやも知れずと雖も、軍事上の共同防衛、統一的外交方針及關稅同盟の三者の内其一をも有せざる國際聯盟を國家聯合と認むるは確に誤れり。即ち聯盟と國家聯合とは其の形骸を共通にして、其の政治上の意義に於て根本的に相違せり。斯の如きは前者が空粗なる超越的國際主義(勞働階級又は資本家階級の國際主義に對す)に立脚せるに反し、後者が "voulair-vivre collectif" 即ち民族主義的渴仰達成の途上に於ける過渡的現象にして、聯合國家となるべき宿命を有するの事實に胚胎せり。斯るが故に前者(聯盟)が孤立及自由行動を利なりとする列國に依りて league より association に確實に退轉せしめられ、無力を中外に告白し、一面國際主義の紐帶を鞏固ならしめて、聯盟を一步國家聯合に向つて進展せしむると試みたる相互援助條約案及壽府議定書等は悉く死産に終り、他面規約第十九條を活用して紛争の原因を除去せむとする第十回聯盟總會に於ける支那側の提議は獨逸、洪牙利、波斯、印度、アビシニア代表等の支持ありしに拘はらず「聯盟國は其の責任に於て、總會議事規則に遵據して、聯盟國が適用不能となれりと思考する條約の再審議若は繼續の結果世界の平和を危殆ならしむべき國際狀態の審議に關する第十九條規定の勸告を與ふべきや否やの問題を總會の議題に加ふることを得べき旨を聲明す」との決議を以て葬られたるに反し、後者(國家聯合)は常に國際法上の中央集權的單一國家に到達せり。多數の學者は羅馬帝國將又法王朝を以て世界帝國と看做すに一致せるも、之等は歐洲の大部分を統治せる劃一的中央集權國の一例に過ぎずして、當時と

雖も、多數の知られざる大陸あり、且日本、支那等には一大帝國の嚴存するを見たる次第にして、決して今日の意義に於ける世界帝國にあらず。ヒューガン氏の如きはウェストフリア條約締結以後に於ても International Government”は聯合、同盟等の便宜の形式に於て存在せりとなし、條約特に技術に關する一般條約を締結する國際會議を立法機關と看做し、仲裁々判所を司法機關と看做し、郵便聯合等の國際事務局及外交機關を以て行政機關と看做すと雖も、斯の如きは極端なる素強附會の説と云ふべく(註二九) 吾人は國際關係に於て、集合意思を基礎とする一時的又は繼續的國際協力の存在を目撃するも、嘗て規律普遍意思を基礎とする時と所とに於て普遍なる國際協力を經驗したることなく、既往に於ける唯一の國際的法人たるダニューブ河管理委員會の如きも、"fundamental matters of principle"に關しては全會一致を必要とし、國際關係に於ける主權國間の任意の協力は吾人の體驗に従へば國際聯合(Stataverband, Association of Nations)の範圍を超えたることなし。果然國際聯盟は協同社會(Gemeinschaft)にあらずして、利益社會(Gesellschaft)なり、本質意思(Wessensville)の所産にあらずして、選擇意思(Kirville)の所産なり、個人主義に立脚して、加特力教徒の一部を除く外、嘗て表現人の境地に悟入したることなき歐米諸國の指導する國際聯盟が、空しき形骸を横ふるのみにして、活精神を缺如せるは吾人の決して怪まざる所なり。

家族、部族、種族、民族の段階を経て複雑且廣汎なる民族主義的國際社會に歸一するに至れる人類は、何故に百尺竿頭一步を進め自己を擴張して全人類に歸一し、各國家は世界的聯合國家に歸一する能はざるやとの問題に對しては、吾人の既に第三章に於て縷述したるが如く、(一)人種の單一(homogeneous)ならざること、(二)民族の單一ならざること、(三)地球表面の單一ならざること、從て民族的國家の傳統、貧富、強弱一つならざること、(四)各段階に於ける個別的利益の牽制力強きこと、(五)群團本能の矛盾性を包藏すること等を挙げ得るに過ぎずと雖も、一切の人の用

件は何人の用件にも屬せずとの諺は Dein Recht ist mein Recht, und mein Recht ist dein Recht. との諺よりも遙に有効にして、相互援助條約案又は壽府議定書中の一般的安全保障は大陸別主義を採用するも、尙效力を發生する能はず、地方的協定特にロカルノ條約、同盟條約のみ成立し、分盟(Sonderbundnis)は聯盟に勝り、モンロー主義は聯盟規約よりも、大なる效力を有し、Pan-Latinism (America for Latin Americans)は汎米主義に勝り、A、B、C、三國の爭覇心は汎羅典主義に勝り、スカンヂナヴィズムの實行が瑞典覇權の確立となるが故に丁抹は之に反對し、經濟的連帶關係に立脚するも、尙佛國の民族的政策の全歐洲的發展に過ぎざるブリアン氏の吹奏する歐羅巴聯盟案に英、獨、伊は簡單に起ちて踊らんとせず、亞細亞モンロー主義の聲は黄色人種に屬する各民族間の水平運動に壓倒せらるべく、義務的仲裁裁判は既に大國の強力政策の爲に拒否せらる。前述の H. G. Wells の "pooling sovereignty" の觀念が平和問題の核心に觸るること毫も疑なく、飽和國たる英米が政治的經濟的優越權を全世界の民族の康寧の祭壇に捧ぐるが如きは純正國際主義の指示する所に従ふものにして、或は列國の追隨する所となるべきも、英米が此の問題に關し基督の前を逃避したる「富める青年」の如く行動すべきことは一點の疑なく、安全保障を要望する佛國を動かすものも亦純正國際主義にあらずして英、米、獨の軌道内に陥らさむとする願望たり得べく、又聯盟の如きものが大國の強力政策に利用せられざるの保障なし。觀し來れば聯盟規約及壽府議定書の瑕疵を除き、其の精神を擴充して、國際聯盟に、簡明直截に最高政治主義を賦與し、之を超國家と爲し、「萬國は一國の爲に」(Alle Staaten für einen und diese wieder für alle)存在するが如き制度を布かむことは泰山を挟みて北海を越へ、針の針孔を通して駱駝を驅るよりも更に困難なり。斯の如き條件の下に於て國際關係に於ける求心力即ち全人類意識、國際主義、四海同胞主義と遠心力即ち民族主義、孤立主義、霸權維持主義と孰れが決定勢力を有し、先驗的價值判斷に出發する世界平和主義、將又

世界連帯主義と民族的功利主義と孰れが現實に國家を驅りて差當り或る程度の國際協力に赴かしむると問はば、何人も之が解答に迷はざるべし。無産階級の經濟自由獲得運動の指導原理マルキシズムは、無産階級、特に工場労働者の専制を萬國に及ぼさむとするものにして、現在の國家組織に對する内部的脅威を構成し、現在の國家をして國家たざらしめむとする力なると同時に、國際協力に比類なき新生面を開くものなるべきも、余は多くの理由を以て斯の如き日の遂に至るべきを頗る疑問とす。假に百歩を譲りて萬一萬國に於て共產革命が勝利を告げたりと假定するも、労働の競争、人種的偏見は尙存し、各國をして軍備を維持せしめ、軍縮を提唱せしむるも、法的保護を意味する安全保障の賦與を拒否せしむる力は、容易に軍備を全廢するを肯ぜざるべく、尙金融資本家の國際的連帶關係、民族主義的教育方針の改善、國際語の採用、宗教の傳播猶太人の世界政策其の他一切の平和主義者より來る暗示にして、民族の差異、民族の貧富及國の境界を抹殺せむとする運動が決定的勝利を占めむことは絶大の空想と云はざるべからず。

佛國高名の平和運動家フレデリック・パッシー曰く「吾人は『決して無し』との言を發すべからず」と。然れども吾人は、悠久の將來はいざ知らず、國家が國家として、人類が人類として残存する限り、(“So lange die Menschen Menschen und die Staaten Staaten sind”)國際聯盟が純正國際主義を體現する國家聯合及聯合國家に進展し、仍て絶對的又は準絶對的安全保障即ち法的保護の賦與に依り間接軍備制限即ち軍縮問題の理想的解決が實現せらるるの期なるべきを斷言せむと欲す。(註三〇)

註一、J. M. Spaight: Pseudo-Security, pp. 21-24.

註二、Madariaga: Disarmament, pp. 270-277.

註三、Hoijer: Le Pacte de la Société des Nations, p. 335.

註四、Schücking: Die Satzung des Völkerbundes, pp. 661-662.

註五、Ibid., p. 661.

註六、Spaight: Pseudo-Security, p. 4.

註七、Spaight: Pseudo-Security, pp. 43-65.

Schücking, Garantiepakt und Rüstungsbeschränkung, pp. 9-10.

註八、米國の國產聯盟不加入は果して永久的なるべきや否や何人も疑問とする所にして、今日に於ても將來米國が聯盟と協力すべき日の來るべきことを期待する者あり。思ふに薄弱となれる聯盟規約は何等米國を戦慄せしむべき條項を包含せず。從て米國の加入は國際聯盟の關する限り其の基礎あり。而て萬一米國の加入したる場合に於て、世界平和に對する強國全體の優越なる發言權を減少する外格別新事態の發生せざるべきを吾人は寧ろ信ぜむと欲す。

註九、Brailsford: After the Peace, p. 58.

註一〇、Hughan: International Government, p. 224.

註一一、League of Nations, Resolutions vœux adoptés par l'Assemblée au cours de sa troisième Session, p. 26.

Actes de la Troisième Assemblée, Procès-Verbaux de la Troisième Commission, p. 141.

註一二、Actes de la Quatrième Assemblée Procès-Verbaux de la Troisième Commission, pp. 197-206.

註一三、Madariaga: Disarmament, p. 96.

註一四、Société des Nations, Arbitrage. Sécurité et Réduction des Armements. Extrait des Débats de la Cinquième Assemblée, pp. 7-48.

註一五、聯盟の諸會議に於ける侵略的戦争の違法化(Outlawry of Aggressive War.)なる觀念は Slotwell 氏以下十名の米國人が國際聯盟に提出したる、全文三十一箇條より成れる *Projet de Traité de Désarmement et de Sécurité* に胚胎す。
第五章 絶對的安全保障(理想的解決)

註一六、Société des Nations, Arbitrage, Sécurité et Réduction des Armements, C. 708, 1924, IX.

註一七、Madariaga: Disarmament, P. 108.

Arbitrage, Sécurité et Réduction des Armements, C. 708, 1924, IX, p. 353.

Fanchille: Traité de Droit International Public, Tome I 3^{ème} Partie, Partie, 681.

註一八、Madariaga: Disarmament, p. 116.

註一九、國情困難なる伊太利代表より此の言を開けるは偶然にあらず。ムンソリニ氏はノイエ・フライエ・プレス記者との
會見に於て、吾人にしつ膨脹する能はざらむか爆發あるのみと云へり。(Le Matin, 31. Janvier, 1927.)

註二〇、Leon Archimbaud: La Conférence de Washington, p. 326.

註二一、Baell; The Washington Conference, p. 361.

註二二、G. A. Kallard: The Influence of the Sea on the Political History of Japan, p. 294.

註二三、Schlicking: Garantiepakt und Rüstungsbeschränkung, p. 11.

註二四、Niemeyer: Handbuch, Systematischer Teil, Sieberes Stück, pp. 20-21.

註二五、H. G. Wells: The Way to World Peace.

註二六、Zitta: de Wederopbouw van het internationale Recht.

註二七、Schubert: Völkerbund und Staatssouveränität.

註二八、神川彦松著、國際聯盟政策論

註二九、Hughan: International Government.

註三〇、拙稿列強を動かすもの(外交時報第六十一卷第三號)排外教育を論ず(支那第二十三卷第一號)

第六章 相對的安全保障(實際的解決)

第一 相對的安全保障

絕對的安全保障は國際平和組織の問題と一致し、絕對的安全保障を前提とする軍縮問題の理想的解決が不可能なること前述の如くなりとせば、可能なる相對的安全保障の内に次善の實際的有限的解決を求めむと試むるは必然の勢なり。效力減殺(Abschwächung)を経たる聯盟規約が疑似安全保障將又相對的安全保障として僅少の價值を有するに過ぎざることは既に述べたるが故に茲に再び贅せず。

今廣義に於ける安全保障の構成要素又は其の斷片とも觀察せられ、或る程度に於て平和の保障となり、安全感の増大に資しつつある現行國際諸條約及考案にして、軍備縮少協定の締結に有利なる影響を與ふべしと認めらるるものを掲記すれば大體次の如し。

(一)紛争の平和的處理

(イ)外交交渉と國際審査委員會

國際紛争解決手段の第一は當事國の外交交渉とす。而し第一回海牙會議に依り採擇せられ、第二回海牙會議に於て増補せられたる國際審査委員會に關する規定、(名譽及緊切利益に關する問題除外)常設國際審査委員會設置に關するブライアン仲裁條約(一名 Cooling-off treaties と云ふ、蓋し報告提出期間を一年とし、當事國は合意を以て此の期間

を延長し得るが故なり) 及國際審査委員會設置に關する汎米會議の決議の如きものは臨時又は常設委員會をして法律問題と政治問題とを問はず、之を調査し、事實に關する客觀的認定を包含する報告を提出せしむるものなるが故に、當事國の外交交渉の一半を容易にするも、其の解決案を多少にても拘束するものにあらず。僅に規約第十二條の猶豫期間に關する原則を應用して感情の冷却に資せむとするものにして未だ安全保障の觀念を入るるの餘地尠し。

(ハ)四國協約又は Clause Consultative.

華盛頓會議の四國協約は太平洋諸島に關する紛争に付締約國間に商議を開くべき旨の協議條項を包含するも、該協約が實際に適用せらるる機會はヤップ島問題解決後、容易に之を想像すること能はず。之れ該協力が新なる安全保障たるよりも、寧ろ日英同盟の挽歌たる方面を主たる存在の理由となす所以にして、華盛頓會議、壽府會議及倫敦會議を通じて、該協約の成立又は存在が軍縮の交渉に影響し、或は比率を變更せしめ、或は絶對的保有量を抵下せしめ、或は交渉の徑路を變更せしめ、妥協を容易ならしめたる形なく、四國協約が日、英、米の關係に於て三國を等距離に置き、何れも二者の接近を阻止するの效力なく、加奈陀、濠洲等が米國の海軍擴張又は對日優勢維持を以て自國の安全の要件と看做す傾向を阻止することなし。倫敦會議に於て佛國全權が、自國の絶對的海軍力所要量を關係的所要量に變更せむが爲に要求したる五國間、或は三國間の所謂地中海ロカルノ協定の内容は遂に發表せられず、想ふに英國は地中海に於てロカルノ條約と同一の責任を負擔するの利益を有せず、從て米國の爲し得る最大限度の讓歩を容諾して、地中海沿岸地方に關する紛争特に佛伊紛争に付、四國條約と同様、國際會議に聞くことに同意し得るに過ぎざりしならむが、遂に斯の如き條項すら採擇せらるるに至らざりき。若し一步を譲り該條項にして、日、英、米、佛、伊五國間に成立せりとするも、該條項は現狀維持を有利とする締約國に多少の安心を與ふるに止まり、日、米兩

國は歐洲一局部の問題に深き關心を有することなかるべく、英伊關係の寧ろ敦厚にして英國海軍及び空軍の歐洲に於ける假想敵國が寧ろ佛國なりとせば、協議條項の成立は佛國に果して所期の安全保障を與ふべきや、深き疑問と云はざるを得ず。從て該條項の成立の結果として、佛國が唯々諾々伊國との均勢を受諾し、英國の好んで與へむと欲する海軍力に満足すべしと信すること能はず。加之協議條項の豫見したる事態發生し國際會議の開催せらるるに臨み、締約國は何れも其の固有の利益の指示する所に従ひ行動すべきが故に、所謂協議條項は安全保障として其の價値を認むるを得ず。倫敦會議に於て佛國の安全問題及絶對的所要量を相對的所要量となす問題が満足なる解決を見出し得ざりしは吾人の決して怪しまざる所なり。

(ハ)調停手續

調停手續は事實の客觀的認定を遂げ、紛争の解決案を發見するの方途を示すものなるが故に、其の一半は國際審査委員會の制度と一致するも、他の一半は仲裁裁判に近似し、而も解決案に拘束力なき點に於て此の後者と異れり。海牙條約の認むる mediation は第三國が紛争當事國間の交渉を誘導し、解決案を提示するものなるが、世界大戰後廣く應用せらるるに至れる conciliation は右第三國に代ふるに公平を保障せられたる國際委員會を以てするに在り。(國際聯盟理事會及總會の審査及報告も調停の一種なること疑なきも特殊の效力を有するが故に茲に言及せず)此の後者の意義に於ける調停手續に關する主義を具體化する條約又は條約案は(一)調停のみに關するもの(第三回聯盟總會採擇の調停に關する條約典型、仲裁裁判及安全委員會の(ハ)式條約典型)(二)法律問題を仲裁裁判に(當事國の合意に依り第一次に調停手續に附することを得)其の他の問題を調停手續に附するもの(一九二二年獨逸瑞西間條約)(三)國際司法裁判所の管轄權を義務的と認むる選擇條項に掲ぐる事項を仲裁裁判に(當事國の合意に依り第一次に調停に

附するを妨げず) 其の他の事項を調停手續に附するもの(一九二四年瑞西瑞典間、瑞西丁抹間條約)(四) 一切の紛争を第一次に調停委員會に、第二次に國際司法裁判所に付託するもの(一九二四年伊太利瑞西間の條約)(五) 權利に關する紛争を仲裁裁判所又は國際司法裁判所に(當事國の合意に依り第一次に調停手續に附することを得) 其の他の問題を調停委員會に付託するもの(ロカルノ諸仲裁條約)(六) 領土、加盟以前の事實、國內問題、憲法上の原則に影響する問題は之を保留し、權利主張の競合に關する紛争を仲裁裁判所又は國際司法裁判所に(當事者の同意に依り第一次に調停手續に附することを得) 爾餘の一切の紛争を第一次に調停委員會に第二次に仲裁裁判所又は聯盟理事會若は總會に付託するもの(第九回總會の一般議定書並仲裁裁判及安全委員會の(イ)式及(ロ)式典型)ありと雖も、委員會の提示すべき調停案に拘束力なく、委員會に第三國の者を交ふると雖も、議長を除く外眞に公平を保障すべき委員なく、當事國の受諾せざる解決案は到底斯の如きものとして成立の望なく、容諾する所尠なき容諾なるが故に世界大戰後スカンチナヴィア諸國及瑞西の發議に依り廣く採用せられたりと雖も、軍縮の前提たるべき安全の保障に寄與する所は其の跟跡すら之を認むること難し。

(二) 仲裁裁判

國際聯盟の構成に係る國際司法裁判所は(イ)常設仲裁裁判所が裁判官候補者名簿に過ぎざるに反し、現實常置の裁判所たること、(ロ)法律的紛争即ち裁判に付託し得べき紛争(justiciable or judicial disputes)にして政治的紛争即ち、non-justiciable or non-judicial disputesに對す)に付列國に應訴義務を受諾せしめむと努め、過半之に成功せること、(ク)ex aequo et bonoの原則に依る妥協的裁判(interessenausgleichende Schlichtung)を以て原告及被告に満足を與ふるよりも、寧ろ法の規定を適用して是非曲直を明にするを旨とする法律的裁判(rechtssprechende Schlichtung)を以て

紛争に司法的解決を與ふるに至れることの三點に於て從來の仲裁裁判制度を一新するに至りしと雖も、從來も義務的仲裁裁判所付託事項を認めざりしにあらず、且國際司法裁判所も亦當事國の同意あるに於ては ex aequo et bono の原則に依り判決を下すものなるが故に、仲裁裁判所と國際司法裁判所との間に絶對的の區別なく仲裁裁判(schlichtung)と司法裁判(gerichtsmässige Schlichtung)とを一括して廣義の仲裁裁判と云ふを妨げず。

壽府議定書は規約第十九條を無視し、規約第十五條第八項の國內問題は保留するも尙規約第十一條の規定は之を適用することとし、爾餘の一切の問題を義務的仲裁裁判に附するの制度を採用し、此の基礎の上に國際紛争を仲裁裁判に附せず、又は判決を履行せざる國を侵略國と認定したり。斯の如き一般的義務的仲裁裁判は其の規約に基ける瑕疵の跟跡を留むる點を除き、最も完全に近きものなるも、普遍的に承認せらるるの可能性なく、其の廢紙に歸せるは當然のみ。小國は強力よりも法的保護に依りて自存を計るを得策とす、大國と雖も飽和國の如く現状維持に満足する場合は時として小國と同一の立場にあり。故に小國の間に約二十五の一般的義務的仲裁裁判條約ありと雖も、大國と小國との間に於ける同種の條約は英國ベネズエラ間のもの、伊太利瑞西間のもの等小數の例外あるに過ぎず。一般的に云へば、列國は尙任意的仲裁裁判を認めたるに過ぎずして、法律的紛争に關し國際司法裁判所の管轄權を義務的とする選擇條項に調印せるものは第十回聯盟總會後と雖も漸く英、佛、伊、獨を含める聯盟國の半數に過ぎず。觀じ來れば仲裁裁判に付託せらるべき事件は今日も尙舊時の如く獨立、名譽及緊切利益に關係なき第二義的問題に關する紛争にして、大體戰爭を惹起する虞なき問題たり。

世界大戰前獨逸のベルンハルチは「今日の戰爭」に於て述べて曰く、強大國の政府も今や平和思想に捉へられ、人道の法衣を以て其の身を蔽はむとすつあり、然れども仲裁裁判は他國の損失に依り國際的地位を向上し、植民地

を獲得せむとする新興國には有害なりと。米國人チャールズ・クレイトン・モリソン氏は戦争違法化論に於て述べて曰く「大國との紛争に常り其の権利を擁護する爲必要なる武力を有せざる小國は勿論義務的仲裁裁判を歓迎すべしと雖も、大國は義務的仲裁裁判が多額の危険を随伴するものなることを知る。世界の現状又は豫測し得べき世界の状態に鑑みれば如何なる裁判所にも付託し得ざる問題あり。例ば北米合衆國の場合に在りては關稅問題、移民問題、モンロー主義、禁酒法施行問題、同盟國の對米債務の如し。吾人は差出がましき小國が吾人の一切の紛争を仲裁に付すべしとの言質を利用して、其の格別利害關係なき問題に付故意に訴訟を提起し、吾人を仲裁裁判庭に拉致せむとするを甘受する能はず」と。ケラー氏は曰く「maters of governmental, domestic, or protective policy」は國際裁判所の管轄に屬せしむべからず」と。ケロツグ氏は曰く「政治問題は仲裁裁判に付するを得ず、何となれば之を解決すべき法則存せざるが故なり。關係國際條規の解釋適用を待つものあるにあらざれば、何國と雖も、關稅率、租稅、移民の如き所謂國內問題及恐らく領域内に於ける主權の行使の意味する一切の政治問題を仲裁裁判に附することに同意する能はず」と。然らば一八八二年アーサー大統領が其の教書に於て對手國の何たるを問はず、仲裁裁判制度採用に付協定を遂ぐるの用意ある旨を聲明したる後、米國政府が仲裁裁判條約締結に關する瑞西の申込に遭ひて忽ち其の前言を翻し、一八九七年米國上院が第一回英米仲裁條約の批准を拒絶し、一九二一—一九二二年タフト大統領の包括的無留保仲裁裁判條約 (vollständig vorbehaltlose Schiedsverträge) 締結に關する提議は佛米、英米仲裁裁判條約の締結に漕付けたるも、米國上院は(一)外國人の入國及學校入學問題、(二)各州及合衆國の領土保全問題、(三)各州の債務に關する問題、(四)モンロー主義に關する問題、(五)國內問題は之を除外すべしと決議し、遂に條約を流産に終らしめたる亦偶然にあらすと云ふべし。而て斯の如きは一般にアングロ・サクソンの思想なり。さればメンデルスゾーン、バルトル

チー博士が意義ある軍備縮減への道は日、英、米間包括的仲裁裁判條約の締結に依り開かるべしと云へるは眞に常識的提言と云ふを妨げずと雖も、緊切利益、國內問題等を除外すれば最早意義ある仲裁裁判制度の擴張を庶幾する能はず。仲裁裁判より保留せられたる問題は恰も戦争を惹起する虞ある問題と一致せり。加之仲裁判決の履行を強制するの手段なしとすれば、仲裁裁判が安全保障に寄與し得る程度は知るべきのみ。(註一)

(二)ロカルノ相互保障條約

各聯盟國の危険を聯盟全體に於て分擔し、共同自衛 (collective self-defence) 制度を實現せむと欲したる壽府議定書が第五回聯盟總會に於て採擇せられたる當時所謂ジュネーブの雰圍氣に包まれたる大衆は、全世界は今や涅槃に入り、個人主義、民族主義、自助の時代が永久に去れることを冥解したるが、此の夢心地は間もなく英國政府の現實に醒めたる警鐘に依りて完全に破られたり。英國政府の大陸政策の第一は分割して支配するに在り、一大強國が歐洲大陸に横行濶歩するは英國の容認せざる所にして、其のナポレオンより來るとカイゼル・ウイヘルム二世より來るとを問はず。其の第二は第一條件の成就を條件として孤立を樂しむに在り、既に一八一八年十月キャスルリーは其のエイクス・ラ・シャペルより發せる覺書中に於て一般條件に歐洲諸國の領土の現狀を保障することを拒否し、第十九世紀末サリスベリー卿は三國同盟に加入せむことを懲慝したるジョセフ・チャンパーレンの私案を検討し次の如く結論したり。

“The British Government can not undertake to declare war for any purposes unless it is a purpose of which the elements of this country would approve. I do not see how, in common honesty, we could invite other nation to rely upon our aid in a struggle which must be formidable and probably supreme, when we have no means whatever of knowing

what may be the humour of our people in circumstances which can not be foreseen."

斯るが故に第五回聯盟總會に於てバルモア卿の爲したる爾今英國の艦隊は専ら國際聯盟の政策を擁護し、侵略國を膺懲する公戰の具に供せらるべしとの聲明が英國の朝野に驚愕を以て迎へられたるは偶然にあらずして、保守黨内閣の外相チャムバレン氏に依りて壽府議定書は一蹴せられたり。然れども巴里會議に於て署名せられたる英佛保障條約は獨逸の再興を虞る英國の關心にも出て、孤立偷安を事として、歐洲の一國が海峡を獨占し、又は北海の全海港を支配するに至らむことは英國の死命を制するものと云ふべく、空軍發達の今日に於て英國國防の第一線は實に萊因河に在り。故に英佛保障條約を復活するの努力は不斷に試みられチャムバレン氏は壽府議定書埋葬の日に於て特殊の須要に應じ聯盟の主宰下に置かるべき特殊の協定締結の用意ある旨を聲明し、遂に英國繁榮の要件たる獨逸をも締約國となせるロカルノ條約の締結に成功するに至り、右條約を英國の朝野兩黨が無條件に歓迎したるは偶然にあらず。而て英國が獨逸の東部國境の現状維持を約束せむことを要求したる佛國の主張を拒絶したるは實に一般的且無條件に歐洲國境の現状維持の保障を約するを欲せざる英國の傳統政策に合致するものなり。

一般的安全保障條約締結の動因は空漠にして没我的なり、此の條約を以て安全保障を絶對的に確保せむと欲せば民族主義に立てる締約國の責任重きに過ぎ既に事實上安全を有する國の不安安全を増大すべし。之に反し特殊的安全(Sonder-sicherheit)の確保を目的とする地方的協定締結の動因は共通の利益を有する各民族國家の連帶關係なり。故に此の場合に於ては安全感の増加と責任の加重とは正比例し、救援は自衛する所以となり。其の實行力は國際關係の現状に於ては絶對的にしてオツペンハイムの所謂真正保障條約の典型的のものと云ふを妨げず。尙ロカルノ條約はスベイト氏の指摘したる如く同盟條約が外部に假想敵國を豫見し之に脅威を與ふるに反し、締約國相互間に於て盟約違反國を

膺懲せむとする點に嶄新なる特色を有す。

安全保障としての本條約の實行力は前述の如く、從て其の質は優良なるも、其の量は大なるを得ず。其の第一の理由は理論家ポアンカレ氏が佛國安全の需要を充足するに足らずとして拒否したる根本原則を包含する條約を彈力性に富める外交政治家ブリアン氏が受諾したる結果本條約の成立したることに在り。佛國はヴェルサイユ條約其の他の平和條約の設定したる歐洲の現勢を其の儘維持することを其の安全の基礎的要件となしロカルノ條約第六條は勿論其の他機會ある毎に既成條約の效力維持に關する留保を爲すを怠らず。安全とは自存 (self-preservation) の要件が完全に充足せられたる状態を云ふ。二割の自存は自存を全くする所以にあらずして、二割の安全は安全を全くする所以にあらず。地方的協定に依る安全は價值なきにあらずも該價値は經濟學說に於ける限界效用に類し、最悪の條件の下に發揮し得る效用を以て其の價値を測定せらるるに過ぎず。何となれば、佛國の安全は脆弱なる獨逸の東部國境の安全に懸ればなり。右理由の第二は軍備特に海軍を撤廢したる獨逸は佛國以上に英國に取りて危険なるものにあらず。而て英國の海軍及空軍は歐洲大陸に在りては寧ろ佛國を其の假想敵國となすことに在り。右理由の第三は一般の同盟條約又は保障條約と等しく本條約は其の成立當時に於ける政治關係が存續する期間内を限り有効にして、永久の安全を保障するものにあざることに在り。伊太利が三國同盟に加入したるは其の利益に鼓舞せられたるなり、故に右利益が指示する所に従ひ戦を逆にして獨逸に對抗したるは當然のみ。右理由の第四は本條約は聯盟規約の結構内に於て其の適用を確保するに有りと主張せらるるに拘はらず、實際上は聯盟の輪廓以外に於ける強大國の約定にして聯盟は其の必要の際備役せらるるに過ぎざる點にあり。一九二五年十二月アーノルド卿は英國上院に於てロカルノ條約は平和の擁護者たる國際聯盟に打撃を與へ、之を排除し去らむとするものにあらずやと質問し、之に對しバルフォア卿は

ロカルノ條約は聯盟の弱點を補綴するものなりと應酬したるもスベイト氏はロカルノ保障條約が聯盟に與へたる打擊の頗る大なる所以を肯定したり。

ロカルノ保障條約の實行力は "Practical and compelling motive of self-interest" に在るも、其の價値は該條約が最悪の條件の下に於て發揮し得る保障の程度に依て定まる。而て佛國の安全は平和條約の設定する歐洲現勢全般の維持に在り、故にロカルノ保障條約の價値は尠少なからざるを得ずして、軍縮の上に何等の影響を及さず。從て軍縮問題に關する佛國の態度は該條約の成立以前と以後とに於て寸毫も變更なし。即ち軍縮會議準備委員會第三回會議に於てポール・ボンクール氏は國際聯盟が挺身各國の安全を引受くるに至らざる限り各國は其の自主的に必要と認むる軍備を以て自ら安全保障に當らざるべからずと云ひ、佛國の新聞は不戰條約を以て倫敦海軍會議の出發點となすことに抗議し、タルヂュー氏は該會議に臨みて佛國海軍の絶對的所要量を關係的所要量に下さむが爲に安全の保障を與へよと要求し、海軍力に於て拂ふことあるべき僅少の犠牲の代償として先づ所謂地中海ロカルノの如き他の保障を要求し、以てロカルノ保障條約が軍縮協定の前提として存在の意義尠き所以を如實に立證せり。

國際聯盟仲裁及安全委員會起草の(一)式相互援助に關する一般的條約は(一)領土の現状維持を保障すべき規定を存置せざること、(二)第三國の保障に關する規定を存置せざること、(三)紛争の平和的處理に關する條約が相互援助に關する條項と一體を爲せること、(四)不侵略の約定に違反したることを理事會が認定することを以て相互援助義務發生の前提とすること等の諸點に於てロカルノ保障條約と異なるも、爾餘の點に關しては吾人が以上述べたる所は其の儘之を移して(一)式條約典型に之を適用するを妨げず。

(三)不戰條約

衣食足りて禮節を知る。米國民の倫理的慾求は一面其の政府が國際團體の道德的指導者たらむことを要求す。然るにロッヂの民族主義に依りウイルソンの國際主義を克服し、以て聯盟規約を一蹴したる米國政府に取り、同時に善良なること、強大なること、孤立せること、モンロー主義に忠誠なること等の大衆の要求を充足するは至難の業と云ふべく、此の難局を打開せむが爲に發明せられたる米國の國策の具たる不戰條約となす。本條約は其の前身たるレヴィンソン氏決議案及ボラ氏決議案と等しく、(一)既に實施せられたる國際法に定められたる一切の紛争を司法裁判に付託するも爾餘の紛争に對しては何等の解決案を提示せざること、(二)各國は其の隨意に自衛戦争と認むる戦争に訴ふるを得ることの二項を其の骨子とす。されば不戰條約の前半は保守的なる仲裁裁判制度の容認に止まり、後半は勝手放題なる自衛戦争(irresponsible self-defence) 以外の戦争を違法化するに止まれり。

不戰條約に關する列國の留保を検討するに佛國は該條約上の義務が既存の條約上の義務と兩立し、國際協力を以てする制裁に参加するは不戰條約と扞格せざる旨を保留し、英國は其の利益範圍に關し自衛權の發動を妨げざることを保留するに止まれり。然るに如上の保留を條約の正文中に明記することを拒否し、戦争放棄の誓約の外觀的價値を減少せしむることに反對したる米國は不戰條約の解釋に關する上院決議文に於てモリソン氏が "Part of the war system of the United States" と呼ぶるモンロー主義を留保し、且各締約國は "sole judge of what constitutes the right of self-defence and necessity and extent of the same" と聲明し、(イ)モンロー主義(ロ)自衛權及(ハ)必要に付保留し、不戰條約の効力を最も減殺せり。マダリアガ氏は墨西哥が其の一小海港を日本に租借したる場合に於て米國の戦争違法化論者は如何なる態度に出でむとするやと問ひ、前駐獨大使本多熊太郎氏は門戸開放主義の維持は米國海軍擴張の一大理由なる處、知らず、米國は該主義維持の爲自衛的戦争に訴へ得るものと思考するやと質問せり。

然れども吾人は到底此の設問に對し満足なる明答を取附け得ざるを信ぜむと欲す。觀じ來れば不戰條約は一つの可能性ある戰爭をすら違法化することなく、其の效力に於て聯盟規約の條章に比すべくもあらず。然るに外觀に捉へられて聯盟は英國の提議に基き規約第十二條第十三條及第十五條に改正を加へ、國交斷絶に至るの虞ある紛争に付適確なる解決策を供せず、僅に理事會全會一致の原則より緊争國の表決を除外し、斯の如き全會一致に一層強き效力を認めたるのみにて、卒爾として聯盟國に如何なる場合にも戰爭に訴へざることを約せしむ。是れ國交斷絶し、事實上戰爭状態に入れるに尙國際法上戰爭なしとなし、或は戰はるべくして戰はるる一切の戰爭を自衛行爲と稱し、耳を掩ふて鈴を盗むの愚を演ずるものにして、吾人は其の可なる所以を知らず。(註二) 不戰條約は何等の責任を負ふことなくして世界を指導せむとし、孤立を信條としながら消極的協力の假面を被らむと欲したる米國政治家の一部對內的ゼスチュアにして、爾餘の諸國が之に賛同したるは其の利益を信じたるが爲にあらずして尠くも其の無害なるを觀破したるに依れり。

斯るが故に本條約は倫敦會議首唱國に依りて海軍軍縮運動の出發點と認識せられたるに拘はらず、クイーンズ大統領は一九二八年休戰紀念日に於ける演説に於て各國が不戰條約に忠實ならむことを要望すると同時に、自衛の義務及海軍擴張の必要を力説し、倫敦會議中米國全權は不戰條約は巡洋艦減少の理由とならずと説き、本條約は海軍軍備の縮小に毫末も貢獻せざりき。論者或は曰はん該條約は軍縮を促進せざりしも倫敦會議の開催を可能ならしめたりと。然れども吾人は壽府海軍會議が不戰條約成立以前に開催せられたることを指摘して之に答へむとす。マダリア氏が本條約を評して“one must disturbing for true cause of disarmament”と云へるは蓋し適評にして、其の斯の如くなるはロカルノ諸條約が英國の、而て不戰條約が米國の民族的安全保障觀の國際的進出に過ぎざる結果なり。余が平

生外交の聖諦第一義は主觀觀念の客觀觀念化に在り、内在的需要の國際的當爲化に在りと主張して止まざる所以は實に茲に存す。

(四) 不侵略協定

不戰條約に於ける「國策の具としての戰爭」なる文字は決して侵略的戰爭なる文字以上に適確なる意義を有するものにあらずして、不戰條約は墨子の所謂禁攻、一九二三年ゼノア會議採擇の不侵略協定、相互援助條約案第一條の宣言、仲裁及安全委員會起草の(ホ)式不侵略に關する一般的條約典型及(ヘ)式不侵略に關する二國間の條約典型と其の性質を同じくす。唯最後の二者は自衛權の發動、規約第十六條の適用、理事會若は總會の決議又は規約第十五條第七項の適用に依る場合を除く外戰爭に訴へざることを明約せる點に於てケロツグ・パクトの如く僞瞞的ならざる長所を有す。然れども爾餘の點に於ては既に吾人が不戰條約に關し述べたる所を其の儘此の種條約に適用し、軍縮の前提として價值尠きことを斷言して憚らず。相互援助條約案第一條は英國委員セル卿の提議に基き規定して曰く、締約國は侵略的戰爭が國際的罪惡たるを認め、互に之を犯さざることを約す。此の規定は一見炳乎と日月の如く、間然する所なき a priori synthesis の如き印象を吾人に與ふと雖も、カルル・ブルトバルシュは「戰爭の原因と世界平和の基礎」に於て述べて曰く、英國の大をなせるは實にエリサベス女王に由來す、女王は所謂「大王」の名に耻かしからざる婦人にして先づメリー・スチュアートを處刑し、英國を道德的に向上せしむる代りに物質的に擴大したり。英國は西班牙の歩みし道を辿り「所有せよ、然らば正義は汝にあるべし」との格言を以て其の國是となす。……南阿戰爭に依りて英國人は人間の品位を著しく低下せしめたり。ポーア人は英人の所有慾の犠牲となりて、犬の如き辱を受けたり。南阿戰爭より生れたる條約は法理上有效なるべきも道義上の價值は零なり。……由來平和を他に與へむと欲

する者は自身先づ自主自由ならざるべからず。然るに英國は諸惡の根元たる所有慾の奴隷なり (England, das der Sklave der Habucht, der Wurzel alles Übels) 焉。他國に平和を與ふるを得んやと。(註三) 吾人は既に生きたる正義の淵源たる超國家の統制の下に國際公法上の所有權又は現状の神聖視と生命の躍進に順應する國際政治經濟關係の整調とが雁行することに依りてのみ國際的戰爭が合法的競争に依り代らるべきことを論斷したるが、國內法の下に在りて所有權は種々の制限を受け、分配は國家の干渉を受け、而も社會主義は所有權の觀念が推移し行くべき方向を指示せり。然らば國際關係に於て獨り此の傾向に逆行し、所有權を絕對のものとなすことに依りてのみ平和を維持し得べしと瞬間でも信ずる能はず。從て他の條件にして均一ならむか不侵略協定が平和に貢獻する力は戰爭に貢獻する力と全く相殺し、夫自身平和の支柱となり軍備縮少の基礎となること無かるべきなり。

(五) 同盟條約

同盟條約とは第三國を對手方とする防守、攻撃、又は攻守に協同支持する目的を以て締結せられたる條約を云ふ。神聖同盟、一八七九年獨、墺、伊間三國同盟、一八九九年佛露同盟、一九〇二年日英同盟、流産となれる一九一九年英佛、米佛保障條約、一八七七年露國と土耳其の附屬國たる羅馬尼との間に於ける軍隊通過の自由に關する條約、一八九七年英國の附屬國たる南阿共和國とコンゴ自由國との間の同盟條約、世界大戰後に於ける佛國と白耳義、波蘭、小アント諸國及羅馬尼との間の歐洲政治條項維持に關する條約は其の著例なり。同盟條約は其の目的に依り防守、攻撃及攻守の三種に分類し得べく、對抗せむとする第三國の特定不特定の別に依り、一般と特殊とに分類し得べく、有効期間の差に依り永久と臨時とに分類し得べし。同盟國の一方をして他方に對し既定の援助を供與するの義務を現實に負はしむる前提條件たる出來事を *casus foederis* とし、政情の變化に依り將又 *casus foederis* の明定せ

られざる爲當事國間に爭議を惹起し同盟條約の適用を阻礙することあり。援助は陸、海、空軍の一部又は全部の出勤たり得べく、金錢其の他物質上の援助たり得べし。斯の如き同盟條約は外交的軍備擴張と看做すべきものにして、軍備が平和の維持者たる意味に於て平和維持者となるも軍備が平和の擾亂者たるも同一意義に於て平和の擾亂者となる。軍備が想定敵國を有すると等しく、同盟も亦之を有するを常とし、該想定敵國にして右同盟に對抗上必要にして且有力なる同盟國を發見し得ざる場合に於ては右同盟の優越は顯著となり、參加國の安全を鞏固ならしむべきも之に反する場合にありては安全を減殺すべし。同盟條約が安全保障として其の目的を達するは前者の場合に限り、此の場合に於て同盟條約は軍備の縮少を可能ならしめ、或は其の増加を阻止し得べきやに期待せらるべしと雖も、同盟國は軍備の強大にして味方として頼母敷他國に信頼を寄せ、且自ら信を守るべきが故に同盟條約が軍備を縮少せしめたる事例あるを聞かず。例外として神聖同盟は露國をして極めて輕微なる軍備縮少を行はしめたりと雖も、こは露、普、墺間に成立せる該同盟が自然に加盟國を増し、普通の同盟條約と異なりて現状維持を目的とする歐洲國際平和組織の實を擧ぐるに至りたるに依れり。

(六) 永久中立保障條約

永久中立保障條約とは多數國間の條約にして内一小弱國が自衛の外他國に對し、戰爭に訴へざることや戰爭に引入れらるるが如き虞ある國際條約に加盟せざることを約束し、列強が共同に該小弱國の獨立及不可侵を保障したるものを云ふ。白耳義、ルクサムブルグ及瑞西の如く諸大國の間に介在し、人種、言語、一般文化等の點に於て此等の諸大國と極めて近親の關係に在る國に取り干渉を避け、其の獨立を維持することは誠に至難の業と云ふべく、仍て之等小國自身の安全を保障し、之を緩衝國と爲すことに依り、之等隣接列強の領土慾を相殺し、其の衝突を豫防し、以て或は

中立國の軍備を輕微ならしめ、或はルクサムブルグの場合の如く中立國をして警察隊を除く外軍備を維持することを得ざらしめ、且保障國相互間の平和を鞏固ならしめむが爲に考案せられたるもの即ち永久中立保障條約なり。今や全然廢紙に歸せる白耳義及ルクサムブルグ中立保障條約の場合は暫く措き、瑞西の中立保障條約に關しては聯盟國としての立場と相容れざるやに觀察せられたるも、國際聯盟成立後に於ける慣行は瑞西に於て其の中立の特權を失はざらむことに腐心し、聯盟に於ても其の希望を尊重せむと努力しつつありて、國家の永久中立に關する制度は今日も尙嚴存するものと解すべきに似たり。然りと雖も此の制度たる前世紀の遺物にして瑞西の外最早適用なく、將來此の種條約の締結を見ること稀なるべく、從て獨逸の白耳義侵入に依りて局地的相對的安全保障條約に過ぎざることの立證せられたる永久中立制度は最早軍備縮少の前提として深く考究するの價値なきに至れり。

(七)衝突阻止の豫防的措施

規約第十一條の運用を目的とする衝突阻止の豫備的措施に關しては相互援助條約案第三條壽府議定書第七條に既に其の規定あり。國際聯盟の仲裁及安全委員會は締約國をして事態惡化防止の爲にする暫行的措置に關する理事會の勸告及既に勃發したる戰爭の中止に關する理事會の勸告及既に勃發したる戰爭の中止に關する理事會の勸告を豫め受諾せしむることを目的とする十一箇條より成れる二國間の條約案典型を立案し、第十回聯盟總會は之を一般的條約とするの方針を採り、該案の再審査を前記の委員會に付託したり。進みて紛争平和的解決の成案を有せず、退きて規約違反國又は侵略國を懲罰するの用意なく、既に物理力の審判下らむとし又は既に下りたる後中途之を阻止せむとす。千丈の飛流を中間に於て土砂を以て阻止せむとするに等しく、小弱國間の衝突なればいざ知らず若し斯の如き悠長なる措置を以て平和を維持するに足らば、一九二〇年以來聯盟を餘所にして多數の戰爭は戦はれざりしならむ。

(八)被侵略國に對する財政的援助

國際聯盟の財政委員會は被侵略國の戰時公債募集に際し、諸聯盟國が擧つて其の信用を動員して被侵略國の後援者將又保證人となり、財政上の信用薄弱なる國をして、戰雲の揚らむとする危機に際し、尙且通常の條件を以て公債募集に成功し得せしむるの制度を具體化せる一國際條約案を立案し、第十回聯盟總會は聯盟の一般的任務と本案とを調和せしむるの方策に付再審査を財政委員會及仲裁裁判及安全保障委員會に付託したり。本案の實施は締約國に戰時財政上多大の援助を與ふるものにして相當有效の保障を含めり。本案は埃太利財政復興案の成功に鼓舞せられたるものなるが、此の後者は既に投資せられたる不確實債務を確實にするに在りて、其の意義前者と同じからず。余は國際聯盟に於て一般的安全保障を不可能ならしめたる理由は本案の成立を阻却するにあらざれば、即ち其の圓滿なる適用の障碍たるべきを信ぜむと欲す。(註四)

各時代を通じて各國社會に二三の聖哲あり、相當數の宗教的情操を有する者あり、多數の理性と道徳的良心とを有する者あり。然れども一般大衆は其の經濟的(唯物的にあらず)欲望の充足を得ざるが故に、其の集合に依りて成れる國家は即時の需要を顧念するに忙はしく、仁義を思ふの暇なし。これマハンが法人に精神なしと云ひ、個人に珍しからざる徳行を國家に期待し難き所以なり。加之社會心理學者は群團本能が愛他主義の基礎にして、本質的愛他主義は國境を出づることなく、各人は其の團員より受くる暗示に敏感にして、如何に自己の悟性の命ずる所と矛盾するも遽々然として、自己を群團中に没し去るの傾向ありて、"my country right or wrong"の態度に出づるを原則とする旨を吾人に教ゆ。されば國家は最高の道徳なりと云ふは國家が立法權の發動に依り法規即ち客觀的正義を體現するの狀を指稱したるものにして、國內法上の論としては正鵠を得たりと雖も、國際團體の一員たる國家はケトレーの所謂

中人にあらざれば即ち組織せられたる功利主義者に過ぎず。時として仁義を云ふも夫は鍍金せられたる私益又は其の延長に過ぎずして、*raison d'Etat* するとは國家對外行動の標準なり。一切の國家は自己の爲に存在す、焉ぞ既に事實上の安全即ち優越權^{シュプレマシー}を獲得したる國家をして國際連帶の祭壇上に右優越權の要素たる陸、海、空軍を献ぜしめ、全般の危険を分擔せしめて、以て法的保護を意味する絶對的安全保障を體現せしむるを得む。即ち知る、制裁を課する超國家の組織に依る系統的且つ全體的の絶對的安全保障の確立は出發點より不可能なることを。

之に反し相對的安全保障の成立は可能なり。何となれば此の種の保障は或は蓋然的の利益を齎すか或は無害なるか、或は犠牲即ち自助を意味すればなり。本來孤立せる各國が差當り恒久的協力の假面を被りたるもの即ち國際聯盟にして、總會も理事會も加之聯盟事務局も些細に點檢すれば化合物にあらずして混合物なり。第一回聯盟總會以來聯盟を鞏固とならしめむとする一切の努力が失敗し、之を薄弱ならしめむとする運動が凱歌を奏しつつあるは其の本質を曝露せるものに外ならず。本來も孤立し差當りも孤立せる米國が爲したる消極的協力換言すれば協力せざる旨を表明せる協力の申込が即ち不戰條約にして、所謂地方的協定は舊時の同盟條約に近似する程度に於てのみ有効に、結局一切の相對的安全保障の結果は各場合に各國が其の利益の指示する處に従ひて行動したる結果と毫末も差異あることなし。斯るが故に該安全保障は各國の現存容諾と相俟つて、列國を軍縮會議に於て相見えしむるの道德的效果あるも、軍縮の實現を促進し、其の程度内容を變更せしむることなし。多數の學者及政治家は敦倫會議が不戰條約てふ確立せる安全保障の基礎の上に立てることを論じたるが、斯の如きは外交的懸引として定石を置くものと云ふべきも、眞理を闡明する所以にあらず。吾人は倫敦會議に於て其の出發點となれる不戰條約以下の相對的安全保障と軍縮問題とが風馬牛相聞せず。同會議が華盛頓會議及壽府會議と略同一の筋書を辿りたるを見て毫も喫驚するものにあらざるなり。過

去の歴史に徴すれば戰爭時代は平和時代より遙に長く、政治條約の壽命は驚くべき程短期なり。客觀的正義(現行法)支配するか、強者の法則支配するか。慢性的戰爭が急性となるの日如何。疑似安全保障は決して永久に歴史を一九三〇年の現状に止まらしむるに足らず。茲に於て安全即ち優越感を體現する軍備は過去に於て必要なりしが如く、現在に於ても亦其の必要あり、將來も亦然らむ。

第二 相對的安全保障を前提とする軍備縮少協定の可能なる所以

絶對的安全保障不可能にして、相對的安全保障の價值僅少なること前述の如く、而て聯盟規約は主義上の軍縮宣言と一體をなせども、爾餘の安全保障は形式上軍縮協定と結びけらるることなくロカルノ保障條約成立後と雖も佛國政府は嘗て安全保障の確立を認めたることなし。華盛頓海軍制限條約の効力は四國協約の存在を放れて存續し得べく、倫敦條約は不戰條約ありと雖も尙純粹の直接軍備制限協定なり。斯の如く充分なる安全保障なくして換言すれば軍備の用途に關する適確なる協定を前提とせずして、一九二一年トアネが軍備は第一義の政治問題たるが故に國際協定に依る軍備縮少は實現不可能にして、唯仲裁裁判の發達、諸國の疲弊又は民主主義の進展の結果として自發的制限(*limitation volontaire*)のみ之を期待し得べしと云へる豫言に反し、華盛頓條約、倫敦條約等直接軍備制限協定成立し、ホルチエンドルフの所謂軍縮秩序(*Abstimmungordnung*)の成立し得たる理由如何。

吾人が第二章に於て述べたるが如く、道德的宗教的の動因、換言すれば、吾人の理性が允許し、吾人の憧憬が慾求する“*A priori synthesis*”の基礎の上に立てる平和運動及實際家將又功利主義者の政治的經濟的理由に立脚せる平和運動の存在し、所謂武裝的平和の疾患に對し對症藥を提示し、大戰前に於て三、四の顯著なる國際平和運動擔任機關

其の他約二十の同種の機關、百三十餘の國內平和協會あり、三十二の雜誌、十八の年鑑年報を發刊するあり、其の他の個人の著述に至りては實に汗牛充棟も啻ならざるものありて、而も國際聯盟の成立が著しく之に氣勢を添へ、(註五)各國民が、自己の存立を全うし得るに於ては、必ずしも平和を惡みて戰爭を偏愛するものにあらざることは、直接軍備制限協定の成立を促進する理由の第一なり。

技術の進歩に依り世界が文化的協同社會(Weltkulturgesellschaft)を漸次に形成するに至り、廣義に於ける國際主義の進展し、國際輿論の形式せらるるに至り、ロイド・アベリーの云ふが如く、利益錯綜の結果國際戰爭は内亂に近似せむとする傾向を示し、人は全人類及び其の共同利益の存在を意識し、小群團よりも大群團に奉仕する者を以てより偉大なりと觀じ、嘗て「何人を最も好むや」との質問に對しナポレオンと答へたる佛國人は「何人を最も偉大なりとするや」との質問に對しパスツールと答へ、海牙會議、汎米會議を始め、多數の臨時的又は定期的國際會議の開催あり、仲裁裁判、交通、通商、法制、警察、科學者に關する多數の萬國條約(Law making treaties)の締結せられ、「Organe des internationalen Zweckverbandes」として多數の國際事務局及國際委員會の組織せらるるあり。國際聯盟成立後之と相俟つてロカルノ條約、不戰條約、四國協約等の相對的安全保障協定成立し、不戰條約の倫敦條約に對するが如き、軍縮運動の宣傳上に有利なる雰圍氣を醸成したることは、直接軍備制限協定の成立を促進する理由の第二なり。(註六)

戰爭の一般的原因(生存競争)及特別的原因(想定敵國間の戰爭原因)は常に存在し、漫性的又は潜在的戰爭は到處に之を認め得べしと雖も、過去數世紀の間に於て獨逸、伊太利、瑞西、北米合衆國、ラテン・アメリカ諸國等の統一的國家として現出するあり。特に世界大戰以後に於ては、一面に於て、歐洲諸國は一般に昔日の勢威なく、歐洲三大帝國特に毅然として汎獨政策及海外發展政策に邁進したる獨逸帝國の覆滅して、世界的強國の地位より退くあり。他面に於て、余の私見に従へば、世界大戰の最大結果として、英、米兩國即ちアングロ・サクソンの世界的覇權(尠くも消極的意義に於ける)確立し、五大洋の管理權の歸屬略瞭となり、世界的勢力均衡の歸趨も稍簡明となり、爲に戰爭の特別的原因を減少せしめ、一進一退に拘はらず全世界を大觀すれば兎に角國際關係の寧ろ整理せられつゝあるは直接軍備制限協定の成立を促進する理由の第三なり。(註七)

技術の進歩に伴ひ Wirtschaftsgemeinschaft 及 Kulturgesellschaft の進展し、數國間の戰爭は必ず爾餘の列國の緊切なる利益に影響し、速戰速決主義の適用に依り一方の交戰國が完全なる勝利を得るが如きことは必ずしも期待し難く、勝敗の不確實なるものあるは勿論、勝利は大體決定的性質なく、干渉等に依りて戰爭の果實を享有すること能はざる場合あり。嘗て伊太利は其の土耳其と戰へるトリポリ戰爭に於て列強の干渉に依り交戰地域を局限せられ、便宜の作戰行動に出づることを阻止せられ、日本は三國干渉に依りて日清戰爭の果實の一半を失ひ、獨逸は佛蘭西との戰爭の反覆を虞れて最近アルサス、ローレンに對する多少の要求權を拋棄したり。概して資本に國籍なく企業家、金融資本家階級の利益は國境を越へて他國の夫と連帶關係を樹立するが故に戰勝國は戰敗國人の私有財産を沒收し得ず、從て戰爭は克つとも其の目的を達せざることはノルマン・エンゼル氏の「Great Illusion」に、戰爭の收支相償ひ得ざることとはケーンズ氏の「Economic Consequences of the Peace」に述ぶる所の如く、米國が米墨戰爭に於て一億弗と千七百七十二人の生命とを費してカリホルニア以下六州を併合したるが如きは稀有の事實に屬せり。即ち交戰國は戰勝國も戰敗國も相率いて世界に於ける其の勢威を失墜す。世界大戰後獨逸に於ても佛國に於ても「歐洲の衰滅」を弔する著述現はれ、最近經濟的又は軍事的見地より英國の米國に屈伏せるを説く者あり。Turner 氏の如きは不必要な

ること、勝敗の不確實なること、不合理なること、勝敗の決定的ならざること、破壊的なること、不人道なることを理由として戦争が自ら減少するに至るべきを説き、自衛戦争、國際警察 "armed people" の爲にする干渉を保留して一切の戦争を違法化せむことを主張せり。要するに勝利の不確實、戦争の果實收得可能性の不確實、戦争の決定的性質なきこと等は直接軍備制限協定の成立を可能ならしむる理由の第四なり。(註八)

武器は頻年進化して其の人類に及ぼす慘禍を大にし、航空機及毒瓦斯の發達により戦闘員と非戦闘員との區別は最早や其の意義を爲さざるに至りアルフレッド・フォン・リンドハイムの計算に従へば十五歳の手工業者一人は六千乃至一萬馬克、二十歳の商人一人は一萬九千馬克、二十五歳の學者一人は三萬乃至四萬五千馬克の生産費を費して養育したるものなる處、日露戦争は五十萬人の壯者を失はしめ、世界大戦は一千二百萬人の壯者を失はしめたり。プロックは嘗て三國同盟對露佛協商間の戦争の場合に於ける軍事費を計算して、一日當軍費獨逸二千萬馬克、佛蘭西二千萬馬克、露國二千二百五十萬馬克、奧地利・洪牙利一千五十萬馬克、伊太利一千萬馬克合計一日當軍費八千三百萬馬克、軍費年額三百億馬克と計算したるが、世界大戦は實に軍費三千億圓を費消せしめたり。斯の如くなるが故に戦争は精神力及物質力を極度に消耗せしめ、爾餘の列國との關係に於て交戦國の勢力を低下せしむ。故に列國は亦戦争を避くるの利益を覺りフリードは一九〇四年より一九一〇年迄に戦はるべくして戦はれざりし十九の戦争を擧示したり。要するに兩大國間の戦争が往々民族的自殺を意味し、一切の利益が結局微笑せる傍觀者非交戦國に歸屬する傾向あることは直接軍備制限協定の成立を可能ならしむる理由の第五なり。(註九)

諸外國の歴史に徴するに「最初の成功せる盜賊即ち君主」たる場合多く、當時に在りては戦争は君主勇將の闘争本能の發作に任せられ、爲政治家に依りて幾分遊戯視せられたる傾向あり、所謂諸侯の内閣戦争(Kabinetkriege der Für-

sten)行はれヴァルテールは一將功成りて萬骨枯るゝの事實を指摘し、戦争は大體君侯を圍繞せる三人乃至四人の人々に依りて企圖せらるゝの事實を高調し、Holbach は國民を驅りて干戈を執らしむるものは君王の貪慾なりと云へり。當時に在りては國家の歲出は概して宮廷費と軍事費とより成りしが、佛國革命後民主主義的國家組織行はれ、國家の文化的、社會政策的、産業政策的支出遞増し、一七九一年九月三日の佛國憲法は侵略を目的として戦争を企圖することを斷念すと聲明し、カントは恆久的平和の一要件として憲法が民主主義的ならざるべからざることを説き、フレデリック大王は若し朕の將卒にして思索し始めむか、彼等は一人も隊伍に止まらざるべしと處れ、ピスマルクは嘗て過半数は概して戦争を謳歌せず、戦争は少数者、特に君主專制國に於ては君主又は内閣に依りて惹起せらるると云へり。されば萬國平和協會は一八九二年ベルンに於ける會合に於て宣戰は之を立法機關に附議すべきものなることを聲明し、今日に於ては外交軍事の民主主義的統制將又 Put not your trust in kings. と云へる西諺は憲法政治の行はれる大多數の國に於ては既に既成事實となれり。是直接軍備制限協定の成立を可能ならしむる理由の第六なり。(註一〇)

勝利及勝利の果實を確保するの困難なることは既に述べたる所の如し。然れども戰敗國の嘗むる辛酸に至りては普佛戦争の善後策に當面したるチエール、世界大戦後獨逸の國政を擔任したる諸政治家のみ詳に吾人に之を語ることを得べし。加之戰敗は概して革命を伴ひ、普佛戦争後に於ける巴里コミューンの亂、世界大戦後に於ける歐洲三大帝國の轉覆は雄辯に此の理を教ゆ。之れ外交の民主主義的統制と相待ちて、各國政府をして猥りに乾坤一擲の壯舉に民族の生命を賭するを躊躇せしむる所以なり。結局戰敗の可能性及其の悲惨なる結果は直接軍備制限協定の成立を可能ならしむる理由の第七なり。

狹義に於ける國際主義は労働階級の國際主義 (working class internationalism.) を意味す。カルル・マルクスが唯物史

觀、餘剩價值説、資本集積説、階級闘争説等無産階級の指導原理より出發して、「労働者は祖國を有せず……萬國の労働者團結せよ、汝等は鐵鎖の外失ふべき何者をも有せず、汝等は世界を獲得し得べし」と宣言して以來、労働者國際協會 (International Association of Workingmen) 生れ、労働者の經濟的利益の國際的連帶を高調して、世界を縱斷する階級闘争の展開を期し、戦争の負擔が多く労働者に歸するを虞れて戦争及軍國主義に反對し、普墮戦争及普佛戦争に對して抗議し、一般同盟罷業を懲慚し、約十年にして、内訌の爲に其の存在を失ひたり。後一八七〇年代英、獨、佛、米に於て社會黨の結成せらるゝあり。一八八九年國際社會黨大會生れ、一八九一年より一九一二年に至る迄、三年毎に會合して軍備擴張競争に對して抗議し、一九一〇年の大會は戦争勃發の際に於て總同盟罷業を執行すべしとの決議案を否決し、而て一九一四年の大會に於ては再び此の議案を日程に上す豫定なりしも、世界大戰の勃發に因り果ざざりき。世界大戰中英國に於ける獨立労働黨、獨逸に於けるリープクネヒト一派の如き非愛國者は非軍國主義の爲に、或は投獄せられ、或は射殺せられたるも、概して労働者は彼等の所謂「資本家の戦争」の遂行に協力を與へ、社會黨員は社會主義的愛國者となり、A. Pillet が「La guerre est en réalité une forme d'action de l'humanité; elle ne dépend pas d'une question de forme de gouvernement」と云へるを肯定せしむるものあり。労働階級が戦争後佛國の提案に依りヴェルサイユ條約第十三編労働規約を以て恩賞せられたる蓋し偶然にあらず。世界大戰後第二インターナショナルは氣息奄々として生氣なく、成長して、略政權に接近するに至れる英國の労働黨並白耳義、和蘭、丁抹、瑞典及獨逸の多數派社會黨の國家社會主義は既に自由主義に合流せむとするの傾向あり。階級闘争の原則を把持すべきこと、資本主義に代ふるに Socialist Commonwealth を以てすること、此の目的達成の爲一切の無産黨を合同せしむべきこと等の主義の上に立脚せる第二インターナショナルは一九二三年第二インターナショナルに合流し、一九一

七年ストックホルムの大會に於て第二インターナショナルより分岐し、露國の共產主義者の指導の下に無産階級の專制及社會主義的愛國者の放逐を標榜する第三インターナショナル生れ、露國、佛蘭西、諾威及勃爾牙利の多數派社會黨を連衡し、アムステルダムに本部を有する第二インターナショナルと對抗しつつあり。(註一一) 共產主義の進展に對してはフランスム其の他の反動團體並其の國際團結の之に頡頑するあり。尙勞農露國政府の波蘭侵寇、並ベツサラビー問題及東支鐵道問題に關する態度等に鑑みれば、其の平和政策は必ずしも純眞を以て目すべからず。且生活費及賃銀の低廉なる國の労働者の移住は其の高價なる國の労働者の脅威となり、被壓迫民族の壓制及搾取に協力し其の結果に均霑せる強大國の労働者は自己を輕き鐵鎖より解放せむが爲に同時に劣等人種を重き鐵鎖より解放するの愚を爲さざるべく、社會主義國相互間に於てすら「労働の競争」及「人種上の敵意」は尙殘存し、以て「united world proletariat」の結成を阻碍すべしと雖も Jane Adams が純正國際聯盟は自身及家族の爲に日常の生活資料を獲得せむと欲して、其の生命を消磨しつゝある地上の最も卑賤なる勤勞者の手により最後に建設せらるべしと云ひ、(註一二) マダリアガ氏が外國金融市場に依頼し、且共產制度維持の爲平和政策に依頼するの必要あること等の理由に依り勞農露國も亦世界平和の構成要素なりと云へるが如く、(註一三) 政治的征服又は成長せる資本主義の進出を意味する帝國主義(植民地獲得又は市場擴大)に對抗する労働階級の國際主義ありて、或は軍國主義打破及戦争防止の爲に戦ひ、或はプロレタリアト・イデオロギイより出發したる軍備全廢案を提唱しつゝあるは事實なり。第二インターナショナルの戦後に於ける政治的活動を表現する労働黨社會黨インターナショナル (I.I.S.) 第三回大會は帝國主義者及軍國主義者を克服して各民族國家の支配階級の間國際的軍備撤廢條約を締結せしむることを方針とし、該協約の内容として陸軍平時人員の大縮減、武器の制限、精兵と國民軍とを配合する新陸軍編成法の阻止、服役期間の短縮、徵募壯

丁數の縮減、化學細菌戰の禁止、重砲、戰車、飛行機數の制限、軍艦の艦種別噸數の制限、軍事費豫算の制限、兵器の製造及取引に關する國內的及國際的監督、軍機漏洩罪の廢止等の諸原則を採用すべきことを提唱したり。而て労働黨社會黨インターナショナルの領導者ブルム氏、ヴァンデルヴェルデ氏(L. Blum: French Socialism and Disarmament. Vanderveelde: Belgian Socialism and Disarmament.)マクドナルド氏等が安全保障に膠着せずして軍縮に邁進せむとし、特にマクドナルド氏が倫敦會議を主宰し、其の成功に對し眞摯なる努力を續け、英國議會過半數の是認を豫見して、會議の開始前既に巡洋艦所要量七十隻を五十隻に減少し、一萬噸巡洋艦二隻の建造を中止すべき旨を聲明せるが如きは直接軍備制限協定の成立を促進する理由の第八なり。

労働者は自國の労働市場を自己に獨占せむが爲に人種的將又經濟的の理由に依り移入民を排斥し、先進國の労働者は一部資本家の群に入れるに拘はらず、或る程度に於て労働階級の國際主義の進展を現出すること前述の如し。各國の資本家も亦關稅の障壁を高めて國內市場を確保すると同時に、過剰資本の投資及過剰生産品の處分の爲諸外國特に準植民地方面の市場を奪取せむと欲して角逐し、帝國主義的戰爭を惹起すること共產主義者の主張する所の如くなるも、國籍を有せざる資本は労働力以上の流通性を有し、科學的工場管理法は一轉して國內的産業合理化運動となり、再轉して國際的企業合同を促進し、戰後十五の國際カルテルを成立せしむるに至り、國際貿易は平和の雰圍氣中に於てのみ發達し、日本の養蠶家と米國の綿花栽培業者との繁榮は互に他國の購買力に依賴し、各國の金融市場は他國の夫と相互的依賴の關係に立ち、國際協調の紐帶を構成するに至る。ロシアは戰爭の經濟的原因論に於て、經濟關係は(イ)將來の戰爭の軍費を大ならしむること、(ロ)戰爭より期待せらるべき利益を減少すること、(ハ)戰爭の破壊力を増すこと、(ニ)世界の經濟狀態及社會狀態を平和關係維持に裨益する様變形することを指摘し、且營利事業の發達が

次の三方面より國際平和組織に貢獻することを説きたり。

- (1) By its effect on production, that is to say, by compelling, at a certain stage in its development, the co-operation of individuals belonging to heterogeneous social and political groups.
- (2) By its effect on the circulation of commodities, that is, by favouring commerce among nations.
- (3) By its effect on distribution, that is, by causing the migration of capital and men, thus endangering the international relations which arise from credit, from the employment of capital, from colonization and from emigration.

瑞典陸軍將校 Bratt: That Next War? は平和の支柱として資本的國際主義に重きを置きウイリアム氏の主張する所に依れば一九一六年の米國海軍大建造案を一九二一年の華盛頓會議に轉向せしめたるものは米國の資本的又は金融的國際主義なり。之を要するに余の所謂資本家階級の國際主義は直接軍備制限協定の成立を促進する理由の第九なり。(註一四)

フリードの云ふが如くアンリー第四世の大計畫はアンリー第四世と宰相シュリーとの合作と見るを得べく、而てアンリー第四世が該計畫を立案し、之が實行に着手するに至りたるは純粹なる人類愛の發露に非ずして、實はハプスブルグ家の歐洲大陸に於ける覇權を失墜せしめむとすること及對土耳其戰爭に對する準備を完全ならむことを目的とし、大僧正アルベロニの計畫たる全歐洲基督教國の對土耳其軍事同盟はユトレヒト條約の設定したる現狀の維持を目的として一七七八年佛蘭西、英國、和蘭及墺地利の四國間に結成せられたる四國同盟を制肘し、現狀を打破せむと努力したるアルベロニに依りて、考案せられたるものなるを記憶するの要ありとし、Herzog Karl von Lathringen の立案したる歐洲國際組織はアンリー第四世の場合と略同様の動機より出で、墺地利帝國の壓倒的勢力に依りて該組織を

維持し、該組織の一部たる仲裁裁判は覇權を握れる該帝國が國內の司法權を行使すると同様の方式に於て行使せらるべきものとなせり。メツテルニヒの發議に依り露國、普魯西、奧地利三國間に成立せる神聖同盟の如きも、一八一五年の條約を維持すると同時に、民主主義に對抗して天賦神權論を維持し、且獨、伊の小國の解放運動を抑壓するの用に供せられ、露帝亞歷山第一世の軍縮提議は維納會議以後佛國に駐屯せる占領軍を減少せしめむとするルイ・フィリップに依りて利用せられナポレオン第三世は維納會議の確立せる歐洲政治條項變更の爲軍縮會議を提議し、宗教的教養並 Bloch と Bertha von Suttner との思想に影響せられて、第一回海牙會議を召集したりと解せらるべきニコラス第二世の軍縮提議は、猶西伯利亞鐵道の建設に巨費を投じたる結果休養の必要に迫られたる露國に休養の期間を與へ、且獨逸及奧地利の砲兵隊の改善を阻止せむが爲に案出せられたるものなりとの史的唯物論的解釋を到底拒否するに由なく飽和したる國家 (saturated State) として獲得すべき何物をも有せず失ふべき一切のものを有したる英國 (クーデンホーフ曰く、英帝國は滿腹するに過ぎて其の吞入れたるものを消化するに茲數世紀を必要とすべく、將來の如何なる動亂に於ても凡てを失ふことあり得べきも何ものをも得ること能はずと) に依りて英獨海軍休暇の提案の試みられ、世界の四割の富力を有し、事實上の安全を具備し、大海軍維持の爲には大海軍國間に於ける勢力均衡及海洋の自由並東洋に於ける門戶開放主義の維持と云ふが如き空粗なる説明を與へ得るに過ぎざる米國に依りて、第一位海軍力の經濟化を目的とする華盛頓會議の招集せられ、ヴェルサイユ條約第五編は戰勝國に依りて獨逸に強要せられ、巴里平和會議を一般的軍縮會議となさむとする努力は英、米兩國に依りて試みられたり。事實上の安全又は壓倒的優勢を維持する國は一面弱小國との關係に於ては寧ろ自由行動を保留しつつ (仲裁裁判及狹義の安全保障に對する場合) 他面爾餘の強大國との關係に於ては法の力を助長することに依り (軍縮協定に對する場合) 更に其の安全を大ならしめ得ること弱

小國と同一の立場に在り、利己的國家經綸策 (egoistische Staatskunst) は茲に於て國際主義平和運動に合流す。トアネは既に一九一二年に於て此の理を充分に觀破して次の如く云へり。

米國政治家に反映する米國輿論の平和主義的なることは疑ふの餘地なく、無數の平和協會が米國に簇生し、カーネギーの如き人士の平和に對する誠意の毫末も疑ふ餘地なきことも米國の自らなる特産物と稱すべし。然れども自己の理想に合致するのみならず、自己の利益にも亦合致するものを善美なりと思惟するは人情自然の傾向にして、私利の念が理念に融合し、吾人の無意識の間に其の理念の内に解消し去ること往々なり。……情誼は利益と一致し得ることありて如何なる爛眼の士と雖も、情誼の衣を纏へる私利の存在に氣付かざることあり。軍縮運動に於ても亦斯の如し。

今同種の見解を採用せる二三の權威を引用せむに、クラウゼウイツ大將は、列強が自國の軍備は専ら自衛の爲なりと主張するは彼等の既往の侵略に依り其の必要とする一切のものを獲得したるが故にして、之等諸國が侵略的戰爭の拋棄及軍備の撤廢を主張し、一層活力ある國民との競争を避くるの手段として仲裁裁判其の他の平和案を提唱する所以又實に茲に存すと云ひ (Clauewitz: On War, I, 5-5) ヴルンベルグは平和主義的理想が列國行動の眞實の動機たることは慥に稀なり、列強は概して自己の政治的野望を達成せむとする所爲を外套もて蔽はむが爲に平和の必要を高調す、斯の如きは第一及第二海牙會議に於ける情勢の眞相にして、米國が眞率に仲裁裁判所設置に關する條約を先づ英國と、尋で日本、佛蘭西及獨逸と締結せむと試みたる所以も亦茲に存すと云ひ (Bernharti: Germany and the Next War, p. 17) ロード・ロバーツは英國は其の必要とする一切の領土を所有す、從て英國の國際政治上に於ける明確なる目標は平和に在り、蓋し大英帝國の各部分をして平和の雰圍氣中に於て其の既に領有せる廣大無邊の領土の

富源を開発するの餘暇を享有せしめむが爲なりと云ひ、(Lord Roberts: Hibbert Journal, Oct., 1914, p. 9.) パートル
ンド・ラッセルは共產主義者無政府主義者が資本主義を打倒すれば戦争終息すと思考するは人間の本性に宿る基礎的
本能をあまりに無視せる結果なり、生來人間は競争慾、所有慾、争鬪慾に支配せらる、人が極めて證據不充分的説を
信ぜむとするは有意無意の間に慾目(デライ)の手傳ふものあるに依れり、其の本能に逆ふ事實に會すれば人は其の證據の充實
せらるる迄敢て之を信ぜむとせず、之に反し其の本能に従ふ行動を正當化するが如き事實に會すれば人は薄弱なる證
據に拘はらず之を是認せむとすと云へり。(Bertrand Russell: Roads to Freedom, pp. 152-153.) 以上を要するに軍
備縮少運動が多數の國の民族的利己主義と合作すること、換言すれば egoism と idealism とが互に抱擁すること、是
直接軍備制限協定成立理由の第十なり。(註一五)

然らば茲に一つの問題あり、エゴイズムとアイディアリズムとの内孰れが軍縮秩序成立の根本的決定的原因なりや
との問題之なり。吾人は既に國家の國際的道德が低級にして、中人の程度を超へず、功利主義の範圍を出でず、其の
仁義は私益の延長に過ぎずして、"lay" する^レと否とは國家行動の基準たることを述べたり。Henry Sidgwick は其の
著 "Practical Ethics" に於て述べて曰く、民族的利己主義は "Neonachivism" の真髓にして、過去四十年間に於
ける政治思想の中核なりきと。Rütimein は "Reden und Aufsätze über das Verhältnis der Politik zur Moral" に於て
述べて曰く、國家は間然する所なき自己にして、自尊は其の天賦の責任なり、其の實力及福祉の維持發達——利己主
義と呼ばむとする者は利己主義と云ふを妨げず——は政治の最高原則なり。……國家は他國の利益が自己の利益と合
致する限度に於てのみ他國の利益を考慮することを得……献身的行爲及國家の維持は一切の犠牲を正當化し、一切の
道徳律に優越すと。言ふことを罷めよ、獨逸は斯の如き信條を奉じたるが故に破れたり。想ふに大戰前に於ける獨

逸の論策家の如く愚直に其の所信を公言したるものあることなく、吾人は故なき嫉妬心の爲に其の妻を殺したる、オ
セロと共に "Not wisely but too well" の一句を以て獨逸帝國の覆滅を弔すると同等に一般列強の實踐道徳が決して
リューメリンの所説を打消すものにあらざることを斷言し、非善と偽善と其の消極的價值に大差なきことを斷言し、
利己主義こそ軍縮秩序の成立を可能ならしむる究極原因なりと論斷せむと欲す。(第五章、(甲)國際聯盟の條下參照)
斯の如き觀察はクラウス教授が Korwin: das Völkerrecht der Übergangzeit. の序文に於て述べたるが如く、國際法
(國際條約) は超越的に宇宙間に存在せる觀念にあらずして、所謂國際法原理は實は歐米諸國の民族的思想(National-
gedanken) の國際的反映に過ぎず。換言すれば民族的個人主義の國際的擴張に過ぎざるの事實例へば海戰法規が大
體英國海軍の便宜と合致せるの事實と吻合し、小群團(小群團が單一性及會通法に富める結果大群團に比し其の存在
が安定且鞏固なるの事實と一致し、民族主義が國際主義よりも有效なるの事實と一致し、現實國際政治の統一原理が
民族主義に外ならざるの事實と一致せり。若し余輩の如上の解釋にして真ならざらむか、吾人は第一回海牙會議に率
先して軍備制限問題を議題に掲げたる露國が、第二回海牙會議に於て斷然之に反對し、戰前軍縮に最も強硬に反對し
たる獨逸が、今や或は露國の軍備全廢案を支持、或は軍備の平均化を説き、海上霸權を確立したる英、米が潜水艦に
限り之が廢止を提唱して、伊太利が小國の安價なる防禦的武器を拋棄せむとし、米國行政部の仲裁條約締結の
提言を四度否定し、聯盟規約を一蹴したる米國上院が、不戰條約を是認したる事由を到底説明すること能はざるな
り。

軍備の必要は生命に内在し、國內的不安全の大なる程國內の安寧秩序維持に必要な軍備も亦大なるべきも、對外
的軍備の規模に決定的影響を與ふるものが想定敵國たるや疑を容れずして、國家が最も大なる關心を拂ふものは關係

的兵力 (relative military strength) なるや論を待たず。是往々にして軍備擴張競争の出現を見る所以なるべきも、該競争は必ずしも關係的勢力を有利となさざるのみならず、元來一國が平常の軍備、過度の軍備將又國民總動員の場合に於ける軍備等として維持し得べき兵力には自ら制限あり。例へばファシストの傲語に拘はらず伊太利は軍事上經濟上其の要求條件を他國に押付け得る地位にあらず。日本、佛蘭西等爾餘の強國も或る程度に於て其の國情を等しくす、從て軍備擴張競争は之を放任するも自ら停止する所あり。如上の見地よりするときは、所謂比例論者の説は一面誠に正鵠を得たりと云はざるべからず。されば其の飽和國より發すると弱小國より發するとを問はず猥りに軍縮運動の趨勢に反抗し、遮二無二軍備増減の自由を保留せむとするは、決して公正妥當又は有利なる軍備制限協定を受諾するに比し、より大なる安全を獲得する所以にあらず。マクドナルド氏の言を借りて云へば軍擴の爲に犯す危険が軍縮の爲に犯す危険より大なる場合に於て後者を擇ぶは決して困難にあらざるのみならず、却て人間の本能に従ふ所以なり。Walker Simons 曰へ Ohne den Mut zum Risiko lässt sich nicht abristen, aber auch nicht riskieren oder sonstwie handeln. Risken ist (wortwörtlich genommen) nicht weniger fatal als Abristen." (註一六) 從て軍縮會議招集の場合に於て各國軍事専門家の一般的不平に拘はらず、各參加國に公正妥當の比率を認容し、各締約國に或は充分なる満足、或は不満足なる満足、或は留保附満足を與ふるに於ては軍縮協定は成立し得る可能性あり。一般的軍縮協定の成立を期する國際聯盟軍縮會議準備委員會の條約案が稍もすれば、各國の任意的に受諾せむとする兵力を其の儘條約に登録せむとする傾向ありて、縮少が制限又は不増加に墮せむとするは之が爲にして、英米兩國の均勢に關する了解先づ成立して然る後此の了解の力を以て先づ日本に臨み、次に佛、伊に臨まむとするは、アングロ・サクソンの優勢を大ならしむる方略たるべきも、世界第一位の海軍に對しても自ら守るに足る兵力を保有せむとする日本に不満足なる比率六割又

は七割弱を強いて、華盛頓會議及倫敦會議を一時危殆に陥らしめ、世界大戰中偶々軍備世下したるも、尙國力、軍事潛勢力將又海軍力に於て伊太利よりも常に尠くも四割優勢なる佛國に、英、伊兩國の挾撃に依り伊太利の均勢を強いて、華盛頓會議及倫敦會議の使命の半分を達成し得ざらしめ、壽府會議を流産に終らしめたるも亦之が爲なり。之を要するに比率の基礎たり得べき平常軍備、現有勢力、軍備擴張競争の結果たる軍備及軍事潛勢力又は戰時兵力が有限にして、客觀的に公正妥當なる比率を受諾することは、必ずしも、關係各國の軍事上、財政上、經濟上の利益に反するものにあらざること直接軍備制限協定成立理由の第十一なり。

世界大戰前英國政府は英獨海軍協定の代償として自國の世界及歐洲に於ける地位及利益を犠牲に供するの意なかりしも、獨逸が葡萄牙等第三國の犠牲に於て海外發展を敢行し、「日南の土地」を獲得し、民族的生命の擴充を圖ることは寧ろ之を獎勵したり。英國の此の態度は他國に生存權を認め、其の世界に於ける既得の地位の把持及向上を容認せむとするものにして、斯の如き英國の態度が英國の對外的國是として確立するに於ては、想定敵國關係に推移を齎らし軍備擴張競争の對手國たる獨逸の強硬なる態度を緩和せしむるの效果あるべきやに期待せられたるは當然なり。世界大戰後、英國が海軍力の均勢を米國に認めたるは、同文且大體同種にして、死活的利益の衝突なく、其の自治領が移民政策其の他に於て米國に追隨すること遊星の太陽に朝するが如きものあり。英米親善が英帝國保全の第一要件たることに想到し、(註一七) 世界大戰の結果一躍富強英國を凌駕するに至れる米國に對等の國際的地位を認容し、其の國際問題に關する同等の發言權を容認し、モンロー主義、汎米主義、帝國主義、(墨西哥征服、ポルトリコ併合、パナマの押收、コロンビヤ、ホンデラス、コスタリカに對する干渉、キューバに對する保護權設定、ハイチ、サンドミンゴの軍事占領、ニカラガに對する干渉等中米及カリビアン海地方に於ける政治的霸權の確立) 弗外交(墨西哥の石油、

キエバの砂糖、中米のバナナ、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、ペリユー、智利の鑛山、公債應募) 進展の前途を擁塞せざることを決意したる結果にして、斯の如きは英國が嘗てモンロー主義の宣明を奨励し、クレイトン、ブルバー條約に替ふるにヘイ・パウンسفォート條約を以てし、獨逸の英國を誘ひて墨西哥問題に干渉せむとするを拒絶し、(James. W. Gerard: My four years in Germany) 日英同盟改訂に關し終始米國の意を迎ふるに急なりし英國の態度に顧みれば必ずしも特に方向轉換を以て目すべきにあらず。且つや英米兩國間に熾烈なる競争心嫉妬心の瀾漫するありて、其の關係必ずしも甘きこと飴の如くならずと雖も、前駐英米大使ベーチは一朝事ある際英國民は吾人の船に身を托すべしと云ひ、濠洲政府は米國政府の造艦を以て自國の安全を増大する所以となして之を歓迎し、フレデリック・モアアは日米若し戦はば米國は日本に勝つべく、英帝國特に加奈陀及濠洲は日本が米國に勝つを認容せざるべしと云ひ、故ノースクリフ卿の如きはシンガポール軍港を完備して、米國海軍の用に供すべしと脱線せる程にして、英米關係は容易に不戰條約の情神を徹底せしめ得る地位にあり。況んや、英米共覇權確立政策を追求して、聯盟を弱くし、聯盟をして世界の大問題に關與する能はざらしめ、"English speaking union for international policy" を採用せるの觀あるに於ておや。不戰條約締結の前後、チャムパーレン氏が英米戦争の痴者の夢たる所以を極言し、一九二九年夏補助艦に關する英米妥協案の交渉に當り英首相マクドナルド氏と米大使ドース氏とが英米兩國間戦争觀念の抹消に努め、英政府が同年九月十六日の聲明に於て、英國海軍は米國海軍を對象とせずして、専ら植民地、委任統治地域、通商路保護を目的とすと説き、軍縮協定は政治的協定の締結を前述とせざれば成立すること能はず、故に英米會商は不戰條約を出発點となしたりと聲明し、十月九日の英首相及米大統領の共同聲明に於て、兩政治家が英米兩國は不戰條約を基礎とす、英米戦争の如きは夢想だも及ばずと云ひ、此の事實を傳へたる倫敦タイムズ紙は、"a hopeful preface

to more intensive study of international relations in which disarmament will be linked with a fundamental survey of the functions of fleets in the future and of the conceptions of security that should properly determine them." と云ひ、英首相が進みて二度英、米同盟説を否定し、軍備の使用者たる外交政治家間に充分なる英米默契成れることを暗示せるは之が證左ならずんばあらず。

海軍軍備制限會議に於ける日本帝國の地位は一九二一年諸政治的懸案解決の爲にする政治條約と主力艦制限條約とを採用せる華府會議と一九三〇年補助艦制限を目的とする倫敦會議との間に於て注目すべき推移を示したり。米國海軍發達史に就ては前編に於て既に論及する所ありたるが、米國にもマハン、ルーズヴェルト、ホーマー・リー、ジョン・ストレー其他大海軍論者の如き軍國主義者あり。既に日露戦争の翌日より日本を目するに驕慢なる極東に於ける門戶開放主義の破壊者を以てするに至り、(但しモンロー主義と並立するヘイ・ドクトリンが勢力範圍の存在を否定せず、寧ろ其の存在を前提として、米國民の對支通商條約上の權利を阻碍し、又は其の通商に差別待遇を與ふるを峻拒せむとするものなることを注意すべし) 世界大戰中獨逸に對する準備の爲將又海洋の自由確保の爲世界第一位の海軍を二つとなさむと欲して大海軍の建造に邁進し、世界大戰後特に華盛頓會議前後に於ては政治家、論策家及海軍軍人は明確に、門戶開放主義維持の爲日本を想定敵國とする攻勢的海軍を維持せむとする第一志望に於て一致し、(註一八) 此の海軍の使命は一九二五年布哇及濠洲を支點として行はれたる渡洋作戰に遺憾なく表白せられたりき。然れども若し米國が日本に其の當然の權利を享有するの生存權あるを認め、日本及極東の事情を充分諒解し、移民問題等に關する紛糾が其の曲自身に在るを覺り、前述の門戶開放主義てふ國策の具たる攻撃的大海軍が自衛戦争の外一切の戦争を禁止せる不戰條約の精神と一致せざるを了解するに於ては、君子豹變の態度に出づべきは全然空しき期待にあ

らず。而て右豹變の微弱なる徴候は倫敦會議の前後に於て之を確實に認識するを得たり。請ふ之をフレデリック・モア氏の次の言説に徴せ。(註一九)

“But happily a series of events has taken place in the past few years effectively dissipating most American suspicions of the Japanese. Their government has made several changes in policy, and certain changes have taken place also in China and America. The Japanese military officer, whose influence among his people was dominant after the war with Russia, has been relegated to his proper place; the Japanese standing army has been reduced to less than two hundred thousand men; Japanese troops has been withdrawn from Shantung and Siberia; many warships have been ‘scraped’ as a result of the Washington naval treaty; the American Congress has excluded Japanese from immigration, thereby allaying irritation in our Western States; and the Anglo-Japanese Alliance has been brought to an end……”

“To the writer the way for the United States in the matter of naval armament and in that of affairs across the Pacific appears very clear. We have no reason for possessions across that ocean, entailing the maintenance of many naval vessels in Asiatic waters. *The East, remote from us and too little understood by our people, and where our material interests are comparatively small, is not a sphere in which our diplomatic representatives and naval officers should exert a special political influence. The sphere of the Monroe Doctrine, if we will, is ample for that.*”

前記フレデリック・モアの見解が如何なる程度に於て米國朝野の支持を受くべきや吾人の精密に知らむと欲する所なるが、華盛頓會議を以て極東問題の清算所となし、ルート決議案を以て支那に關する大憲章を通過せしめ、石井・ランシング協定を廢棄したる米國政府も寧ろ該見解に向つて前進を開始したるものと觀察し得る多少の根據あり。

即ち倫敦會議、中米國全權スチムソン氏及駐日米國大使キャッスル氏は殆んど同時に同一の語調を以て、日本が泰西文明の擁護者たること及極東に於ける安定の要件たることを力説して、日本の極東に於ける優越權を認め、倫敦會議閉會式の席上若槻全權は改めて日本が極東平和の維持者を以て任ずる旨を高調し、會議終了後植原前駐米大使及チムソン氏の發言により、移民問題に關し、終局の成果は暫く措き、日本移民に對する制限を緩和し、且日本移民にも歩合を適用せむとするの運動すら擡頭するに至れり。勿論斯の如く拘束力なき外交官の一家言又は政治家の發議に對し如何なる價值を附すべきやは頗る機微に亘る問題にして、仲裁條約締結問題に關して四度政府を否認し、大統領の約束すら時として蹂躪するを辭せざる米國上院の事情に鑑み、前記の一家言又は發議に餘りに大なる希望を繋ぐは空望に終るの虞あり。見よ米國上院は既にノリス氏の留保を可決し、倫敦海軍條約の締結に關聯し、如何なる秘密協定又は秘密諒解あるも一切之を承認せずと決議せるにあらずや。然れども他面に於て日本は或は其自存の必要に鑑み、自國の最大利益の指示する所に従ひ、或は四圍の狀況の變化に餘儀なくせられて、或は國際主義の進展に乗じて、無産黨の指導者等或る論者の當然の歸趨と觀察するが如く十億の有色人種の水平運動の尖端に立つことあり得べく、(註二〇)或は現狀を基礎とする極東平和の擁護者となり其の反映として泰西文明の前衛たるの役を演じ、白人の荷物を分擔するに至ること極めてあり得べく、從て日本の地位を認め、其の利益を尊重するは列強の利益と一致する場合もあり得べく、歐米の多數の社會心理學者をして其の統一鞏固なる國民性に讚嘆の聲を發せしめつつある日本が、所謂猶太民族の世界政策、アメリカニズム、(註二一)危險思想其の他の國家の根底を啄む潮流に溺没せず、毅然として其の本領を把持するに於てはアレキサンダー大帝、ナポレオン等を凌ぐ不出世の英雄と雖も敢て我國を統治せむと試むることなかるべく、列國が猥りに我國を進退維谷まるの窮地に陥れむとすることなかるべきやに期待するは理なきにあ

らず。從て我に於て屈せず、守るべきを守りて動ぜざるに於ては、結局世界に於ける我が地位の尊重及利益の互認を確保し得べきを疑はず。而て若し此の地位利益の尊重互認にして存在せむが、此の事たる對症の地方的政治的了解の縮結及兵力量の決定に直接適確に反映すべきものにして、若し其の適確に反映せずして、政治的了解を取付け得ず、且不足なる兵力量を強要せらるるが如きは該尊重互認の未だ不充分なる結果と看做さざるを得ず。彼の明確に防禦的にして、何等他國を脅威するに足らざる我が海軍軍備の三大原則を、一萬噸巡洋艦と潜水艦との二點に於て著しく變改し、空軍等に向つて日本軍備の轉位するを餘儀なくせしめたる倫敦會議は實に之が例證にして、米國に尙大海軍論者の優勢なるあり、米國が前述のフレデリック・モーアの見解に向つて斷乎として長大足を進めざる結果にして、吾人の張膽明目監視するを必要とする緊要事項たらずんばあらず。(註二二) 夫は兎に角兵力量に關する協定の成立は不充分不足ながらも該尊重互認の暗黙の前提條件とするものがあるが故にして、倫敦會議に於て所謂海洋組の間に兵力量に關する協定の成立したるは實に此の前提條件の不確實ながら存在したるが故ならずんばあらず。倫敦會議に於て佛國は新なる安全保障を得る能はず。伊太利はリビヤ南部國境擴張問題に關する要求、チュニスに於ける伊太利人の地位擁護に關する要求及チブチ港の讓渡を受けむとする要求を貫徹する能はず。英伊兩國が上下より佛國に押付けむとする海軍力と佛軍の所謂自主的海軍力所要量との間には大なる懸隔あり、大陸組の協定不成立は必至の勢のみ。ナポレオン戦争後神聖同盟に依り歐洲の平和は四十年間維持せられ、歐洲協調は不全完なる形態に於て世界大戰迄繼續したるが、世界大戰後歐洲全體の衰退の結果、國際關係は簡單となり、大洋に關する限り "The joint sea-trusteeship of the two Great Anglo-Saxon people." は世界の全局を支配するに足り、之に日本を加ふるに於ては右支配は更に一層完全なり。ハーチング大統領は華盛頓會議を以て一の國際聯合なりと云へるが、世界大戰後國家の平等權を

寧ろ基調とする聯盟以外に於て強國間に其の優越權を發揮し、且其の小國に對する實質的不平等に則せる一種の世界協調成立し、謂はば第二十世紀の神聖同盟の結成せられ、ヒューガン氏の所謂 "joint imperialism" 支那學者の所謂國際帝國主義の實行せらるるに至れるを見る。バアトランド・ラッセルは世界平和確保の最捷徑は強大國が爾餘の諸國の擗取及制壓の爲に結盟するに在りと云へるが、最も可能なる平和は主として國際政治の主體たる強國が主として其の客體たる弱國を必要且充分なる程度迄協調的に擗取するに存り。斯の如きは或は超越的正義に合せざるべきも實現最も容易なり。存在するものは理性的合理的にして理性的合理的なるものは存在す。之を要するに列強間に地位及利益の暗黙の互認尊重あり、帝國主義國間に於ける國際主義行はれ、精神的安全保障の交換に依りて充分の根據なき宿命的ならざる想定敵國關係に推移を來し、帝國主義的共濟組合保甲制度ならざる迄も、尠くも節儉申合の成立し、第一段に於て外交、軍事、財政經濟上の需要又は可能性に依り決定せらるべき兵力量の割當問題に、第二段に於て特に外交上將又政治上の見地に立てる外交政治家の超越的目的量的解決案を押付けるの事實は、直接軍備制限協定法成立理由の第十二なり。

社會科學に於ける法則は傾向の法則たるに過ぎず、蓋し其の研究の對象が多く不可量性の要素を包含すればなり。故に前述の第一乃至第十二の諸考量が直接軍備制限協定の成立に貢獻するの程度は時と處とに従ひ自ら大小ありて到底之を量定すること能はず。而て此の際世界全體を以て觀念的發展なりと説く唯心的世界觀を把握する者は唯理論に墮し、必ずや理想的平和論者の見地に立ちて、前記第一第二以下の先驗的に妥當すと思惟せらるる諸考量を偏重し、爲に主觀(能知)を以て客觀(所知)を克服するの偏見に陥らむとし、之に反し實有を外界に求むる唯物論者は感官的知覺より來る智識を偏重する英國流の經驗論に墮し、必ずや實際論者の見地に立ちて前記第十乃至第十二等の諸考

量即ち實有的なるものを偏重し、爲に客觀を以て主觀を克服するの偏見に陥るべしと雖も、吾人は現象學に於ける實有と當爲との從屬關係に應じ、當爲は實有に依存し、實有を出でて實有に歸還することに依り實有を培ふものなりと觀じ、仍て一面に於て前述の第一乃至第十二の諸考量が時と處とに従ひ其の效力に大小の差こそあれ、孰れも實有當爲 (Seinsollenden) の所産たる軍縮協定 (存在の世界と價値の世界とを結節する意義の世界に屬するもの) の成立に貢獻するものなることを認め、他面に於て其の内第十乃至第十二等の實有的なる諸考量が寧ろ根本的決定的原因を構成するものなることを斷言せむと欲す。惟ふに民族國家が國際社會に於ける自然的終局的實在體にして、國際政治の統一原理が民族主義なりとせば、戰爭と軍備、平和と軍縮等の相聯關せる國際社會現象に處する民族我の慾求が優越權の確保、即ち相對的優位の安全と相對的優位の軍備たるべきことも容易に吾人の肯定し得べき所ならずんばならず。以上を要するに國際的無政府狀態の現實曝露即ち戰爭の勃發を阻礙する一切の事情並各國の民族主義的及帝國主義的慾求に調和するが如き兵力量の割當が軍縮問題の有限的實際的解決を招來したる最大原因なりとす。Prof. Hull が軍備撤廢とは各國軍の用途に關する世界的協定なりと云へるは、寧ろ軍縮問題の理想的解決に適用せらるべき語なるも、實際的解決の場合にも尙幾分有効に適用せらるるを見る。

第三 實現せられる軍縮協定の齎す利益と其の制限

價値渺き相對的安全保障を前提とし、又は之と併存する直接軍備制限は前述の理由に因り華盛頓條約倫敦條約等に依りて實現せられ、既に海軍力に關する限りホルチェンドルフの所謂 *Adriatis-ungordnung* を設定するに至り、國際聯盟も亦陸軍制限を中心とする一般的軍縮協定の締結に銳意しつつあり。斯の如き軍縮問題の實際的解決は平和運動の目的の部分的達成に外ならずして、其の結果一面軍備競争を阻止し、猜疑恐怖を去り、關係國間の諒解を深くし、國際

的協力を促進し、平和を鞏固ならしむべく、他面關係國の軍事費を減少せしめ各國民の負擔を輕減し、其の福祉を増進し得べし。華盛頓海軍制限條約に結果として、英、米兩國は其の海軍費の三分の一、約二億七千萬圓を減少し、日本は其の海軍費の二分の一、約二億四千萬圓を減少し、倫敦海軍制限條約の結果として若槻全權の説明に依れば、日本は主力艦の海軍休暇延長に依り三億六千萬圓、主力艦維持費の節約に依り四百萬圓、補助艦の制限に依り年額三千四百萬圓を減少し、(補充計畫の度を度外視す) 日、英、米三國を通じて主力艦の建艦延期に依り約二十億圓、主力艦維持費の節約に依り年額三千三百萬圓、補助艦の制限に依り年額約一億五千萬圓を減少し得。之等の財源が減税又は社會政策實施費に振向けらるるの事實に顧みれば、直接軍備制限と雖も其の關係各國及人類全般に及す利益は決して輕視すべきものにあらず。然れども該利益に對しては次の制限あることを忘るべからず。

(イ) 戰爭を絶滅し平和を確立する能はざることを

絶對的安全保障を前提とする軍備撤廢又は強度の縮少の場合に於ては或は軍備の用途決定せられ、或は軍備の國際化 (Umüstung) 行はれ、各國は軍備を維持することを個人の兵役義務と同様血税と認むべきが故に、軍備は本能的に最少限度に縮少せられ、國際的無政府狀態、漫性的戰爭、想定敵國も同時に存在を失ふべきが故に物理的爭鬪は明確に精神的爭鬪に變り、恒久的平和の確立を見るべしと雖も、相對的安全保障を前提とする有限的實際的軍備縮少即ち直接軍備制限の場合に於ては、國際主義的民族主義は外交手段に依る優越權の確保に忙はしく、*Teilproblemen der Frage nach dem Weg zur Organisation der Welt* としての軍縮問題の解決を見ざるが故に、無政府狀態も漫性的戰爭も、想定敵國も依然存続すべく、從て物理的爭鬪の機會は幾分減少緩和せられ、或は小規模となるべきも依然として存在すべし。(註二三) 人類は嘗て石器銅器を以て戦へり、況や、銃砲、堅艦、航空機、毒瓦斯等の殘存せるに於てお

や。人或は現今獨逸が孜孜として僅々十萬噸の海軍を建造するの愚を笑ふべしと雖も、之れ實に短見なり、獨逸は其の想定敵國に向つて打撃を加ふるに時と所とを選び得べく、且單獨に腕力を振ふの愚を學ぶの必要毫も存せざるなり。以上の如くなるを以て軍備制限問題の有限的實際的解決は決して生命の流轉國家の榮枯盛衰を阻止せず、特に軍備制限條約が或は五年、十年、十五年と云ふが如き短期間有効の條約として締結せられ、改訂に當りては改訂當時の實力を標準として新なる比率の採用を見るべく時として有効期間満了の際更新改訂せらるゝことなくして、空しく廢棄せらるべきが故に、軍縮秩序即ち締約國の關係的軍備は恆久的に安定せざるなり。オツベンハイム曰く、軍縮は戦争の數を減少もせず、戦争を根絶もせずと。ジョン・バセット・モア曰く、單なる軍備の不存在は平和を確保するに足らずと。スベイト曰く、軍備の缺陷は侵略を招き、軍備の過剩は侵略を促進すと。チャムバレン氏曰く、ロカルノ條約は戦争を不可能ならしめず、人類の企圖努力は之を不可能ならしむるに足らずと。(註二四)

(ロ)軍縮協定が一般的ならざること

聯盟規約てふ特殊の疑似安全保障を前提とする國際聯盟主宰の軍縮會議(主として陸軍空軍に關係す)に於ては、若し米國及露國の参加あるに於ては、採擇せらるべき軍縮條約は一般的なるべしと雖も、海軍力制限に關する華盛頓會議及倫敦會議は海軍問題を議し得たるも陸軍問題及空軍問題に一指を染むること能はず、五國會議たるに止まりて爾餘の中國及小國を網羅すること能はず。加之米國の大海軍の勢威はモンロー主義の自縛自縛に依り佛、伊兩國を威嚇するに足らず、爲に兩國の猜疑心及爭覇心に妨げられて、五國會議は稍もすれば三國會議に墮せむとし、ジュネーブ會議は全然失敗に歸し、倫敦會議は事實上三國會議となれり。幸にして條約締結を見る場合に於ても、締約國は非締約國との關係を考慮するの必要ありて、爲に強度の軍備縮少を受諾し得ざるべく、倫敦條約第二十三條は非締約國特に佛

國の軍備擴張の影響に依り各締約國の條約所定の兵力量に變更を加ふべき場合を想定せり。智利、亞爾然丁間海軍制限條約が伯刺西爾の軍備擴張の影響を蒙り、一九〇七年改訂せられずして止みしも亦同一の理由に因れり。

(ハ)軍縮會議が軍備會議(Armament Conference)に墮せむとする事

吾人は既に直接軍備制限の場合に在りては會議が各國軍備の自主的所要量を條約に其の儘登録するか、尠くも不満足なる満足を締約國に供與することに依り條約の締結が可能となるべきを指摘したり。既に根本に於て無政府状態の除去せられず、戦争の可能なる限り、國家の勢威は實力特に關係的勢力に依りて決定せられるべきが故に、各國は鞏固政策を重視して其の軍事専門家の主張を特に尊重し、之を會議に参加せしめ、自己の利益に従ひ、或は安全保障國際警察の設定を要望し、或は豫備兵の制限を力説し、或は重砲タンクの廢止を高調し、(質的制限) 或は主力艦、航空母艦、潜水艦の全廢又は縮少を主張し、或は陸軍航空若くは爆撃機の廢止制限又は民間航空の統制を要望し、或は一般軍事費又は材料費の制限を提言し、自己に於て一艦又は一種の兵器を失はば他國をして二艦又は二種の兵器を失はしめ、以て平和と優越權とを併せ獲得せむとすること實戦の場合に異ならず。直接軍備制限の場合に於ては列國政府は到底軍事専門家の意見を無視するを許されず。特に日露戦争後米國が率先して帝國を假想敵國とせる攻勢的海軍軍備の充實を計りたるが如き場合に在りては帝國は主權及獨立を拋棄し、降伏するの決意を爲さざる限り、帝國海軍の所要量は當然政府及國民の全幅支持を受くべきものなり。從て倫敦會議に於て若槻全權が文官提督と綽名せられ、米國全權又執拗に海軍専門家の代辯を勤めたるは共に正攻法的外交交渉手段に出でたるものと云はざるべからず。斯るが故に軍縮問題の實際的解決を齎さむとする直接軍備制限會議に於ては軍縮及負擔の軽減は第二義的問題にして將來の保有量が第一義的問題なり。加ふるに華盛頓會議は一面軍備を擴張せり。即ち一切の主力艦は三萬五千噸となり、(四

萬二千噸の主力艦ありしことは之を認む)一切の航空母艦は二萬七千噸となり、大多數の巡洋艦は一萬噸とならむとし制限せられたる海軍力は遂に現有勢力を超へ、米國の如きは倫敦會議後倫敦海軍制限條約の定むる所に従ひ多數の一萬噸巡洋艦及輕巡洋艦を建造することとなれり。

(二)軍備競争は全く終息せず軍備の轉位行はるゝこと

直接軍備制限の場合に在りては法的保護なく道德的軍備撤廢行はれず、軍縮會議は軍備會議に終始するが故に、軍縮の程度大ならず、國の安全の要求以下に降ること能はざるのみならず、時に公表主義又は現状維持に墮せむとし、會議後に於て、内包的軍備擴張競争の行はるるは必至の勢なり。而て此の傾向は或る國が不満足なる比率の受諾を餘儀なくせられたる場合に於て特に大なり。巴里平和會議後獨逸の陸軍軍備は戰前の八分の一となれるに其の軍事費は戰前の四割に達せり。華盛頓會議後に於て補助艦造艦競争の行はれたることは既に述べたるが如く、而て一萬噸巡洋艦及潜水艦一隻の建造費は精巧を加ふるに従ひ高價となれり。斯の如きは一方主力艦を増援し又は其の缺陷を補はむが爲に其の對症藥たる潜水艦及大型巡洋艦を建造する國あり、他方潜水艦の對症藥たる輕巡洋艦驅逐艦を建造する國ありしに因る。而て倫敦海軍會議前成立せる英佛協定に於て英國が六吋巡洋艦を佛國が潜水艦を制限外に置かむとし該英佛協定及壽府會議に於ける日本側提案が小型潜水艦を制限外に置かむとする所以も亦茲に存す。然れども軍縮協定が制限外に置き、各國が増減の自由を保留せる軍備に付新なる競争の開始を見、軍縮餘剩財源の多くを之が爲に失ふは寧ろ當然にして非議すべき理由なし。然るに直接的方法に依る軍備制限は其の實施後に於て軍備の内包改善の競争を惹起し、勢の赴く所、時として條約の文字及精神に違反する行爲を敢てせしむるに至ることありて、一例を擧ぐれば米國の仰角改善が華盛頓條約違反と解すべきものなることは吾人の既に論斷したる所の如し。其の他燃炭汽罐を

燃油汽罐となし、大砲の發射速度を増し、以て現存軍艦の現代化を行ひ、其の能率威力を増進し、軍艦の建造法に改善を加へ、或る部分に特に輕き金屬を利用して軍艦の艦型を大ならしむるが如きは決して條約の精神を尊重する所以にあらず。然れども斯の如きは直接的方法に依る軍備制限の缺陷に胚胎し、吾人は之を忍ばざるべからず。倫敦會議以後に於て帝國海軍が主力艦の改装特に空中及水中よりの攻撃に對し防備を嚴にすること、六吋砲巡洋艦を備砲十四門排水量八千六百噸となして一萬噸巡洋艦の劣勢を補ふこと、八吋砲の發射速度の増加六吋砲の射程増加を企圖すること、六百噸以下の制限外水上艦艇を増加すること、潜水艦に小型多數主義を採用すること、空軍陸上部隊を二倍に擴張し、主力艦、大巡、及輕巡の搭載機數を増加し、一萬二千噸級の航空母艦を建造すること、精神的要素たる術力の向上に依り海軍力全體の能率を高むること等に依り海軍力全體の缺陷を補はむとし、之が爲に大なる財政上の負擔を忍び軍縮餘剩財源の始んど全部を費消せむとするは寧ろ當然なり。されば軍縮會議準備委員會に於てセシル卿も認めたるが如く、主力艦、航空母艦の制限後其の内包改善及補助艦建造競争行はれず、補助艦全部の制限の結果將來空軍の擴張せられず、空軍制限の曉に於て民用航空機の發達せざることを何人も保證し得ざるべし。斯の如く制限外に置かれたる軍備の外延的擴張競争及制限内に置かれたる軍備の内包改善競争を激成するは直接軍備制限の最大の缺陷なり。見るべし直接軍備制限が競争を阻止し、平和を確立し、物理的争闘を變じて精神的争闘となすの効果微弱なることを。

從て Walter Simons-Hermann Jahreis が “Die anzustellenden Erwägungen sind zum Teil abhängig vom Mass der Abrüstung, zu einem anderen Teil davon dass die Abrüstung, bei Anwendung des Proportionalitäts-Gesichtspunktes vergleichsweise selbständig, Glied einer Kette von organisatorischen Massnahmen ist, die eine psychische und real so gewichtige Gemeinschaft der Völker begründen, dass jeder Krieg beginnende Staat in der seelischen Lage und im

machtmissigen Risiko des Rebellen handelt. Abrüstungsverträge formulieren nun nicht nur einzelne dieser Massnahmen, sondern bedeuten selbst eine solche Massnahme, bedeuten Umrüstung, d. h. eine Rüstung, die den einzelnen Staat und zugleich die Gemeinschaft bewaffnet." と云へるは疑もなく間接軍備制限に言及せるものにして可能なる直接軍備制限の理想化せられたるものを意味する次第にあらざるなり。(註二五)

第四 實際的解決を既に齎し又は將來之齎すべき軍縮條約又は案の形式及綱要

相對的安全保障を前提とし又は之を前提とせざる直接的方法に依る既成の軍備制限條約、國際會議に於て審議立案せる條約案及學者の試案たる條約案の形式及内容如何の問題は大部分技術問題に屬し、本編第一章以下本章に於て取扱ひたる問題に比すれば、寧ろ二次的意義を有するに過ぎずと雖も、國際軍備縮少論の研究の對象たるべき軍縮條約又は軍縮條約案内容は、大概技術問題の解決に終始し、學者に依りては専ら此の方面の研究に主力を注ぐ者あり。故に吾人も亦次章以下に於て一般に軍縮條約又は條約案に付其の形式及内容を一應検討し以て本論を結ばむと欲す。勿論吾人が第一編史論に於て爲せる研究は此の検討を容易ならしむると同時に其の簡單なるべきことを要求す。

註一、Niemeier: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil Achtes Stück, p. 24.

註二、主客を顛倒して聯盟規約を不戰條約に適合せしめむとする規約改正委員會の改正案は次の如し。

第十二條 第一項

聯盟國は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生するときは當該事件の解決の爲平和的手段のみを用ふることを約す。

若し合意に至らざるときは當該紛争を仲裁裁判若し司法的解決又は聯盟理事會の審査に付すべし。

聯盟國は當該紛争解決の爲如何なる場合に於ても戰爭に訴へざることを約す。

第十三條 第四項

聯盟國は一切の判決を誠實に履行すべく且つ判決に服する聯盟國に對しては如何なる敵對行爲をも爲さざることと約す。

判決を履行せざるものあるときは聯盟理事會は其の履行を期する爲め如何なる種類の手段を採るべきかを提議すべし、紛争當事國の代表者の表決は算入せず。

第十五條 第六項

聯盟理事會の報告書が紛争當事國の代表者を除き他の聯盟理事會員全部の同意を得たるものなるときは聯盟國は該報告書の勧告に應ずべきことを約す、若し理事會の勧告を履行せざるものあるときは理事會はその履行を期する爲適宜の處置を提議すべし。

第十五條 第七項

聯盟理事會に於て紛争當事國の代表者を除き、他の聯盟理事會員全部の同意ある報告書を得るに至らざるときは理事會は當該事件の處置に關する最も適當なる手段を調査し當事國に勧告すべし。

第十五條第七項の次に新に追加

右調査の進行中何時にても聯盟理事會は當事國一方の要求により、又は理事會自身の發意により當該紛争に關する法律問題に就き勧告的意見を常設國際司法裁判所に諮問することを得べし。

註三、Karl Blutharsch, Die Ursache der Völkerkriege und die Grundlage für den Weltfrieden, pp. 89, 107-123.

註四、J. M. Spaight: Pseudo-Security. Oppenheim: International Law, Vol. II. Fourth Edition. Paul Fauchille: Traité de

Droit International Public, Tome I. 3ème Partie, Preparatory Commission for the Disarmament Conference. Series

VII. Keller: Security against War. Madariaga: Disarmament. James T. Shotwell: War as an Instrument of National

第六章 相對的安全保障(實際的解決)

- Policy, Morrison Outlawry of War. Bernhardt: On War of To-day, Vol. I.
- 註五、Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, pp. 272-309.
- 註六、Ibid., pp. 264-272.
- 註七、外交時報昭和五年一月號、拙稿直接軍備制限と政策
- 註八、Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Erster Teil, pp. 80-82.
- 註九、Ibid., pp. 83-103.
- 註一〇、Ibid., Zweiter Teil, pp. 26-28, 40-46, 103.
- 註一一、Huglan: International Government, pp. 137-147. Fried: Handbuch der Friedensbewegung; Erster Teil, pp. 89-90.
- 註一二、Jane Adams: Bread and Peace, pp. 220-222.
- 註一三、Madariaga: Disarmament, p. 269.
- 註一四、A. Lorin: The Economic Causes of War, pp. 46-47, 90.
- 註一五、Fried: Friedensbewegung, Erster Teil, pp. 13-15. R. Toinet: La Limitation Conventionnelle des Armements, pp. 1-82183.
- 註一六、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 11.
- 註一七、本多熊太郎著、軍縮會議と日本、一〇—四四頁
- 註一八、Malan: Armament and Arbitration, p. 115.
- 註一九、F. Moore: America's Naval Challenge, Chap. VIII.
- 註二〇、Karl Bihlarsch: Die Ursache der Völkerriege und die Grundlage für den Weltfrieden, pp. 147-157.
- 註二一、自ら國家を有せざる猶太人の世界政策は國家主義の破壊にありて其の綱要次の如し。

(一)全世界の經濟界を掌握し、逐次に主權其のものをも自家の手中に收むること、
 (二)現在の國家組織を破壊して民主的となし、進みて國家以上の統治機關を樹立し、國家の權力を奪ひ殊に君主國を破壊するに努力すること、

- (三)人類の享樂氣分を盛にし、贅澤心を増長せしめ、其の倒壊を促すこと、
 (四)打算的氣分を養ひ、平和熱を鼓吹し、青年の意思を薄弱ならしむること、
 (五)印刷及教育の機關を自己の掌裡に收め、現在の社會的秩序を破壊するに努むること、
 (六)階級打破の思想を養ひ、其の間に存する争闘心を助長すること、
 (七)國民性を打破し愛國心を減退せしむること、
 (七)法政統治の弊を助長すること、(佐藤中將著國防新論、一二六頁)

河村幹雄著日米不戰論參照

註二二、余の見解に従へば日米海軍制限條約の前提たるべき真正安全保障條約は石井ランシング協定に近似して門戶開放主義と特殊權益との間の無政府状態を除去し、我國の滿蒙に於ける勢力範圍を確立したるものたらざるべからず。此の點に關しては外交時報昭和五年一月號所載拙稿直接軍備制限と政策及び支那、昭和六年十月號所載拙稿極東軍縮を回顧して次の軍縮會議に及ぶの二篇を參照すべし。

- 註二三、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 18.
- 註三四、Spraight, Pseudo-Security p. 10.
- 註三五、Niemeyer: Handbuch, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 26.

第七章 軍備縮少協定の外延

一九一四年萬國議會同盟執行委員會は軍備制限に關する條約案を起草することの可能なりや否やを審査する爲、一つの特別委員會を構成したるが、右委員會の書記長ハンス・ウェーベルグ氏は一つの問題集を作成し、(一)條約の形式及有効期間、(二)制限の目的、(三)制限の標準即ち比率問題、(四)監督、制裁及協定の效力、(五)軍事費を一層減少する爲め執るべき手段、(六)前提條件及實行方法の六項に別ち且研究事項の細目に付記述したり。(註一) 本章に於ては右の内國際軍縮協定、同協定案及同私案の形式有効期間等外延の方面を論じ、次章以下に於て該協定及協定案等の内容に付論述せむと欲す。

(一)片務的及双務的軍備縮少協定並任意的又は國內的軍備縮少

戰勝國が戰敗國に課したる講和條件としての軍備制限條項は既に希臘及羅馬時代に於て其の著例あり。(註二)

一八〇七年チルシット條約、一八五六年黑海に於ける海軍制限條約、ヴェルサイユ條約、其の他諸平和條約の軍事條約の軍事條項も亦此の種類に屬し、學者の所謂 *Diktatverträge, aufgelegte Verträge, erzwungene Verträge, treaty of unilateral disarmament, compulsory unilateral disarmament.* 即ち之なり。其の特色は義務の片務的にして且苛重なること、隣國との比率又は安全等を顧念せざること等に存す。此の種條約關係は戰爭終結當時に於ける交戰國相互間の勢力關係を基礎とし、戰敗國の不安を増し、戰勝國の優越を強化し、以て或は平和條約の設定する現状の永續を確保し、或は平和條約の *Überleitung* を阻止し、又は *rebus sic stantibus* の原則の適用を阻却せむとするものなるが、軍縮條規 (*droit de*

desarmement) の全世界に普及せざる限り、戰敗國に於て右條約を破棄せむと試むる點に危險を藏す。之に反し双務的軍備縮少協定 (*treaties of reciprocal disarmament*) は列國の自由に締結せる協定 (*frei vereinbarte Verträge*) に依り同時に軍備の縮少又は制限するものにして、華盛頓海軍制限條約、倫敦海軍條約、智利亞爾然丁間海軍制限條約、グアテマラ・ホンデユラス、サルバドル、ニカラガ及コスタリカ間軍備縮少條約等に屬す。軍備擴張競争を阻止し、以て平和を確保せむとする運動は、此の種協定の締結を主要目的とするものなり。動員後又は戰爭終局後復員の爲締結せらるる所謂 *Demobilisierungsverträge* も概して双務的協定に屬す。一八二九年ベリユール、コロンビヤ間條約及一八三一年ベリユール、ポリヴィア間條約一九一三年三月十二日附露瑛條約等は其の著例なり。而て其の特色は効力の過渡的なることに存す。細野氏著 *"International Disarmament"* は片務的軍備縮少條約の實例を遺憾なく蒐集せり。然れども學者により片務的軍備縮少の價値を認めざる者あり、例は *M. de Lavallaz* の如きは其の「軍備撤廢論」に於て之に論及すること避けたり。

他に適當の機會なきを以て此の序を以て任意的又は國內的軍備縮少に付一言せむに國際的法的組織の胚種の結成、社會民主黨の勃興に伴ふ國策の變更、財政上經濟上の困難等の理由に依り、條約上の義務に基かずして、一國が任意に其軍備を縮少する場合ありて、キンシー・ライト教授等は之を *disarmament by example* と云へり。(註三) 既に吾人が史論に於て述べたるが如く秦の始皇帝以來支那歷朝の創業者は禍亂を平けて天下を統一するや、常に軍備撤廢に關する勅諭を下し、以て國內の敵となり得べき人民の武器を私有するを禁じ、軍備を縮少すると同時に其の統帥權を朝廷に收め、以て反亂の豫防、王朝の永續に資したり。

佛國は一八七〇年兵員十萬人を九萬人に減少し、一八八八年ウルグアイは陸軍總兵員數を減じ、兵器廠の一部を毀ち

たることを理由として海牙會議に出席を拒み、一八九九年塞耳比亞は陸軍兵員四分の一を減少し、一九〇六年佛國は佛伊國境に於ける要塞の一部を撤し、(註四)一九〇八年萬國平和協會に於て伊國委員は同國が隨意に軍縮を行ひたるも之を模倣する國なかりしと述べ、一九一二年該協會は造艦計畫を屢々縮少したる合衆國政府に對し祝意を表明し、(註五)世界大戰後瑞典及丁抹は大規模の軍備縮少を斷行したるが、特に後者の社會黨政府は世界大戰中軍事專家がコペンハーゲンの中立防禦を全ふせむとするも施すべき術なしと建言せるに基き、一九二四年下院に軍備全廢案を提出し、陸、海軍兩省を全廢し、十二年服役の志願兵たる警察官現役人員二百五十人、豫備人員六千七百五十人を以て陸軍に代はるべき國境守備隊に充て、汽船七隻、汽艇三隻、飛行機十二隻に人員四百五十名を配して、海岸、領水、漁業、島嶼等の防備偵察に當らしめ、以て二百四十萬磅の軍事費を四十四萬磅に減少せむと欲したり。然るに該案は下院を通過したるも上院に於て否決せられ、遂に不成立に終れり。茲に吾人が特に指摘せむと欲するは此の有名なる丁抹社會黨の提案が純粹なるイデオロギーの所産にあらずして、結局精密なる具體的利益の打算に基礎を置くの事實之なり。(註六)支那歷朝の國內的軍備撤廢に關しては第一編史論に詳述せり。輓近の支那に於ては國民黨政府の全國統一後裁兵問題起り、百六十萬人に上れる陸軍兵員を約八十萬人に減少し、歳入額の六割を以て之が經費に充つるの編遣大綱議定せられたるも、軍閥各將領間の嫉視抗争を助長したるのみにして何等實效を擧ぐるに至らざりき。(註七)之に反し日本帝國に於ては華盛頓會議後一年兵役十一個師團設議會に現はれ、衆議院は一年四箇月兵役軍費四千萬圓節約を建議し、政府も陸軍を整理するの適切なるを認め、一九二四年一九二五年兩年間に於て各單位の人員を減少し、二年の在營年限を一年半に短縮し、一九二五年四個師團を減少し十七個師團總兵員數十九萬八千八百人を維持するに止め、同時に多數の特科隊を増設し、此の整理に依りて經常費三千九百九十萬圓、臨時費五百七十萬圓を捻出したり。(註八)

如上の任意的國內的軍備縮少に關し學者中往々一般的軍備縮少に到達するの階梯として「先例に依る軍備縮少」を推奨する者あり。彼のトアネの如きは軍備問題が第一義の政治的問題たることを理由として、國際協定に依る軍備縮少を初より不可能なりと斷じ、仲裁々判制度の發達、列國の疲弊、又は民主主義の發達の結果として、任意的制限 (limitation volontaire) の實現を期待し得るに過ぎずと説けり。然りと雖も斯の如き任意的軍備縮少は軍備擴張が他國の同等の軍備擴張を惹起すること屢々なるに反し、概して他國の軍備縮少を誘致せざるの缺點を有す。(註九) 因に國內的軍備縮少は夫自身本論の研究範圍に屬せず。

(一) 世界的軍備縮少協定及地方的軍備縮少協定

世界的協定 (Mondialabkommen) 又は普通的協定 (universal agreement) は一切の國家を締約國とす。「Weltabüstung」を招徠せむとする軍備縮少協定にして、國際聯盟軍縮會議準備委員會の審議立案せむとする協定案、聯盟規約、相互援助條約案平和議定書等は之に屬し、華盛頓海軍制限條約、同條約の原則普及を目的とする條約案倫敦海軍條約等は諸大陸に散在する主要國を網羅せる點に於て之に近似す。特殊協定 (Sonderabkommen, regionale Abüstungsabkommen) 又は地方的協定 (regional agreement) は二國以上の諸國間に成立する協定にして、一七八七年、英・佛海軍協定、一八一七年、加奈陀湖水の防備に關する英・米協定、一九〇二年智利・亞爾然丁間海軍制限條約、一九〇五年、瑞典・諾威間條約、中米諸國間軍備制限條約等之が適例なり。Dr. Walter Simons = Dr. Hermann Jahrreis は華盛頓海軍條約を地方的軍縮 (regionale Abüstung) の一例として學示しながら、尙該條約が五大國の勢威特に諸外國の爲にする五大國の規律ある造艦引受に依り、間接に列國の海軍軍備に影響を與ふるの事實に據り、之を地方的軍縮と看做すの必ずしも適當ならざること認めたるが故に、吾人が華盛頓條約及倫敦海軍條約を世界的協定として分類したるは必ずしも誤謬にあ

546. (註10) Dr. Jur Vanselow=Kapitän zur See a. D. Gadow H. v. "Der Gedanke regionaler Abüstung passt nicht aufs Weltmeer." 20

華盛頓條約は批准書全部の寄託の日より實施せられ、一國の廢棄通告に依り一定期間經過後效力を失ふ。斯の如きは世界的協定の本質に合すと雖も、國際聯盟の如く大國及小國を網羅する軍縮協定に於ては、大國と小國との間に區別を設け、大國全部の批准及不脱退を以て效力が發生及存続の條件とする事も亦必要なり。

相互援助條約案は所謂 "Zoning system" を採用し、之が追加協定たるべき軍縮協定と共に大陸別に效力を發生すべきものとす。例へば "europäische Abüstung" の如し。斯の如きはスカンヂナヴィア諸邦と南米諸國との間に軍縮協定の必要なく、南北兩米大陸と歐亞大陸とは各別個の陸軍制限協定を締結し得べきことに其の理論的基礎を有し、Schücking 教授は Kollektivvertrag と Individualvertrag とを分ち、歐洲各國の軍備を定むるに亞細亞又は南北兩米大陸の諸國と商議するの必要なきが故に、後者の協定を締結すること寧ろ實際的にして且可能性に富めりとなすと雖も、(註11) 露國を除外して歐羅巴軍縮協定も亞細亞軍縮協定も共に成立し得るの見込尠なく、軍縮會議準備委員會に於ける佛國委員は全歐羅巴の地方的軍縮の條件として(一)海上霸權 (Seherrschaft) を有し、問題の地方に武力的に干涉し得る國々の参加を確保すること(然らば米國は歐洲の地方的軍縮に加入を必要とす)(二)問題の地方以外に於ける國又は領域の安全を保障せる國は地方的軍縮に参加し得ざるものなること、(三)同一大陸に占據せる國家は尠くも該軍縮に加入するの必要あること、(然らば露國の加入は絶對的要件なり)の三項を提言したるが、此の條件は既に地方的軍縮を不可能ならしむるに足り、キッド教授等は軍備制限に關する兩三國間の協定は他國をして其の虚に乗ぜしむるの危険あることを指摘せり。(註12) 現に智利、亞爾然丁間海軍制限條約は "prudent disarmament" を實現したりと評せらるゝに拘はらず、

伯刺西爾を有利の地位に置き、之が爲に一九〇七年改訂を見ずして廢棄せられ、華盛頓海軍制限條約は其の非締約國の關係的海軍力を増大し、華盛頓會議が大海軍國のみの會合なりしことは補助艦に關する協定の成立を阻碍する一原因となり、追て補助艦建造競争を招徠したり。最近ブリアン氏の歐羅巴聯邦案に對する回答中に於て英國、和蘭等は其の海外領土との關係に鑑み特殊の考慮を必要とする旨を指摘し、倫敦海軍會議に於ける大陸組の協定不成立は同時に海洋組たる英國の立場を困難ならしめ、進退兩難の英國の地位を救はむが爲に所謂エスカレーター條項の挿入を見るに至れるは吾人の記憶に新なる所なり。斯るが故に寧ろ萬國に對し同時に效力を生ずる世界的協定を以て希望するに堪へたりとなす。ノエル・ペーカー教授は陸軍及空軍に關しては大陸別の協定を結ぶこと比較的容易なるべきも軍備縮少會議に於ては先づ大陸毎に交渉を遂げ、隣接諸國軍隊の規模及比率を定め、次に總會議に於て一個の世界的協定に取纏むるを適當なりと主張せり。(註13)

(二)包括的軍備縮少協定と陸軍、海軍又は空軍に關する部分的協定

ヴブルサイユ條約軍事條項、中米諸國間軍備制限條約及國際聯盟軍縮會議準備委員會立案の條約案は陸海及空軍の三者を一括して同時に規定を設け、華盛頓海軍制限條約は海軍の内主力艦及航空母艦に付規定し、倫敦海軍條約は主として水上補助艦及潜水艦に付規定し、諾威、瑞典間條約は陸軍特に中立地帯の設定に付規定せり。前者は包括的軍備縮少協定にして、後者は部分的軍備縮少協定 (Teilabüstungsvertrag) なり、陸軍及空軍は暫く之を措き、航空母艦を含める海軍軍備に關し、國際協定を結ぶことは勿論可能なりしと雖も、佛國側の主張する如く陸、海及空軍は互に依存關係 (inter dependance) に立ち、合して一國の國防組織を完成し、互に策應し協力するものたるのみならず、主力艦の制限は補助艦の造艦競争を惹起し、海軍の制限は陸軍及空軍の鬭争を激成するの惧なきにあらず、若し陸軍協定に於て兵員

數を制限するも、海軍協定に於て之を制限せざらむか、惡意の締約國に於て海軍兵員の異常なる膨脹を見ることなきを
保せず。故に各陸、海及空軍に關する協定を節別となす包括的軍備縮少協定を以て優れりとすべきなり。(註一四)

國際聯盟軍備縮少會議準備委員會は、佛國其の他諸國委員の主張に基き、陸、海、空軍の三軍は夫々特性を有すと雖
も、一軍に對し取りたる處置が他軍に及す影響を測定する爲三軍は一括して之を審査すべきものとすと斷し、包括的軍
備縮少協定の立案を決議せるが、英國、米國、及日本委員は巡洋艦一隻の軍事的價值が陸軍兵員何名の夫に匹敵し、機
關銃百門の威力が航空機何臺の夫に匹敵するやを算定する方法なきことを理由として之に反對せり。斯の如きは海牙
會議以來の英國の傳統的政策、華盛頓會議に遡り、海軍協定に關する英國及米國の發案權を尊重せしめむとする政治的
考慮に出づるものと察せらる。然りと雖も佛國側の主張に的確なる論據あることは到底之を認めざるを得ずして、倫敦
海軍會議に關する交渉中、英米も佛國の主張を主義上容認したることありて、前記軍備縮少會議準備委員會の決定はヴェル
サイユ條約第五編及聯盟規約第八條の精神に合すること疑を容れず。右委員會は此の趣旨に従ひ條約案の起草に従事し
つつあるも、華盛頓會議以降の經緯は稍陸、海及空軍の三位一體主義の實現を不可能ならしめんとするも尠くも困難な
らしむべきを注意すべし。

(四) 軍縮協定の有効期間

軍縮協定をして現實の事態に應ぜしめむ爲、該協定の有効期間を成るべく短期例ば第一回平和會議に於ける露國側提
案の如く五年に限らむことを主張する者あり。然れども一切の平和運動は其の性質上概して現状維持に傾き、軍縮協定
も之が例外をなすものにあらざるが故に、餘りに短期間有効の協定は不安定の狀態を存置し、軍備制限の目的に合致せ
ず。寧ろ相當長期なるを可とし、且期間の終期に於て改訂せられず廢棄せられざる限り、協定をして自動的に一定期間

を限り効力が更新せしむるを適當とす。華盛頓海軍制限條約は締約國の海防安全の要件が四圍の狀況の變化に依り重大
なる影響を受けたる場合に於ては該締約國の要求に基き條約の有効期間中隨時に、將又技術上及科學上の發達を考慮し
て八年を経過したる後成るべく速に國際會議を開催し、修正變更を議すべき旨を規定し、修正變更を見ざる限り本條約
は十五年間有效とし、爾後締約國の一國が廢止の通告を爲したる日より二年を経過する迄引續き其効力を有すべきもの
とす。倫敦海軍條約は華盛頓條約の有効期間との關係上僅に六年間効力を維持することとなれり。相互援助條約案は
華盛頓條約に倣ひ十五年と規定せるが共に大體に於て宜敷を制せりと云ふべし。聯盟規約第八條は少くも十年毎に軍縮
案を再審議に附し得べき旨を規定す。條約の改訂速なれば之をして新興國の勢力に適應せしめ *Überprüfung* を阻止し
得べしと雖も、十年以下の期間が果して短期に失せざるや吾人の寧ろ疑問とする所なり。聯盟規約第八條及ヴェルサ
イユ條約軍事條項には其の存續期間の定めなく、規約第十九條の適用を阻却せざるも、永久に効力を持續するものと解
すべし。唯斯の如きは生活力を有する國家間に締結せらるる双務的軍縮協定に適用し得べからざるや論を俟たず。吾人
は第六章に於て軍縮協定の成立後に於ても尙戰爭の起り得べき所以を闡明したるが今百歩を譲り軍縮秩序 (*Abstimmungs-*
ordnung) 軍縮條規 (*droit de désarmement*) の發達に依り幸に戰爭の勃發を見ざるものと假定するも、國家の榮枯盛衰
國力の消長は必ずや顯現し有機的に軍縮協定の改訂に反映すること恰も一國內に於て私有財産及家督相續制度の存在に
拘はらず、一家に榮枯盛衰あるが如くなるべし。故に相對的安全保障を前提とする軍縮秩序の成立に武陵桃源を夢みる
民族は頽廢的傾向の第一歩を踏出すものと云ふべく、尙早きに及びて警鐘を鳴すは當に先覺者の任務ならずとせず。

(五) 戰爭と軍縮協定の効力

Dr. Walter Simons—Dr. Hermann Jahreiss は軍備制限の技術に關し、平時國際法軍備制限と戰時國際法的軍備制限

(*friedensrechtliche Rüstungsbeschränkung*, *kriegsrechtliche Rüstungsbeschränkung*)とを區別し、前者に付量的軍備制限と質的軍備制限(*quantitative Rüstungsbeschränkung*, *qualitative Rüstungsbeschränkung*)との別を認め、量的軍備制限に付軍備休暇(*Rüstungsstilstand*)と軍備縮少(*Rüstungsherabsetzung*)との別を認め、質的軍備制限に付消極的質的制限(*Negative Qualitätsbegrenzung*)と積極的質的制限(*Positive Qualitätsbegrenzung*)とを區別せり。積極的質的制限とは徴兵制度志願兵制度、民兵制度等の一を強制し、訓練期間を制限し、武器の大小形状性能を制限し、中立地帯を設定して許容せられたる武器の利用を困難ならしめ、參謀本部、最高司令部を廢し、軍政機關を縮少するを云ひ、消極的制限とはヴェルサイユ條約の軍事條項が毒瓦斯、潜水艦及軍用飛行機の平時戰時に於ける製造輸入保有を禁止し、依て以て戰時に際し條約破棄を見たる場合に於ても事實上其の利用を不可能ならしめむと企圖せるを云ふ。之に反し戰時國際法的軍備制限とは戰時に於て初て其の適用を見るべき戰時國際法規の一部として一般的に毒瓦斯等の戰爭使用を禁止し、潜水艦の或種の使用を制限せる場合を指稱せり。(註一五) 想ふに戰時國際法と平時國際法との分類は過去の事態に適合し、世界大戰中遵守せられたる戰時國際法無く、現行戰時法規も極て僅少に、且國際條規中平時と戰時とを問はず適用せらるるもの多きに鑑み、吾人は平時と戰時との區別に従ひ、戰時國際法的軍備制限と平時國際法的軍備制限との區別を不適當なりと確信す。仍て一層實際的の區分に従ひ、(イ)戰爭と片務的軍備協定の効力、(ロ)戰爭と双務的軍備協定の効力、(ハ)戰時國際法的軍備制限の順序に従ひ叙説する所あらむとす。

(イ) 戰爭と片務的軍備協定の効力

ヴェルサイユ條約第五編は戰時と平時とを區別せずして、獨逸の陸、海、空軍軍備に對し制限又は禁止規定を課し、動員に關する一切の措置を禁止したるが故に、獨逸は其の獨立を失はず、交戰權を失はずして戰爭尠くも防禦的戰爭復するに至るべし。

(聯盟國將又不戰條約締約國として)に従事し得べしとするも、該條約の定むる兵力換言すれば平時兵力を以て戰爭に臨まざるべからず。斯の如き規定は勿論戰勝國が戰敗國に課したる講和條約に於てのみ、之を發見すべく、獨逸が將來に於て戰爭に参加するものと假定せば、大體其の對手方は右戰勝國に外ならざるの事實に實際上の存在理由を有す。獨逸がヴェルサイユ條約を事實上破棄したる場合、又は獨逸が該條約の全締約國(一部締約國の場合に於ては該條約は理論上尙拘束力を有すと解す)と戰爭を交ふるに至りたる場合に於ては該條約は効力を失ひ、獨逸は「軍備の自由」を回復するに至るべし。

(ロ) 戰爭と双務的軍備協定の効力

智利、亞爾然丁間海軍制限條約第六條は、十八箇月の豫告を以て保存中の廢艦を再び武装し得べきことを規定せるのみにして、戰爭の場合に言及せず。華盛頓海軍制限條約は戰爭の場合交戰國となりたる締約國に關する限り、一定條件の下に其の適用を停止せられ、尙特殊の場合に於て爾餘の締約國に對しても同様に適用を停止せらる。(第二十二條)倫敦海軍條約は斯の如き規定を存置せず、斯の如きは恐らく、不戰條約を出發點となせるの事實及該條約が僅に一九三六年迄の短期存続期間を有するの事實に起因するものなるべきが、若し萬一戰爭勃發したる場合に於て倫敦海軍條約締約國は華盛頓條約の規定の停止を利用し得べきも、倫敦海軍條約の規定を墨守せざるべからずして、爲に締約國と非締約國との間並日、英、米と佛、伊との間に著しき不權衡を生ずるに至るべし。從て法理上は前述の結論に到達するとも實際には斯の如き場合に於ては華盛頓條約第二十二條を援用するに至るならむ。

中米諸國間軍備條約第四條は内亂又は戰爭の脅威ありたる場合に於ては締約國は條約上の義務を免るべきことを規定し、一九二五年、武器彈藥及軍用器械の取引取締に關する條約第三十三條は戰時中交戰國に仕向けられたる武器等に關

し條約の適用を停止し、國際聯盟混成委員會に提出のエッシャー案は初より平時兵力の制限のみを以て満足し、國際聯盟軍縮會議準備委員會は當初基礎的研究に當り軍縮協定に依り戰時兵力を制限することは不可能なりと結論し、後第三回會議乃至第六回會議に於ける一般軍縮條約案の討議に際し、佛國委員は不正の侵略を受けたる場合に限り條約の拘束力を停止せむことを提議し、之に反し英國委員は(イ)戰爭、(ロ)内亂、(ハ)豫見し得ざる事態にして重大なる軍事行動を隨伴するもの(後撤回)、(ニ)聯盟理事會の承諾の四場合に於て條約の拘束力を停止せむことを提議し、白耳義、和蘭委員は佛國案を支持し、伊太利及阿爾然丁委員は英國案を支持したるが委員會は結局條約案第五十條を可決し、締約國は其の安全を脅威すと思惟する事情の變化あるときは、一定の手續を履むことに依り自主的に戰時法規以外の條項の拘束を免れ得べきものと定めたり。

國際聯盟規約は適法の戰爭を認め、所謂平和議定書が此の缺陷を補はむとして、失敗したる以上、合法の戰爭は之を認めざるべからず。不戰條約は戰爭を違法化せりと雖も各國が主觀的に斯の如きものとして認定する自衛戰爭を是認し果して規約よりも適法の戰爭の範圍を狭くしたりや否や疑問に屬すること既に吾人の縷述せる所の如し。而て合法の戰爭を認むる以上一國が全力を擧げて戰爭に従事することをも容認せざる能はずして、此の場合軍備縮少に關する條約上の義務を停止するは、直接軍備制限の本質上誠に止むを得ざるの措置なり。第一回海牙會議に於て露國委員が提議したる、外交斷絶と戰爭開始との間の猶豫期間は動員の餘裕を興ふることに依り、常備軍の規模を小ならしめむと欲す。規約第十二條第一項に規定する三日の期間は寧ろ輿論を鎮靜することにより平和の機會を増加せむとする所謂「冷却條項」にして前記露國委員の提案とは稍趣旨を異にせるも亦同一の効果を有すべし。尙右第十二條第一項の規定は該期間中動員を禁止する趣旨にあらざることを注意すべし。

(ハ) 戰時國際法的軍備制限

戰時國際法規は戰時に限り、始て其の適用を見るが故に、毒瓦斯、ダムダム彈等の戰爭使用又は戰時使用 (*Templei a la guerre, l'emploi en temps de guerre*) 禁止に關する法規は、斯の如き軍需材料の平時は勿論戰時に於ける保有、製造輸入及輸出を禁止するものにあらずして、列國は合法に之等の材料を取得保有し得べし。斯の如きは軍備制限の見地よりすれば誠に細鱗を捕へて吞舟の魚を逸するものと云ふべく、茲に於て前述の如く獨逸は時を問はず軍用飛行機、潜水艦、毒瓦斯等の取得保有を禁止せられ、國際聯盟軍縮會議準備委員會に於ける露國側及小國側の提案は毒瓦斯に關し同一の義務を一般締約國に負はしめんと欲したるも、各國の容るる所とならず。兵器民營取締に關する國際聯盟の特別國際法に依り戰爭使用を禁止せられたる兵器は戰爭以外の目的に使用せらるゝこと明瞭なる場合に限り之が製造を許すべき旨の規定を可決したるが、本取締條約の成否は尙未確定の状態に在り、潜水艦の戰爭使用を制限したる條約が夫自身平時に於ける軍備に影響することなきは叙説を要せず。

之を要するに講和條約の特例を除き、一般の軍縮協定は平時兵力を制限することに依り、間接に戰時兵力に或程度の影響を與へむと企圖するに止まり、直接戰時兵力を制限するの手段に出でず、蓋し斯の如きは絶對的安全保障を供與する平和組織を以て戰爭を違法化せざる當然の結果と云はざるを得ず。而て或種の害敵手段の戰爭使用禁止は之に依りて一面戰爭の人道化 (*Vernenschlichung, Humanisierung*) 他面平時に於ける公然且大規模の製造を阻止せむと企圖するに過ぎざるなり。

(六) 締約國と非締約國との關係

軍備制限協定が眞に一般的協定たる場合に於ては、締約國と非締約國との關係は問題とならず。然れども兩三國間の

條約又は華盛頓海軍制限條約等に於ては、右關係に慎重の考慮を拂はざるべからず。然らずんば該協定は締約國に比し非締約國を有利の地位に置き、其の優勢を確保するに至るべければなり。ハンス・ウエーベルグ氏は智利・亞爾然丁間海軍制限條約が其の第三條に於て締約國の一方は他方と競争問題を有する第三國に軍艦を讓渡すべからざる旨を規定せるに拘はらず（註一六）右條約が隣邦の關係的勢力を増大せりとす。（註一七）瑞典・諾威間中立地帯設定に關する條約第一條は締約國の一方又は双方を第三國に比し不利益の地位に置かざらむと努め、（註一八）華盛頓海軍制限條約第十五條は非締約國の爲に建造する軍艦に關する通報の義務に付規定し、第十七條は戰爭中他國の爲に建造中の軍艦使用の禁止に付規定し、第十八條は軍艦を軍艦として他國に讓渡することを禁止し、第二十二條は非締約國の軍備擴張の場合に於ては條約の規定を再議すべきことを豫見す。倫敦海軍條約は、大體華盛頓條約の諸規定を踏襲するの外、倫敦會議に於ける大陸組間の協定の不成立となり、英國の地位を困難ならしめたるに鑑み、且特に英國の要求に基き、所謂エスカレーター條項を存置し、非締約國の軍備擴張に依り締約國の一方が其の安全の要件に實質的影響を受けたりと思惟するときは該國は増加せむとする艦種、艦級、噸數及増加の理由を他の締約國に通告することに依り當然海軍擴張の權能を獲得し、他の締約國も亦同一艦種艦級に於て比例的増加を爲し得るものと爲せり。（註一九）武器彈藥の取引取締に關するサンゼルマン條約第一條第二項は非締約國に對する締約國の非賣同盟を形成し、非締約國に對し酷に失したりしが、該條約の後身たる一九二五年の壽府條約第十一條は締約國を非締約國に比し不利の立場に置かざるの主義に付規定せるに過ぎず。ヴェルサイユ條約軍事條項は其の性質上、獨逸と第三國との關係に於て獨逸の安全を考慮せず、唯其の獨逸軍需品輸出入の禁止に關する規定其他二三の條文が非締約國に間接的影響を與ふるに過ぎず。

華盛頓條約に於て英、米、日三國の海軍が比率を五、五、三と定めたる後其の絶對的數字を例へば二十五萬噸、二十

五萬噸、十五萬噸と定めざりしは、之等三大國の非締約國に對する或る程度の優勢を考慮したる結果にあらざるなきか。然れども華盛頓條約實施の結果日本の合計噸數は數字の外觀上露國の夫に接近するに至れり。想ふに右三大國の非締約國に對する關係に鑑みれば、既成艦及建造中の軍艦は之を廢棄せざりし方有利なりならむ。尙非締約國の軍備擴張の場合を考慮して條約を改訂すること又はエスカレーター條項を設くることは必要の措置ならむ。唯條約存続期間を短期となすに於ては實際上此の點に特殊の考慮を拂ふの必要尠少なるべきのみ。要するに締約國と非締約國との關係に於ては締約國の一方は全部を締約國相互間の關係に於ても、非締約國に對する關係に於ても、不利の地位に立たしめず、非締約國をして消極的に條約の精神尊重に協力せしむることを根本的精神となすべきなり。

（七）軍縮會議と其の發議

露國皇帝ニコラス二世の第一回海牙會議召集に關する第一回廻狀が、アレキサンドル一世の同種の發議と等しく多大の猜疑心を以て迎へられたることは、露國を以て童話の偽善なる狼に比する者あり。露國の提議を西伯利亞鐵道建設の爲財源枯渴せる結果に歸する者あり。獨逸に於ては陸軍兵員二萬五千人の軍備擴張案提出せられ、結局露國側に於て第二回廻狀を發し、軍備縮少又は不増加の提議を軍備休暇の提議に變更し、軍備制限問題に配するに仲裁々判制度採用問題を以てせざるを得ざりしことに徴して明瞭なりとす。以上の事實に鑑み學者中大國側よりする發議を不便なりとし其の寧ろ小國側より發せられむことを主張する者あり。

Jonkheer G. W. von Viersen-Trip は嘗て國際團體に於ける少國の立場に論及して、小國が其の權利を擁護するに必要なる軍備を有せざるに願み、寧ろ司法裁判の發達に努力せむことを懇願したることありしが、（註二〇）一九二二年萬國平和協會は軍縮問題に關する小國の立場に關し次の決議を可決したり。

萬國平和協會書記局は、歐洲の小國たる白耳義、丁抹、諾威、和蘭、葡萄牙、瑞典及瑞西が共同して諸大國と交渉し、後者をして軍備の増加又は縮少に同意せしむる様右諸小國を招請せむことを依囑せらる。(註二一)

然れども軍備問題に關し寧ろ無關心にして、且歐洲の均勢に對し中立の態度を維持せる諸小國が軍縮會議を招集することは其の發議に權威なく、果して強大國の傾聽する所となるべきや頗る疑問とし、大國が小國の要望に命維從ふが如きことは價値の顛落を欲せざる大國の霸制主義に鑑み到底夢想だもする能はず。軍縮提議は軍備擴張競争に於ける敗北の自白と解せられ、強國の誠意ある協力を得ること難し。彼の海軍休暇問題に關する英獨交渉が成功せざりしは、英國が造艦競争に於て必ずしも強者ならざりしに依れり。故に外交政策の確立し、外國の信頼を繋げる最大雄邦が發議し、眞に平和を速進するの意圖を以て率先して犠牲を吝まざるに於ては、軍縮會議成功の機會最も大なり。北米合衆國が華盛頓會議を招集し、英國が倫敦海軍會議を招集したるは斯の如き大國發議の好適例ならむ。嘗て英國聯盟協會評議員會(ギルバート・マレー教授、ノエル・ペーカー教授以下八名より成る)が海軍に關しては英、米、陸軍に關しては二、三の大陸國の如き強大國が、計畫中の軍縮會議に於て、斷然指導的地位に立つにあらざれば、會議の成功は頗る覺束なしと斷言せるは全然吾人の所見と一致せり。(註二二)

第二回海牙會議が第三回海牙會議の開催期を決定し、國際聯盟が軍縮會議を招集するが如きは軍縮問題の提唱に關する國際協力を具體化するものと云ふべく、大國全部の協力を克ち得るに於ては成功の機會同様に大なるも、軍縮協定を既存の國際法的組織に調和せしめ、且右協定を合理的基礎に置き、之に永續性及普遍性を賦與せむとする關係上問題の解決を困難ならしむ。然れども幸にして一度協定成立するときは間接軍備制限に接近する程度に應じ國際平和を安固なる基礎の上に置くの利益あり。

尙學者中國際會議に於て爾餘の問題と併せ、軍縮問題を議するも可なりや、將又軍縮會議は軍縮問題のみを取扱ふべき特殊の會議として開催せらるべきものなりやを論ずる者あり。想ふに斯の如きは便宜問題にして主義上の問題にあらず。

第二回海牙會議は第三回平和會議前準備委員會を開くことを決議したるが、之れ議題に關する價値ある討議の基礎案なきに於ては會議の成功覺束なきに由れり。國際聯盟は規約第九條に基き軍事専門家より成れる常設軍事委員會を設け尙之に政治家、法律家、財政經濟、交通専門家を加へ、相次で混成委員會、協同委員會、軍縮會議準備委員會を設けて軍縮問題の研究に従事せしめたり。軍縮協定を不用意の間に採擇することは不可能なるが故に、右は極めて必要の措置なるも、稍もすれば空漠たる抽象論に流れ、曠日彌久爲す無きに終り、ヒューズ國務卿をして突然爆彈を落下せしめたる華盛頓會議の如きも却て奇功を收むる所以たるを思はしむ。

註一、ハンス・ウエーメルグ氏の問題集は世界大戰直前に於ける軍備制限條約の解決することを要すと思考せられたる問題を擧げて餘蘊なく、今日に於ても頗る參考の價値あり、其全譯を示せば左の如し。

第一、條約の形式及期間

(一) 一切の國の加盟すべき一つの萬國條約を撰ぶべきや將又兩三國間の諸條約を撰ぶべきや、(二) 萬國條約を撰ぶとするも尙普遍的諸條約成立の基礎たり得べき特殊條約の成立に努むべきや、(三) 若し研究の結果特殊條約のみ成立の可能性ありとの結論に達せば、特殊條約の成立を以て問題の最終的解決に到達したるものと看做すべきや、將又普遍的條約に到達する第一階梯と看做すべきものなりや、(四) 條約案は専ら又は主として大國のみに適用するの目的を以て起草すべきや、將又一切の國に適用するの目的を以て起草すべきや、(五) 條約案は單純なる原則を掲ぐるに止るべきや將又詳細且完全の規定を含むべきや、(六) 條約案は軍備制限(不増加)に止むべきや將又縮少をも考慮すべきや、

第七章 軍備縮少協定の外延

(七)有効期間如何、自働的更新に關し規定を設くべきや、(八)批准を必要とすべきや。
第二、制限の目的

(九)條約案は陸海軍備の如何なる部分を拘束すべきや。換言すれば陸上、海上及空中に於ける軍事施設、要塞、植民地軍隊等一切の攻撃及防禦の手段を制限すべきや、將又其の内特殊のものを除外すべきや、(一〇)現役兵員及服役期間を制限すべきや、(一一)潜水艦、衝角を有する軍艦、飛行機等軍用器材の或種のものを禁止すべきや、新式小銃及大砲又は新たな火薬爆薬の採用を禁止すべきや、(一二)小銃大砲の口径を制限すべきや、(一三)鋼鐵艦の噸數を制限すべきや、各種の軍艦の服役年數を定むべきや、(一四)制限は陸、海軍豫算に及ぶべきや。軍事費を制限すれば足るや將又軍用材料の制限を之に配すべきや、(一五)軍事費の制限は軍事費總額に之を適用すべきや將又陸、海及空軍豫算の各科目に之を適用すべきや、(一六)後者の場合に於て如何なる科目を幾何設定するや、科目の流用を許すべきや、流用に對する制限如何。

第三、制限の基礎

(一七)軍備制限の基礎 (basis) として人口、外國貿易、國境の延長及性質並全歲出豫算を採用し得るや、(一八)以上に掲ぐる基礎の一つと軍備との比例を如何に決定すべきや、人口、外國貿易又は豫算總額の三者は諸國に於て同一の割合を以て増加せず此事實を如何に取扱ふべきや、(一九)制限の標準は現在に於ける一年度の軍事費を可とするや、將又一定多數の年度間の平均を可とするや、(二〇)制限の基礎を軍事費總豫算に求むる其の他の變化すべき一定の要素を考慮に加ふべきや、(二一)唯一回支出せらるべき臨時歲出の可能性を豫想すべきや、豫想するものとせば如何なる原則に従ふべきや、(二二)條約に軍隊の移動、例ば植民地兵の使用、軍用鐵道等交通機關の建設に關する規定を包含すべきや、(二三)一國豫算中非軍事費の款項に置かれたる補助金等にして該國の軍事的施設に影響すべきものに關し規定を設くるの必要ありや。

第四、監督、制裁及條約の效力。

(二四)軍備に關し特殊の國際審計院の如き監督機關を設くべきや、(二五)右機關の組織及權限如何、右機關の機能は召喚に止まるべきや裁決を下すべきや、前者の場合に在りて之に如何なる司法裁判所を配すべきか、(二六)問題起りたる場合之を司法機關の判決に委するものと推定し、監督は之を他の締約國に委すべきや、(二七)右司法機關の組織如何、仲裁裁判所を採用すべきや、紛争を豫見して事前に設置したる常設司法裁判所を採用すべきや、(二八)上訴又は形式問題再審査の機會を與ふべきや、(二九)條約を廢棄せることを得べきや、一國の脱退は條約の效力に如何なる影響を及ぼすべきや、(三〇)締約國間又は締約國と非締約國との間に於ける戰爭開始は條約の效力に如何なる影響を及ぼすべきや。

第五、軍事費の制限を促進する他の手段。

(三一)軍事工業を官營とするの利益如何、(三二)軍事費の減少を結果すべき軍制改革例ば民兵制度の採用に努むべきや、(三三)軍事計畫に關し關係國間に報道の交換を爲さしむるに努むべきや、(三四)軍備特に軍艦建造に關し一年間又は數年間に互る休暇を約せしむるに努むべきや、(三五)國際條約に依り間諜の廢止に努むべきや、(三六)國際條約に依り必要なる養澤の性質を有する一切の軍事費例ば禮砲、大禮服等を廢止するに努むべき理由ありや。

第六、前提條件及實行方法。

(三七)軍備制限條約締結の前提條件たるべき法律上及政治上の條件を考究するの要ありや、(三八)右前提條件の種類如何、(三九)軍備制限問題を第三回平和會議の議題となし、該會議をして其の閉會後本問題の繼續的研究を特別委員會に付託せしむるに努むべきや、(四〇)軍備制限を目的とする特殊の國際會議を招集するに努むべきや、(四一)諸國特に諸小國をして特殊の措置に出でしむるに努むべきや。

(Christian Lange The Conditions of a Lasting Peace, pp. 46-53.)

註二、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 288.

註三、Quincy Wright: Limitation of Armament, p. 35.

註四、ウィルヘルム・オストロワルドは日露戦争後露國が國防の缺陷に拘はらず、何等の危険に類せざりしことを指摘し、佛國が任意的軍備縮小に於て他國に先せむことを從應したり。(Wilhelm Ostwald: Frankreich als Friedensbringer, p. 8.)

註五、Hans Wehberg: The Limitation of Armament, p. 40.

註六、世界大戦中丁抹が中立を維持し得たるは、同國の陸海軍が中立を擁護するに充分なりしが故にあらすして、交戦國が之を犯さむとせざりしに依れり。コマンハーゲンの地位はコンスタンチノールと異なり、決して防禦的戰略地點にあらず、故に大戦中丁抹軍事専門家はコマンハーゲンを防禦するに施すべき術なきことを政府に建言し、遂に同國政府をして當時實際政治家がユートピアと認めたる軍備全廢案を考究せしむるに至れり。社會民主黨は在野黨時代一九二一年一九二二年議會に一度軍備廢案を提出し、後一九二四年四月同黨内閣は下院に軍備全廢に關する法案を提出したり。其の内容は徵兵制度のみならず、陸海軍並陸軍省海軍省を廢止し、志願兵制度を基礎として十二年間服役の警察官七千人を置き、四箇月半の訓練に服せしめたる後、其の大多數を豫備人員として歸省せしめ、時を同うしては内二百五十人が首府其他に於て服務し且訓練を受くるに過ぎず、之即ち警察隊たる國境守備隊なり、海岸・領水・漁業、島嶼警備の爲には汽船七隻、汽艇三隻、飛行機十二臺を以て沿岸防備に當らしむ。此の海軍維持の爲職業的警務員八、九十人、一時的従業員三百六十人を要するものとす。以上の改革の結果軍費は二百四十萬磅より四十四萬磅に減少せらるる豫定なり。而て本案は下院を通過したるも上院の反對に依り遂に成立するに至らざりや。(A. J. Joyce, Survey of International Affairs, 1924, pp. 73-77.)

註七、一九二八年北伐に従へる蔣介石氏の國民黨軍を支持して假政府に八千萬元を貸與したる銀行家特に浙江財團は、同年

七月七日南京政府に對し極て強硬なる通牒を送り、裁兵の實行及國民の承認せざる租税を各官憲に於て恣に賦課するを禁止せむことを要求す。茲に於て南京政府の首領等は同月十日北京に會合して、軍備縮小を議したるも、馮玉祥、白崇禧等は滿洲軍に對抗するの必要上、多數の兵員を擁するの必要ある所以を説きて、何等積極的解決に到達する、となかりき。後同年十二月編遣委員會條例發布せられ、國軍兵額及其の編制簡章を擬定し、衛戍區域を劃定し、全國軍事費を擬定せしむるの目的を以て編遣委員會を組織し、軍縮は救國の唯一の要圖なり。軍縮は人民の負擔を軽減せしむることを得べし。軍縮は訓政實行を可能ならしめ得べし。軍縮は革命軍人の當然の責任なり等の口號を流布し、同年十二月二十一日中央宣傳部に於ける訓練總監何應欽の講演に依れば當時中華民國現存軍隊總數は百六十餘萬人に上り、一兵士の最低給料、被服、武裝等月額平均二十元とすれば、總軍事費年額は三億八千萬元に達し、中央政府の歳入四億五千萬元の内一億元を内外債の支拂に振向くるときは、殘餘は三萬五千萬元に過ぎずして結局歳入全額を軍事費に充當するも尙三千萬元の不足を生ずる計算となる。仍て南京政府は軍費を國家總豫算の半額以下とするの原則を立て全國の軍隊を五十萬人乃至六十萬人に減少するの意嚮を有し、一九二九年一月上旬正式に南京に於て開會せられたる編遣會議に於て、總兵員數八十萬人、歳入の六割を軍費に充當することとし、編遣の原則大綱及軍閥各將領間の兵額分配率を決定し、外觀上相當の効果を收めしと雖も、事實上却て軍閥將領間の猜疑嫉視を助長し、間もなく、廣西派の中央反抗を誘發し、裁兵問題も一度消涓の姿となれり。後時局平定するや、財政難救済の爲、七月下旬乃至八月上旬南京に編遣實施會議を召集し、編遣の即時實行、解散兵の處置、師團の編制等に關し幾多の重要な決議を採擇したりと雖も、裁兵費用調達に至大の困難を感じ、一部は公債發行の方法に依り目的を達したるも、一方巨款の發行には至大の困難あり。他方閻、馮等の軍閥は裁兵の爲巨額の軍事費補給を要求し、裁兵の進行せざるに早くも蔣介石、馮玉祥、唐生智、閻錫山等の間に相次で戦亂起り、裁兵問題の如き全く忘却せらるるに至れり。(佐々木到一著 支那陸軍改造論參照)

註八、帝國軍備充實の經過を述べて、最近に於ける陸軍整理の事蹟に言及せむに、本邦に在りては明治維新後國力の充實に忙はしく、強大なる隣邦に對し我が勢威を維持するの必要上、軍備の充實企圖せられたるも、財政上の制限其の他の理由に依り陸海軍當局者の立案に係る實施容易ならず、其の急速の進歩を遂げ得たるは實に日清、日露、及日獨戰爭の直後のことに屬せり。陸軍に在りては明治四年藩兵を廢して四鎮臺及近衛兵を置き、同四年徵兵令を發布し、以て國民皆兵の制を布けり。同六年に鎮臺を増して六鎮臺となし、全國を六軍管區に分ち、以て軍政施行の便に俟し、同十七年従來の六鎮臺を第一乃至第六師團に改編し、同二十四年近衛兵を近衛師團に改編し、明治二十九年日清戰爭後第七乃至第十二師團の六個を増設するに決し、爾後着々之を實行し、明治三十八年日露戰爭後第十三乃至第十八の六箇師團を増設するに決し、其の完成後大正四年更に朝鮮に二箇師團を増設し、都合二十一箇師團を算し、之に配するに多數の特科隊特に航空隊を以てするに至れり。然るに華盛頓會議後海軍軍備の縮少に伴ひ、自發的軍備縮少の要望起り、陸軍當局は兵員の減少と新兵器の増加又は其の採用とを同時に行ふの方針を執り、一九二四年及一九二五年の兩年間に於て各單位の人員を減少し、將校一千八百人、下士以下五萬六千人を減少し、二年の在營年限を一年半に短縮し、一九二五年四個師團を減少し、結局十七箇師團總兵員數十九萬八千八百人を維持するに止め、同時に多數の特科隊を増設するに至れり。一九二九年濱口内閣成立後緊縮政策及倫敦海軍會議の餘波を受けて再び陸軍整理問題は粗上に載せられ、新聞紙の傳ふる所に依れば陸軍軍制調査會は戰時兵力と常備兵力との調整、學校の整理、軍需工廠の整理、師團、聯隊、騎兵、工兵、輜重兵の整理と同時に機關銃隊、裝甲自動車隊の増設、飛行隊の増設整備、高射砲隊の増設、戰車隊の充實、自動車隊の組織改善、科學研究機關の充實擴張及び技術機關の整備等の諸問題に付考慮を加へつつあるもの如きも、未だ實行案を得るに至らざるもの如し。因に前述の二回の陸軍整理に依り捻出せられたる財源は經常費三千九百九十萬圓、臨時費五百七十萬圓なり。(龔德柏著揭破日本的陰謀參照)

註九、W. J. Bryan: Letter, February 9, 1921 printed in World Friendship, Vol. 1, No. 6, p. 18. March, 1921. The nations

113:520. November 9, 1921. R. Toinet: La Limitation Conventiennelle des Armements, pp. 212-222.

註一〇、Niemeier: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, pp. 33-36.

註一一、W. Schücking: Die Organisation der Welt, p. 78.

註一二、Universal Peace Congress of Geneva in 1912, protocols, p. 248.

註一三、Noel Baker: Disarmament, pp. 55-56.

註一四、Ibid., pp. 56-61.

註一五、Niemeier: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, pp. 28-34.

註一六、智利、亞爾然丁間海軍制限條約第三條は次の如し。

The two Contracting Parties shall not be at liberty to part with any vessels in consequence of this Convention in favor of countries having questions pending with one or the other.

註一七、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 311.

註一八、Convention relative to the Establishment of a Neutral Zone, Art. 1.

註一九、International Treaty for the Limitation and Reduction of Naval Armament, Art. 21.

註二〇、Hans Wehberg: The Limitation of Armament, p. 55.

註二一、Universal Peace Congress of Geneva in 1912, Protocols, p. 289.

註二二、Rennie Smith: General Disarmament Or War? p. 103.

第八章 軍備縮少協定の内容、總説

第一節 軍事費豫算の制限

理論上軍縮協定は一般的且包括的なるを希望に堪へたるものとし、國際聯盟軍縮會議準備委員會は斯の如き條約案を作成せむと努めつゝあるも、實際は常に必ずしも然らず、且ヴェルサイユ條約に於ても陸、海及空軍は各別の款項に於て取扱はれたるを見る。故に叙述の便宜上本節に於ては大體陸、海及空軍の孰にも共通の事項即ち軍事費豫算の制限、徵兵制度廢止問題、比率問題、國際監督問題、締約國と非締約國との關係、戰爭と條約の效力、武器取引取締問題、兵器民營取締問題、無防備地帯及毒瓦斯、潜水艦其の他の武器使用禁止に關する平時及戰時法規の諸問題等を以下節を別ちて、論ぜむと欲す。

Loimer は既に一八八七年軍事費豫算の制限を主張し、Rogalla von Bieberstein は一八九八年 "Zukunft" 誌に於て軍備制限實現の爲め、陸、海軍部隊数を制限し得べく、常備兵額を國防に従事し得べき人口百人に付、四分の三人又は二分の一人に制限し得べく、或は軍事費豫算を制限し、且軍事費を總歳出の六分の一又は八分の一に縮少せむことを提案し、(註一)第一回海牙會議に於ける露國委員は兵員數の制限、及軍事費豫算の現状維持を提議し、第二回海牙會議は軍事費の制限を要望し、英國の第二回及第三回海牙平和會議準備委員會は制限の目的として軍事費、兵員數及軍需材料の内特に軍事費豫算を推稱し、Hans Wehberg 氏は海軍の場合に在りては軍用器械特に艦艇の隻數及噸數の制限に重を置き、陸軍の場合に在りては兵員數に重を置き、軍事費の制限は陸海軍を通じて同程度に必要なりと論じ、且一九一〇年の

軍事費を出發點として五割乃至七割五分の削減を主張したり。(註二) 更に豫算に依る軍事制限の具體的提案に關しては、一九〇八年倫敦萬國平和協會は英、獨其の他諸國が過去三年間に於ける平均軍事費を將來三年間超過せざる旨の協定を結ばむことを慫慂し、Gothein は列國が軍事費の二割を減少する旨の協定を結ばむことを勧告し、August Bebel は列國が將來決して一九一一年の軍事費を超過せず、一九一二年には一九一〇年の軍事費を採用し、一九一三年には一九〇九年の軍事費豫算を採用することに依り、軍事費の漸減を招來せむことを提唱し、(註三) Unrid は歐洲列國の軍事費平均額が歳入額の約二割三分に該當することを看取し、各國共其の歳入額の二割三分を以て軍事費の最高限度とし、追て其の五割を減少せむことを提案し、(註四) 第五回聯盟總會に於けるラング氏提案は漫然豫算の一時的据置及び爾後に於ける漸減を主張し、有名なる Ludwig Quidde 氏案は本國及植民地各別に陸軍費海軍費及び恩給資金の合計額たる jährliche normale Leistungsausgaben. Ordinarium und Extraordinarium. dauernde und sogenannte einmalige Ausgaben を制限し、或る程度の科目流用及繰越を認むると共に、進行中の造艦其の他軍事計畫實施費及戰後復舊費、土民鎮壓費、非締約國に對する防備のみ支出せらるゝ軍事費並に徵兵募集費、動員費、年少者軍事教育補助費及馬匹購入費等非軍事費又は自治團體の豫算に計上せらるる經費は前記の制限額より之を除外すべしとなす。(註五) 國際聯盟混成委員會は軍需品のみの數量を直接に、又は軍事費制限の方法に依り間接に制限せむことを主張し、軍縮會議準備委員會A小委員會は一方、軍事費又は軍事費の總歳出に對する割合を、各國軍備比較の基準となすの不可なるを斷じ、軍制の相違、物價、勞銀の高低及豫算編成法の差異を以て其の理由となしたるも、他方模範的軍事費科目(註六)を採用することに依りて、豫算編成法の差より來る困難を除去し得べく、而て軍事費に關する諸般の事實は軍縮條約の定めたる各國の軍備を制限の範圍内に留まらしむるに有益なる手段を供するが故に、兵員及材料の制限の補充的手段として軍事費の制限を有

益と認むと結論したり。(註七)軍縮會議準備委員會第四回會議に於ける露國委員提出の軍備全廢案の對案たる軍備縮少案第五章は軍事費豫算の制限に付規定を設け、各締約國は陸、海及空軍軍備の縮少に比例して其の總軍事費豫算を減少し、爾後總豫算中の一款に纏めて之を編成し、且公表し、一九三〇年以降該豫算額の最大限を定め、爾後之を超過することを得ざるものとなせり。本案が全體として深き考慮を値せざりしことは既に述べたる所の如し。

該委員會第三回會議及第六回會議に於ける一般軍縮條約案の審議立案に際し、軍事費の制限に依る軍備の間接制限は先づ材料費に關し次に總軍事費に關し提議せられたり。第三回會議及第六回會議前半に於て獨逸及露國委員は、陸軍用諸材料を七種又は夫以上に分類して、其の數量を制限せむことを主張し、之に反し佛國委員は各締約國の固有の意義に於ける陸、海、空軍用材料の維持購入及製造費は條約附屬別表各欄に定むる金額を越ゆることを得ずとの規定を設け、以て陸軍材料の數量的直接制限を免かれむと欲したるが、前者即ち直接制限案に對しては米國、芬蘭、和蘭、瑞典委員等の賛成ありたるも、佛蘭西、白耳義、セルブ・クロアイト・スロヴェニア、羅馬尼委員等の反對あり、後者即ち間接制限案に對しては白耳義、芬蘭、波蘭、羅馬尼、セルブ・クロアイト・スロヴェニア、瑞典、和蘭委員等の賛成ありたるも、日本、英國、米國委員等の反對ありて兩案共成立の見込なく、委員會は結局一定様式に従ひ作成せられたる總軍事費豫算及決算報告を各締約國より聯盟事務局又は國際中央機關に提出せしむることを以て満足するに傾きたり。然るに第六回會議後半に至り各國代表中態度を變更せる者あり、繰返し討論票決の結果、準備委員會は十六票對三票及棄權六票を以て經費に依る陸軍用材料の制限の主義を採用し、陸軍用材料の維持購入及製造費を制限することとし、九票對九票及棄權七票を以て直接制限の主義を陸軍用材料に適用すべしとの提議を否決し、十一票對九票及棄權五票を以て直接制限及間接制限の兩方法を併用すべしとの提議を否決したり。此の材料の間接制限の主義は海軍材料に適用せられたるも、空

軍材料には適用せられざることとなり。次に本國駐屯陸軍、本國駐屯軍隊的組織團體並海外駐屯陸軍、其の増援部隊及海外駐屯の軍隊的組織團體の區分に依る陸軍軍事費豫算年額を制限せむとする佛國案は日、英、米、獨等諸國委員の反對に依り一度否決せられたるも、第六回會議後半に至り委員會は各締約國の陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の毎年の經費總額を制限するに決し、(條約案第十條、第二十四條、第二十九條、第三十三條、第三十八條)豫算專門家委員會は陸、海、空軍費の各別の制限を可能なりと斷定し、尙常設軍縮委員會に提出すべき決算表雛形を作成したり。(第一編第六章、第七節第七款第三項參照(註八))。

想ふに軍事費制限の方法は一國の歲計が大體國土、人口、富、外國貿易等に比例すと看做し、其の軍事費が現在及將來に於ける陸、海及空軍の規模を代表するものと前提し、軍事費豫算を縮少することに依り、軍備縮少を齎さむとするものにして、軍備を構成する兵員兵器等の要素を各別に考慮せず、一切の要素を一律に磅、弗、法、同等の共通の尺度を以て見積り、直に之を制限せむとする點に特色を有す。勿論キッド氏案に見るが如く、本國及植民地軍事費將又陸、海及空軍費並恩給費は各別に之を制限することを得べしと雖も、制限の方法は頗る簡單且明瞭なり。而て此の方法には多數國の財政上の負擔を軽減すること、輿論の了解及其の支持を得るに容易なること、各國の軍需材料の購入及製造の程度を知悉せしむること、軍事費の制限は公表書類の審査及豫算雛形の作成等に依りて其の履行を確保し得べきこと等の利益ありと雖も、キッド氏、ラング氏及軍縮會議準備委員會も充分豫見せるが如く、本案には(一)模範的豫算科目を採用し、各國軍事豫算の組替を行はしむの必要あること、(二)生活費及勞銀の高低、徵兵制度の有無、官業に依る兵器彈藥等の製造の有無、純歲入制度(Nettopinzip)と總歲入主義(Buttopinzip)との別、植民地及地方自治團體の分擔金の有無に由り、軍事費は決して各國の關係的兵力を代表せざること、(一九二五年白耳義統計局の調査に依れば全陸軍

費の四分の一は陸軍豫算以外の支出に立てられたりき、(三)協定の實施上監督嚴重を極むるも其の效果疑はしきこと、(四)内政問題に立入る爲主權論に基礎を置く反對論に會すべきこと等の缺點ありて、軍縮會議準備委員會に於ける日、英、米等の態度に徴するも、軍縮會議に於て全會一致の同意を取附くること至難なるべし。或はランゲ氏案、ノーエル、ペーカー氏案に見るが如く豫算制度を變更せざることを前提とし、漫然現在の軍事費を以て現有勢力に應ずるものと看做し、總軍事費又は兵員千人當、軍事費の現状維持又は數割の減少を約定することに依りて、簡單に一種の協定に達し得べきが如きも、(一)國際條約上の義務明確ならずして締約國間に猜疑心を惹起し易きこと、(二)國際的監督愈々複雑困難となり國際會計検査院を必要とすべきこと、(三)豫算額に制限あるも使途の制限なきが故に、各國は其の兵力を増減し、有效なる武器を多量に製造し、軍備の比率を顛覆するに至るべきこと等の缺點ありて、理論上も實際上也適當なる唯一の又は主たる制限方法にあらずと認めらる。

國際聯盟混成委員會は以上の缺點に鑑み、エッシャー案に對する批評中に於て軍事費豫算特定科目制限の方法に依り、間接に軍需品のみを制限するの希望するに堪へたることを指摘せり。本提議は各國兵士の給與等には多大の差異あるが故に、人件費、築城費等を除外し、軍事費豫算中唯兵器彈藥及軍用材料の購入費等のみを制限せむとするに在りき。勿論官營工場は既に述べたるが如く、且同一兵器の購入費は時と所とに依り、二割乃至四割の開きあるが故に(註九)本案も亦軍事費豫算制限に對する反對を全然緩和するに足らざるべきや言を俟たず。而て軍縮會議準備委員會が多數決を以て此の説を採用したることは此の事實を立證するものなり。Dr. Gerhard Colm も亦混成委員會の見解を踏襲して、軍事費豫算が軍備比較の標準として採用するに適當ならざることを詳細検討したる後、海軍軍用材料、人員、各種の重要な武器を直に制限することは事實上可能にして、之等の場合直接制限方法を採用すべきは勿論なりと云ひ、

然れども重要ならざる被服費、糧秣費、工兵隊用器具費、通信器具費等に對しては經費の方面よりする間接的制限方法以外何等制限の方策なく之等の材料に限り將又軍備全般に互り、直接的制限の補充 (Ergänzung der direkten Teschränkung) として、經費制限の方法を採用し得べしと爲し、官衙部隊等の別に依る形式的主觀的區分と、給料、維持費、軍需材料費等の別に依る客觀的區分とを配合することに依り適當なる模範豫算 (Einheitsbudget, Musterbudget) を作成することを得べしと説き、其の試案として次の人件費及物件費豫算表を立案したり。(註一〇)

(一)陸軍給與 (Besoldung des Heeres.)

人 在 現	職 業 的 軍 人			
	將 校	下 士	卒 兵	必 務 兵
軍國母全 (一)				
兵役現(イ)				
(部令司等高及省軍陸)				
科兵步				
科兵騎				
科兵砲				
科兵工				
等				
關機生衛				
部練訓及育教				
部理經				
廠器兵				
場工諸				
等				
兵備豫(ロ)				
當該に之及軍地民植(二)				
のもるす				
式隊軍の他其察警(三)				
隊部織組				
國本(イ)				
地民植(ロ)				

員、(五)恩給其の他の間接費

註七、Preparatory Commission for the Disarmament Conference, Report of the Sub-Commission A.

註八、Minutes of the Third and Sixth Session (first part and second part) of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference, Rapport du Comité d'Experts en Questions Budgetaires.

註九、Noel Baker: Disarmament, p. 151.

註一〇、Niemayer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Seclists's Stück, pp. 32-40.

註一一、Le Matin: le 27. Janvier 1927.

第二節 必任義務兵制度廢止問題

ア・スーシヨンは現役兵の服役年限を短縮するも、必ずしも兵士の素質を害せざる故を以て、一年兵役制度の採用に依り、平時に於ける常備兵數及軍事費を減少し、而も有事の際多數の豫後備兵を利用し得る底の軍縮案を提唱したるが、(註一)一般兵役義務制度を採用せる列國の軍制改革は、現に此の方向に進みつゝありて、一九二七年佛國陸相バンルーヴェ氏の議會に提出したる陸軍改革案は正に此の精神に鼓舞せられたるものなり。然るに徵兵制度又は必任義務制度は普魯西に於て少額の經費を以て多數の兵を養ひ、一朝有事の日多數の豫備兵を得むが爲に案出せられたるものにして、國民中一定年齢の男子は皆兵役の義務を有し、我國の制度に従へば男子は常備兵役、(現役、豫備役)後備兵役、補充兵役又は國民兵役(第一、第二)に服せざるべからず。本制度は一般に軍國主義の發達及所謂 "nations in arms" 實現の素因と認められ、(註二)短期服役制度を推稱することは益々徵兵制度の特色を發揮せしめ、一面現役兵員數及軍事

費を減少しながら、他面一國の軍事潛勢力を増加せしめ、軍縮運動に倒行逆施し、又は軍備制限協定に對する脱法行為を獎勵するに似たり。斯るが故に徵兵制度を敷く能はずして志願兵制度を採用せる飽和國英、米其の他の諸國に於て徵兵制度廢止論喧しく、(註三) 巴里平和會議に於ては佛、伊兩國の明白なる反對ありしに拘はらず、英、米側の主張に依り、獨逸等の徵兵制度を廢し、志願兵制度を以て之に換ふるに至れり。此の種の提案は米國大統領ウィルソンを議長とせる巴里會議國際聯盟委員會及國際聯盟軍縮會議準備委員會に於て繰り返されたるも、佛、伊、日及小アンタントに屬する諸國の反對に依り否決せられたり。尙露國委員提出の軍備即時全廢案は陸、海、空軍省、參謀本部、軍事教育機關等と共に徵兵令其の他動員に關する諸法令の全廢を提議す。是れ學者の所謂平時國際法的、積極的、質的、軍備制限 (friedensrechtliche positive Qualitätsbegrenzung) なり。(註四) 但露國委員提出の軍備縮少案は徵兵制度に觸れず。志願兵制度 (freiwillige Dienstpflicht) 一名傭兵制度は往昔一般に採用せられ、國民一般又は外國人より兵役志願者を募集し契約を以て一定の給與と服務年限とを定むるものとし徵兵制度とは概ね反對の利害を有す、即ち志願兵のみを以て國軍を組織するが故に國民の兵役上の負擔を軽くし、且服役年限長期なる結果兵員をして軍事上の動作に熟練せしむるの利あるも、豫備兵少數にして有事の日兵力の増加又は補充困難なること、徵兵制度に比し多額の經費を要すること、及各國共兵役忌避者尠からざるに鑑み到底大軍を養ふに適せざること等の不利益あり、而て此の不利益の點は恰も軍備縮少論者の要求を充足するに似たり、彼の巴里平和會議に於て佛國が對獨講和條件として寧ろ義務兵役制度を課せむと欲したるは、他日一般的軍縮協定締結の際、同様の制限を被らむことを虞れたるに因る。志願兵制度が長期なる結果職業的軍人階級を形成し、軍人と非軍人との溝渠を大にし、以て軍備制限の目的を達成せしむるに便なるや毫も疑を容れず。Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke は獨逸の志願兵制度に關し述べて曰く、志願兵は十八箇月間は進歩速く、四箇年

間に教練完成し、爾後の進歩は僅少なり。兵員少数でふ一大缺點ありて、特に獨逸の如く服役期間十二年の長期に互るときは國防の危険を招徠す、獨逸毎年の新募兵数は八千乃至一萬三千名なるが、此の制度は頗る高價にして、必任義務に在りては兵卒一名當年額千二百ライヒスマルク、民兵にありては更に少額を以て足るに反し、獨逸の志願兵は四千方イヒスマルクを要す、フォン・デル・ゴルト將軍は一八八三年“Das Volk in Waffen”に於て遠き將來は大軍隊よりも、精銳無比の少数部隊を撰ぶ時期來るべきも、現下尙國民軍(Volkshere)は其の發達の過程を辿りつゝありと云へるが、五十年後の今日に於ても尙傭兵制度は獨逸に取り有害なり、新式兵器は志願兵に便なりと雖も、徵兵も亦充分之を利用するに堪へ、獨逸は到底佛國の敵に非ざるなりと、(註五) 想ふに將來の軍縮會議に於ても英國、米國及獨逸其の他中歐諸國より徵兵制度廢止提議出づることあるべきも、佛國、伊太利、日本、バルカン諸邦其の他多數の國は其の國防上の見地より徵兵制度の撤廢に賛成すべくもあらずして、現に軍縮會議準備委員會は支那側委員の徵兵制度廢止案を斥け、軍制の變革に關し、何等の提案を爲さず。加之前記の諸邦は徵兵制度の廢止よりも、寧ろ軍縮協定不成立の責任を甘受すべきが故に、到底其の實現を期し得べからず。況や軍備を縮少するも戰爭はあり得べく、徵兵制度を存するも軍備縮少協定は之を締結し得べきに於ておや。恐らく徵兵制度の一般的廢止はハンス・ウェーベルグ氏も曰へるが如く、國家觀念の進化し、國際的法的平和組織の完成に依り、軍備撤廢に到達したる曉に於てのみ之を庶幾し得べきなり。

所謂民兵制度(militia system, Miliz)は徵兵制度(志願兵制度)と民兵制度とを結合することは理論上は可能なり)に依りて募集したる壯丁を以て、軍隊を組織するも、兵員が其の二箇月乃至三箇月の服役期間中、全部兵營内に起臥せず、往々兵器を自宅に藏し、練兵時間の外普通市民と異ならざる點に其の特色を有す。故に本制度は徵兵制度及志願兵制度と對立する別個の制度にあらずして、唯軍事教練及軍隊生活の態様に其の存在の意義を有す。此の制度は多數の豫備兵

を生ずるも、其の經費僅少なる利益あり。瑞西は獨逸二三倍乃至四倍の兵力を養ふに獨逸の七分の一の費用を費すに過ぎず、但し斯の如き制度を瑞西の如き小山岳國に非ざる國に移植し得るやは疑問の存する所なり。(註六) 各國の社會黨及屢次の社會黨國際會議は軍備制限の方法として防禦を目的として Volkbewaffnung を體現する民兵制度を推奨し(註七) H. Triebel は軍備撤廢の要諦は常備兵の減少に之を求むべからず、寧ろ軍制を改革して民兵組織を採用するに在りと主張し、(註八) リーブクネヒトは「軍國主義論」に於て軍國主義と徵兵制度とが相終始するものなることを指摘し、徵兵制度は“Army against the People”を創造し、現存社會制度の維持者、資本主義の礎石、勞働者解放運動に對する反動力として役立つものなるが故に之を廢止し、“international coalition of exploiters and oppressors”に代ふるに“international coalition of the exploited and oppressed”を以てせむが爲、無産階級に兵器彈藥を所持せしめ、“real peoples army”即ち民兵となすべからずと論じたり。(註九) 想ふに本制度は社會黨の希望するが如く、兵卒を現在の統帥者及兵營より開放し、市民と伍せしむることに依り、軍隊を民衆化し、軍隊を政府より獨立せしめ、之を民衆直接の統制の下に置かむとするものにして、其の求むる所は社會革命の達成促進にあり。吾人が史論第一章に述べたるが如く秦の始皇帝以來支那歷朝の創設者が宇内統一の直後に於て國民の軍備撤廢を行ひ、武力を中央に集中し、以て禍亂を豫防し、王朝を永久に傳へむと企圖したる所以は、即ち社會黨が民衆を武裝し武力の民衆化を如實にせむとする所以なり。故に本制度は主として國內政治問題に關係し、如實に世界の強大國にして民兵組織を採用するものなき現狀に於ては、國際軍縮協定の意義ある研究問題を構成せず。

吾人の定義に従へば、既教育豫備兵(ausgebildete Reserven)は開戰の際動員せらるる時迄軍備を構成せず、但し軍縮會議準備委員會に於ける英、米、獨委員會は之に反對の見解を採用せり。特に獨逸委員は軍備の平等化(Nivellament)

を主張し、戰勝國と戰敗國とを平等の地步に置かむことを要求し、一部の國家が齒迄武装し、他の國家が脊椎骨迄武装を解除せられたることに對し抗議し、(“Ein Teil der Nationen ist bis an die Zähne bewaffnet, der andere bis auf die Knochen entwaffnet.”) Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke は二十歳より四十五歳迄の男子總數より死亡疾病に因る減損率二割を差引き、之を豫備兵數と假定するときは服役年限一年の現役兵數は豫備兵總數の二十分の一、服役年限十八箇月の現役兵數は十三分の一に過ぎず、一般義務兵役を布ける佛國の陸軍力と十萬の志願兵を維持する獨逸の夫とは四十五對一の不均衝を示せりと論述せり。(註一〇) されば縱令豫備兵にして平時軍備を構成するも、其の動員に依り即時に軍事に使用し得るに鑑み、軍縮協定に於て之に制限を加ふることに理論上何等の支障あることなし。

豫備兵問題は徵兵制度と終始し、長期服役の志願兵制度に在りては豫備兵は少數にして問題となすに足らず。海軍は材料を其の勢力の根底とし、空軍は技術者を中堅となすが故に、豫備兵は餘り重要ならず。之に反し人員を主たる構成要素とする陸軍の制限に於て豫備兵問題を考慮するは素より其の所なり。今軍縮會議準備委員會A小委員會に於て米國委員の提出せる五大陸軍の豫備兵員數を示せば次の如し。

佛 國	五、二八〇、〇〇〇人
伊 太 利	三、九二二、〇〇〇
日 本	一、六五四、〇〇〇
チェッコ・スロワキ	一、一四七、〇〇〇
ユーゴ・スラヴィ	一、一四四、〇〇〇

軍縮會議準備委員會は豫備兵員數制限の方法として、(イ)必任義務兵制度の廢止、年割募兵數の制限、材料の制限又

は現役日數の制限等に依る既教育豫備兵の質及量の制限、(ロ)職業的軍人と徵集せらるる兵員との割合の制限、豫備兵登録制度の廢止、現役及豫備役を通じて全服役年限數の制限に依る豫備兵の制限を擧げたるも、右委員會に於ける佛國委員は豫備兵の制限は徵兵制度の破壊に等しきこと、商船及漁船乗組員、鐵道、航空輸送従業者等入營して軍事的教練を受けざる者も豫備兵と看做さざるべからざること、工業能力其の他軍事潛勢力の制限をも同時に採用するの必要あること等を指摘して豫備兵の制限に反對し、前記委員會は獨逸等の抗議に拘はらず大多數を以て豫備兵を制限人員以外に置き、豫備兵の質を低下する爲僅に徵兵の勤務總期間を制限することとなせり。而て倫敦海軍會議前英米協定の先驅たりし英佛海軍妥協案は豫備兵除外を確認し、米國も亦之に同意するに至れり。吾人は此の決定がヴェルサイユ條約に定むる長期志願兵制度の精神と矛盾せること、軍備制限協定の技術的見地より此の決定の適否に關して議論の餘地頗る大なるものあること、陸軍軍備に關する大なる自由を各國に保留することを茲に指摘せむと欲す。(註一一)

註一〇 A. Souchon: Revue Général de Droit International Publique, 1904. p. 518.

註一一 It is no doubt true that conscription has been the greatest single cause of modern militarism. But it has become part of national life of many nations, and is regarded by them not merely as a means of military protection, but as an indispensable method of education and discipline for the manhood of their peoples." (Noel Baker: Disarmament, p. 33.)

註一二 Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 375.

註一三 Niemeyer: Abrüstungsproblem, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 28.

註一四 Niemeyer: Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 84-86.

註一五 Ibid, Drittes Stück, pp. 86-87.

註七、一八八九年巴里に於て開催の國際労働會議は次の決議を採用したり。

“Der internationale Arbeiterkongress von Paris:……fordert mit der Abschaffung der stehenden Heere die allgemeine Volksbewaffnung nach folgenden Grundsätzen:

Die Nationen, die bewaffnete Nation, besteht aus allen kriegspflichtigen Bürgern; sie werden in Bezirken organisiert, in der Weise, dass jede Stadt, jeder Kreis, jeder Bezirk ein Bataillon oder mehr—je nach der Bevölkerungszahl—hat, gebildet von Bürgern, welche sich kennen, und welche, wenn es sein muss, in 24 Stunden versammelt, bewaffnet und marschbereit sind. Jeder hat sein Gewehr und seine Ausrüstung im Hause, wie in der Schweiz, um die öffentlichen Freiheiten und die nationale Sicherheit zu verteidigen.”

註八、H. Fried: *Weder Sedan noch Jena*, pp. 46 et seq.

註九、Liebknecht: *Militarism*, pp. 36-44.

註一〇、Niemeyer: *Abrüstungsproblem, Systematischer Teil, Drittes Stück*, pp. 58-59, 75-77.

註一一、League of Nations: *Preparatory Commission for the Disarmament Conference; Report of the Sub-Commission, A. third Session of the Preparatory Commission; Report.*

第三節 比率問題

平和運動は大體一般的、同時且比例的の軍備縮少を要求す。比例的とは各國の現有勢力、人口、面積、國境及海岸線の延長、外國貿易、歳入、國際經費分擔割合、軍事潛勢力其他計量せられざる威信、海洋自由維持、守勢的國防等採用せらるべき基礎の比例に大概比例して、各締約國が保有し得べき軍備の諸要素の最大限を定め、此の程度迄現存軍備

を縮少（現状維持増加の場合あり）するを云ひ、右の比例を稱して比率（ratio, relativity）と云ふ。此の場合に於ては比率は締約國の保有すべき軍備の諸要素の量を決定する原因となる、第一意義に於ける比率之なり。

他面に於て、國際協定に依り、同時且一般的の軍備制限を齎すときは、諸締約國の兵力の間に一つの比例を設定する結果となる。而て此の比例即ち比率は各締約國に割當てられたる各種の軍事的要素を表示する絶対數を最大公約數を以て除し關係數に改めたるものに等し。此の場合に於ては比率は締約國に割當てられたる兵力の結果にして、第二意義に於ける比率之なり。世界大戰前英、獨兩國の海軍力を當時の現有勢力に基き、三對二又は十六對十に制限せむと試み、華盛頓會議に於て英、米、日、佛、伊の海軍力を現有勢力に基き、五、五、三、一・六七、一・六七に制限し、エッシャ1卿の陸軍制限案に於て一九一三年の現有勢力に基き、佛國六、伊國四、波蘭四、西班牙三、英國三と定めたるが如きは第一意義に於ける比率の著例なり。之に反し彼の倫敦海軍會議に於ては比率なる語を避けて *parity, equilibrium* 等の語を用ひたるも、之等も一種の比率に外ならざるや云ふ迄もなく、倫敦會議の結果より見れば米國の夫に比し日本の潛水艦は十割、大型巡洋艦は六割二厘二毛、小型巡洋艦は七割、驅逐艇は七割三厘に當れるが如きは第二意義に於ける比率の著例なり。尙平和條約に依り軍備を制限せられたる獨逸、奧地利、洪牙利、及勃爾牙利の陸、海軍兵力の間にも比率を發見し得べきこと疑なく、而して此の比率は第二意義の比率に該當するものなるも、適當なる最大公約數なき爲簡單なる數字を以て右の比率を表示すること能はざるが故に、此の場合に於て比率を云ふものなし。故に第一意義及第二意義の比率は一致するものなるに拘らず、實際上軍縮會議に於て比率を談ずるは、會議の進行上參加國の關係的勢力を簡單なる比例を以て表示したる上、之を適用して軍備の人的及物的要素の絶対數を各國に割當つるを便宜とする場合に限るもの如し。

何を以て比率決定の基礎となすべきやは、軍縮會議に於ける最重要の政治問題にして、會議に於ける交渉の中核は實に茲に存す。今比率決定の基礎として國際會議又は學者の著述等に於て採用せられ考究せられたるものを列擧すれば、現有勢力、人口、本國及植民地の面積並國境及海岸線の延長、外國貿易、歳入、國際聯盟經費分擔金、及軍事潛勢力等之なり。吾人は以下順を追ふて之が説明を試みむとす。

(一) 現有勢力

華盛頓會議は現有勢力 (existing strength) を以て比率決定の基礎となし、モスコウ會議に於ても同一提案現はれたり。蓋し現有勢力は軍縮協定締結當時に於て、各國が人口資源は勿論、内治外交上の政策、國の安全、隣邦との關係特に同盟關係、地理的地位、その他諸般の事情等計量し難き諸要素をも斟酌して、軍備の企畫を立て、努力を續けて漸く實現し得たる結果なる點に於て、比率決定の基礎として最も適當なるに依れり。華盛頓會議劈頭の演說に於て國務卿ヒューズ氏は軍備競争を罷めむとせば、列強は第一段に於て停まり、第二段に於て後退せざるべからざる所以を縷述したるが、此の米國側の現有勢力を以て比率決定の基礎となさむとする提議に對しては、佛國側より世界大戰の結果 undennedせられし同國海軍の現狀が國防上の要求に沿はざることを理由として猛烈に反對したる外、何等の異議ありしを聞かず。勿論現有勢力の意義如何、又は現有勢力の算定法如何の問題に關しては、日米兩國全權間に意見の相違ありしと雖も、主義としては尠くも英、米、日三國の海軍力に關する限り、充分に其の適用を見たり。

或は前述の佛國の反對、及一九一三年の各國陸軍力を比率の基礎となせるエツシャー案に鑑み、一九一三年又は一九一〇年の現有勢力を以て比率の基礎となすべしと主張し、或は第一回海牙會議以降特に軍備擴張競争の激甚となりしに鑑み、更に遡りて一九〇〇年の現有勢力を以て比率の基礎となすべしと主張する者あり。(註一) 此の説は華盛頓會議

に於て表明せられたる佛國の反對を大に寛和し得べきも、他面に於て米國及日本等の斷乎たる反對に會すべく、軍縮條約締結當時の現有勢力に比し、各國の容認を得ること一層困難なるべきや疑を容れず。之を要するに唯一にして最も一般的に受諾せられ易き比率の基礎は軍縮協定締結當時に於ける現有勢力を措きて之を他に求むべからず。

(二) 人口

David Dudley Field は各國平時の陸、海軍兵員總數は人口千人に付、一人の割を超えざることを、但し各國は國民軍として二十歳乃至四十歳の壯丁の一部を、毎年一月以下の期間訓練することを妨げざることを國際法典の一箇條として採用せむことを提唱し、(註二) H. William Blymyer は列國間に條約を締結し、締約國の兵員總數を人口千人に付、一人以下に制限し、將來一年間三千噸以上の軍艦を建造せず、且國境より二十吉米以上の奥地に非ざれば、要塞を建造せざるべきことを約束せむことを提議し、(註三) "Volkertiede" 誌の一寄書家は海軍力の一單位を十噸、陸軍兵力の一單位を十人と假定し、人口七百人に付一單位を配當するものと假定し、獨逸に九萬單位、英國に六萬四千三百單位を割當つることとし、右單位を陸、海軍の間に如何に配分するかは外交交渉に譲らむことを提唱したり。(註四) 尙モンク氏は第五回聯盟總會に於て、平和條約に依り制限せられたる奧地利陸軍兵力の總人口に對する歩合を一律に列國に適用せむことを提案したることあり。又修正案として總人口よりも寧ろ壯丁數を以て、比率決定の基礎となさむことを主張する者あり。

此等の主張は、總人口が一國の軍事的潛勢力の根底を構成する點に合理的基礎を有し、尙如實に人口大なる國は概して大なる軍備を有すること、各人は平等に自國の安全擁護又は國際的罪惡の抑壓に貢獻するの權利と義務とを有することを指摘して、此の主張を支持し得べきも、之を實際に適用する結果は、例へば支那に歐洲大陸諸國の兵力合計に匹

敵する兵力を割當て、英國に一國標準以下の海軍力を割當つることとなり、一般に受諾せらるるの機會極めて尠なく、到底比率決定の唯一の基礎として採用することを得ず

(三)領土の面積並國境及海岸線の延長

Touret は國防の必要なる程度は國境の延長に關係し、東西南北に對して防備を施すの必要を感じる國は、其の然らざる國に比し、多くの兵員、要塞、及戰略的地點を擁せざるべからず。尙植民地を有する國は之を有せざる國に比しより大なる陸軍又は海軍を擁せざるべからずと論じたり。(註五) 勿論相當の理由を以て一國が防衛すべき國土の面積、國境及海岸線の延長を以て比率の基礎となさむことを主張し得べしと雖も、面積、國境、海岸線は現有勢力、人口數等と必ずしも、比例せざる場合多く、此の主義を實際に適用の結果は例は伯刺西爾に米國よりも更に大なる陸、海、空軍を配當し、濠洲、加奈陀等に莫大の軍備を配當することとなり到底列國の承認を得難かるべし。

(四)外國貿易

外國貿易の分量を以て比率決定の基礎となさむとする論者は海軍の存在の理由を通商の保護に歸し、外國貿易に比例して締約國の海軍力を決定すべしと主張す。嘗て海軍力に關する英、獨交渉の際獨逸に於て此の種の論を爲す者多かりき。蓋し外國貿易を基礎とするに於ては當時獨逸に比較的有利の結果を齎らせばなり。

以上の主張は國民生活上多く外國貿易に依頼する國は、海上交通路保護の爲大なる海軍力を要し、事實上通商の隆なる國は大なる海軍力を有する點に證據を有するも、海軍の任務は主として國防に在り、人口、領土の面積、資源、歳入等を措きて外國貿易に偏重なるべき理由なく、陸境のみを有する國の外國貿易も亦其の陸軍の規模に影響すべきが故に外國貿易を以て唯一の比率の基礎となすこと能はず、寧ろ軍事潛勢力の一部として考察するを正當とすべし。

(五)版圖、海岸線、交通路、外國貿易、海上交通等の綜合

倫敦海軍會議に於ける佛國代表は自國海軍の現實絕對所要量として七十二萬餘噸を要求し、之が理由として自國の外領土、大西洋及地中海に面せる海岸線、各版圖の海港を連ぬる交通路、外國貿易額、及海上交通の廣大なる事實を指摘したるが、右陳述は佛國海軍當局の "Desoins navals réels" を立證する基礎として同國上院海軍委員會に提出せられたる次の資料に基礎を置くものなり。

	版圖	海岸線	交通線	外國貿易	海上交通	以上綜合の結果
英 國	一五、八	九、五	一一、二	一〇、六	一七、八	一〇、〇
米 國	四、〇	四、六	三、二	五、三	七、六	四、二
日 本	三、〇	三、〇	一、〇	一、三	二、三	一、六
伊 太 利	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
佛 蘭 西	四、七	二、三	六、八	二、七	三、六	三、〇

右は吾人が(三)及(四)に擧示したる要素其の他を一括し、所謂軍事潛勢力の内特に海軍力に影響すと認めらるる顯著なる事項を抽出綜合したるものなりと雖も、到底現有勢力將又一般的意義に於ける軍事潛勢力に優りて比率の決定を左右する要素として役立つこと能はず。但し右資料が現有勢力の差異と相俟ちて伊太利の均勢の要求を斥くるに有力なる證據となりしや論を待たず。

(六)歳入、歳出

Unifid は歐羅巴聯邦の建設を提唱し、軍備は歐洲文明擁護の爲各國が負擔すべき義務なりとなし、右義務は各國の富源を具體的に標徴する歳入に比例すべきことを前提し、歐洲列國の軍事費平均額が各種の斟酌を施したる歳入額の約二割三分に該當することを看取し、各國共當分歳入額の二割三分を以て軍事費の最高限度とし、追て其の五割を削減せむことを提唱し、次の軍事費豫算制限案を立てたり。(註六)

國 名	一九一二年歳入額	歳入額の二割三分に當る陸海軍費	同 上 の 半 額
獨 逸	六〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>千馬克</small>	一、三四一、六〇〇 <small>千馬克</small>	六七〇、八〇〇 <small>千馬克</small>
佛 蘭 西	四、〇五〇、〇〇〇	九〇五、五八〇	四五二、七九〇
露 西 亞	九、五二〇、〇〇〇	二、一二八、六七〇	一、〇六四、三三〇
奧地利 伊 太 利	四、一二八、〇〇〇	九二三、六二〇	四六一、八一〇
英 國	二、〇四六、〇〇〇	四五一、四八〇	二二八、七四〇
	五、五六〇、〇〇〇	一、二四三、八七〇	六一一、九三〇

此の説は要するに歳入額を以て各國軍備の比率決定の基礎となさむとするものにして、歳入が人口、資源、産業の發達程度等軍事潜勢力に比例する點に論據を有すと雖も、歳入は個人收入と異なりて一國が其の必要經費支辨の爲徴收するものなるが故に富力、資源、軍事潜勢力に正確に應ずるものにあらず。又歳入が軍備の程度又は國防上の必要を反映せざることは貧國強兵の國あること、軍事費豫算が歳出豫算の二割に過ぎざる國あり、五割を超える國あること等に徴して明瞭なりとし、到度唯一の比率の基礎と爲すに足らず。尙ウムフリッド氏の如く、軍備を以て文明擁護の義務を竭

す所以と爲すに於ては、彼の所得税の理論を茲に準用し歳入に比例して軍備の規模を定めしむることは大に意義あり。然りと雖も此の前提は今日の事實に反し、國際的生存競争の主體として組織せられたる國家に之を適用すること能はず、到底實際家の考慮を値せざるなり。

ハンス・ウエーベルグ氏の軍縮協定案に關する問題集は歳出を以て比率の基礎となすの可能性に付考慮せむことを主張す、然れども國家は出づるを計りて入るを制するが故に、吾人が歳入に付述べたる所は之を歳出に準用し得べし、仍て茲に再説せず。

(七) 國際聯盟經費分擔額

聯盟國の國際聯盟經費分擔標準は當初規約第六條未項に依り、萬國郵便聯合總理局の經費分擔の割合に依りしも、右末項改正の實施前より既に修正を受けたり、聯盟總會は初め人口基礎とし、之に種々の斟酌を加へて、一つの新たな標準を採用し、後各國の平常歳出 (normal expenditure) を基礎とし、且各種の事情を斟酌して他の新たな標準を採用したり。而て協同動作を以てする國際義務の強制に貢獻することは右分擔金に比例すべきものなりとの形式論を以て、右分擔金を比率の基礎となすべしと論ずる者あり。(註七) 然れども軍備は實際上國際義務實行の爲に設けられたるものにあらずして、規約第十條及第十六條の效力の如何に薄弱となるかは吾人の既に縷述せし所の如し、且此の主義の適用上例へば印度に日本及伊太利と同一の軍備を割當つる結果となり、一般の賛同を得ざるべきや論を待たず。

(八) 軍事潜勢力

一國が戰時其の一切の資源を傾倒したる場合に於て、發揮し得べしと想定せられたる總戰闘力即ち軍事潜勢力 (military potential, potentiel de la guerre) を以て軍縮協定締約國の關係的兵力決定の標準となさむことを主張し得べし。(註

八)此の主張は軍備の目的は戦争に在ることを前提し、一國が其の軍備擴張に最大の努力を爲したる場合に於て、實際維持し得べき兵力又は一旦緩急の場合發揮し得べき武力に、比例する兵力を各國に割當てむとする點に理論的基礎を有すと雖も、潜勢力を構成する豫備力、軍需材料、財力、工業組織、原始産業、原料、勞働力等の算定は容易の業にあらざ、或は經驗に基き世界大戦中各國が戦線に立たしめたる總兵力に必要な割合を加へて之を決定すべく、或は婦女子及老若を除きたる人口より國內産業及交通維持並軍略地點擁護に必要な兵數を控除したる殘餘を以て潜勢力を表示し得べく、或は總人口、常備軍及其の一切の軍需品、戦争に供用し得べき一切の工業又は原料品、交通機關の全長及輸送力等を數字を以て表示し、尙此の各要素の重要程度に應じ、例へば人口に三十、常備軍に二十、原料品及工業に各二十五の價値を附し且地理的地位及戰略上の利害をを斟酌し、以て一國の潜勢力を算定し得べしと雖も、斯く如くして得たる數字の價値は頗る議すべきものあり、且論理を貫けば其の適用の結果合衆國は海軍のみならず、陸軍に於ても佛國に三、四倍する兵力を割當てらるる結果となり、強國をして益々其の軍備を固ふせしめ、軍縮の目的に背馳するに至るべく、各國政府及輿論をして充分傾聴せしむるの價値なきこと略疑を容れず。

以上は軍事潜勢力に正比例して軍備の比率を決定すべしと主張するものなるが、反對に軍事潜勢力に逆比例して比率を決定すべしと論ずる者あり。輓近國際聯盟軍縮會議準備委員會は理事會の諮問に答ふる爲、人口、資源、地理的地位、海上交通の状態、鐵道網の粗密、侵され易き國境、及國境附近に位せる都市並動員完成に要する期間の長短が如何に軍備に影響するかを考慮し、如何なる主義に依り各國軍備の比率を決定し得べきやの問題を考究したり。該委員會は審議の結果、人口尠なき國は國防を安固にする爲、人口多き國に比し、割合に多數の兵員を擁するの必要あること、經濟的資源豊富なる國は平時軍備の建設容易にして、封鎖せらるるも其の影響を受けず、長期戦に堪へ得ること、然らざ

る國は財政上の餘裕あれば國民の生存及國防に必要な諸材料を豫め貯藏し、必需品及援兵の到着を確保する爲、交通路を防禦するに充分なる兵力を常備し置くの必要あること、地理的地位に關しては島國、半島國、大陸國は各其の需要に應ずる軍備を要し、地形の不利なる國は大なる軍備を必要とすること、國家の生存及國防が海路に依る輸入に依頼する國、又は遠隔せる海外領土を有する國は海上交通路の安全を保障するに必要な海軍力を維持するの必要あること、鐵道の粗密、輸送能力等は兵力集中の遲速、作戰の難易に影響するが故に軍隊の移動又は増援の困難なる國は大なる常備軍を要すること、侵され易き國境に近接せる重要中心地を有する國は動員援護及中心地に對する侵寇撃退の爲大なる軍備を要することを説きたるも、比率決定の基礎に關しては何等の結論を提示せず。又軍縮會議準備委員會の組織せる混合委員會は前述の諸考慮の總和を係數Bを以て現はし、之を軍備の規模に乗すれば、以て戦時に於ける一國の戰鬥力を測定し得べしと雖も、右係數を精確に算定する能はざることを斷じ。軍縮會議は經驗的方法即ち商議に依り右要素の影響を測定し、比率を判定せざるべからずと結論せり。

抑も軍縮會議準備委員會が前述の研究を遂げたるは佛國委員の發議に原因す。佛國委員ボンクール氏が斯の如き設問を提出したるは、獨逸國軍の極度に縮少せられたるに拘はらず、其の人口、資源豊富にして而も工業力の發達し、軍事潜勢力の頗る大なるものあることを諷示し、以て或は佛國に獨逸の潜勢力に對抗するに充分なる平時兵力を割當てしめ、或は既教育豫備兵を制限外に置かしめ、或は安全保障問題を自國に有利に展開せしめむと企圖しめたる結果にあらずして何ぞ。(註九) 果然軍縮會議準備委員會の回答は人口、資源の小にして諸種の弱點を有する國には比較的大なる軍備を割當つるの必要あることを結論し、軍事潜勢力に寧ろ反比例して軍備の比率を定むべきことを主張するに似たり。彼のモスコ會議中、波蘭代表が兵器製造工業の發達せざる國には、之が代償として、割合に強大の兵力を割當てむことを要求し

(註一〇) 軍縮會議準備委員會に於て伊太利委員が原料品乏しく、軍需工業の發達せざる國に、多量の軍需品を割當つるの必要あることを主張したるは、全く同一の觀念に出づ。如上の見解が獨逸人に與ふる印象は略想像するに難からず Dr. A. Mendelssohn Bartholdy は佛國が徒手空拳の獨逸を前にして新國防法(註一一)を組織的に實際化し、潛勢的軍備を公然不斷に養成し、而も揚言して軍備を撤廢せられたる隣國には尙充分の國力ありてヴェルサイユ條約の命令したる軍備の不平等は一旦緩急の際或程度迄除去せらるべく、且作爲を用ひて獨逸の小兒出生數を制限し、青年者を戰爭無能力者となすこと能はず、尙自然科学的及技術的發明をヴェルサイユ條約に依り佛國に獨占すること能はざるを以て佛國の軍備は一九一九年の關係數に比し之を低下せむよりは寧ろ之を高むるの必要ありと曰へるの不合理を指摘したり。(註一二) 而て今此の軍事潛勢力及比例比率論を貫くときは、白耳義及瑞西は人口及資源に於て獨、佛の約二十分の一に過ぎざるが故に、之に獨、佛の夫に二十倍せる軍備を割當つるの結果となり、到底列國の贊同を得ること難し。要するに軍事潛勢力は或る程度迄計量し得べき要素を含むこと多しと雖も、該要素の全部を網羅して之を適確なる數字に纏むることは至難の業と云はざるべからず。然りと雖マダリアガ氏が伊太利は其の要求を歐洲列國に押付くること能はずと云ひ、フレデリック・モリア氏が米國は其の欲するに於ては其の國力を以て日本に十倍する兵力を養ひ得べしと云ふは大體に於て吾人の首肯し得る所にして、軍事潛勢力の逆比例を以て比率の基礎と爲すべしと主張するかに見ゆる佛國の理論には安全問題の見地よりすれば正當と認むべき方面無きにもあらずとするも、佛國が倫敦海軍會議に於て海岸線、通商路、外國貿易額等軍事潛勢力の一部に正比例して自國の海軍必要量 (Rüstungsnotwendigkeit) を定めむと欲したる主張と潛勢陸軍兵力逆比例論との間には明確なる矛盾ありて、若し所謂軍事潛勢力が比率の決定に役立つことありとせば夫は大體之に正比例して比率を定むる場合ならざるべからず。倫敦海軍會議に於て現有勢力の劣れる米國が其の

紙上計畫を以て英國に均勢を認めしめ、日本に六割乃至七割の數字を押付け得たるは實は其の國力に餘裕綽々たるものありしに據らずんばあらず。

(九) 均勢及七割

倫敦海軍會議に於て比率なる文字を避け、均勢及釣合なる文字を使用したること竝に均勢及釣合も一種の比率に外ならざることは既に吾人の述べたる所の如し。而て米、伊の主張する均勢即ち十割及日本の要求する七割は夫自身一の比率を構成するものなりと雖も、其の内に特殊の立脚點を有せり。均勢を主張せむが爲に米國(對英)及伊太利(對佛)が其の論據として擧ぐる所を綜合すれば威信、繁榮維持、海洋の自由、絶對的優勢海軍の專横阻止加之憎英、憎佛感情等にありと雖も、尙國家の平等權、安全の必要 (Sicherheitsnotwendigkeit) 等の一般的理由をも擧示し得べし。之等の無形的標準は吾人が(一)乃至(八)に述べたる比率の基礎が孰れも或る程度に於て計量し得べき客觀的標準なるに比し全然主觀的標準に過ぎざるの差異あり。之等の考量は實在せる客觀的軍備に外交關係の函數 (Funktion der Ausserpolitischen Lage) を乘じて、一層政策の具たる目的に適する軍備を創造せむとする過程に於て、國防政策及對軍縮會議方針に影響を及すものなるも、吾人は結局米國が均勢を克ち得たるは其の軍事潛勢力にして、伊太利が倫敦海軍會議に於て之を克ち得ざりしも亦其の軍事潛勢力なりと論斷して、大過なきを信ぜむと欲す。軍縮會議準備委員會に於て獨逸委員が軍備の平等 (Nivellament) を主張し、露國委員が軍備の即時全廢を提議せるは共に結果に於て一般的均勢力を招徠せむとするものなるが、軍縮問題の實際的解決(相對的安全保障を前提とする)の場合に於て一般的均勢力を招徠せむと前提として軍縮問題の理想的解決を招徠し、超國家内に於ける軍備根本法 (Wehrverfassung im Überstaat) を起草する場合に於ても到底採用せらるべき主義にあらず。軍縮會議準備委員會に於ける露國委員提出の軍備縮少案及土耳其委員

の軍縮に關する根本方針は累進率の適用に依り共に強國程軍備縮少割合を大ならしめ、兵力量の不平等を幾分寛和せむとするものが、之に關しても略同様に論ずることを得べきなり。

海軍軍縮問題に於ける日本七割の要求は、現有勢力の考量を包容せること云ふ迄もなしと雖も、亦戰略上の考量を多分に包容するものなり。華盛頓會議及倫敦海軍會議に於て英、米が日本に六割（英米の優勢率六割七分）を強要せむと欲したるは世界大戰前英獨交渉中英國が獨逸に對し六割の優勢を保持せむと欲したる所以にして、獨逸が當時寧ろ英國に五割の優勢を許さむと欲したるは即ち日本が七割を主張して止まざる所以なり。フリードもマハン提督もマダリアガ氏も認めたるが如く、武裝的平和は夫自身慢性的戰爭にして、之に壓倒せらるるものは他國の目的論的三段論法の前に屈し、英國前首相ポールドウインの語を借りて云へば、他國の軌道内に溺没するものなり。茲に於て“Sporting chance”を有せざる軍備は眞に意義ある軍備にあらず。守勢的作戰、奇襲作戰、漸減作戰等に立脚せる相對的均勢の要求起るは必然にして、華盛頓會議及倫敦海軍會議に於ける日本代表が七割（敵の優勢率四割三分）要求の聲を止めざりし所以なり。然りと雖も、現有勢力及軍事潛勢力の掩護なくして斯の如き要求が貫徹し得らるべしと信する能はざるなり。（註一三）

是を要するに比率は華盛頓會議に於ける米國側原案の如く、將又壽府會議及倫敦海軍會議に於ける日本代表の主張の如く現有勢力を基礎とし、（註一四）之を補充するに軍事潛勢力の考慮を以てし、尙特殊の事情に依り軍備に缺陷を生じたる國に斟酌を加へて之を算出することに依り尠くも考慮に値する原案を作成し得べく、人口、領土、面積、國境線及海岸線の延長、歳入、軍事潛勢力の逆比例、作戰上の考慮等を別々に考慮に加ふことは多少の理由なきにあらざるも、之を専門家の討議に委するときは“profitless and interminable discussion”に陥ると明なるが故に、一切を實際

上に於ける政治家の商議裁量及政治的解決に讓るを適當とすべきなり。

註一、Noel Baker: Disarmament, p. 260. Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 374.

註二、David Duffley Field: Draft-outlines of an Int national Code, p. 267.

註三、H. William Blymyer: Mémoire sur la Sanction des Arbitrages, Partie II.

註四、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 74.

註五、Toinet: La Limitation Conventionnelle des Armements, p. 151 et Seq.

註六、Pastor Otto Unfried: Europa den Europäern, p. 86 et Seq.

註七、Noel Baker: Disarmament, p. 255.

註八、ノエル・ベーカー教授は軍事潛勢力の意義に關し、次の定義を與へたり。

The national potential of any given nation is the military name for the maximum armed forces which that nation can maintain upon the field of battle for a period of time by devoting to the purpose the whole of its national resources of every kind. (Noel Baker: Disarmament, p. 256.)

註九、League of Nations: Document, C. P. D. I. P. 30.

註一〇、League of Nations: Document, C. T. A. 505. 1923. p. 6.

註一一、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Achten Stück, pp. 57-71.

註一二、Ibid., Achten Stück, p. 20.

註一三、クラウゼヴィッツ大將は、(イ)自國根據地と進軍先との交通線の保全、(ロ)負傷兵再動員の不圓滑、(ハ)情報通達時問の損失、(ニ)地形實情の不案内、(ホ)敵國人中に起居する不利不便、(ヘ)本國へ軍隊を留保するの必要等を考慮し

攻撃軍には五割を下らざる優勢を必要とすと論断し、後世戦術家の大體此の説を裏書す。(伊藤正徳著、軍縮第十三章) 註一四、一九二七年壽府會議に於て日本代表は比率なる文字を避け、現有勢力維持主義を主張したるが、現有勢力の間には明示せらるると否とを問はず、既に比率の存在することを忘るべからず。

第四節 國際監督、紛争解決及制裁

一八九九年 Lawrence は其の論文 *Das Programm der diplomatischen Friedenskonferenz*. (Die Nation, Berlin, 29 April, 1899) に於て征服慾又は國際的爭奪心に驅られざる小國又は中立國の代表者を以て軍縮條約の履行監視に任ずる國際中央事務局を組織して之を瑞西に置き、以て毎年列國の條約實施狀況に付報告せしめむことを提議したることあり。軍事情報交換に關する提議は第二回海牙會議中英國代表に依りて提出せられ、一九〇九年及一九一一年海軍に關する英、獨交涉中グレイ卿に依りて繰返されたり。巴里會議に於ける國際聯盟委員會は佛國委員が "une Commission chargée des constatation nécessaire" を組織せむことを提議し、同國代表レオン・ブルジョアが "Il faut armer puissamment l'institution tutélaire à la quelle on veut confier la défense de la civilisation." と叫びたるに拘はらず、規約第八條末項を以て満足し、右末項は陸、海、空軍の規模及軍需工業に關する隔意なき報道交換の義務を聯盟國に課せり。學者の所謂 "organisierte miltärlie e Freundkontrolle" 之なり。華盛頓海軍制限條約及倫敦海軍條約は代艦建造及非締約國の註文に係はる軍艦建造に關する通報の交換に付規定し、中米諸國間軍縮條約は條約履行の爲執りたる措置に關する半年報の公表に満足せり。之等は學者の所謂 Selbstkontrolle 及 unorganisierte Freundkontrolle を以て満足するものにして、主權論に膠着し條約の實施を全然自己の掌中に收め、寸毫も他國の干渉を許さむとせず、一當事國の他當事國に對する正當なる邪推

及他當事國の右一當事國に對する不當なる邪推を其の發生するに任せ、機宜の措置を未來不確實の外交交渉に放任するものなり。(註一) 之に反し智利、亞爾然丁間海軍制限條約は仲裁裁判官を任命して、其の實施に關する紛争問題を處理せしめ(註二) 瑞典、諾威間中立地帯設定に關する條約は其の履行監督の爲、外國士官三名より成れる委員會を構成し、且條約の解釋及適用上の紛争處理の爲、仲裁裁判所を構成すべきことを規定し、(註三) 相互援助條約案は締約國が聯盟理事會の軍事代表者 (military delegates) に軍備に關する報道を提供すべきこと、及本條約の解釋に付國際司法裁判所の管轄を當然義務的と認むる旨を規定し、(註四) 壽府議定書も聯盟理事會が適當の方法に依り現地調査を行ふべきこと及本議定書の解釋に付國際司法裁判所の管轄を當然義務的と認むる旨を規定せり。(註五) 之等の規定は次に述ぶる國際監督委員會に關する平和條約の規定と共に "organisierte unmitteldbare Freundkontrolle" を組織するものなり。

ヴェルサイユ條約、サンゼルマン條約、トリアノン條約、及ニユイ條約は其の軍事條項の履行確保の爲國際監督委員會の組織、任務及權能並戰敗國の義務に付規定を設けたり。(註六) 右監督委員會が陸軍々備撤廢に關し民間諸團體の取締、過剩兵器の破壊、工場の様樣替、最高指揮官の廢官、警察隊の組織變更等に付、種々の困難に遭遇し、任務の完全なる達成ありしや否や疑あり、今日獨逸匈牙利に徴兵制度の行はるるを指摘する者あることは顯著なる事實なり。最近ロカルノ條約締結の結果として、國際監督委員會は全然其の任務を解かれ、獨逸其の他の舊敵國の軍事監督に關しては、今やヴェルサイユ條約第二二三條及其他の平和條約の該當條項に遵據して、聯盟理事會其の責に任じ、理事會が過半數を以て調査の必要を議決したる場合に於て、獨逸其の他の舊敵國は右調査に必要な便宜を供與するの義務を有す。理事會は常設軍事諮問委員會の報告に基き、前記の調査を有効に執行すべき機關の構成、權限及手續を定めたるが右機關は理事會に代表せられたる國が指名する多數の陸、海、空軍専門家の表に付、調査の必要起る毎に理事會任命の

委員に依りて構成せられ、尙特定の場合、之に被調査國の接壤國及舊中立國の委員を參加せしむ。右機關は被調査國の募兵、編制、兵員、陸、海軍の武裝、警察隊及警察隊類似の組織を有する部隊の武裝、動員準備、私的團體の軍事教練並軍事に關する立法を調査するの任務を有し、此の任務達成上必要なる行動の自由を有し、且一切の利便を供與せらる。(註七) 而して軍事諮問委員會は以上の監督規定を以て監督の有効を期するに必要な最少限度の條件となせり。

軍縮會議準備委員會に於ける露國委員の軍備即時全廢案は條約の履行確保の爲常設國際監督委員會、國內監督委員會及地方監督委員會を設け、特に勞働組合の協力を得て軍備撤廢の進行狀況を調査し、違反國に對し武力以外の強制手段を適用すべき場合を豫見し、該委員提出の軍備縮少案は常設國際監督委員會、同專門委員會、工場毎に設置せらるる“*contrôle ouvrier permanent*”及現地調査委員會を以て國際監督を實行し、條約の履行を確保し、且違反行爲の摘發及是正手段を考究せしむることとなせり。

斯の如き監督機關の必要の程度は陸軍と海軍との間に非常の差異あり。同盟國々際監督委員會は海軍及空軍に關する限り、夙に圓滿に任務終了を告げ、華盛頓條約に關しては仰角問題の如き解釋問題の外紛争の起りたるを聞かず。然るに片務的講和條約たるの事實と相俟ちて、ヴェルサイユ條約陸軍條項の實施の場合には全く之に反せり。凡そ直接方法に依る軍備制限協定は制限なき事項に關して新たなる量的及質的軍備競争を惹起するの傾向あり。明文なきを口實として條約の精神を無視するが如きは期して俟つべく、時に條約違反を敢てするものなきを保せず、故に忠信なる國家をして背信の國家の犠牲たらしめず、條約の履行を確保し、其の一律の解釋を保障し、締約國の信頼を繋ぐ爲情報交換に満足せず、進みて監督機關を設くることは極めて必要なるやに認めらる。但し兩三國間の軍縮協定の場合に在りては駐在武官及外交官を介する外交交渉に依り一切を處理するも大なる不便なかるべし。

前述の監督機關の構成に關しては種々の説あり、キッド氏は其の“*Entwurf zu einen internationalen Vortrage über Rüstungszustand*”に於て各強國が任命すべき三名の委員及其の他の各國が任命すべき一名の委員より成れる特別仲裁裁判所の設置を主張す。右裁判所は陸軍費、海軍費等、特殊の部門に分れ、各部の判決を一審とし、條約の適用に關する紛争を處理するものとす。(第十五條乃至第五十條)而て判決に服せざる國あるときは各締約國は條約の廢棄を通告することを得、條約は全締約國に對し効力を失ふものとす。(第五十一條乃至第五十五條)尙ハンス・ウェーベル氏は前記の委員を主として小國の公法家又は軍人中より採用し、必要あれば裁判所に現地調査を行はしめ、締約國が團結して國際警察力を構成し、前記の超國家的裁判所の判決に權威あらしめむことを主張す。(註八)之に反しヴェルサイユ條約其の他多くの先例に倣ひ、常設又は臨時の國際監督委員會の構成を主張する者あり。國際聯盟の諸委員會は二三強國の反對あるに拘はらず、國際監督委員會の構成を略豫斷し、ノエル・ペーカー氏の如きは獨逸其の他の舊敵國を爾餘の諸國と均等の地歩に置くの必要あること、國家相互間の充分なる信頼を繋ぐ必要あること、調査監督の有効を期し得べきこと等を理由として、ヴェルサイユ條約第二二三條に基く理事會の調査權行使に關する機關を其の儘採用せむことを主張す。(註九)

想ふに裁判所と監督委員會とは其の性質を異にし、其の一つを以て足るや否やは大なる疑問に屬し、吾人は瑞、諾條約相互扶助條約案及壽府議定書の例に倣ひて兩者を併用し、前者には條約解釋の法律問題を付託し、後者には條約適用の政治問題を付託すべきものなりと思考す。唯軍縮協定特に陸軍々備縮少協定の性質上締約國の軍備が條約の規定に適合せるや否やは之を確認すること困難なるが故に、軍縮協定の解決すべき問題は主として監督委員會の設置及權限問題なり。軍縮條約の解釋問題に關し既存の國際司法裁判所等を利用し得るに於ては特に然りとす。

國際監督委員會の權能は最も重要な問題なり。ヴェルサイユ條約の定むる監督委員會は、同盟國の機關として行動し、同盟國の實力を其の執行力の保障となす。瑞、諾中立地帯設定に關する條約に定むる監督委員會は構成上中立を保障せらるるも、其の決定の實行は締約國の善意に俟ち、結局は締約國各自の實力を執行力の保障となすものにして、斯の如き場合に至れば國際委員會は外交交渉の手段たるに過ぎざることとなり、地方的協定に於て監督委員會を設くることは手續を圓滑にする以外大なる意義を有せず。右協定に於て仲裁々判官を設けたる場合に於ても略同一に論ずることを得。之に反し相互援助條約案及壽府議定書の豫見する監督委員會は多少の超國家的權力を有する聯盟理事會の機關として行動するものにして、監督委員會の決定の執行は國際司法裁判所の決定と等しく聯盟の機關たる理事會の疑似國際的強制力を保障とす。而て此の最後の強制力なくしては國際監督委員會の存在の基礎を發見すること能はず。茲に於て一般軍縮協定に於ける效果的監督機關の構成問題は、軍備縮少の前提たる安全の保障を具體化する國際的平和組織の構成問題と合體す。然るに今日の國際聯盟は高邁なる思想の幽靈に過ぎず、聯盟理事會の決定は概して道德上の力を其の執行力の基礎とするものにして、理事會の調査機關が、果して戰勝同盟國を背景とする同種の機關の如く有効なるべきやは吾人の深く疑問とする所なり。

觀じ來れば國際監督の有效ならむが爲には二個の條件を充すの必要あり、第一は國際警察力の存在にして、第二は眞に有效なる監督規定の存在なり。而て一面現實の國際聯盟は“association of nations”に過ぎずして今日尙斯の如き國際的權力を樹立するに至らず、又將來に於ても國家の上に君臨する超國家となるの可能性なし。他面ヴェルサイユ條約の監督條項、聯盟理事會の舊敵國軍事調査執行に關する監督規定が、主權論に執着せる締約國の大多數に依り、承諾せらるべしとは到底信する能はず。果然國際聯盟は規約第八條末項の解釋上國際聯盟に調査の權能なきことを聲明し一般的

軍縮協定案の立案に従事せる混成委員會及軍縮會議準備委員會の過半数は軍事監督機關の設置を必要なりと主張し、軍縮會議準備委員會第三回會議に於ける報道蒐集機關兼國際監督實行機關たる常設軍縮委員會 (Commission permanente du dsarmement) 設置に關する佛國委員の提案に對し佛蘭西、芬蘭、波蘭、和蘭、瑞西、亞爾然丁、羅馬尼、白耳議、セルブ・クロアト・スロヴェニア等は贊同の意を表したるも、英國、伊太利、日本、智利、米國等は斷然反對を聲明し、委員會は情報の交換及公表を促進すべき中央國際機關を設置し、一定様式に依り作成せられたる兵員數に關する統計報告、締約國の領域内に於ける非締約國の軍艦建造に關する明細報告、現存中の商船及將來建造せられべき商船にして六吋以下の大砲を搭載し得るものに關する報告、非軍用航空機の數に關する報告、一定様式に従ひ作成せられたる軍事費豫算及決算報告等を之に提出せしむるに留め、所謂間接的組織的外國監督 (organisierter miteilbare Fremdkontrolle) を以て満足せむとするもの如くなりき。後同委員會第六回會議採擇の一般軍縮條約案は陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の日割平均人員、青年の義務的軍事豫備教育、徵兵の勤務期間總日數、陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の軍用機材の維持購入及製造費、制限内艦船の起工及竣工、甲板に補強工事を施せる船舶の名稱及噸數、軍用及非軍用航空機の種類、臺數、總馬力及總容積、陸、海、空軍各別の經費總額に關する報道交換の義務を各締約國に課し、尙條約の履行を注視するの任務を有する常設軍縮委員會を設置し、其の組織權能及行動の準則を定めたり。即ち本委員會は軍縮會議に依り決定せらるべき諸國政府の任命に係る委員より成り、第一に前記の報道交換其他責任ある筋より出でたる報道に基き條約履行狀況に關する年報を作成し締約國及聯盟理事會に提出すること、第二に既遂未遂の條約違反事實に關する異議申立ありたる際、利害關係國代表者の陳述聴取の上、事實審査頭末報告を締約國及聯盟理事會に提出すべきことを其の任務となし、締約國は右報告の結論に付協議すべきものとす。(條約案、第四十條乃至第四十九條、第五十一條第五十二條)

然らば常設軍縮委員會の組織及權能は國際警察力の性質を有せず、委員會の監督上の行動の自由を保障せず、從てヴェルサイユ條約の國際監督委員會及同條約第二二三條に依り理事會の設置せる監督委員會の組織及權能とは根本的の差異あり。蓋し個別的な安全即ち優越權を目指す直接備軍制限將又相對的安全保障を前提とする軍縮問題の實際的解決の場合に在りては是以上を冀求することは理論上不可能にして、斯の如き常設軍縮委員會の組織及權能は誠に當然の歸結と云はざるべからず。

註一、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, pp. 37-40.

註二、Protocol of the Convention of March 22, 1902, Art. 7.

註三、Convention relative to the Establishment of a neutral Zone, Arts 5, 8.

註四、相互援助條約案第一二條及一五條。

註五、壽府議定書第七條第八條及第二〇條。

註六、ヴェルサイユ條約第五編、第四款、第五款並他の平和條約の該當條項參照。

註七、Société des Nations: Procès-Verbaux Conseil, C. 541, 1924.

註八、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 385-389.

註九、Noel Baker: Disarmament, pp. 322-323.

第五節 武器及彈藥の取引取締

一八八九年十一月ブルヌツセルに於て開催の奴隸禁止國際會議 (Antisklavereikongress) に於て締結せられたる一般議定書第八條乃至第十三條は、土人相互間の争闘が奴隸供給の原因たるに鑑み、阿弗利加の一定地域に武器の輸入を禁止

せり。一九一九年巴里平和會議中、戰爭嫌惡、平和憧憬の極めて自然なる民族及國際心理に支配せられたる列國は世界大戦中製造蓄積せられたる武器が世界各地に撒布して動亂を醸成せむことを恐れ、一般議定書の武器取締に關する主義を擴充し、武器彈藥取締に關する條約 (Convention relative au Contrôle du Commerce des Armes et des Munitions) を締結したり。所謂サンゼルマン條約即ち之なり。本條約は武器彈藥を二種に別ち、第一種、専ら軍用に供せらるる武器彈藥(註一)に關しては各締約國は諸締約國政府の需要に應ずる場合に限り、之が輸出を許可することを得、第二種和戰兩用の武器彈藥に關しては各締約國は原則として其の輸出を自由に放任することを得るも、絕對禁止區域即ち阿弗利加の大部分、アラビヤ、波斯、並土耳其及其の近海に輸出する場合に在りては特許狀を下附することを要す、前記の絕對禁止區域に在りては植民地官憲に限り武器彈藥を輸入することを得。

聯盟事務局は本條約の規定及規約第二十三條(二)號に遵據して、國際中央事務局として武器彈藥の取引に關する一切の文書を收受保管すべきものとす。尙本條約は條約の勵行を期する爲絶對禁止區域に於ける陸上監視及海上監視に關し詳細の規定を設けたり。

前記サンゼルマン條約は列國に於て之が批准の用意ありしも、合衆國は右條約が締約國と非締約國との間の武器取引を禁止すること及本條約と國際聯盟と密接の關係あることを理由として、之を批准するの意思なき旨を聲明し、茲に條約改訂の必要を生じ、(註二)米國委員を交へ混成委員會は、労働代表デューオー氏及西班牙委員アマラル・マガズの提案並サンゼルマン條約を基礎として "international supervision over all movements of arms which crossed a frontier" を設定する爲に一條約案を作成し、之を第五回總會に報告し、(註三)理事會の招請に基き、一九二五年五月四日壽府に於て開催の武器彈藥及軍用器材の取引取締に關する國際會議は右條約案を基礎として審議の結果、四十一箇條より成れる

Convention concernant le Contrôle du Commerce International des Arms et Munitions et Matériels de Guerre. を締結したり。茲に注意すべきは該會議に於て各國が自國の立場を顧念し、南米諸國が武器を購入する政府は輸出國が政府として承諾したるものならざるべからずと規定せる條約原案(米國案)に對して反對し、荷受國政府は締約國の二分の一又は締約國中の三箇國に依り承認せらるれば足る趣旨の規定に改めむことを主張し、結局確定案は何等承認の問題に觸れざることとなり、結局、輸出國は内亂の際に於ける諸交戰團體に對し公平一様に武器を供給するの自由を取得するに至らざりしこととなり。

新條約はサンゼルマン條約に比し次の要點に於て差異あり。

- (一) 取締の目的物たる第一種、軍用武器、第二種和戰兩用の武器等を詳細に類別し、艦船及其の兵裝を第三種とし、航空機を第四種とし、軍用上の價値なき武器等を第五種としたること。
- (二) サンゼルマン條約に従へば第一種武器等は締約國の需要に應ずる場合には之が輸出を許可して差支なきも、新條約に依れば第一種武器等の輸出には一定事項を記載せる輸出政府發給の特許狀又は輸出國の承認したる輸出申告書を必要とし、輸入國は非締約國にても差支なきも、輸入國は正當委任を受けたる代理人を任命し、註文書を輸出國官憲に提出せしむるの要あること、特許狀又は輸出申告書の寫を貨物に随伴せしむるを要すること。
- (三) 兵器製造業者及射撃協會の爲にする輸出を許可し得る旨の規定を設けたること。
- (四) 第二種兵器に關し、其の軍用に供せらるるものとして第一種の規定に準ずる場合は勿論、然らざる場合に於ても輸出特許狀又は輸出申告書を必要とする旨を規定したること。
- (五) 國際中央事務局を廢し、各締約國に於て第一種及第二種兵器取引に關する毎期統計報告を公表するに満足したる

こと。

- (六) 外國の註文に係る第三種、艦船に關し特殊の公表制度を設けたること。
- (七) 第四種航空機及發動機は第五種非軍用兵器と同様自由に輸出し得るも、輸出國に於て毎期統計報告を公表するの義務を負へること。

(八) 非締約國よりする輸入を締約國よりする輸入に準じて取扱ふべきこと。

(九) 絶對禁止區域又は特殊區域に仕向けられたる第一種、第二種、第四種及第五種武器等の輸出、特殊區域に於ける右武器等の輸入及統計報告の公表に關し詳細規定を設けたること。波斯を特殊區域より除外せること。

(一〇) 條件附又は留保附加を認めたること。

(一一) 戰爭中交戰國に仕向けられたる兵器に關し條約の一部の適用を停止せること。

武器彈藥及軍用器材の取引に關しては智利、阿爾然丁間海軍制限條約、ヴェルサイユ條約、華盛頓海軍條約、倫敦海軍條約等にも諸種の斷片的規定を散見すと雖も、之等の規定は概して締約國と非締約國との關係を律せむが爲に設けられたるものにして、吾人は既に締約國と非締約國との關係の節に於て此の點に論及したるが故に茲に再び反覆せず。前述の如く一般議定書の特種區域に於ける武器取引取締は表面上人道上の見地に出でたるも、デューオー氏の如きは之を以て植民帝國の土人制壓を容易ならしむる帝國主義的陰謀なりとなし、サンゼルマン條約の一般的取締は世界大戰中蓄積せられたる武器の供給が禍亂の原因とならむことを虞れたる結果なるが、こは一時的現象に過ぎず、彼の一九二五年の條約前文は武器等の取引が一般的取締及公表の目的たらざるべからざることを獨斷的に聲明せるのみにして、毫末も右取締及公表の必要なる所以を説明する能はざりき。尤も國際聯盟の統計的調査は武器等に關する輸出統計と一致せず。

ることを明示せるも、(註四) 吾人は諸學者の通説に反し、一般的軍縮協定の存在せざる今日に於て、武器取引の取締に鋭意するの必要と利益とを發見するに苦しむ。尙軍縮協定に於て武器彈藥等の使用及貯藏量を制限する場合に於ては右取締は蛇足に過ぎず、之に反する場合に於ては大國が保有する武器の九牛の一毛にも若かざる武器の移動に付公表の制度を布くも何の甲斐がある。寧ろ情報交換の有効を期するに若かざるなり。加ふるに武器取引の取締は其の性質上軍需工業なき國を不利益の立場に置くものなるが故に、之等諸國は本條約の批准を躊躇し、一九三〇年四月現在にて支那、西班牙、佛國等八箇國を除く外今日迄批准書を寄託せし國無く、伯刺西爾の如きは兵器民營取締條約の效力發生を以て本條約批准の條件となし、米國上院は本條約に對し極て冷淡の態度を持し、英國は米國の鼻息を窺ひつつあり。斯るが故に一九二五年の武器彈藥及軍用器材の取引取締に關する條約の效力の發生は十四箇國の批准を以て足るも、吾人は寧ろ遠き將來に於て之が實施を期せざるべからず。(註五) 而て本條約の效力發生は煩鎖なる手續を締約國に課するに拘はらず、軍國は武器を製造し、爾餘の締約國又何れかの方面より必要の武器を輸入し又は自ら軍需工業を起すべきが故に、本條約が軍備制限の目的を達成するに寄與する所僅少なるべきを吾人は信ぜむと欲す。

尙此の機會に於て支那に對する武器彈藥及軍需品の輸入禁止に關し一言せむに、一八四二年より一九〇二年に至る迄約六十年間支那に於ける不對等特權條約國人は、支那に軍需材料を輸入するの自由を享有したりしが、一九〇二年支那政府は輸入税率改訂取極書附屬規定を以て支那政府の徵求に依る場合又は其の購買に對する適法免許を得たる支那人に賣渡す場合を除く外一切軍需品の輸入を禁止し、列國政府は支那政府の土匪討伐内亂防止を容易にする爲支那政府の輸入禁止に對し承諾を與へたり。然れども支那の無秩序不統一を以てしては列國が輸出を禁止せざる限り密輸入を防止すること能はず。茲に於て一九一九年日、英、米、佛其の他の聯合國代表者北京に會合し、「各代表國政府の當該官憲は

支那に於て全國を通じ、其の權力を承認せらるる政府の成立に至る迄、各自國民の支那に對する兵器彈藥の輸出を有効に制止すること、並引渡未了の契約濟兵器彈藥も亦前記期間内之が支那輸入を禁止することに同意す」との決議を可決し、外交團首席英國公使より五月五日附書翰を以て此の旨を支那政府に通告したり。後日伊太利は「伊國人の既に締結し、又は本決議に對し一切の外國が同意を表する以前に締結せられたるものを除外す」との留保を附して該決議に参加し、白耳義及和蘭は無條件に該決議に参加したり。華盛頓會議に於ては、北京決議の趣旨を更に擴充せむとするバルフォア案提出せられたるも遂に成立するに至らざりき。一九二九年國民政府の支那統一後米國政府は最早對支武器禁輸協定が其の存在理由を失へることを理由として之を廢棄せむことを提議し、英國其の他之に賛同するもの多く、同年四月十九日北京外交團會議は同月二十四日より該協定を廢棄するに決し、同日附を以て此の次第を支那國外交部長に通告したり。茲に於て對支武器輸入に付ては支那國內法のみ之が取締に任ずることとなれり。北京協定は言質を重んずる列國に依り嚴守せられたりと雖も、時に違反國の發生を免れざりき。而て其の廢棄に伴ひ、大正十一年中締結せられたる海軍擴張援助停止に關する協定も同時に廢棄せられ、爾來支那の正當政府は軍需品輸入の自由を恢復し、日、英は相尋で支那海軍建設に援助を與ふべき旨の協定を締結したるが、米國は寧ろ對墨西哥武器彈藥輸出禁止の政策を支那の場合にも踏襲せむと欲するものゝ如し。夫は兎に角一九一九年の北京協定が日支間參戰借款に次げる一九一八年の arms agreement に依り日本が支那北方政府に武器を供給し、教官を派遣するの優先權を得たるの事實と關係なしと云ふべからず然らば南京政府の成立後此の時期を選びて率先して對支武器禁輸協定を廢棄したるは又羈制政策の表現ならずとせず、加之一般武器取引取締條約が國內武器の生産を助長するが如く對支武器禁輸協定の實施は多數外國技師の支那備聘となりて現はれ、内亂の推移に意義ある好影響を與へし實蹟なし。果然武器取引取締條約の如き羈制政策に利用せらるるに

あらざれば即ち殆んど無意義にして、軍縮問題が結局純國內問題たる軍備を國際的管轄事項に改むるに在るの事實を閉却し、軍備撤廢を名として武裝問題を考究し續くる限り各般の彌縫策が何等平和に對する意義ある貢獻を爲し得るものにあらざることを立證せり。

註一、 Artillery of all kinds, apparatus for the discharge of all kinds of projectiles, explosive or gas-diffusing, flame throwers, bombs, grenades, machine-guns and rifled small-bore breech-loading weapons of all kinds. The Ammunitions for use with such arms.

註二、 Société des Nations: Journal Officiel, Nov. 1923, p. 1471.

註三、 Société des Nations: Actes de la Conférence pour le Contrôle du Commerce International des Armes et Munitions et des Matériels de Guerre, p. 17.

註四、 Société des Nations: Renseignement statistique sur le Commerce des Armes, Munitions et Matériels de Guerre, A. 30. 1924.

註五、 Madariaga: Disarmament, pp. 177-180.

第六節 民業に依る兵器彈藥及軍用器材の製造の取締

世界大戰前諸國の平和論者は種々の證據を擧げて、兵器の民營が非常の弊害を伴ふものなることを痛論し、(一)兵器製造會社が新聞紙を操縦して、自國の軍事費を増加せしめむが爲、他國の陸、海軍備擴張計畫に關し虚偽の報道を傳播し戰爭の脅威を喧傳して輿論を左右し、以て自國政府に好戰的政策を採らしめ、軍備擴張を行はしむること、(二)該會社が内外國官吏に贈賄し、兵器賣込に努むること、(三)該會社が團結し、内外相呼應して一國を他國に對抗せしむること

に依り、列國の軍備擴張競争を促進すること、(四)右會社が國際軍需工業トラストを組織して、各國政府に賣却する兵器の價格を騰貴せしむること等を指摘して、私營軍需工業の取締又は軍需工業の國營を主張したり。(註一) 以上の事實に鑑み、聯盟規約第八條第五項は兵器民營が重大なる非議を免れざるものなることを聲明し、聯盟理事會をして弊害防遏の方法を具申せしむべき旨を規定せり。

聯盟理事會より、前記の弊害防遏の爲、孰るべき措置に關し、報告せむことを依頼せられたる常設軍事委員會は兵器民營てふ生産組織及手段よりも、寧ろ私的企業が軍需品を世界全般に賣出すことが重大なる非議を免れざるものなることを指摘して、サンゼルマン條約の實施を希望し、且一國の兵力は兵器貯藏量よりも遙に戰時工業能力に依頼するが故に民營取締は末にして軍備制限の實行を急務とすることを結論したり。之に反し、混成委員會は前述の弊害除去の方策を研究し、國防に必要な軍需品を官業に依り製造し得ざる國家あるに鑑み、官營論を排して取締の主義を採用し、ローラン・スミス氏、カーネーギー氏等の原案に基き審議の末兵器製造會社の株券を記名式となし、外國人が之を所有することを禁止すること、株主名簿を公表せしむること、軍需工業に關する免許は之を外國人に賦與せざることを、免許狀の記載事項を詳細規定し、免許狀の寫を國際中央機關に送達せしむること、兵器製造會社の作業、商取引、財政狀態の公表は之を各國政府の裁量に委せず以て卒直なる事實の公表を期すること等有效なる國際的取締の組織に必要な諸原則は之を拋棄し、國內的取締を以て満足し、條約案の内容となるべき次の基礎的原則六項を可決したり。(註二)

(一)兵器民營取締の目的物は、兵器取引取締條約案第一條に定むる第一種兵器彈藥及軍用器材(以下兵器と云ふ)に限る。

(二)民營とは私益の爲、第一種兵器の製造及販賣を目的とする契約を締結することに専ら又は副業として従事する企

業、若くは右兵器の部分品の製造及販賣を主たる目的とする他の一切の企業に依る製造を云ふ。

(三) 民業に依る兵器の製造は政府の明示の許可なくして其の領域内に於て之に従事することを得ず、右許可は政府の定むる期間内有效なりとし、次の條件に従ひ下附せらるべき免許状の形式に於て之を與ふることを要す。

(イ)、免許状には名義人が製造の爲、許可を出願したる兵器の種類を明示すべし。

(ロ)、名義人は免許状を下附する政府に個人又は組合企業の場合に在りては、所有権者の住所、氏名及資格を、會社企業の場合に在りては企業の本社長及取締役の住所氏名及資格を申告することを要し、政府は此の申告を公表すべし。

(ハ)、名義人は其の關係を有する一切の兵器製造會社の名稱を免許状を下附する政府に申告すべし。

(ニ)、名義人は免許状を下附する政府に、毎年許可の目的たる製造品に關する作業、販賣、及金銭出納に關する報告書を提出することを要し、政府は右報告書の審査方法及公表範圍を決定すべし。

(ホ)、免許状を下附する政府は、免許状下附の前後及其の有効期間中、名義人の工場を監督するの權利を有す。

(ヘ)、名義人の關する限り政府は兵器の製造に關する一切の專賣特許權等の買収及使用に關し優先權を保留す。

(四) 名義人は新聞の資本の相當額を所有し、又は新聞の事業經營等に當ることに依り、新聞の上に勢力を揮ふべからず。此の禁止は企業の本社長、取締役及高級社員にも之を適用す。名義人は新聞に許可の目的たる製造品に關する商事廣告を掲ぐることを得ず。

(五) 議員は同時に國家と契約を締結する兵器製造企業の本社長又は取締役たることを得ず。

(六) 各國政府は兵器等取引取締條約に依り設置せらるべき中央國際機關に、免許名義人たる一切の會社等の住所及稱

號一覽表を提出することを約す。該機關は右一覽表を受領したるときは直に之を公表すべし。(註三)

爾來混成委員會に繼げる協同委員會並に理事會全員委員會及其の任命に拘る特別調査委員會は本問題の研究を續け、一九二六年四月該特別調査委員會は別に十一項より成れる條約基礎案を改めて立案し、後理事會の任命したる特別委員會(理事國、米國及露國の代表者より成る)は一九二七年三月、及一九二八年八月前後二回の會合を重ね、協同委員會の質問集に對する各國の回答及一般討議に於ける各國代表の意見に鑑み、特別調査委員會案に修正を加へて、次の八項の原則を含める十六箇條の條約基礎案を採擇したり。

(一) 條約の適用を受くべき目的物は其の分類内容に於て武器取引取締條約に等しきこと、(二) 民業に依る兵器彈藥及軍用器材製造とは國家に專屬せざる工場に於て専ら又は大規模に行ふ一切の製造を云ふ、但し自國の註文に依り自國の爲にする製造は之を除外すること、(三) 民業に依る兵器製造は之を免許營業とすること、國際法に依り禁止せられたる武器彈藥等は戰爭の目的以外に使用せらるること分明なる場合に限り之を製造し得べきこと、(四) 締約國は製造免許の目的たる武器の説明、營業所名、所在地、免許の期間、及特殊關係を有する企業の名稱を記載せる免許及免許更新件名表を國際聯盟事務總長に通告するか又は公表すること、(五) 締約國は名義人が一年間に製造したる各種の武器等の價額を國際聯盟事務總長に通告するか又は公表すること、及締約國が一年間に其の專屬工場其の他に於て製造せしめたる各種の武器等の價額を事務總長に通告するか又は公表すること、(六) 締約國は武器等の製造に關する現行諸法規及將來制定せらるべき諸法規寫を事務總長に通告するか又は公表すべきこと、(七) 締約國は二月以内に其の領域内に於て或る國の爲に建造済、建造中、建造未着手の一切の軍艦に關し建造契約署名の日、龍骨据附の日、完成及引渡の日、基準排水量、全長、幅員、吃水、を記載せる半年報を公表すること、(八) 戰時に於ては交戰國に關する限り、本條約の適用は之を停

止すること、(但最も重要な條項たる(三)、及(四)等)に關し更に適確なる義務を締約國に課せむと欲する國あり、之に反し更に條約案を無害ならしめむが爲に留保を爲せる國あるを注意すべし。)

想ふに私經濟主義に依る四海同胞主義的商事會社の兵器民營には弊害の之に伴ふあり、而て右弊害は其の生産組織に固有の弊害にして、常設軍事委員會の論斷が當を得ざることは疑を容れず、茲に於て右の弊害を除去せむが爲、ブレンタノ、ハンス・ウェーベルグ氏等は軍需工業の官營を主張し、國際聯盟の諸委員會は内容空粗なる國際條約に基ける國內的取締(national control)の實行及大體周知の事實に關する公表制度の採用を要望す。(或は米國代表の如く官營の弊害を云ふ者ありと雖も夫は即ち軍備を擁するの弊にして、官營の取締を云ふは無意義なり)然れども第一に兵器民營の弊害は各國に共通の現象にあらず、軍需工業の發達せる國に於ても弊害の程度に多大の差異あり、戰前活躍せる獨逸のクルップ會社が獨逸の軍國主義の責任を幾分領つべき地位にありとするも、眞理は獨逸の軍國主義が原因にしてクルップ會社の發達は其の結果なりしことを吾人に教ゆ。英國のアイムストロング、ヴィカー、ウイットウォース會社、佛國のシュナイデル・クルーズ會社、等の策動が自國の國防政策に幾何の影響を與へ得しや。(註四)堅實なる國家は常に自主的に其の國防政策を決し、兵器製造會社の傀儡となることなし、國際聯盟の諸委員會に於て日本、白耳義等の委員が兵器民營の弊害を認めずと聲明せるは偶然にあらず。要するに兵器の民營には弊害の伴ふものもあるも、之を弊害たらしむるは國民の賢愚、政府の強弱に依る。而て國民の賢愚、政府の強弱は國際會議の目的にあらず。次に彼の官吏に對する賄賂の如きは各國刑法に罰則あり、民營會社がカルテルを組織して兵器を高價ならしむるが如きは國際軍備縮少の目的に合するのみならず、政府に於て眞に之を取締らむと欲せば、自ら其の方法あり、決して國際的協力が必要とせず。第三に各國政府は其の國防政策を樹立し、官業に依ると民業に依るとを問はず、陸、海、空軍の必要とする諸材料

の供給に遺憾ならしめんと欲し、時に補助金を給して軍需工業を保護助長し、之を獨立せしめむと努むるに於て人後に墮ちざらむとし、他面軍需工業の性質上國內取締は各國共既に之を實行しつつあり。最後に一般軍備縮少協定に於て兵器の使用貯藏量を制限するに至らむか、兵器民營の取締は蛇足にすぎず、軍縮協定は結ばずして枝葉問題たる兵器民營を取締るも事に益なく、軍縮協定にして不完全ならむが枝葉問題たる兵器民營の取締を以て此の缺陷を補ふことを得ず。吾人は多數學者の説に反し、兵器民營の弊害取締は國際協定の目的を構成せざるものと認め、聯盟規約第八條第五項の規定を設けたるの機宜の措置なりしや否やに關し深き疑問を抱懐するものなり。マダリアガ氏が "One of the forms that nothingness may take is a convention, a kind of draft was prepared last august in Geneva. It may be summed up in this way: it organizes supervision by means of secret publicity" と云へるもの實に吾人の云はむとする所を道破せり。(註五)

註一、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 341-360. Hans Wehberg: Limitation of Armaments, p. 51. Secretariat de la Société des Nations, Société des Nations et la Réduction des Armements, p. 10.

註二、Rapport de la Commission temporaire mixte pour la Réduction des Armements, 1921, 1922, 1924.

註三、ローラン・スミス氏案、カーネギー氏案は猶無記名株式の發行を禁止すること、兵器製造企業の會計を檢查すること、該企業の國際的カルテル組織を禁止し、又は取締ること、一般的營業の許可の外一契約毎に特別許可を必要とする、とを提議す。

註四、米國の兵器製造會社はCarnegie Steel Co., Bethlehem Steel Co., Midvale Steel Co., Du Pont Powder Trust. の四社を數へ、其の資本金は合計二十億弗に達し、戰爭中株價は平時の五十倍に達せり。英國に於ける兵器製造會社としてはVickers Sons and Maxim, Armstrong, Whitworth & Co., Cannon-Laird Ordnance Co., Harvey United Steel Co., の

五社を數へ、其の資本合計額二億五千萬磅、配當は七分二厘より一割五分に及べり。佛國に於ては顯著なるものを Schneiders & Co. となし、其の配當率は二割に及べり。獨逸には戰前クルップ會社其の他多數の兵器彈藥製造會社を有し、其の資本合計一億弗、配當は平常一割二分なりき。英國及獨逸に於ける兵器製造會社の株主中には新聞所有主あり、クルップ會社の社長は獨逸皇帝と個人的關係を有し、グイカース會社は株主中に百二十三人の議員又は官吏を有す。米國議員 Tavenner が一九一五年報告したる所に依れば Harvey Steel Co. の株式一萬株は英國の他の七會社の有に屬し、其の一萬四千株は伊太利人及佛國人の有に屬し、其の七千四百株はクルップ會社其の他の獨逸會社の有に屬し、其の四千三百株はベツレム・スチール會社の有に屬し、其の殘餘は奧地利、白耳義等の株主に屬せり。之等の兵器製造會社に投資せる者は軍備擴張を煽る爲に或は虚偽の宣傳を爲し、或は疑獄事件を勃發せしめ、或は舊式兵器を支那等に賣却して其の内亂革命を助長し、英獨兩國間海軍競争中英國側の株主は英獨双方の註文に依りて好景氣の利益を滿喫し、獨逸側の株主も亦全く同一の立場に置かれたりと非難攻撃せられたり。吾人は此の非難の當れるや否やを吟味せむとせず、又此の種非難が根據なしと云はず、國家と軍備と戦争と平和との根本的關係を諒視すれば斯の如き枝葉末節の論が格別顧慮を値ひせざることを確信するのみ。(Hughan: International Government, pp. 260-263 參照)

註五、Madariaga: Disarmament, p. 182.

第七節 無防備地帯

無防備地帯又は中立地帯 (entmilitarisierte Zonen, demilitarized zone) は國境の兩側三十乃至四十吉米の地帯を限り、築城、要塞、堡壘を撤去し、之が構設を禁じ、兵營、兵器廠、糧秣廠等を存置せず、時に或は鐵道を軍用に供するを禁

じ、或は軍用飛行機の航空を禁じ、或は警察隊、税關吏、國境監視兵の數を制限したるものにして、彼の永久中立國が緩衝國 (buffer state) となると同一意味に於て兩接壤國間の緩衝地帯 (buffer zone) を構成するものなり。彼の片務的諸平和條約に於て一定築城、要塞、堡壘等を破壊したる例は枚擧に遑あらずして、最近の實例としてはヴェルサイユ條約第一八〇條を擧げ得べく、(註一) 之等は等しく無防備地帯に該當すべしと雖も、概して戰勝國の優越權を保持せむとする目的に出でたるものなるが故に、茲に吾人が論ぜむとする隻務協定に依る無防備地帯又は中立地帯にあらず。

無防備又は中立地帯を設定したる双務的條約は其の數多からず、一九〇五年瑞典、諾威間中立地帯設定に關する條約に定むる四十吉米地帯、一九二三年ローザンヌ諸條約中スラース國境に關する條約第一條の定むるマリツア地帯は其の著例にして、一八九四年、緬甸と西藏との國境に關する英支條約の十哩地帯に關する規定、一九〇五年ポーツマス條約第九條第二項樺太の防備撤廢に關する規定等亦此の種類に屬すべし。吾人が史論に於て論及するの遑なかりし一九二一年露國及芬蘭間國境治安維持に關する條約 (Abkommen zwischen Finland und Russland zur Sicherung des Grenzfriedens von Juni 1922.) は此の種條約の稍典型的のものにして其の第二條は根本原則として次の規定を存置せり。

前條に定むる國境 (國境の不可侵を保障する爲本條約を適用する地帯にしてラドガ湖より北氷洋に達する國境) は正規兵の隊伍又は正規の國境守備隊に屬する部隊に限り之が守備に任ず、但其の全兵員數は双方各二千五百人を超ゆることを得ず、國境の監視は先づ歩兵部隊に依り次に騎兵部隊に依り實行せらるべく、其の他の兵科に屬する隊伍は之を國境の監視に當らしむることを得ず。

締約國の一方の理由を附したる要求に基き兩締約國は國境を監視する軍隊及國境守備隊の部隊中より兵器に依り善隣の關係及國境の治安を攪亂する目的を以て行動する者を除外すべきことを約す。

之等の國境の守備に任ずる軍隊の隊伍及國境守備隊の部隊は携帯用武器及機關銃に限り之を所持することを得、機關銃の数は締約國の法規に依り同種の隊伍又は部隊の爲に定められたる機關銃平常數を越ゆることを得ず。

混成委員會は侵略國の認定を容易ならしむること、入寇を遅延せしめ相互援助に必要な時日の餘裕を與ふること、接壤國間の軍隊の接觸を阻止することに依り戰爭の勃發を防止し得ることの利益を擧げて、相互援助條約案第九條に於て無防備地帯の設定を勸告し、壽府議定書第九條の規定又之に倣へり、今其の全文を示せば次の如し。

無防備地帯の存在は侵略を防止し、且下記第十條に従ひ、侵略の疑議に亘ることなき決定を容易ならしむる性質あるを以て、本議定書違反行爲の防止手段として、等しく同意する國家間に右地帯の設定を勸告す。

條約の規定に基既に存在し、又は將來等しく同意する國家間に設定せらるべき無防備地帯は接壤國の一又は多數の請求に基き、其の負擔に於て、聯盟理事會の組織する臨時又は常時の監督に服することを得。

然れども國際平和組織の存在を確認し得ざる今日侵略國の認定を云ふも其の甲斐なし、國境近邊に於ける戰略地點を放棄し、又は重要都市を開放することは反て國防を危くするものなるが故に無防備地帯の設定は之を兩三國間の特殊協定に委するを適當とし、一般的軍縮協定の一部として之を全般に普及せしむること能はず。

海峽、運河、又は港灣の中立を聲明し、或は沿岸に要塞を設置することを禁止、或は軍艦の航行を禁止、或は軍艦の一定時間以上碇泊することを禁止する條約あり。ヘイバウンスフォート條約の前身たる一八五〇年巴黎馬運河に關するクレイトンブルワー條約、一八五六年黑海中立に關する條約、一八八八年スエズ運河中立に關する條約、及一九一三年ローザンヌ條約中海峽制度に關する條約等は其の著例なり。此の制度は軍備制限に關係する所なきにあらざるも、海洋交通の自由を維持することをも併せて目的とするものなるが故に茲に深く論及せず。

註一、G. Hosono: International Disarmament.

註二、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Erster Urkundenband, pp. 374—381.

第八節 毒瓦斯、潜水艦等に關する禁止又は制限

既に述べたるが如く Dr. Walter Simons—Dr. Hermann Jahreis は特殊の所謂非人道的武器に關し、平時國際法的、消極的質的制限と、戰時國際法的軍備制限との區別を認めたり。吾人は今此の區別に留意しつつ各兵器の禁止制限に付順次に説明を試むべし。(註一)

第一、毒瓦斯及バクテリア

Dr. Rudolf Hanslien は其の著化學戰 (Der Chemische Krieg) に於て人類が太古より毒瓦斯戰に着目し、如何なる時代に於ても發明家の之が爲に惱漿を絞りたることを指摘したる後、鐵製兵器の採用及火器の發明の二大革命の後に來れる科學的戰爭手段の意義に論及して述べて曰く「然りと雖も大戰以前に在りては交戰國中一として毒瓦斯が有する軍事上の意義の決定的なる可能性を認識する者なかりき。勿論科學及技術が戰爭の技術的補助手段の準備完成に重要な役割を演ずべきことは各方面より期待せられしと雖も、之が根本的意義を有する一の新戰闘手段を産出さむとは未だ嘗て何人も之を夢想すること無かりき」と。(註二) 戰爭は本來死地に活路を求めむとする國家的民族的生命の積極的及消極的自己保存行爲にして、一切の平和的努力の失敗し、或は戰爭勃發し、或は戰爭避け難きに至らむか、國家及民族の自己保存は最高の法則となる。(Denn ist trotz allen Friedensbestrebungen der Krieg einmal entbrannt oder als unvermeidlich erkannt, dann wird die Selbsterhaltung von Staat und Volk oberstes Gesetz.)

尙も勝敗の數に影響する限り戰時法規を以て戰爭を規律せむとするが如きは迂愚の極と云ふべく、茲に自然科學の提供する革命的害敵手段あるに當り一片の禁令を以て之が使用を斷念せしむるが如きは、生命の本質を無視するものにして、世界大戰は該禁令の空文に過ぎざることを立證せり。クラウゼウィッツ大將の原則に曰く戰爭は暴力行爲なるが故に敵味方双方共其の兵器の能率を高め、最大の破壊力を發揮するに至る迄止まる所を知らずと。

世界大戰終局以前に於ては一八九九年の窒息せしむべき瓦斯又は有毒質の瓦斯を撒布するを唯一の目的とする投射物の使用を各自に禁止する宣言ありて、締約國は相互間に開戦の場合に於て "l'emploi de projectiles qui ont pour but unique de répandre des gaz asphixians ou délétères" を各自に禁止するの義務を負担したるに拘はらず、獨逸は盛に毒瓦斯を使用し、一般に新聞雜誌の之を攻撃するものありしと雖も、中立國又は交戦國より正式に抗議の出づるを見ざりき。而て獨逸人 F. Haber は毒瓦斯の使用に對し敵國が何等抗議する所なかりしは敵國も亦進で之を使用するを得策なりと爲したるが故にして、將來も亦之を借用するの決意を有するの標徴なりと評せり。茲に唯一の例外として赤十字國際委員會は敵兵を擧にし、且之を毒害する有毒瓦斯の如き新發明の應用に對して抗議したるが、獨逸半官報の之に對する回答は毒瓦斯は、決して過度の損害を與ふるものにあらず、之を使用する方法の劣れる者のみ之が使用に反對すと云ふにあり也。(註三)

世界大戰後ヴェルサイユ條約以下の講和條約は獨逸其の他の舊敵國に過重偏頗なる義務を負はしめ、ヴェルサイユ條約第一七一條は "L'emploi de lance-flammes et celui de gaz asphixians, toxiques ou similaires, ainsi que tous liquides, matières ou procédés analogues étant prohibé, la fabrication et l'importation en sont rigoureusement interdites en Allemagne." と規定し、一般に締約國は「火焰發射器及窒息性、毒性又は類似の瓦斯並之に類似する一切の液體、材料又は考

案は其の使用を禁止せられあるに因り」と前文に依り使用禁止の義務を負ひ、獨逸は之に加ふるに「其の製造又は輸入を嚴禁す」との後文に依り平時と戰時とを問はず製造輸入を禁止せられたり。(奧地利以下亦之に準ず)國際監督委員會は嘗て既存品の貯藏保有は禁止せられずとの獨逸側の抗議に拘はらず、貯藏品を發見して之を破壊したり、故に製造及輸入禁止の結果として保存及輸出も亦禁止せられたりと解すべきものの如し。毒瓦斯防禦方法の研究は勿論獨逸にも許されたるが、右研究の實施の爲には毒瓦斯製造を必要とし、獨逸の要求に依り同盟國は之が製造を許可したり。

以上の如くなるを以て一般締約國は海牙宣言及ヴェルサイユ條約第一七一條前文の義務を負ひ、其の後華盛頓會議に於て署名せられたる潜水艦及毒瓦斯に關する五國條約第五條は「窒息性毒性又は他の瓦斯及一切の類似の液體材料又は考案を戰爭に使用することは (the use in war) 文明世界の輿論に依り至當に非難を受け、且右使用の禁止は (a prohibition of such use) 文明國の多數を當事國とする諸條約中に聲明せられたるが故に、署名國は右禁止が諸國の良心及實行を均しく拘束する國際法の一部として普く採用せられむが爲、右禁止に同意することを聲明し、其の相互間に於ては之が拘束を受くべきことを約定し、且他の一切の文明國に對し本取極に加入せむことを勧誘す」と規定し、一九二五年壽府に於て開會の武器取引取締に關する國際會議は毒瓦斯等の輸出禁止を行ふの不合理なるに鑑み、毒瓦斯の戰爭使用禁止に關する宣言を可決したり。然れども前者は廢紙に歸し、後者は一九三〇年四月現在にて獨逸、支那、西班牙、佛蘭西、伊太利、露西亞等十七箇國の批准を集め効力を發生するに至りたりと雖も、未だ英、米の加入を見るに至らず。されば Le Jonkheer W. J. M. van Eysinga は一九一九年以來毒瓦斯戰及其の準備を禁遏せむが爲に試みられたる一切の運動を回顧して次の如く結論せり。(註四)

Lorsqu'on essaye de dresser le bilan de tout ce travail accompli depuis 1919, on doit constater qu'on n'a pas

avancé d'un seul pas; tandis qu'en 1919 une très grande partie des Etats avaient déclaré déjà prohibée la guerre chimique, on a essayé à deux reprises d'incorporer au droit international son interdiction, sans toutefois y réussir, puisque ni la formule de Washington ni celle de Genève ne sont entrées en vigueur et en ce qui concerne la réalisation du complément nécessaire de l'interdiction, de la guerre chimique, la non-fabrication et son contrôle, tout ce qu'on a pu faire, n'a abouti qu'à une meilleure compréhension des grandes difficultés qui s'opposent à une solution. Rien ne semble mieux illustrer cette situation extrêmement peu satisfaisante que le calme avec lequel on se résigne au fait que tout le monde continue à développer l'arme chimique dont tout le monde condamne également l'emploi. 觀じ來れば毒瓦斯禁止は未だ國際法として確立せるものと認むることを得ず。一般多數の締約國間に他締約國が毒瓦斯戦に訴へざる限り毒瓦斯の戦時使用又は戦争使用 (l'emploi à la guerre, l'emploi en temps de guerre) を各自に禁止するの約定存するに過ぎず。國際聯盟軍縮會議準備委員會に於ては白耳義、波蘭、チェッコスロワキヤ、羅馬尼、セルビア各委員よりヴェルサイユ條約第一七條に依り獨逸の負へる義務を各國に普及する爲軍縮條約の一部として採用すべく次の共同提出せられたり。

締約國は窒息性、毒性其の他の瓦斯及一切の類似の液體物質又は方法を戦争に使用せざることを約す。

締約國は同様一切の細菌學的戰闘手段を使用せざることを約す。

締約國は前二項に掲ぐる戦争手段に訴ふる爲にする平時に於ける一切の準備を等しく禁止すべし。

締約國は猶化學戰又はバクテリア戰に使用し得る物質が此の種用途に供せらるる爲輸入、輸出又は製造せらるるるときは之等物質の輸入、輸出又は其の領域内に於ける製造を許可せざることを約す。

軍縮會議準備委員會第六回會議は右提案第一項を相互主義の條件の下に、第二項を絶對的の要件として採擇し、(條約案第三十九條) 第三項及第四項は佛國委員の對案及露國委員の對案と共に否決し去れり。(第六節、民業に依る兵器彈藥及軍用器材の製造の取締参照) 從て毒瓦斯問題に關する國際立法運動は一九一九年以來遂に半歩すらも前進せざるの現狀に在り。

如上の現行諸規則及採擇せらるるの可能性ある同種の提案が毒瓦斯問題を終局的に解決するものにあらざることは一九二〇年八月第八回聯盟理事會の諮問に答へて常設軍事諮問委員會が平時に於ける毒瓦斯の使用を禁止し、又は制限し以て戦時之が使用を禁止せむとするが如きは机上の空論たるに過ぎず、理化學研究所に於て行ふ毒瓦斯の實驗及研究を禁止することは絶對に不可能なりと答申し、華盛頓會議に於ける專門委員會が砲彈爆發に因りて毒瓦斯を生ずるの事實に鑑み、毒瓦斯の戦争使用を必至の勢として容認せむと欲したるの事實之を明徴にす。加之人道家平和論者等が毒瓦斯使用を以て人類及科學の汚點と看做さむとするの傾向に對し、權威ある専門家中、武器として毒瓦斯の長所を推獎する者あるは誠に吾人をして歸趨に迷はしむるものあり。即ちマーツ大學教授 A. Smithals は最初は如何なる戦争手段も殘酷に思はるるものにして火藥の使用すら不人道と看做されたり、英國が將來絶對に毒瓦斯を使用せざることは不可能事なりと云ひ、一九二〇年英國首相は議會に於て毒瓦斯問題に言及し、佛、伊、米等の諸國は毒瓦斯を軍隊に採用し、之が研究を重ねつつあるが故に、毒瓦斯を全く斷念するは國家に取り決して安全の策にあらずと聲明し、一九二二年一月の「Revue des Deux-Mondes」に於て Nordmann は毒瓦斯使用を斷念するは全く愚者の事にして、吾人は須く將來の化學戰に備ふる所なかるべからずと喝破し、華盛頓毒瓦斯條約批准後 米國の政治家及軍人にして毒瓦斯戰を謳歌する者追々増加し、「Association nationale pour défense chimique」の宣傳效を奏し、米國上院は壽府毒瓦斯條約を批准せむとせ

ず。Chemical Warfare Service を全廢せむことを要求する平和論者の請願は拒否せられ、同國の軍醫部は毒瓦斯の爲に死亡する者の數は全死亡者數の一小部分に過ぎざることを發表し、一九二二年「The Military Engineer」は毒瓦斯は最も有效且人道的武器にして、死者は僅に三パーセントに過ぎず、軍縮會議は化學戰の恐るべきことを針小棒大に吹聴せりと云ひ、J. F. C. Fuller は新奇なるものは悉く犯罪の兇器なり、人類は最初毒瓦斯の爲に死亡せし百人に驚き、一九一八年—一九一九年間流行性感冒の爲に死亡せし一十萬人に付無關心なりと云ひ、一九二五年八月五日「American Chemical Society」にはロスアンゼルスに於ける會合に於て聯盟理事會が皮相なる見解を把持して、舊式野蠻の戰爭方法を持續せむが爲に、人道的害敵手段たる化學戰を禁止せむとすることに對して抗議し、英國の化學者 S. Haldane は其の著「Callinicus, A Defence of Chemical Warfare」に於て毒瓦斯^{Gas Warfare}を使用して迅速に敵軍を潰滅せしむるの優れるを力説したりき。(註五)

以上の次第なるを以て有機化學工業特にカメレオンの如く容易に變化する染料工業の發達せる獨逸が非常の毒瓦斯製造能力を有し、米國が戰慄すべき毒瓦斯 Lewisite の製造に成功したること等は列國が絶大の脅威を感じつつ報道する所にして、(註六) 列強は前記諸條約が遵守せられざることを確信し、毒瓦斯戰に對する防禦又は守勢的攻撃の準備に日も亦足らざるもの如し。即ち合衆國に於ては陸軍省内に chemical warfare service あり潜水艦及毒瓦斯に關する華盛頓條約批准以後に在りては毒瓦斯防禦の研究及發達のみを企圖する部局となり、瓦斯將校 (Gasoffiziere) は瓦斯防禦將校 (Gaschutzoffiziere) となり、瓦斯材料の製造及貯藏は禁止せられ、其の經費は百三十五萬弗より約半額の七十萬弗に削減せられたり、エツヂウッドに於ける瓦斯防禦本部には八百五十九人の従業員ありて、毒瓦斯製造特に警察に對する毒瓦斯の供給及毒瓦斯防禦方法の研究に從事し、之に附屬せる Chemical Warfare School に於て將校に對しては八週間、

下士以下に對しては四週間の瓦斯防禦教程を與ふ。尙 Chemical Warfare Service と密接の關係に立つる American Chemical Society 及 The U.S. Chemical Warfare Association は半官半民的施設にして、毒瓦斯戰に關する智識の普及並防禦方法に關する宣傳等に從事せり。日本は四個師團を廢止したる機會に於て空軍を擴張し、且毒瓦斯研究所を設置し、之に五百萬圓を支出せり。佛國は他國より先んじて毒瓦斯戰に訴へざることを揚言すと雖も、其の異常に發達せる空軍は毒瓦斯の研究と雁行し、一九二二年の佛國軍事年報に依れば佛國の一切の化學者の人名は陸軍に登録せられ、同年科學及工業の研究改善を目的とする國家機關設置せられ、軍事上、學術上及産業上の利益増進に貢獻すると同時に毒瓦斯に對する防禦方法の研究及獨逸品に劣ることなき毒瓦斯の製造に從事することとなり。一九二四年豫備將校技術問題研究會成り、化學戰研究委員會長 Mourou 教授之が指導の任に當れり。佛蘭西新國防法に依れば專賣特許出願中の新發明にして一度國家の利害に關するものなるときは國家は直に之を徵收することを得。佛國陸軍省には毒瓦斯問題を取扱ふ部局三を數へ、其の内一は瓦斯防禦、一は攻撃的瓦斯研究に從事せり。主要なる製造工場はリユーネヴィルに在りて、一九二五年にツールーズに向一工場の新設せらるるを見たり。佛國新國防法に依れば一切の國民は動員の際國家の指揮命令に従ふ義務あり、從て一切の化學製造工場は必要なる技師及熟練工と共に國事に盡瘁し、化學戰材料の遺憾なき供給は既に平時より確保せらるるを見る。一九二九年害瓦斯豫防規則公布せられ「Organisation du Service de Combat」の態様頗る明白となれり。世界大戰後モロッコに於ける反亂鎮壓の爲佛國の催淚瓦斯を、西班牙は芥子瓦斯を飛行機上より放散したるが寧ろ不成功に終りたるもの如し。佛國の同盟國たる波蘭及チェッコスロワキヤは佛國の轍を踏み、英國には航空省及化學戰委員會ありて、後者は將校及化學者より成れり。彼のフォッシュ元帥が飛行機は日に發達して多量の害瓦斯を放散し得るに至れりと云へる聲明は、英國朝野を震駭せしめ、防禦及對抗方法を考究せしむるに至り、一

九二三年八萬磅に過ぎざりし研究費は一九二五年二十三萬七千磅に上れり。英國の野戰勤務條令は屢々毒瓦斯に言及せるが、其の一節には武器として毒瓦斯を使用することは戦争開始前豫め責任ある官廳に委任せられざるべからず、一度毒瓦斯使用に決するや最も廣範圍に亘り之を使用し、砲兵隊用毒瓦斯彈、歩兵用毒瓦斯擲彈、飛行機用毒瓦斯爆彈其の他各種の方法を以て之が應用を試みざるべからずとの規定存せり。伊太利は米國に倣ひて *Service militaire* を置き、露國は毒瓦斯が將來の戦争に於て重大なる役割を演ずべく、而て自國が西方諸國より奇襲を蒙らむことを虞れ、曩にトロツキーの下に最高革命軍事評議員會 (*Oberster Revolutionäre Kriegsrat*) を設け、毒瓦斯と飛行機との併用を計畫し、其の幼稚なる状態を改善せむが爲に民營製造會社 *Dobrochim* 及 *Dobrolet* を設置し、以て毒瓦斯製法の研究と飛行機の製作とに邁進せしめ、後此の兩會社を合併して *Aviachim* とせり。工業大學其の他の諸大學も亦アヴィアキムと等しく最高軍事評議員會に從屬し、軍事的研究事業特に軍事應用化學の方面を委託せらる。尙軍屬たる化學者の専門教育はモスコウの高等化學學校に於て施さる。一九二二年チフリスに於けるソヴィエツト大會に於て陸軍委員フルンゼは赤衛軍に對する瓦斯材料の製造供給は極て潤澤なる旨を聲明したり。化學的軍備の首班を爲すものは數省共管に係る瓦斯防禦委員會と化學的軍事監督委員とにして後者には多數の毒瓦斯軍務監督官配屬せらる。ルブリンには瓦斯射撃場の設けあり、追て實驗所及試驗所の附設を見る豫定なり。特に注目し値するは既に一九二三年ウクライナが毒瓦斯戦用放射物發射實驗の爲陸軍演習を舉行せむことを中央政府に出願せることなり。ロシアの文献は化學戰の進歩發達が熱心なる研究目的となれることを反映し、*J. Fischmann* 博士は *Woina i Technika* 誌上に於て化學戰術の任務を論述し、一切の毒瓦斯に關する技術問題の研究即ち原料供給の可能性、製造方法、戰時生産と平時生産との連絡、住居地域及毒瓦斯生産中心地との戰術的配置、化學及技術的方面の研究事業、氣象風土等の將來の戰場に及す影響の研究、教育及情報

任務等の項目を擧げ、平時に於ても露國の化學工業は戰時に於て自然的地勢を最も確實且有効に利用せむことに腐心せる化學戰術家の方略に其の指揮を仰がざるべからずと論結せり。獨逸に於ては *H. von Kuhl*—*Hans Garcke* は獨逸が毒瓦斯の製造輸入及使用を全然禁止せられ、世界大戦争中毒瓦斯の製造に従事せる五會社は容易に佛國飛行隊の襲撃し得る區域内に在り、*Der Weg zur Freiheit* 誌の論ずるが如く、諸外國の害瓦斯は日進月歩し、化學戰に於ける優越は今や獨逸より佛國に移り、國防、經濟及科學が手を連ねて進歩すべき時期に當り *Kaiser Wilhelm-Institut* は解體せられて今や二三の助手を剩すのみ、工場附屬の研究等存在すと雖も、亦黨利を目的とするに過ぎずと慨歎せりと雖も、一般に列強はラインの謎に包まれたる獨逸化學工業特に染料會社の脅威を嘗て忘れたることなし。(註七)

凡そ或る軍備の要素に關する制限は他の要素に關する軍備競争を激烈ならしむる傾向あり。若し化學戰を捨てて顧みざらむか、縮少せられたる軍備を以て一層慘憺たる修羅場を現出し、特に非戰闘員の屍山を築くことなきを保せず、故に害瓦斯に關する華盛頓條約、壽府議定書は勿論ヴェルサイユ條約の規定をも一般に擴充し、以て列國を獨逸と同一の立場に立たしめ、或は更に *Maxor Iefebure* の主張する如く、或は中央情報局を設置して前記諸條約の尊重を確保し、或は米國エッチウッド、佛國フォンテンプロ、英國ポルトン、獨逸クルツプの如き大規模の實驗所を閉鎖し、或は新毒瓦斯の發見を阻止する爲化學者の協力を確保するの手段を講じ、或は官有の毒瓦斯製造工場を閉鎖し、染料、藥劑、人造肥料等の化學を絶滅し、又は之を毒瓦斯製造工業に變更するを阻止する能はざるに鑑み、斯の如き工業上の潛勢力を各國に均等に分配して、一國の獨占を阻止し、毒瓦斯其の他の新式武器を聯盟の統帥する國際軍の獨占に歸せしめ、(denationalisation) 且國際聯盟の下に國際監督局を設置して、該工業を取締ることも慥に一方策たるを失はず。(註八)

Rennie Smith: *General Disarmament or War?* の毒瓦斯戰抑壓に關し方策四個條の内一部は舊套を追ひ、他の一部はル

フエビエール少佐の私案と一致せるが、重複を厭はず之を譯述すれば次の如し。

- (一)、締約國は戦時に於ける化學的有毒物の使用に關する一九二五年のジュネーブ議定書を批准し、又は之に加入すべし。
- (二)、締約國は軍人又は非軍人に依りて爲さるる毒物又は病菌の使用に關する演習又は教練就中航空隊に依りて爲さるる同種の演習又は教練を普通法上の犯罪 (A crime in common law) と看做し、適當なる刑罰を以て之を處罰する爲必要な措置を取るべし。

- (三)、締約國は純粹に軍事上の目的を以て毒瓦斯問題を研究する官立實驗所及私的研究所に補助金を與へざるべし
- (四)、締約國は本條約附屬の補充的協定に締約國の化學工業の間に取極を結ばしめ、毒瓦斯の製造に使用せらるべき化學的製造品の割當分配を爲さしむべし。

以上は稍獨創の見を含むと雖も勿論權威なき學者の私論のみ、翻て屢次の國際聯盟軍縮會議準備委員會に現はれたる諸種の提案と其の運命とを一顧せむに、既に吾人が史論に於て詳述したるが如く該委員會第一回會議、第二回會議及分科會に於ける軍縮問題の解決に資すべき基礎的研究の遂行に當り勞働代表デューオー氏は國際化學工業カルテルを組織することに依り化學工業を國際的資本家及技術家の管理に委ね、各國の毒瓦斯生産量を合法の使用量に適合せしめんことを提議したるに、本案は主權論及生産事業の秘密擁護の主張の爲に斃れ、該委員會は毒瓦斯及バクテリア使用禁止に關する國際條約違反行爲阻止の手段として違反國に對する他方交戰國の報復手段及一般締約國の後者に對する化學戰を以てする援助を想定し得る旨を學究的無關心を以て理事會に答申したり。其の後佛國委員ポール・ボンクール氏は所謂安全保障の内に毒瓦斯問題の解決を求めむとし、豫め文明國全體及其の軍隊を敵として引受くるの覺悟を有するにあら

ざれば毒瓦斯戰に訴ふる能はざる制度を布かむことを要望し、軍縮會議準備委員會に於ける羅馬尼及塞耳比亞委員は毒瓦斯戰に於ける相互援助協約案を提出し、「締約國は有毒物質又はバクテリアに依る攻撃を受けたる一切の國に對し、此の攻撃に應ずるに必要な原料製品及手段を提供すべきことを約す。締約國は尙其の距離の許す限り其の所有する化學的手段及バクテリアを利用して此の種の手段に依り攻撃を爲したる國に對して爲す共同報復に参加すべきことを約す」との二箇條を採擇せむことを主張したるも表決に附せられずして止み、同時に一般締約國を戰敗國獨逸、澳地利等と同一の立場に置かむと試みたる白耳義以下五國委員の共同提案及略同一内容を有する露國委員の提案は孰れも撤回を余儀なくせられ、結局全然陳腐なる毒瓦斯及バクテリアの戰爭使用禁止に關する條項のみ可決せられたり。若し幸にして該條項が國際法として既存の條約を強化するに至るとするも、一切の砲彈は多少の毒瓦斯を發散し從て毒瓦斯禁止條約は専ら又は主として毒瓦斯を戰爭に使用するを禁止するに過ぎざることとなり、主として毒瓦斯を撤布する物と然らざる物との區別疑義に亘り、適用上一切の禁止は雲散霧消するに至りて止むべきのみ。

想ふに一面に於て國際聯盟を變じて超國家となし、軍縮協定を以て各國の産業の興廢に容喙せむとするが如き提案が各國の容認する所とならざるべきは吾人が既に絶對安全保障の不可能性に付縷述したる所の如く識者を俟つて後知るべきにあらず。他面に於て軍縮會議準備委員會の提案の如きも全然無力にして何等有效なる新解決案を提示せず、ヴェルサイユ條約第一七一條華盛頓及壽府毒瓦斯條約の聲明を反覆するに過ぎず、幸に受諾せらるることありとするも其の尊重を確保するの手段なきことは毒瓦斯に關する既存諸條約の規定と毫も異ならず。吾人は第五回聯盟總會の決議にも表明せられたるが如く、毒瓦斯戰及非戰鬥員を襲ふ空中戰の危險を阻止せむと欲せば戰爭夫自身を防止する外他に策の求むべきものなきことを深く遺憾とし、戰爭防止と風馬牛相關する所なきがに觀ぜらるる直接軍備制限將又相對的安全保

障を前提とする軍縮問題の實際的解決が斯の如き詰りに達するの必至の運命たる所以を指摘するに止めむと欲す。
(第一編第六章第四節、第七節第七款第一項及第三項参照)

第二、潜水艦

潜水艦の發明を獎勵し、之を採用したるは米國諾威の如き後進海軍國にして、英國は當初より潜水艦が自己既得の制海權に對する脅威なることを知れり。故に海牙會議に於ける露國の潜水艦使用禁止に關する提議を歓迎し、世界大戰を期として、獨逸の潜水艦を恒久的に全廢し、華盛頓會議に潜水艦全廢案を提出し、爾來之を固執し來れるは決して偶然にあらず。米國は華盛頓會議に於て均勢の原則を認めしめ、倫敦海軍會議に於て全海軍力に付之を貫徹し、佛國評論家の所説の如く歐洲の岸を洗ふ東大西洋を英國の支配に歸せしめ、自身西大西洋を支配するに及び、變説して潜水艦全廢論者となり、伊太利は佛國とユーゴスラヴィアとの間に介在せる自國の戰略的地位に鑑み、條件附にて潜水艦全廢論に左袒するに至れり。海上大資本主義の英、米が潜水艦を以て非人道の武器なりと主張し、攻勢的脅威なりと主張するに對し奇襲國防主義の日、佛は之を以て弱國の防禦的武器なりと主張し、斷乎として其の維持を主張し、之を貫徹したり。潜水艦を繞る論争は直接軍備制限會議が軍備會議たる所以を最も雄辯に立證するものなり。(註九)

潜水艦全廢不可能の結果、潜水艦をして非戰鬥員を殺傷する不人道の武器なりとの非難を免かれしめむが爲に華盛頓會議は潜水艦及毒瓦斯に關する五國條約を採擇し、事實上潜水艦を商船攻撃に利用するを禁止したり。然るに該條約は佛國の批准拒絕の爲に廢紙に歸したるが、倫敦海軍會議中、英米は潜水艦全廢不可能の事實に鑑み、戰時に於ける潜水艦使用に制限を加へむことを提議し、佛國代表は水上補助艦と潜水艦とを全く同一の地歩に置く條件の下に此の提議に賛同し、其の結果、海戰法規たる倫敦海軍條約第二十二條の採擇せらるるを見たり。

想ふに該條の規定は潜水艦に過重の義務を課することに依り事實上之を商船攻撃に使用するを得ざらしむるを目的とす。然れども一旦緩急の際兩交戰國が國命を賭して戰ふに當り、勝敗の數に影響を及し得る可能性あるに當りてや、該條の遵守を期待することは或は毒瓦斯の場合と同様不可能となるに至るべし。蓋し必要は常に法を知らざればなり。想ふに不戰條約を出發點とせる倫敦海軍會議が倫敦海軍條約第四編戰時海戰法規の採擇に墮し、而て何人も之を怪まざる事實程、直接軍備制限會議又は直接軍備縮少會議の軍備會議に外ならざる所以を證明するものあることなし。

第三、其の他の戰爭手段

第一回海牙會議に於ても問題となりたるが如く新式武器即ち新發明に係る裝藥、炸藥、小銃、大砲等の使用禁止を主張する者あり、(註一〇)又裝甲車^{トラク}の形狀及砲裝を制限せむことを主張せる者あり、(註一一)或は攻撃用武器なることを理由として砲兵の全廢を主張する者あり。(註一二)倫敦會議の經過に鑑み、一切の戰艦、主力艦、航空母艦等の廢止も亦問題となり得べし。ヴェルサイユ條約は平時戰時を問はず獨逸に對し軍用飛行機、タンク、重砲等の保有を禁止したるが、斯の如き義務を一般締約國に課することは望むべくして行ふべくもあらず。從て現在一般諸國はダムダム彈の使用禁止の外、戰鬪遂行方法に關し巴里宣言、海牙諸條約等の拘束を受くるに過ぎず。今軍備制限條約の締結に當り火器、科學的武器等に關し詳細且複雑なる技術上の制限を課し、且新發明發見を制限せむと欲せば其の方途なきにあらざるべきも内政干渉に對する反對及國際監督機關設置の困難に鑑み、各國の承諾を得ることも履行を確保することも、共に困難なりと信ず。

學者中將來電氣、バクテリア、ラヂオ等の應用に依り、一國が決定的勝利を確保するに足る武器を發見し、他國をして全然防禦の手段を失はしむるに至るべきことを想定し、此危險に顧み新武器の使用を禁止制限するにあらざれば軍備